



流山市総合計画 後期基本計画

(平成22～31年度)

「都心から一番近い森のまち」



流山市



はじめに

流山市長 井崎義治

平成32年を目標とした流山市総合計画は、平成12年に策定されてから10年が経過し、振り返し点を迎えました。その総合計画の新たな10年間における、具体的な自治体経営の方針を示した後期基本計画が、平成22年度からスタートします。

わたしたちの住む流山市は、西に江戸川、北に利根運河の清流をのぞみ、オオタカも営巣する緑豊かな森に包まれ、先人たちが永々と築き上げてきた、歴史や伝統文化が今日も大切に受け継がれています。

そして、平成17年には本市の念願であったつくばエクスプレスが開業し、流山市は都心と20分台で結ばれました。このことにより魅力あふれる環境を兼ね備える中で、利便性が一層向上し、「流山市に住んでいて良かった」「流山市に住んでみたい」と考える方々が、着実に増えています。

地方分権時代を迎え、流山市では、平成21年4月に「自治基本条例」「議会基本条例」が同時施行され、自治体経営において、市民、議会、行政の協働した市民自治によるまちづくりが一層欠かせないものとなりました。

幸いにも流山市は、意識も意欲も高い市民の皆様が自治会やNPOなどの市民団体としてあらゆる分野でご活躍され、より住みやすい街づくりに多大なご貢献をいただいております。

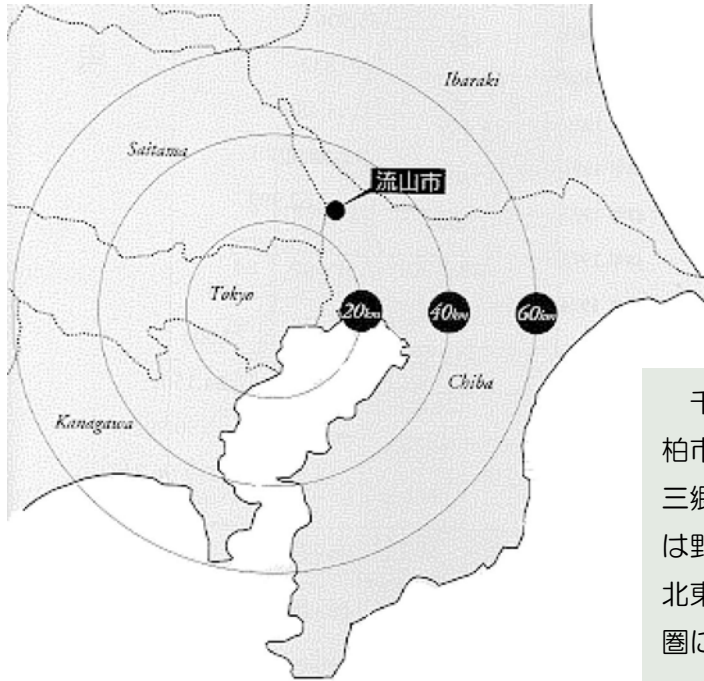
今回新たに策定した後期基本計画では、将来人口推計を見直し、今後10年間にわたる財政の見通しを立て、これまでの行政評価に基づく前期10年間の評価・総括や、市民意識調査から得られた市民満足度など様々な角度から事業を精査しました。そして、選択と集中の観点から事業を厳選し、実現可能な、財源の裏付けのある計画となっています。

流山市は長寿・人口減少社会の到来、深刻化する地球温暖化、地方分権の進展という大きな時代の潮流の中で、市民の皆様と力強く歩みを進め、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応する効率的で効果的な自治体経営を推進し、市民の皆様とご一緒に、流山市の明るい未来を築いてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました流山市総合計画審議会委員をはじめ、たくさんの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に対して、厚く御礼申し上げます。

平成22年3月

位置図



千葉県の北西部に位置し、東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しています。首都圏北東部にあたり、都心から30km圏に位置しています。

市章



昭和32年に町章として制定されました。

江戸川の流れに沿う性格として、江戸川の象徴として、水の流の図案を篆書字典により略化し、江戸川の主流を現した。中心の山は流の水の装飾化されたものと組み合わせ、流山市の姿を表した。

艸という草の意想は流山市が古くより、味噌、酒釀その他農産加工物の科学的発展的市の内容を示し、河を中心に堅実に市の人々の協力を表す表現として、円形にて囲み、市の人々の和を強く描いた市章です。

市の概要

人 □ 161,728人（2010年1月1日現在）

世帯数 64,397世帯（2010年1月1日現在）

面積 35.28平方キロ

市制施行 昭和42年（1967年）

市の木 つげ

市の花 つつじ

市章 昭和32年に町章として制定

市民憲章 昭和52年1月14日制定

平和都市宣言 昭和62年1月1日、市制施行20周年を記念して宣言

健康都市宣言 平成19年1月27日、市制施行40周年を記念して宣言

姉妹都市 福島県相馬市、長野県信濃町

流山市民憲章

流山市は、江戸川の流れも清く、東に筑波の峰、西に富士を望む、緑豊かな美しいまちです。

私たちは、万葉の昔から穏やかな風土にはぐくまれたおおらかな気風と、平和と繁栄を旨とする市民の生活とが調和する、うるおいのある郷土をつくるために、この憲章を定めます。

私たちは、自然を愛し、清潔で環境の整ったまちをつくりましょう。

私たちは、理解と尊敬とをもち、お互いにたすけあう住みよいまちをつくりましょう。

私たちは、教養を高め、文化の薫り豊かなまちをつくりましょう。

私たちは、勤労を尊び、健やかで明るい家庭の、楽しいまちをつくりましょう。

私たちは、老人と子供を大切にし、夢と希望にみちたまちをつくりましょう。

昭和 52 年 1 月 14 日制定

平和都市宣言

私たちは、平和と繁栄を市民憲章にうたい、「豊かで活力ある文化都市」流山の実現をめざしている。

私たちの国は、世界でただひとつの被爆国として、広島・長崎のいたましさと被爆者の苦しみをすべての人びとに訴え、人類共通の願いである恒久平和を達成させなければならない。

私たちは、日本国憲法の平和精神にのっとり、武力による紛争をなくし非核三原則をまもり、すべての核兵器をすてることを訴え、世界平和確立のため、ここに平和都市を宣言する。

昭和 62 年 1 月 1 日

健康都市宣言

私たちは、WHO（世界保健機関）憲章の精神を尊重して、市民一人ひとりが健康で楽しく、いきいきと暮らすことができることを願い、ここに「健康都市」を宣言します。

- 一 豊かな自然環境は、私たちの健康に大きなかわりをもっています。これを大切にし、共生できる健康なまち流山をめざします。
- 一 一人ひとりが健康の維持・回復・増進に向けた意識をもち、健康で規則正しい生活のおくれる健康なまち流山をめざします。
- 一 多様な分野が連携して、市民参加のもと、地域の中でともに支えあい、人と環境にやさしい健康なまち流山をめざします。

平成 19 年 1 月 27 日

目 次

総 論	1
第1章 後期基本計画の性格と位置付け	2
第2章 まちづくりの経過と課題	6
第3章 将来都市像の具体化	13
第4章 重点施策	14
第5章 まちづくりの基本方針	16
第6章 まちづくりの基本的なフレーム	18
第7章 事務事業選択	23
施策別計画	25
1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）	29
1-1 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	30
1-2 地域特性に合った良好な市街地整備	32
1-3 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	35
1-4 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	38
1-5 土地利用・生活環境に配慮した道路整備	41
1-6 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備	44
1-7 水需要に応じた水道事業の展開	47
1-8 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実	50
2 節 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）	53
2-1 豊かで美しい生活環境の創造	54
2-2 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	59
2-3 自然災害・都市災害への備えと予防	62
2-4 日常生活での安全性と快適性の確保	69
2-5 賢い消費者の育成	72
2-6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティ※の推進	74
3 節 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）	77
3-1 いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進	78
3-2 個性を生かす教育環境の基盤充実	81
3-3 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	85
3-4 ながれやま市民文化の継承と醸成	88
3-5 スポーツ活動の基盤づくり	91
3-6 国際社会への対応	94

4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）	97
4－1 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	98
4－2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	102
4－3 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	107
4－4 健康で明るい暮らしづくり	109
4－5 地域で支える福祉のまちづくり	113
4－6 バリアフリー※のまちづくり	116
4－7 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり	118
5節 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）	121
5－1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化	122
5－2 工業の強化と新たな産業の創造	125
5－3 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり	128
5－4 多様な方面からの農業の振興	131
5－5 特色ある観光の育成と創設	137
施策の推進方策 公・民パートナーシップ※による構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）	141
6－1 市民参加の地域社会づくり	142
6－2 健全で効率的な行財政運営	145
6－3 地方分権・広域行政への取組	152
6－4 男女共同参画社会づくり	155
資 料 編	157
分野別計画	158
目標指標の算出式	161
策定経過	166
流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）	168
諮問	171
答申	172
流山市附属機関に関する条例（総合計画審議会部分）	176
流山市総合計画審議会議事運営規定	177
流山市総合計画審議会委員名簿	178
策定会議設置要綱	179
庁内組織	181
基本構想	184
年表	194
用語解説	195
主な事務事業マップ	202

総

論

- 第1章 後期基本計画の性格と位置付け
- 第2章 まちづくりの経過と課題
- 第3章 将来都市像の具体化
- 第4章 重点施策
- 第5章 まちづくりの基本方針
- 第6章 まちづくりの基本的なフレーム
- 第7章 事務事業選択



第1章 後期基本計画の性格と位置付け

1 後期基本計画の性格

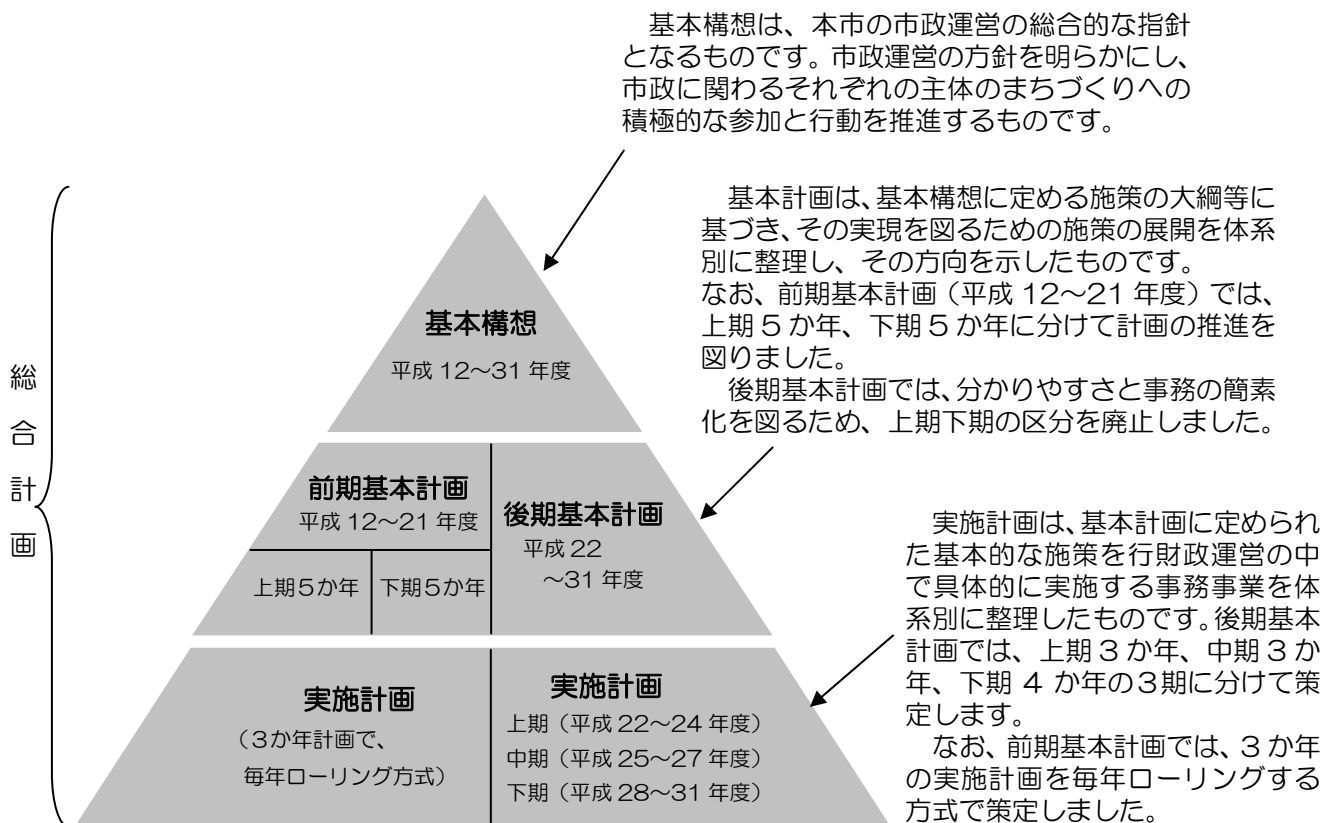
流山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」といいます。）は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく流山市総合計画基本構想（以下「基本構想」といいます。）の計画期間20年間（平成12～31年度）のうち、「後期」10年間（平成22～31年度）において実施する施策や事業の目標とその内容を定めています。基本構想は改定しませんが、後期基本計画では特に、厳しい経済情勢を踏まえ、施策の重要度や事業の費用対効果などを考慮し、施策や事業の選択と集中により、策定しました。

また、実施する事務事業の年度や財源を明らかにする流山市総合計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）の基本となる計画であり、流山市のまちづくりの実現に向けた道筋を示す重要な計画です。

2 後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想で示した将来都市像『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』の実現に向けた、基本構想の「施策の大綱」などにに基づき、後期における新たな施策・事業を体系的に整理したものです。

計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間とし、後期基本計画を実現するための実施計画は、上期3か年（平成22～24年度）、中期3か年（平成25～27年度）、下期4か年（平成28～31年度）の3期に分けて策定します。なお、それぞれの期間において、予測された社会経済情勢等が大きく変化し、計画内容との間にかい離が生じたときは、計画を見直すものとします。



《基本構想の概要》

基本構想（平成 12～31 年度）の概要は以下のとおりです。なお、後期基本計画では、「まちづくりのフレームと横断的課題」における将来人口を、社会経済動向を踏まえて下方修正しています。

なお、基本構想の背景や内容に影響がないことから、将来都市像や土地利用計画、実現に向けての「施策の大綱」などの見直しは行いません。

まちづくりの経過と 21 世紀への展望

前基本構想からの経過とその評価 →前基本構想で掲げた施策はおおむね達成	21 世紀への展望 →少子・高齢化 地方分権への対応 地球環境時代と持続可能なまちづくり 多様性に富んだ生活と社会 情報化社会への対応	基本構想の視点 →必要な開発と適正な保全 まちづくりのプロセス共有 民間活力の活用 コスト感覚の醸成と投資の効果的配分 状況の変化への的確な対応
--	--	---

基本理念と将来都市像

まちづくりの基本理念 →価値あるまちづくり 「人間の価値」 「自然の価値」 「文化の価値」	将来都市像 →『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを 実感できるまち「みんなであ くろう価値ある流山」』	社会・生活像 →健全なコミュニティ※の育成 生涯学習のニーズの高まり 男女共同参画社会づくり バリアフリー※のまちづくり 市民参加 国際化の進展
---	--	--

まちづくりのフレームと横断的課題

人口 →平成 32 年の将来人口を 20 万人と想定 （人口推計の見直しにより、18 万 1 千人に下方修正）	土地利用 →都市的利用と自然的利用の量的なバランスを図りつつ、低未利用地の有効利用を進め、秩序ある土地利用を形成	施策展開に当たっての横断的テーマと課題 →市民から見た時代の潮流とその課題を位置付け （25 の横断的課題）
---	---	--

施策の大綱（1～5 節）と施策の推進方策

1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山 【都市基盤の整備】 →8 本の施策	2 節 生活の豊かさを実感できる流山 【生活環境の整備】 →6 本の施策	3 節 学び、受け継がれ、進展する流山 【教育・文化の充実向上】 →6 本の施策
4 節 誰もが充実した生涯をおく ることのできる流山 【市民福祉の充実】 →7 本の施策	5 節 賑わいと活気に満ちた流山 【産業の振興】 →5 本の施策	施策の推進方策 公・民パートナーシップ※による構想実現と効率的、効果的行政運営【行政の充実】 →4 本の施策

3 自治基本条例と総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）

自治基本条例は、市民自治のための普遍の原則を定めた市民自治及び市政に関する最高規範性をもった条例です。

一方、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画は、本市の総合的かつ計画的な市政運営のための指針であり、各種政策、施策及び事業等の執行や各種計画等の策定の根拠となる本市の最上位計画です。

自治基本条例では、市民等、市及び議会が協働※して目指す「まちの姿」や、総合計画に基づいた各種政策等を行う際に必要となる各種制度（条例や規則、仕組み等）の根拠となる基本原則を定めています。

なお、基本計画は、地方自治法に基づく議決事件ではありませんが、平成21年3月に制定された流山市自治基本条例及び流山市議会基本条例の規定により、今回策定する「後期基本計画」から、議会の議決事件となっています。

本計画は、平成21年12月24日、流山市議会の議決を経て策定したものです。

《流山市自治基本条例より抜粋》

（目指すまちの姿）

第5条 市民等、市及び議会は協働※し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。

- （１）地域の生態系の保全と景観に配慮したまち
- （２）緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち
- （３）恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち
- （４）市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち
- （５）学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち
- （６）生涯にわたって学ぶことができるまち
- （７）歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち
- （８）子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち
- （９）健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち
- （１０）高齢者や障害者が暮らしやすいまち
- （１１）地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち
- （１２）男女共同参画社会が形成されたまち
- （１３）多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち

（総合計画）

第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。

3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。

4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

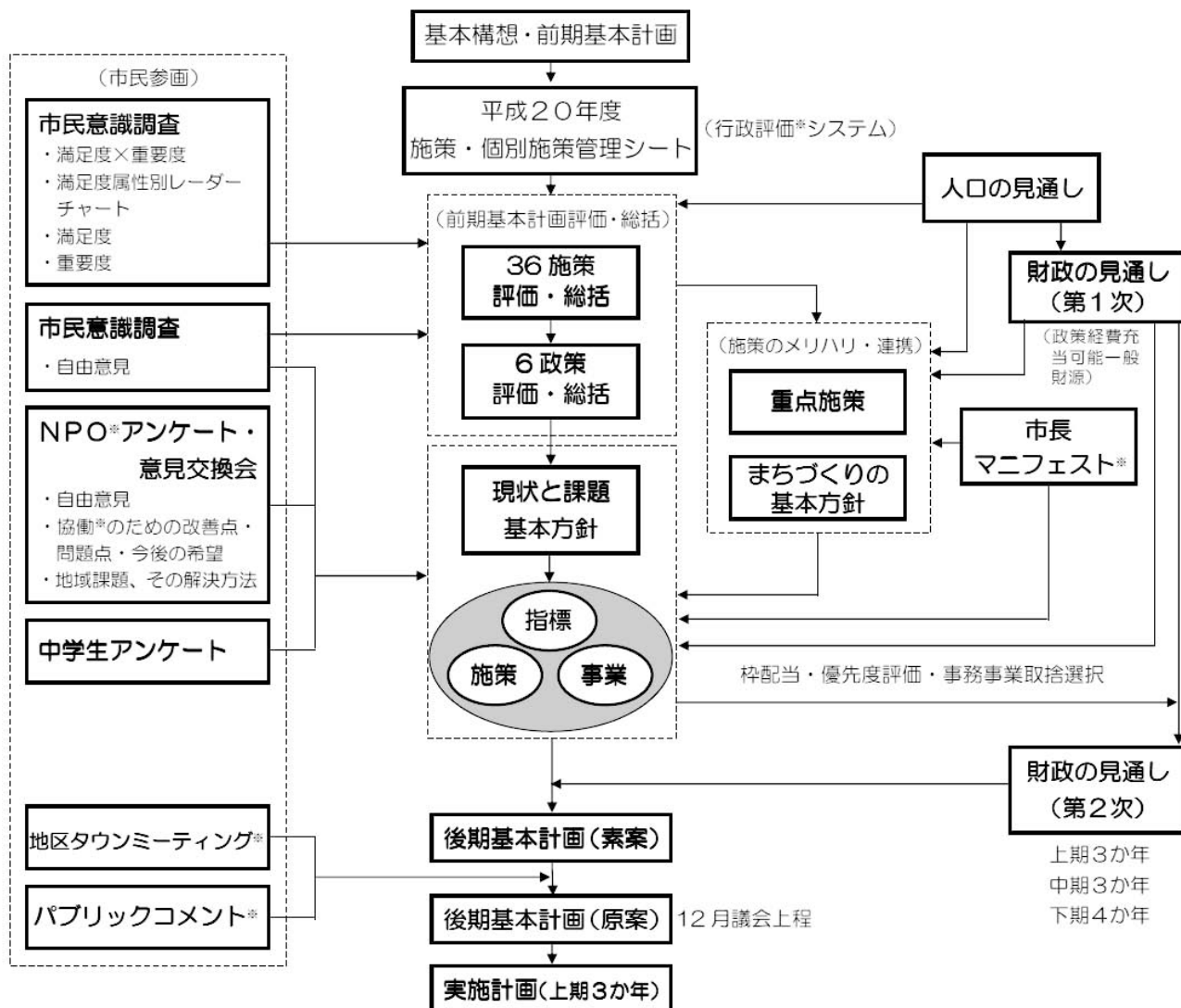
4 後期基本計画策定のプロセス

後期基本計画の策定に当たっては、多くの市民の声を反映させるため、市民意識調査やNPO※アンケート調査並びに意見交換会、中学生アンケート調査など効率的、効果的な市民参加の手法を取り入れました。

これら市民意見と合わせて、本市がこれまで積極的に進めてきた行政評価※システムを活用した流山市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」といいます。）の6つの政策（施策の大綱と施策の推進方策）及び36本の施策について評価・総括を行い、「後期」10年間における課題と課題解決のための基本方針の整理を行いました。

更に将来人口や財政状況に即した計画とするため、まちづくりの基本的なフレームとなる「人口の見通し」について、社会経済情勢の変化に即した見直しを行ったほか、「財政の見通し」についても人口の見通しに即した推計により、財源の裏付けのある計画としました。

■後期基本計画策定の流れ



第2章 まちづくりの経過と課題

1 前期基本計画の評価・総括

後期基本計画の10年間の展望する上で必要不可欠な前期基本計画（平成12～21年度）の取り組み状況及び課題を、行政評価※システムと平成20年7月実施の市民意識調査に基づき、平成20年11月に整理しました。

なお、最終的な前期基本計画の評価については、前期が平成21年度に終了することから、平成22年度に整理する予定です。

1 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

平成17年に念願のTX※が開業し、ぐりーんバス※の運行とともに、市民からも交通利便性の向上が評価されています。都市基盤整備への全般的な満足度は上昇していますが、TX※の乗り換えや下水道、生活道路については、満足度に地域的偏りがあり、特に東部地域の基盤整備が必要です。

水道事業は、石綿管改良事業を推進し、TX※沿線のまちづくりに対応した施設整備や「おおたかの森浄水場」の開設など、安全で安心な水の供給に努めています。

【重点施策】

TX※開業により交通関係の満足度は上昇しており、今後は、関連する沿線整備事業の早期完了とともに、グリーンチェーン戦略※を展開して、開発により失われた緑を再生することが課題です。



上：平成17年8月に開業したTX※

下：流山おおたかの森駅周辺で進む市街地整備

2 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）

平成20年7月実施の市民意識調査によると、「ずっと（当分）住み続けたい」という定住志向が約8割と高く、ごみ処理への満足度も上昇しています。今後は、環境基準※達成率※を堅持し、最終処分場を持たない市として、一層のごみ減量や資源化の推進が課題です。

防災備蓄倉庫や災害用井戸、消防車両の整備を進めるとともに、「安全だと感じる」市民の割合が半数以下であるため、安全対策の強化が必要です。

消費相談は複雑多様化しており、消費生活センターの相談体制の充実、相談員の資質向上、関係機関との連携強化などが課題です。

平成20年度で流山市民ふれあいセンター相馬ユートピアは所期の目的を達成したことや費用対効果から閉鎖しました。

平成19年度には、コミュニティ※審議会からコミュニティ※施策のあり方に関する答申を受け、これを踏まえた住民による新たな仕組みづくりが課題です。

【重点施策】

リサイクルプラザや新ごみ焼却施設、地域融和施設、し尿処理施設を含めた汚泥再生処理センターを建設し、ごみ減量化や資源化を推進した結果、自区内処理率を達成し、市民満足度も向上しています。平成18年度に国民保護計画※、平成18～19年度に地域防災計画を見直しており、今後は被災者救援に備えた防災備蓄倉庫の確保が課題です。平成17年から安心メール※を導入し、自主防犯パトロール



上：施設見学も可能なクリーンセンター

下：市民による安全パトロール

隊や市民安全パトロール隊を創設していますが、市民の安全への要望は高く、継続して関係機関や自治会等との協働*を進める必要があります。

3 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

学校施設の整備では、流山市学校建物耐震補強計画に基づき、計画的に学校施設の耐震化を進め、着実に成果をあげてきました。また、本市初となるPFI*事業による小山小学校等も平成21年4月に開校し、維持管理・運営を含めた評価・検証を行っています。

学校教育では、少人数指導、国際化への対応、命を大切に教育などを推進するとともに、学校サポート教員、英語活動指導員、学校サポート看護師の配置等、きめ細かな指導の充実に努めてきました。今後は個性を生かす教育の一層の推進を図るため、学校サポート教員の増員や英語活動指導員の活動内容の充実が課題です。

生涯学習施設については、平成18年に生涯学習センターを生涯学習の拠点として新設整備したほか、既存の施設についても改修・改善を実施していますが、老朽化した市民総合体育館の建替えが今後の課題です。

また、生涯学習施設の運営等では指定管理者制度*を導入しているほか、利用時間の拡大や情報の適宜適切な提供、体育・スポーツ面での利用サービスの向上に努めています。また図書館の充実が求められているなか、高校生以上の市民が無料で利用できるような市内の大学と連携しています。

国際交流は情報提供など側面支援により、市民主体の活動が推進されています。

【重点施策】

学校施設の耐震補強工事については、計画どおり平成23年度までに対象となるすべての学校建物の改修を終了する予定ですが、今後、築30～40年となる学校建物の計画的な修繕はもとより、TX*沿線の人口増加への対応や環境への配慮など、より多角的な施設整備が課題となっています。



PFI*事業で運営がスタートした小山小学校

4 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）

私立保育園4園と送迎保育ステーション*2か所の開設などで、保育施設サービスへの満足度は上昇していますが、より多くの子育て世帯に満足していただくため、保育所の待機児童の解消などに努めており、また、学童クラブについては、全小学校区に設置が実現しました。

平均寿命が県下1位となった背景には保健・福祉・医療の総合的推進があり、「生きがいを感じる高齢者」の目標数値も超えています。

健康診査やがん検診受診数が伸び、夜間や休日診療が開始され、平成19年度の健康都市宣言*とヘルスアップ事業*の開始によって健康意識も高まっています。今後も「高齢者福祉」「保健衛生・医療充実」など高い要望への対応が必要です。

【重点施策】

保育所定員の増加による保育施設サービスへの満足度は上昇しています。また、生きがいを感じる高齢者が増加するとともに、市民の健康志向が高まっています。今後は、高齢者施策を推進するとともに、TX*沿線の人口増加に対応した保育施策の充実が課題です。



上：利用者が増加する送迎保育ステーション
下：市民の健康を高めるヘルスアップ事業

5 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）

T×※開業により、流山おおたかの森駅前に大型商業施設や有力企業が進出して、商業核が形成されつつある反面、後期基本計画策定のために実施した市民意識調査では、「身近な商店街の魅力」は過去最低の評価となりました。

工業は、歴史ある企業の転出など厳しい環境となっており、市民雇用や市の自主財源※を確保していくには、企業誘致を積極的に推進していく必要があります。

平成22年度に商工会から商工会議所に移行されることにより、会員加入の増強及び事務局組織の充実が求められており、商工会議所への移行が円滑にできるよう事務局の組織機能強化対策を支援する必要があります。

農業は、市民農園や体験農園（新川耕地）による「ふれあい農業」への満足度が高い一方、所得向上や遊休農地、地産地消※、認定農業者など課題も多く、平成19年に策定された農業振興基本指針による都市型農業の推進が必要です。

観光は、参加体験型イベントの開催などが必要です。

【重点施策】

厳しい環境下における課題解決を図るため、産業振興審議会を立ち上げ、各種産業振興施策についての検討がなされました。また、流山インターチェンジ中心部に物流センターが竣工したほか、企業の本社機能や研究所を誘致しました。今後は、本市産業が持続的な発展を遂げていくために、新たな産業の創出の仕組みづくりに努めていくほか、本市の都市イメージである良質な住宅都市に合致した企業の誘致が課題となっています。



上：市民で賑わう流山おおたかの森駅前
下：人気が高まる体験農園

公・民パートナーシップ※による構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）

地方分権一括法※の施行を契機とした市民参加や協働※によるまちづくりへの要望の高まりに対応して、市民活動推進センターの設置、パブリックコメント※制度や指定管理者制度※の導入、タウンミーティング※や市ホームページの充実など、市民やNPO※の参加や協働※を推進しています。

流山市自治基本条例と流山市議会基本条例は、平成21年3月に議会で同時可決され、市民自治、市民協働※と市民に開かれた議会運営を推進しています。

財政運営は、新行財政改革実行プラン※を実践中ですが、今後も一層の行財政改革と事務の効率化が必要です。

人件費については、定員適正化計画※の着実な実行により、市民税収入に対する人件費割合の抑制を図りました。

予算編成に関しては3社以上からの見積もりを取ることを徹底し、限られた財源の有効配分に努めました。

入札制度に関しては、建設工事部門で平成19年6月から電子入札を導入したほか、一般競争入札の範囲を130万円以上に拡大し経費削減を図りました。また、基幹系システムの電算業務委託は、昭和52年から続いた随意契約を見直し、総合評価一般競争入札を実施した結果、大幅な経費削減を図ることができました。

男女共同参画プラン※は未達成部分が多く、特に、審議会における女性登用が行政の努力課題です。



自治基本条例策定時の啓発活動

2 前期基本計画下期5か年計画「重点プロジェクト」の評価

前期基本計画では「パイロットプラン21※」が位置付けられ、横断的な課題に対応するため、それぞれの行政分野において関連する各種施策を有機的に連携させて、総合的な行政効果をあげることにしていました。前期基本計画の下期5か年計画（平成17～21年度）では、この「パイロットプラン21※」を「重点プロジェクト」に置き換え、その推進を図ってきました。ここでは「重点プロジェクト」の取り組み状況及び今後の対応を整理しました。

「重点プロジェクト」は、6つのテーマと29の構成施策からなり、29の構成施策のうち6施策が「策定済（制定済、整備済）」、23施策が「実施中」であり、「未着手」の施策はありませんでした。完了していない構成施策については「継続実施」することとしています。

なお、最終的な下期5か年計画「重点プロジェクト」の評価については、前期基本計画の評価と同様に、前期が平成21年度に終了することから、平成22年度に整理する予定です。

（1）緑と水辺が親しめるまちづくり

緑の基本計画については、市民検討委員会を開催し市民参加により策定し、また、景観条例の制定も完了しており、これらの計画等に基づく事業を展開していくことが課題です。

また、公園緑地の整備や道路や河川の緑化、民有地の緑地保全、保存樹林・樹木※の保存、緑豊かな住環境の整備、江戸川・利根運河等の水辺・周辺環境整備などの事業を実施しており、これらの効果は「市内の緑に満足している市民の割合」や「河川と河川周辺の自然に対する満足度」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後もこのような取り組みを通じて、緑豊かな良好な都市環境を形成していくことが課題です。

（2）子どもの未来を育むまちづくり

駅前保育※サービス施設の整備については、流山おおたかの森駅前及び南流山駅前に送迎保育ステーション※を設置し、事業を実施しており、引き続きその充実を図っていくことが課題です。また、学童保育※の充実については、小山小学校校舎建設に伴い学童クラブの併設、公立教育機関の内容の充実については、予防的・開発的カウンセリングの推進、特色ある教育の推進については、家庭や地域との連携を強化しており、今後とも継続して実施していく必要があります。これらの効果は「子育てがしやすいまちだと思える保護者の割合」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後もこのような取り組みを通じて、安心して子育てができるまちづくりを推進していくことが課題です。

なお、民間の教育機関の誘致については、実施中ですが、今後も、実現に向けた取り組みに努めていきます。

（3）安心安全のまちづくり

震災対策については教育施設や公共施設の耐震化を進めるなどその推進を図ってきました。特に、小中学校の耐震改修整備には力を入れてきており、その早期完了が課題となっています。防犯パトロール活動については市民安全パトロール隊の活動支援、防犯対策の充実については、安心メール※への取り組みなど、いずれも実施中であり、継続して実施していくことが課題です。これらの効果は自主防犯パトロール隊の増加や「流山市が交通安全や犯罪に関して安全だと感じる市民の割合」といった「まちづ

くり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後も、このような取り組みを通じて、市民が安心して安全にらせるまちづくりを推進していくことが課題です。

（４）健康・いきいきまちづくり

流山市では、健康都市宣言※を行い、全市をあげて健康都市づくりに取り組むなど、健康増進や体力づくりの推進、高齢者や障害者支援、健康問題に対する啓発活動など、市民の健康づくりを推進してきました。これらの効果は「健康維持・増進のため日頃から何かを行っている市民の割合」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後もこのような取り組みを通じて、市民が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが課題です。

地産地消※の推進については、地場農産物を学校給食に利用している小中学校数も着実に増加しており、継続して実施していくことが求められています。

（５）活力のあるまちづくり

新川耕地有効活用については、有効活用にむけた調査の実施、流山インターチェンジ中心部に物流センターが整備されるなど、事業が推進されており、今後とも事業の推進を図っていくことが課題です。

また、ＴＸ※沿線土地地区画整理事業の推進については、区域外を含めて人口の増加が見られ、その効果は人口の増加に現れています。流山おおたかの森駅周辺にはおおたかの森ショッピングセンターが立地するなど中心核の形成が進められているほか、流山セントラルパーク駅周辺には地域生活拠点の形成に向けた取り組みを推進しており、その実現が課題です。

良質なまちづくり、活力あるまちづくりに向け、ＴＸ※沿線地区等のまちづくりの事業を推進していく必要があります。

（６）市民が主役のまちづくり

流山市自治基本条例の制定については、積極的な市民参加による制定作業を行い、平成 21 年 4 月に施行されました。今後、条例の周知を図るなど、市民自治によるまちづくりの推進に向けて取り組んでいく必要があります。

市民との協働※によるまちづくりの推進や情報提供網の整備、市民参加への機会の充実については、市民活動推進センターの設置、タウンミーティング※の開催など、それぞれ推進してきました。

これらの効果は、「市政に参加しやすいと感じる市民の割合」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果や市民活動団体の増加などからも読み取れますが、今後は自治基本条例を基本としながら、これまで以上に市民が主役のまちづくりを推進していくことが課題です。



NPOの紹介ブースに集まる市民
（地域デビューのための見本市より）

3 時代の潮流（3つのパラダイム※）

流山市の今後 10 年のまちづくりを考えるに当たり、踏まえるべき重要なパラダイム※（課題）として、「長寿・人口減少社会の到来」、「深刻化する地球温暖化」、「地方分権の進展」の3つがあげられます。

これらは、前期基本計画策定時にも重要とされた課題ですが、ここでさらに深化したものと捉え直します。

なお、上記以外で基本構想に提示した「多様性に富んだ生活と社会」については、流山市自治基本条例の1つの柱でもある市民協働※の実現に向けて、「情報化社会への対応」については、ICT※社会の実現に向けて、それぞれ積極的に行われています。

①長寿・人口減少社会の到来

団塊の世代が高齢者の仲間入りをするることによる急激な高齢化の進行、歯止めのない全国的な人口減少社会の到来、改善しない出生率等の問題がより深刻化しています。

他都市と比べて長寿を誇る流山市では、高齢者も安心していきいきと暮らせる長寿社会づくりの更なる充実が、今後の重要な課題です。

人口減少社会に対応して、継続して子育てを強力に支援し、将来の流山を支える世代を健全に育成します。

また、少子・高齢化など地域社会の様々な変化に柔軟に対応できるまちづくりやコミュニティ※の形成、更には、保健・医療・福祉体制の連携強化による新しい地域の安心ネットワークの構築が求められています。

②深刻化する地球温暖化

地球温暖化は、洪水や干ばつの頻発などの異常気象をもたらすのみならず、生態系の変化、伝染病の拡大、水・食料不足など、人の健康や社会経済のあらゆる分野に深刻な影響を与えると予測されます。この温暖化を抑制するため、低炭素社会※を目指して、国際協力の下、様々な取り組みが行われていますが、未だに温室効果ガス※排出量の増加にストップがかからない状況です。

市民がこうした環境問題に関心を寄せ、自らの問題として捉え、太陽光発電などの自然エネルギー・省エネルギー設備の設置、ノーマイカー運動への協力と公共交通機関の利用、身近な緑の保全・再生などを進めることが重要です。また、日常生活において環境家計簿※をつけて節水節電に心掛けたり、マイバッグの持参などにより、ごみの減量・資源化に協力したりするなど、一人ひとりのエコ活動が、地球を救う一番有効な手立てであることを認識して、地域ぐるみの環境対策に積極的に参加することが求められています。

流山市では、特に一般家庭からの温室効果ガス※の排出量が多い※ことから、市としてもその削減のための取り組みを促進することが求められています。

※一般家庭からの温室効果ガス※の排出量が多い：民生（家庭・業務）部門の温室効果ガス※排出量は、全体量の約44%を占めている。（「流山市環境白書※平成20年版」平成18年度実績より）

③地方分権の進展

地方分権改革は、平成 12 年の地方分権一括法※の施行とその具体化により、三位一体改革※等を経て、その第 1 期が終了し、現在、第 2 期の地方分権改革が始まったところです。

回復の兆しが現れた矢先の世界的な金融危機により、再び深刻化している経済情勢下、地方分権の確立へ向けて、自治体の「経営力」が試される重要な時期に直面しています。

行財政改革の推進と事務事業の見直し、地元産業の振興による財源の確保などによって、健全財政を保ちながら、流山市自治基本条例の活用など市民との協働※を進めて、地域の実情に合った公共サービスを提供し続けていくことが求められています。



流山市の大動脈となったＴＸ※



市民の力で残された市野谷の森

第3章 将来都市像の具体化

基本構想で定めた将来都市像 『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』 の実現に向けて、後期基本計画では、具体的な都市のイメージを

『 都心から一番近い森のまち 』

とします。これは、人にも自然にも優しいまち、都心から一番近い便利で心やすらぐ森のまちを表したものです。

歴史や文化を大切にするとともに、T X*開通により都心と 20 分台で結ばれた効果を最大限に活かすまちづくりを推進し、一方では、県立市野谷の森公園や運動公園などの残された緑を守り、グリーンチェーン戦略*や市街地内CO₂ 吸収源*倍增事業の展開などにより失われた緑を回復させ、緑豊かなまちを実現します。

豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」

基本構想（平成 12～31 年度）

前期基本計画（平成 12～21 年度）

後期基本計画（平成 22～31 年度）

都心から一番近い森のまち

《流山市自治基本条例・前文より》

わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。

わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。



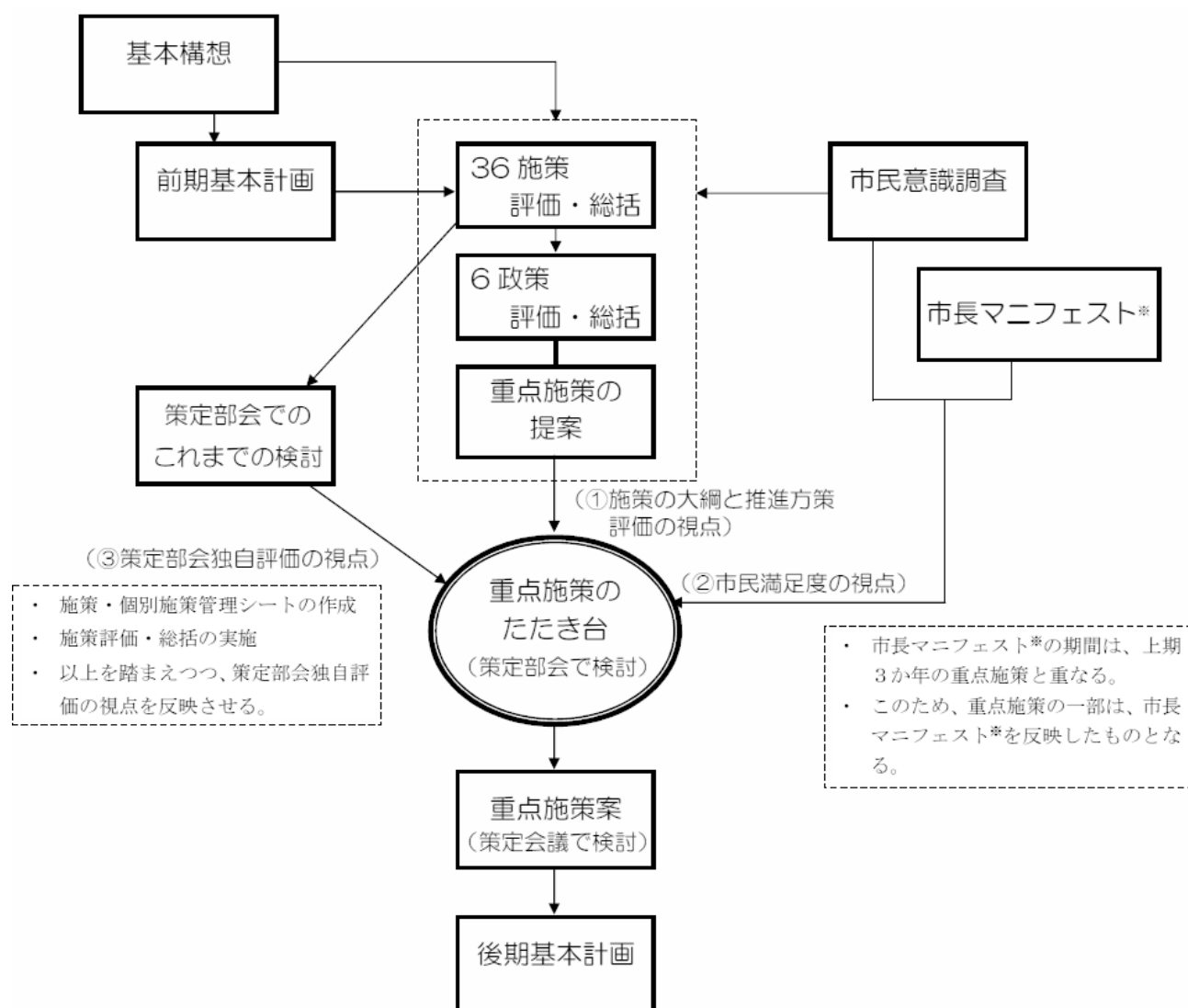
イベントで賑わう流山おおたかの森駅前

第4章 重点施策

基本構想に定める6つの政策（施策の大綱と施策の推進方策）を構成する36本の施策のうち、後期基本計画期間中に特に重点的に取り組む施策として、13本の施策を重点施策に位置付けます。重点施策の選定は、下図に示す流れで作業を行っており、選定方法としては、前期基本計画における重点施策としての位置付けの有無や市民の意見、市長マニフェスト※での位置付け等を踏まえています。

なお、重点施策については、選択と集中の観点から、予算配分等において重点化を図ります。

■重点施策選定の流れ



■施策の体系と重点施策

政 策	施 策			
	項	施策番号	施 策 名	重点施策
1 節 整備・開発と自然環境の バランスがとれた流山 (都市基盤の整備)	1項	1-1	生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	○
	2項	1-2	地域特性に合った良好な市街地整備	○
	3項	1-3	個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	
	4項	1-4	快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	
	5項	1-5	土地利用・生活環境に配慮した道路整備	○
	6項	1-6	安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備	
	7項	1-7	水需要に応じた水道事業の展開	
	8項	1-8	利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実	○
2 節 生活の豊かさを実感できる 流山 (生活環境の整備)	1項	2-1	豊かで美しい生活環境の創造	
	2項	2-2	環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	
	3項	2-3	自然災害・都市災害への備えと予防	○
	4項	2-4	日常生活での安全性と快適性の確保	○
	5項	2-5	賢い消費者の育成	
	6項	2-6	市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティ※の推進	
3 節 学び、受け継がれ、進展する 流山 (教育・文化の充実向上)	1項	3-1	いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進	
	2項	3-2	個性を生かす教育環境の基盤充実	○
	3項	3-3	次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	
	4項	3-4	ながれやま市民文化の継承と醸成	
	5項	3-5	スポーツ活動の基盤づくり	○
	6項	3-6	国際社会への対応	
4 節 誰もが充実した生涯を おくることのできる流山 (市民福祉の充実)	1項	4-1	安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	○
	2項	4-2	高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	○
	3項	4-3	誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	
	4項	4-4	健康で明るい暮らしづくり	○
	5項	4-5	地域で支える福祉のまちづくり	
	6項	4-6	バリアフリー※のまちづくり	
	7項	4-7	誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり	
5 節 賑わいと活気に満ちた流山 (産業の振興)	1項	5-1	商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化	○
	2項	5-2	工業の強化と新たな産業の創造	○
	3項	5-3	誰もが安心して働ける環境・基盤づくり	
	4項	5-4	多様な方面からの農業の振興	
	5項	5-5	特色ある観光の育成と創設	
施策の推進方策 公・民パートナーシップ※ による構想実現と効率的、 効果的行政運営 (行政の充実)	1項	6-1	市民参加の地域社会づくり	
	2項	6-2	健全で効率的な行政運営	
	3項	6-3	地方分権・広域行政への取組	
	4項	6-4	男女共同参画社会づくり	

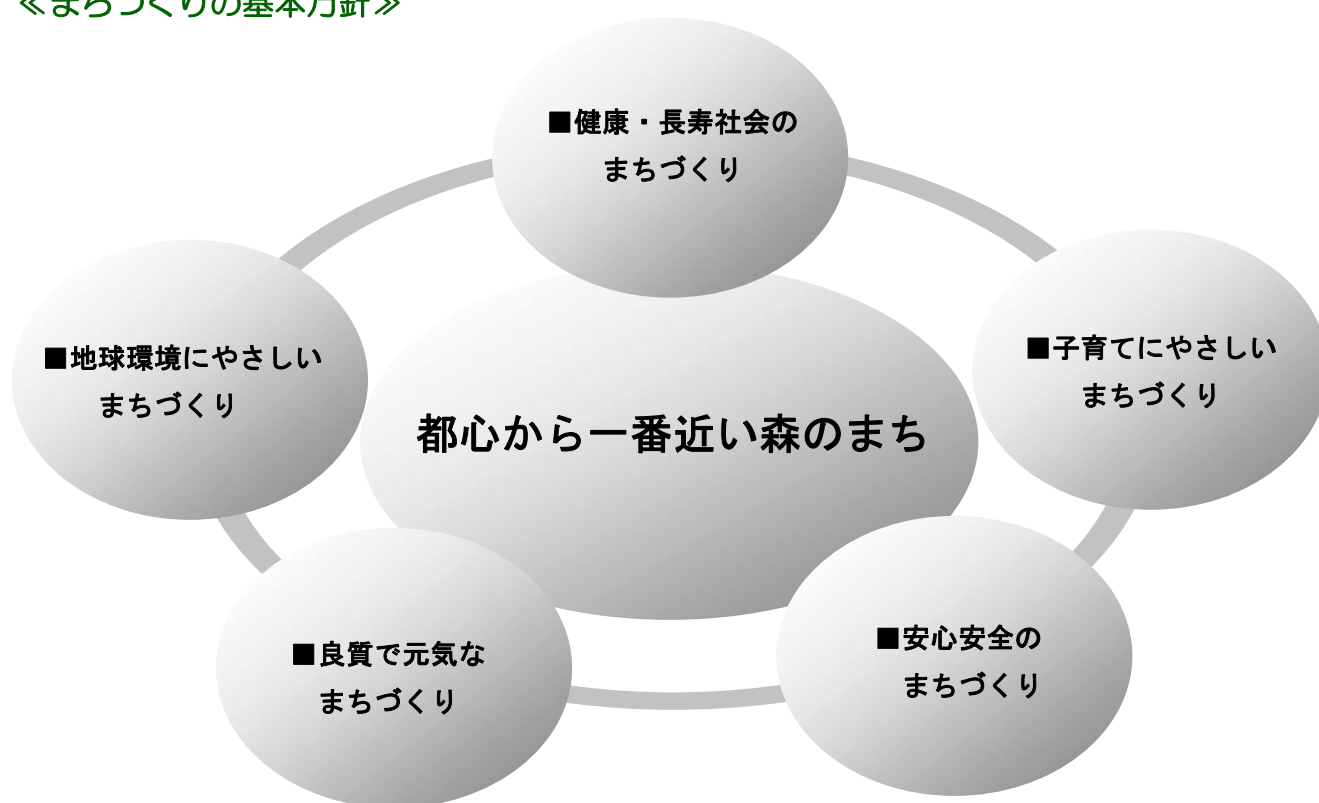
第5章 まちづくりの基本方針

後期基本計画が目指す「都心から一番近い森のまち」の実現を図るため、「まちづくりの基本方針」を定め、市民自治、市民協働※のもとに全施策を推進していきます。

これらは、時代の潮流（3つのパラダイム※）を再認識するとともに、前期基本計画における下期5か年計画「重点プロジェクト」を評価・総括した結果を踏まえて、5つの「まちづくりの基本方針」として再構築したものです。

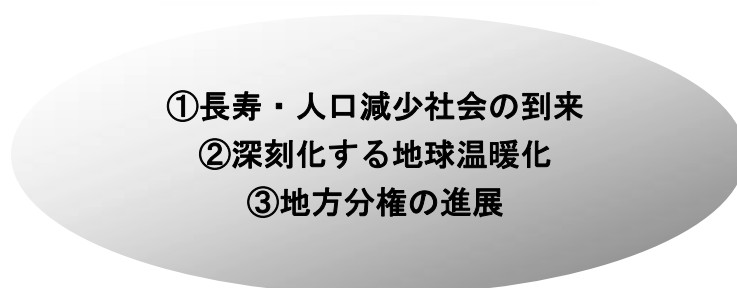
また、この基本方針を、すべての施策を推進する際に配慮すべき方針として全施策への浸透を図り、36本の施策を有機的に連携しながら効果的なまちづくりを進めます。

《まちづくりの基本方針》



市民自治、市民協働※のもとに推進

《時代の潮流（3つのパラダイム※）》



《まちづくりの基本方針》

■健康・長寿社会のまちづくり

一人ひとりが健康への意識を高めるとともに、誰もが住みなれた地域で自立して生活できるよう、長寿社会や人口減少など、変貌する社会状況を的確に把握し、地域生活への支援施策を充実します。

＊健康増進施策の推進、スポーツや文化施設の充実、市民がいきいきと活動できる場づくりの推進、保健指導の充実、バリアフリー＊意識の啓発、自立生活への支援の充実、コミュニティ＊の推進、高齢者や障害者の移動支援の充実、生きがいづくりの推進、生活相談の充実など

■子育てにやさしいまちづくり

子育て支援を充実するとともに、すべての子育て世代が子どもを健やかに育てられる環境をつくり、安心して子育てできるまちづくりを進めます。

＊教育の充実、保育サービスの充実、学童保育＊の充実、子どもや妊婦の保健・医療の充実、子育てニーズの把握、子育て情報や相談の充実、地域ぐるみの子育ての推進など

■安心安全のまちづくり

大地震の発生が予測される中、市民の生命と財産を守る施策を一層進めるとともに、警察や自治会等との連携を強化して、防犯パトロールなどの防犯対策を充実します。

＊防犯対策の強化、自然災害対策の充実、公共施設耐震化の推進、住宅の耐震化の促進、予防医療や救急医療体制の充実、新型インフルエンザ＊等の感染症対策の強化、交通安全対策の強化など

■良質で元気なまちづくり

緑の多い住環境と良質な暮らしの実現によって、誰もが住んでみたい、住んでよかった、住み続けたと思う、効率的な健全運営に支えられた活力あるまちづくりを目指します。

＊良好な景観の形成、緑化の推進、地域産業の活性化、都市計画の推進、都市基盤の整備など

■地球環境にやさしいまちづくり

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガス＊の排出量を削減するため、行政や企業、個人が、それぞれの役割に応じた取り組みを進めることにより、かけがえのない環境を次世代に引き継ぎます。

＊地球温暖化対策奨励事業の実施、緑化の推進、環境教育の推進、自転車利用・ノーマイカーの推進、公共交通機関の充実と利用促進、エコアクション21＊の推進など

《リーディング事業》

「まちづくりの基本方針」を具体化するため、後期基本計画の実施計画において「リーディング事業」を位置付け、合わせてその進捗状況等を管理します。「リーディング事業」の選定に当たっては、複数の「まちづくりの基本方針」の実現に寄与する事業とし、各実施計画期間で、それぞれ概ね10本程度の事業数とします。

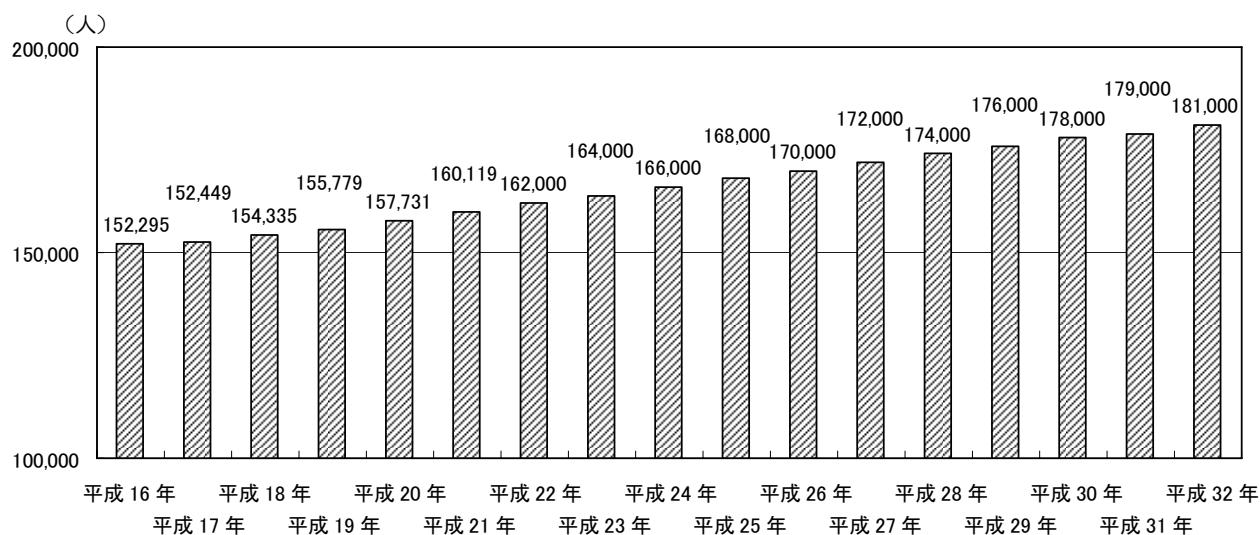
なお、選定した「リーディング事業」は、各年度の予算編成作業における事務事業選択の際に、「まちづくりの基本方針」を推進するための先導的な役割を担う最優先事業と位置付けます。

想定される事業としては、「ぐりーんバス＊運行」、「グリーンチェーン戦略＊」、「駅前保育＊」、「米飯給食における地産地消推進事業」などが考えられます。

第6章 まちづくりの基本的なフレーム

1 人口の見通し

平成31年度末（平成32年4月1日）の人口の見通しは、約18万1千人を見込みます。なお、基本構想で位置付けている想定人口20万人は、TX※沿線開発等による効果を精査するとともに、平成20年秋に顕在化した世界金融危機による景気後退等を踏まえ、下方修正するものです。



単位：人、％

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
総人口	160,119	162,000	164,000	166,000	168,000	170,000	172,000	174,000	176,000	178,000	179,000	181,000
0～14歳	21,640	21,800	22,000	22,200	22,400	22,500	22,700	22,700	22,700	22,700	22,400	22,400
構成比	13.5	13.4	13.4	13.4	13.3	13.2	13.2	13.0	12.9	12.8	12.5	12.4
15～64歳	106,850	107,100	107,900	107,800	107,400	107,100	107,200	107,600	108,200	109,000	109,600	110,600
構成比	66.7	66.1	65.7	64.9	63.9	63.1	62.3	61.8	61.4	61.2	61.2	61.1
65歳以上	31,629	33,200	34,200	36,000	38,200	40,300	42,200	43,700	45,100	46,300	47,000	48,000
構成比	19.8	20.5	20.9	21.7	22.8	23.7	24.5	25.1	25.6	26.0	26.3	26.5

各年4月1日現在

※総人口については、推計値の100の位を四捨五入し1,000人単位で表示した公表値を表示してあります。年齢別の内訳人口については、総人口に合わせて100人単位で調整して表示してあります。このため、推計値の単純な四捨五入となっていない場合があります。

2 財政の見通し

10年間の財政の見通しは、一般会計で歳入・歳出ともに約3,840億円を見込みます。将来前提となる社会経済状況等が大きく変化し、計画内容とかい離が生じた場合にはこれを見直します。

■一般会計【歳入】の見通し

単位：百万円、%

区 分		後期基本計画(平成22～31年度)						後期合計	
		上期 (平成22～24年度)		中期 (平成25～27年度)		下期 (平成28～31年度)			
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
自主財源※	市税	67,601	57.63%	71,598	62.67%	99,325	65.05%	238,524	62.08%
	分担金及び負担金	1,775	1.51%	1,893	1.66%	2,729	1.79%	6,397	1.66%
	使用料及び手数料	1,741	1.48%	1,733	1.52%	2,271	1.49%	5,745	1.50%
	財産収入	206	0.18%	156	0.14%	208	0.14%	570	0.15%
	寄附金	519	0.44%	16	0.01%	24	0.02%	559	0.15%
	繰入金	5,579	4.76%	381	0.33%	235	0.15%	6,195	1.61%
	繰越金	1,800	1.53%	1,800	1.58%	2,400	1.57%	6,000	1.56%
	諸収入	1,330	1.13%	1,044	0.91%	1,531	1.00%	3,905	1.02%
	小計	80,551	68.67%	78,621	68.81%	108,723	71.21%	267,895	69.72%
依存財源※	地方譲与税	1,200	1.02%	1,200	1.05%	1,600	1.05%	4,000	1.04%
	利子割交付金	300	0.26%	300	0.26%	400	0.26%	1,000	0.26%
	配当割交付金	150	0.13%	150	0.13%	200	0.13%	500	0.13%
	株式等譲渡所得割交付金	60	0.05%	60	0.05%	80	0.05%	200	0.05%
	地方消費税交付金	3,150	2.69%	3,150	2.76%	4,200	2.75%	10,500	2.73%
	自動車取得税交付金	660	0.56%	660	0.58%	880	0.58%	2,200	0.57%
	地方特例交付金	480	0.41%	480	0.42%	540	0.35%	1,500	0.39%
	地方交付税	3,090	2.63%	1,600	1.40%	1,400	0.92%	6,090	1.58%
	交通安全対策特別交付金	61	0.05%	60	0.05%	80	0.05%	201	0.05%
	国庫支出金	12,191	10.39%	12,752	11.16%	16,426	10.76%	41,369	10.77%
	県支出金	5,762	4.91%	5,517	4.83%	7,660	5.02%	18,939	4.93%
	市債※	9,651	8.23%	9,704	8.49%	10,490	6.87%	29,845	7.77%
	小計	36,755	31.33%	35,633	31.19%	43,956	28.79%	116,344	30.28%
歳入合計		117,306	100.00%	114,254	100.00%	152,679	100.00%	384,239	100.00%

*表の「上期」「中期」「下期」は、実施計画の上期3か年、中期3か年、下期4か年を表したものです。

《一般会計【歳入】の用語説明》

- 自主財源***／地方公共団体が自主的に収入することができる財源のことです。具体的には、市税、使用料、手数料、財産収入、基金からの繰入金、前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入などをいいます。

○市税 市税には大きく 5 つの税金があります。

- ・市民税／流山市に住んでいる方や会社からいただく税金
- ・固定資産税／土地や家屋など、固定資産を持っている方からいただく税金
- ・都市計画税／市街化区域内に土地や家屋を持っている方からいただく税金
- ・市たばこ税／たばこを買った方からいただく税金
- ・軽自動車税／バイクや軽自動車を持っている方からいただく税金

○分担金及び負担金／特定の事業に必要な経費を負担していただきます。例：保育所の保育料

○使用料及び手数料／市の施設を利用した時、市の証明書類の発行を受けた時などにいただきます。

○財産収入／市の財産の貸付けや売買等により生じた収入です。

○寄附金／市民等の自由意思により金銭等が無償譲渡されたものです。

○繰入金／市が持っている基金（特定の目的や不測の事態に備えて積み立てておく預金のようなもの）を取り崩したお金です。

○繰越金／前年度から繰り越したお金などです。繰越金は、前年度の収入総額－支出総額で計算します。

○諸収入／他のいずれの歳入科目にも組み入れることのできない収入です。

- 依存財源***／国や県から交付される財源などのことです。具体的には、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税や市債*などをいいます。

○地方譲与税～地方特例交付金まで／国や県で集めた税金のうち、法令で定められた分が市に交付されます。

○地方交付税 普通交付税と特別交付税があります。

- ・普通交付税／国が算定した標準的な支出が収入を上回る地方公共団体に交付されます。
- ・特別交付税／普通交付税における標準的な基準ではとらえきれない特別な事情がある地方公共団体に交付されます。

○国庫支出金、県支出金／特定の事業など、国や県から用途を指定されて交付されます。

○市債*／市の借金です。施設の建設や改修には多額の費用がかかります。このため現在の市民の皆さんだけでなく、将来の市民の皆さんにも公平に負担していただくよう、借金をしています。最近では国の財政事情により、本来なら税金や地方交付税として入ってくるお金が入ってこないことがあります。その分も借金で補っています。

■一般会計【歳出】の見通し

単位：百万円、%

区 分		上期 (平成22～24年度)		中期 (平成25～27年度)		下期 (平成28～31年度)		後期合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
消費的経費	人件費	26,588	22.67%	24,213	21.19%	28,271	18.52%	79,072	20.58%
	物件費	19,985	17.04%	20,003	17.51%	27,122	17.76%	67,110	17.47%
	維持補修費	2,804	2.39%	2,241	1.96%	2,539	1.66%	7,584	1.97%
	扶助費※	18,864	16.08%	19,592	17.15%	26,923	17.63%	65,379	17.02%
	補助費等	7,663	6.53%	7,914	6.93%	11,269	7.38%	26,846	6.99%
	小計	75,904	64.71%	73,963	64.74%	96,124	62.96%	245,991	64.02%
普通建設事業費		15,878	13.54%	14,318	12.53%	17,837	11.68%	48,033	12.50%
その他	公債費※	11,563	9.86%	12,044	10.54%	14,994	9.82%	38,601	10.05%
	積立金	780	0.67%	571	0.50%	5,671	3.71%	7,022	1.83%
	投資・出資・貸付金	653	0.56%	644	0.56%	869	0.57%	2,166	0.56%
	繰出金	12,228	10.42%	12,414	10.87%	16,784	10.99%	41,426	10.78%
	予備費	300	0.26%	300	0.26%	400	0.26%	1,000	0.26%
	小計	25,524	21.76%	25,973	22.73%	38,718	25.36%	90,215	23.48%
歳出合計		117,306	100.00%	114,254	100.00%	152,679	100.00%	384,239	100.00%

《一般会計【歳出】の用語説明》

○人件費／市長や市議会議員、市役所で働いている職員に支払う給料、手当、共済費などです。

○物件費／専門業者に仕事を委託したり、業務で使用する機械を借りたりする費用です。

○維持補修費／道路や学校などの施設の維持補修をするための費用です。

○扶助費※／子どものいる方、障害を持った方、高齢者の方などの生活をサポートする費用です。

○補助費等／国や県へ負担するお金、流山市がほかの市と共同で運営している火葬場などの費用に対して支出しています。

○普通建設事業費／道路や学校などの施設建設や改修をする費用です。

○公債費※／借金（市債※）の返済のための費用です。

○積立金／寄附があった時や収入の見込みが支出を上回り差額が出た時に、有事に備えて貯金をしておく費用です。

○投資・出資・貸付金／公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出せん金や住宅新築資金等の貸付金や土地開発公社への貸付金などです。

○繰出金／特別会計に対して一般会計から支出する費用です。特別会計は一般会計とは区別して処理するための会計で、法律で義務づけられているものもあります。

○予備費／緊急な時に対応するために準備している費用です。

■各会計(特別会計・企業会計)の見通し

単位:百万円、%

区 分		上期 (平成22～24年度)		中期 (平成25～27年度)		下期 (平成28～31年度)		後期合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般会計	一般会計	117,306	51.76%	114,254	49.36%	152,679	47.96%	384,239	49.49%
	(うち特別会計への繰入金)	12,228	5.40%	12,414	5.36%	16,784	5.27%	41,426	5.34%
特別会計	介護保険特別会計	21,895	9.66%	24,625	10.64%	36,915	11.60%	83,435	10.75%
	(うち一般会計からの繰入金)	3,462	1.53%	3,876	1.67%	5,765	1.81%	13,103	1.69%
	老人保健医療特別会計	38	0.02%		0.00%		0.00%	38	0.00%
	(うち一般会計からの繰入金)	38	0.02%		0.00%		0.00%	38	0.00%
	後期高齢者医療特別会計	4,178	1.84%	4,928	2.13%	8,184	2.57%	17,290	2.23%
	(うち一般会計からの繰入金)	742	0.33%	835	0.36%	1,309	0.41%	2,886	0.37%
	国民健康保険特別会計	44,635	19.69%	50,598	21.86%	79,835	25.08%	175,068	22.55%
	(うち一般会計からの繰入金)	2,485	1.10%	2,755	1.19%	4,145	1.30%	9,385	1.21%
	西平井・鰯ヶ崎 土地区画整理事業特別会計	4,977	2.20%	4,878	2.11%	2,120	0.67%	11,975	1.54%
	(うち一般会計からの繰入金)	1,425	0.63%	661	0.29%	236	0.07%	2,322	0.30%
	公共下水道特別会計	17,620	7.77%	16,809	7.26%	19,702	6.19%	54,131	6.97%
	(うち一般会計からの繰入金)	4,076	1.80%	4,287	1.85%	5,329	1.67%	13,692	1.76%
	特別会計合計	93,343	41.18%	101,838	44.00%	146,756	46.10%	341,937	44.04%
	(うち一般会計からの繰入金)	12,228	5.40%	12,414	5.36%	16,784	5.27%	41,426	5.34%
企業会計	水道事業会計	15,995	7.06%	15,366	6.64%	18,889	5.93%	50,250	6.47%
一般会計・特別会計・企業会計合計		226,644	100.00%	231,458	100.00%	318,324	100.00%	776,426	100.00%

《各会計(特別会計・企業会計)の用語説明》

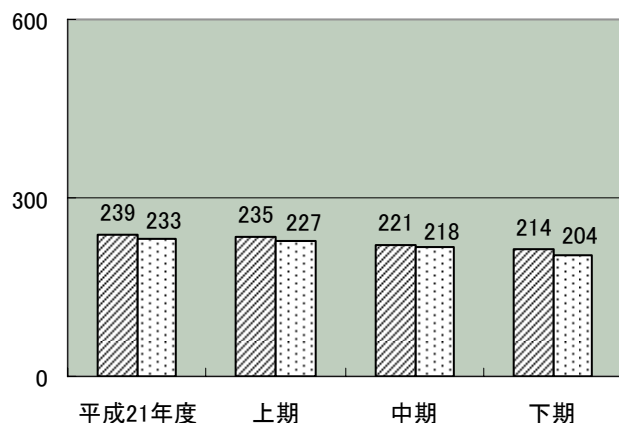
○繰入金／特別会計が、一般会計から収入するお金です。法律で定められているものもあります。

■市民一人当たりの財政規模・市債※残高

【一般会計】

▨ 財政規模 □ 市債残高

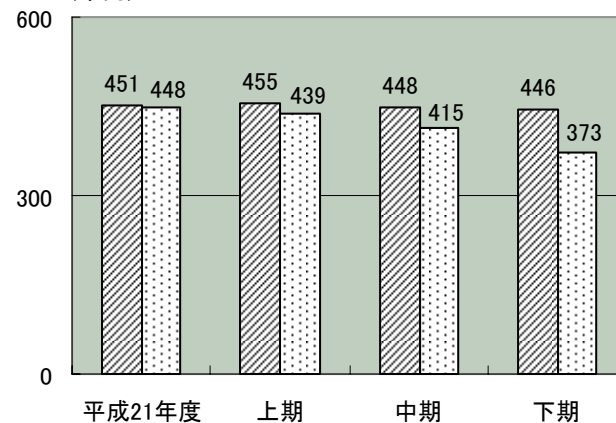
(千円)



【全会計】

▨ 財政規模 □ 市債残高

(千円)



*算出式は、(各期の財政規模(市債※)の見通しの1年当たりの額/各期の人口の見通しの平均)

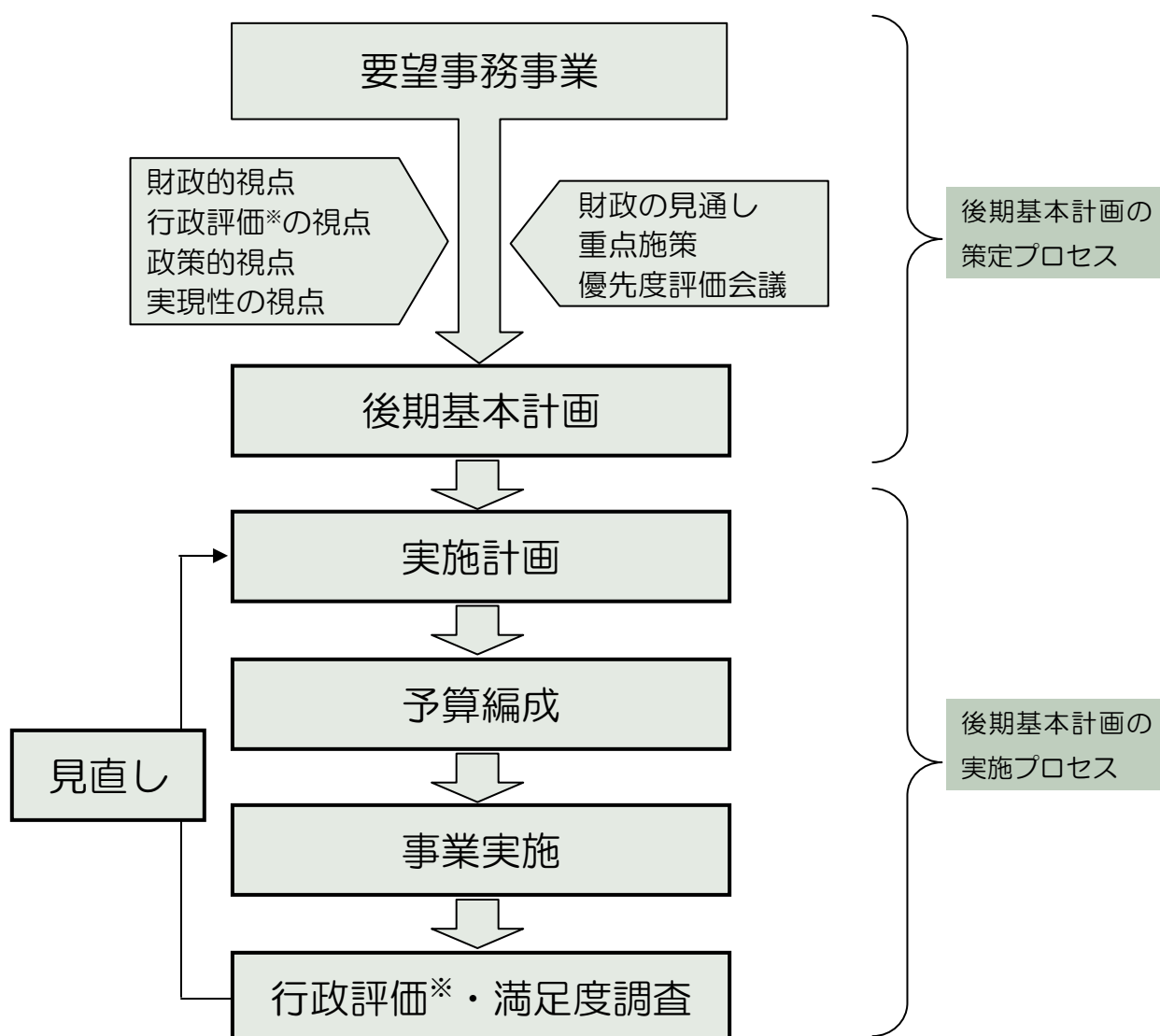
第7章 事務事業選択

少子・高齢化の進展により、今後は右肩上がりの経済状況が見込めない中、後期基本計画の策定に当たっては、第6章で検討した「財政の見通し」に基づく選択と集中により、策定を進めました。

具体的には、各部局からの概算要望事業について、財政的視点、行政評価※の視点、政策的視点、実現性の視点の4視点で定量的に評価し、事業の取捨選択を行いました。取捨選択に当たっては、企画財政部門による事業調整の後、第4章で検討した13本の「重点施策」に重点財源配分した枠配当に基づき、各施策主管課長が中心となった優先度評価会議により調整を行うという手法を採用しました。

その結果、およそ1,000件の事務事業が後期基本計画に位置付けられました。

後期基本計画の実施においては、別途策定する実施予定年度を明記した実施計画に基づき、各年度の予算を編成し、事業を実施していきます。また、行政評価※システムや市民満足度調査を活用して施策や事業の貢献度を評価し、その結果を実施計画や予算に反映していく仕組みを構築して、市民満足度の向上に努めます。



施策別計画



《施策別計画の見方》



個別施策内容

1. 地域環境を活かした公園・緑地の整備充実

(1) 公園緑地の整備保全（市街地内CO₂吸収源*倍増事業）

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公園緑地の新設を推進します。	新市街地地区公園施設新設事業	継続 都市整備部みどりの課
	運動公園周辺地区公園施設新設事業	上期 都市整備部みどりの課
	西平井・鰯ヶ崎地区公園施設新設事業	継続 都市整備部みどりの課
	木地区公園施設新設事業	中期 都市整備部みどりの課
	県立市野谷の森公園施設新設事業*	継続 都市整備部みどりの課
公園緑地の維持管理を推進します。	街路樹整備事業	継続 都市整備部みどりの課
	市民の森*整備事業	継続 都市整備部みどりの課
	公園緑地維持管理事業	継続 都市整備部みどりの課

(2) 安心安全な公園施設整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
安心安全な公園施設整備を推進します。	遊具施設等安全対策事業	継続 都市整備部みどりの課

2. 市民参画

(1) 市民参画

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
緑の啓発活動を行います。		
緑化活動を推進します。		
ふるさと緑地を推進します。		

事務事業の主な実施主体*を表記しています。

*市が主体の事務事業については、平成 22 年度現在の担当部課名等を表記していますが、今後、市の組織改編等により変更される可能性があります。最終的な担当部課名等については、各時期の実施計画の中で表記します。

目標指標

指標名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市街地内CO ₂ 吸収源*増加率	業務	100%	200%	環境対策のバロメータでもあるCO ₂ 吸収源*の増加倍率を指標とし、市が管理している公園・緑地・街路樹及びグリーンチェーン認定宅地の緑化を推進します。
市内の緑に満足している市民の割合	アンケート	80.5%	80.0%	開発等による緑地の減少に伴い、みどりに対する市民満足度の低下が懸念される中、市民のニーズに合ったみどり政策を行うことにより、概ね良好であると思われる水準を維持します。
グリーンチェーン認定率	業務	22.2%	80.0%	開発事業者等に対するグリーンチェーン戦略*についてのPRを行うことなどにより、市民や事業者理解と協力を得て、認定率の向上を図ります。

*印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

目標指標のデータの取得方法を表記しています。
「業務」・・・担当課において業務を通じて取得した数値です。
「アンケート」・・・毎年1回実施している「まちづくり達成度アンケート*」及び担当課が独自に実施しているアンケートから取得した数値です。

目標指標が何を表しているか表記しています。
なお、資料編に目標指標の算出式を示しています。

個別施策はそれぞれ施策の基本方針に対応しています。

個別施策を推進する手段として個別施策の下に位置付けられる詳細施策名を表記しています。

詳細施策を推進する手段としての主な取り組みを表記しています。

主な取り組みを推進する手段としての主な事務事業名を表記しています。

前期基本計画から継続して実施している事務事業は「継続」、新規に実施する事務事業は、着手する時期を「上期（平成 22～24 年度）」、「中期（平成 25～27 年度）」、「下期（平成 28～31 年度）」で表記しています。

施策を説明する上で、代表的な目標指標を表記しています。

基準値は現状（平成 20 年度）、目標値は 10 年後（平成 31 年度）の数値を表記しています。なお、表頭では、それぞれ H20、H31 と表記しています。

1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

- 1 項 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理
- 2 項 地域特性に合った良好な市街地整備
- 3 項 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全
- 4 項 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進
- 5 項 土地利用・生活環境に配慮した道路整備
- 6 項 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備
- 7 項 水需要に応じた水道事業の展開
- 8 項 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実



1-1 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理

現状と課題

- 公園遊具の充実や老朽化した施設の更新等、市民が憩い安らぐ地域に合った公園の整備・管理が求められています。また、土地区画整理事業や相続に伴う開発により、緑が減少している状況下で、市民の森※や街路樹等の緑の保全が求められています。
- グリーンチェーン戦略※など、市民との協働※による緑化が始まっており、今後も、緑化意識を一層高めて、地域ぐるみの緑化活動を進めることが課題です。

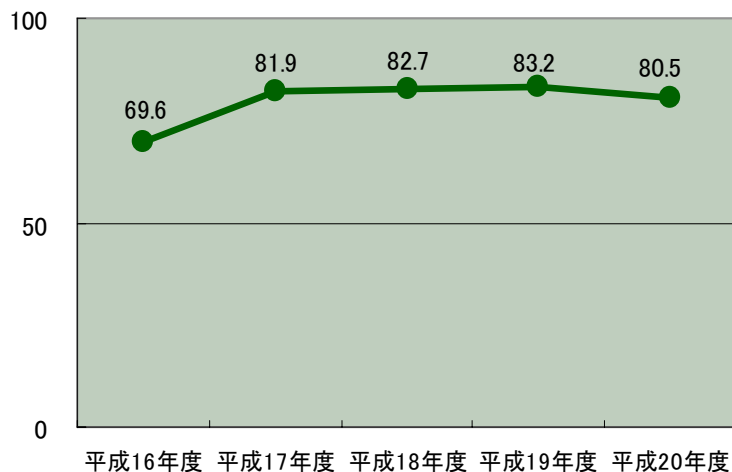
基本方針

- ・地球温暖化防止の観点から市街地内CO₂吸収源※の倍増を目指し、公園・緑地・水辺等空間の整備を図ります。
- ・地区花壇や緑化講習会等を通じて人材の確保と育成に努め、市民参加型の緑づくりの普及・啓発を促進します。

施策体系

1. 地域環境を活かした公園・緑地の整備充実
2. 市民参加型の緑づくり

■市内の緑に満足している市民の割合
(%)



みんなで草花に親しむオープンガーデン



さらに市民に親しまれる公園を目指して

個別施策内容

1. 地域環境を活かした公園・緑地の整備充実

(1) 公園緑地の整備保全（市街地内CO₂吸収源※倍増事業）

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公園緑地の新設を推進します。	新市街地地区公園施設新設事業 運動公園周辺地区公園施設新設事業 西平井・鰯ヶ崎地区公園施設新設事業 木地区公園施設新設事業 県立市野谷の森公園施設新設事業★	継続 都市整備部みどりの課 上期 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課 中期 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課
公園緑地の維持管理を推進します。	街路樹整備事業 市民の森※整備事業 公園緑地維持管理事業	継続 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課 継続 都市整備部みどりの課

(2) 安心安全な公園施設整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
安心安全な公園施設整備を推進します。	遊具施設等安全対策事業	継続 都市整備部みどりの課

2. 市民参加型の緑づくり

(1) 市民等と協働※による緑化推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
緑の啓発活動を促進します。	緑の啓発事業	継続 市民
緑化活動を促進します。	緑化推進事業	継続 市民
ふるさと緑の基金積立を促進します。	ふるさと緑の基金積立事業	継続 市民

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市街地内CO ₂ 吸収源※増加率	業務	100%	200%	環境対策のバロメータでもあるCO ₂ 吸収源※の増加倍率を指標とし、市が管理している公園・緑地・街路樹及びグリーンチェーン認定宅地の緑化を推進します。
市内の緑に満足している市民の割合	アンケート	80.5%	80.0%	開発等による緑地の減少に伴い、みどりに対する市民満足度の低下が懸念される中、市民のニーズに合ったみどり政策を行うことにより、概ね良好であると思われる水準を維持します。
グリーンチェーン認定率	業務	22.2%	80.0%	開発事業者等に対するグリーンチェーン戦略※についてのPRを行うことなどにより、市民や事業者に理解と協力を得て、認定率の向上を図ります。

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

1-2 地域特性に合った良好な市街地整備

現状と課題

- 西平井・鰯ヶ崎地区、運動公園周辺地区、木地区、新市街地地区の合計約640ヘクタールで土地区画整理事業が行われており、事業のスピードアップが課題です。
- 既成市街地の都市基盤整備の遅れが指摘されており、東深井、主に運河駅周辺の整備が課題です。
- 良好な都市基盤の整備の確保と併せ、周辺環境に配慮した土地利用が求められており、開発事業者の理解と協力が課題です。
- 開発行為・建築確認や既存建築物・道路に関する情報の整理・保存、建築士や建築士事務所等の情報の共有化が求められており、情報の電子データ化による適正な管理が課題です。

基本方針

- ・TX※沿線整備事業を推進します。
- ・既成市街地地区の駅周辺地域の住み良い住環境の向上に努めます。
- ・良好な都市環境の形成に向け、開発事業の適正な指導に努めます。
- ・指定道路※図及び調書の作成並びに建築確認・開発許可に関する情報の電子化による管理を推進します。

施策体系

1. TX※沿線整備の推進
2. 既成市街地の整備
3. 開発事業の適正指導
4. 開発許可・建築確認情報の整備管理

■市街化区域のうち区画整理の完了した面積（平成20年）

地区名	施行者	整備面積 (ha)	施行年度 始～終
加岸	組合	9.7	昭和40～50年
加	組合	38.2	昭和58～平成9年
三輪野山	組合	15.4	昭和44～51年
思井・中	組合	26.7	昭和47～50年
初石	組合	18.1	昭和41～43年
西平井	市	31.0	昭和39～48年
東深井甲	組合	0.8	平成10～11年
南流山	市	132.5	昭和43～63年
鰯ヶ崎	組合	4.2	昭和44～54年
鰯ヶ崎中島	組合	3.0	平成10～11年
平和台	組合	8.7	昭和63～平成9年
平和第3	個人	1.0	昭和49～52年
平和第2	組合	1.9	昭和41～42年
平和	組合	15.3	昭和38～40年
流山	市	15.9	昭和33～42年
三輪野山第2	組合	34.2	平成5～19年
換地処分済合計（16地区）		356.6	
運動公園周辺	県	17.8	平成10～34年
西平井・鰯ヶ崎	市	9.3	平成10～28年
木	県	15.5	平成10～26年
新市街地	都市再生機構	73.2	平成11～30年
施行中合計（4地区）		115.8	
総計（20地区）		472.4	



グリーンチェーン戦略で

さらに緑あふれる街並みに

個別施策内容

1. T X※沿線整備の推進

(1) 西平井・鰭ヶ崎地区土地区画整理事業の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
西平井・鰭ヶ崎地区の土地区画整理事業を推進します。	西平井・鰭ヶ崎地区土地区画整理事業	継続 西・鰭地区区画整理事務所

(2) 千葉県及び都市再生機構施行地区の土地区画整理事業の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
T X※沿線整備地区のまちづくりを促進します。	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理国費対象市負担事業 木地区一体型特定土地区画整理国費対象市負担事業	継続 千葉県 継続 千葉県
流山おおたかの森駅及び流山セントラルパーク駅前のまちづくりを推進します。	新市街地地区高質空間整備事業 運動公園周辺地区高質空間整備事業	中期 都市整備部まちづくり推進課 中期 都市整備部まちづくり推進課

(3) 土地区画整理事業の調整

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
T X※沿線整備事業を円滑に進めるため、各種調整を行います。	4地区施行者・各施設管理者・関係機関との協議調整事業	継続 都市整備部まちづくり推進課

(4) T X※駅センター地区の活用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山おおたかの森駅センター地区の土地活用を促進します。	駅前センター地区まちづくり推進事業	継続 土地所有者
T X※駅前市有地の有効利用を推進します。	流山おおたかの森駅前市有地活用事業 流山セントラルパーク駅前市有地活用事業	上期 総合政策部誘致推進課 継続 総合政策部誘致推進課
流山おおたかの森駅センター地区の活性化を推進します。	都市広場等管理事業	継続 都市整備部まちづくり推進課

(5) 流山グリーンチェーン戦略※の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
みどり豊かな生活環境を作るための調査や普及活動などを行います。	流山グリーンチェーン戦略※推進事業	継続 都市整備部みどりの課

2. 既成市街地の整備

(1) 既成市街地内の駅周辺の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既成市街地内の駅周辺のまちづくりを推進します。	運河駅東口周辺市街地整備事業★	継続 都市整備部まちづくり推進課

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

3. 開発事業の適正指導

(1) 開発行為の適正指導

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
開発指導に関し、「条例」及び「要綱」等を整備し指導及び誘導の充実を推進します。	開発行為等指導事業	継続 都市計画部宅地課

4. 開発許可・建築確認情報の整備管理

(1) 道路情報の整備・管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
指定道路※調書及び指定道路※図の作成を推進します。	指定道路※図及び指定道路※調書作成事業	上期 都市計画部建築住宅課

(2) 情報の電子データによる一元化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
道路情報管理システムの導入を推進します。	統合型地図情報システム※導入事業	中期 都市計画部建築住宅課
開発許可・建築確認情報等を電子データ化し、開発の調査の迅速化及び各種許可書の発行、管理の一元化を推進します。	開発許可管理システム構築事業 建築確認支援システム更新事業	上期 都市計画部宅地課 継続 都市計画部建築住宅課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市街化区域のうち基盤整備の完了した面積	業務	472.4ha	933.5ha	土地区画整理事業は、計画的に道路や公園等の基盤を整備する事業であり、良好な市街地を形成できることから、その完了面積を指標とします。
良好な市街地が形成・維持されていると感じている市民の割合	アンケート	67.2%	78.2%	T X※沿線整備等駅周辺の基盤整備やそれ以外の道路・公園整備などに対する市民の満足度を指標とします。
流山おおたかの森駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	28.8ha	159.9ha (H25)	本市の中心核としての土地活用を図るため、新市街地地区（流山おおたかの森駅を中心とした地区）の使用収益開始となった宅地面積を指標とします。
流山セントラルパーク駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	8.7ha	94.5ha	本市の地域核としての土地活用を図るため、運動公園周辺地区（流山セントラルパーク駅を中心とした地区）の使用収益開始となった宅地面積を指標とします。

1-3 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全

現状と課題

- 地域の特徴や歴史を活かしたまちづくりを推進し、個性豊かで良好な景観形成と保全を図るため、景観条例の浸透と景観計画※を充実させていく必要があります。
- T×※沿線では、土地区画整理事業の進捗と整合して用途地域を指定し、地区特性に合わせたルールを定めていく必要があります。また、既存市街地の良好な居住環境の保全・形成を図るために、地区計画※や建築協定※など、地域住民との協働※の取り組みを推進していく必要があります。
- 地域の事情に応じたルールづくりと、平成 20 年度からスタートしたまちづくり相談員※を派遣する制度の活用を図ることが必要です。
- 社会状況の変化や地域の実情に合ったまちづくりのため、都市計画の見直し、情報提供の充実が必要です。

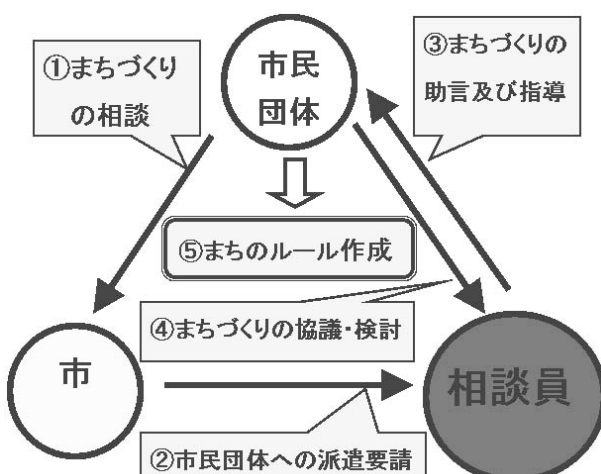
基本方針

- ・ 良好な景観の形成に向け、景観計画※、景観条例に基づき、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくよう努めます。
- ・ 良好な住環境の住宅地については、地区計画※や建築協定※などにより、その維持保全に努めます。
- ・ まちづくり相談員※派遣制度の活用により、地域住民が主体のまちづくり活動の支援を推進します。
- ・ 土地利用の状況や都市計画事業の進捗及び地区計画等の策定に併せ、都市計画の変更・見直しを行います。

施策体系

1. 景観形成の誘導推進
2. 建築協定※・地区計画※の誘導推進
3. 専門家を活用した良好なまちづくりの誘導
4. 都市計画の変更・見直し

■ まちづくり相談員※派遣制度の仕組み



地区計画を活用した良好な住宅地

個別施策内容

1. 景観形成の誘導推進

(1) 景観形成の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
景観条例に基づく届出に対する協議、指導及び景観計画※の更新をします。	景観形成推進事業	継続 都市計画部都市計画課

2. 建築協定※・地区計画※の誘導推進

(1) 建築協定※の締結

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既存市街地における建築協定※の締結及び更新を推進します。	建築協定※締結・更新支援事業	継続 都市計画部建築住宅課

(2) 地区計画※の決定

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
地区のまちづくりルールの方策を促進します。	地区計画※に関する図書作成事業	継続 都市計画部都市計画課

3. 専門家を活用した良好なまちづくりの誘導

(1) 地域に合ったルールづくりの支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
まちづくり等の専門家を派遣し地域のまちづくりを支援します。	まちづくり相談員※派遣事業	継続 都市計画部都市計画課

4. 都市計画の変更・見直し

(1) 都市計画の変更

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
都市計画の見直しに必要な調査等を推進します。	都市計画に関する基礎調査事業	上期 都市計画部都市計画課
調査結果を踏まえ都市計画の見直しを推進します。	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画見直し事業	上期 都市計画部都市計画課
	高度地区見直し事業	上期 都市計画部都市計画課

(2) 都市計画情報の提供

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
用途地域等の窓口・電話照会に最新情報の正確な提供を推進します。	都市計画地理情報システム更新事業	継続 都市計画部都市計画課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	アンケート	75.1%	80.0%	流山市の住み心地の良さの割合を把握し、将来のまちづくりに反映させます。
自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	アンケート	51.3%	55.0%	街並みや景観に対する市民の意識を把握し、今後の景観行政に反映させます。
地区計画※の決定数	業務	28 箇所	35 箇所	良好な住環境を形成するため、地域特性に合わせて住民主体によるルールづくりを進めます。
建築協定※の決定数	業務	9 箇所	9 箇所	



後世に伝えたい魅力ある良好な景観を目指して

1-4 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進

現状と課題

- 平成 20 年度末の本市の下水道（污水）普及率は 69.5%ですが、全国平均や近隣市の普及率を下回っていることから、今後も引き続き下水道整備の推進に努める必要があります。
- 市内の下水道管（污水）の総延長が約 300 キロメートルとなりましたが、その中で初期段階に整備した下水道管の老朽化が年々進んでいくことから、下水道管の計画的で適切な維持管理が必要です。
- 下水道管（污水）が新たに敷設されても、各家庭の浄化槽設置時期や接続工事費の経済的理由から、下水道への未接続の世帯が見られるため、下水道の普及促進と水洗化率（平成 20 年度末、90%）の向上が課題です。

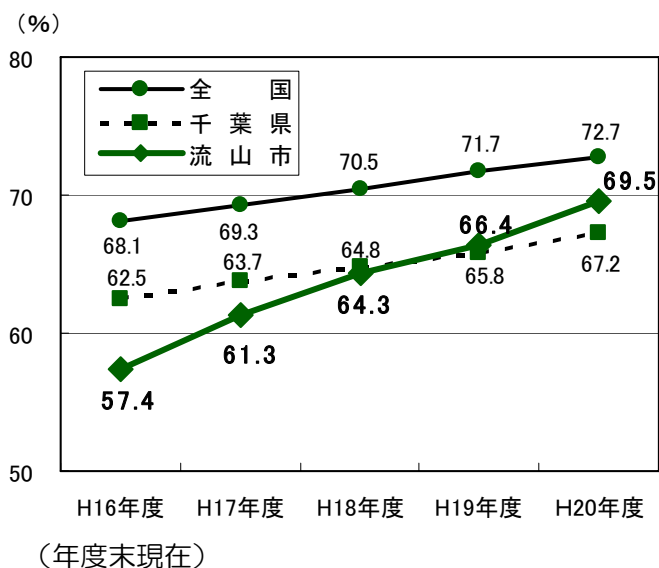
基本方針

- ・中期（3～5年）の公共下水道計画を公表し、市内地域間のバランスに配慮しながら、計画的な整備に努めます。
- ・下水道管の耐用年数の延伸を図るための適切な維持管理を行います。
- ・公共下水道への未接続世帯に対しては、継続的に啓発活動を行い、水洗化率の向上を図ります。

施策体系

1. 流域関連公共下水道の整備
2. 下水道の適切な維持・管理
3. 公共下水道の普及啓発活動の推進

公共下水道の普及率（人口比）



さらに整備を進める公共下水道



個別施策内容

1. 流域関連公共下水道の整備

(1) 流域下水道及び流域関連公共下水道整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
下水道全体計画の見直しを推進します。	流域関連公共下水道全体計画見直し事業	継続 土木部下水道建設課
公共下水道計画の変更（都市計画法、下水道法）を推進します。	公共下水道計画変更業務委託事業	継続 土木部下水道建設課
隣接市と共用する公共下水道管の整備を推進します。	公共下水道共用管建設負担事業	継続 土木部下水道建設課
流域関連公共下水道の整備を推進します。	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業 手賀沼流域関連公共下水道整備事業	継続 土木部下水道建設課 継続 土木部下水道建設課
土地区画整理事業の進捗に合わせ流域関連公共下水道の整備を推進します。	地区内汚水整備事業	継続 土木部下水道建設課
過年度発行の市債※の償還を推進します。	下水道債元金償還事業 下水道債利子償還事業	継続 土木部下水道業務課 継続 土木部下水道業務課
県事業流域下水道建設費の一部を負担します。	江戸川左岸流域下水道建設費負担事業 手賀沼流域下水道建設費負担事業	継続 土木部下水道建設課 継続 土木部下水道建設課

(2) 流域下水道の維持・管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
県事業流域下水道維持管理費の一部を負担します。	流域下水道維持管理事業	継続 土木部下水道業務課

2. 下水道の適切な維持・管理

(1) 下水道施設の情報管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
下水道施設情報の一元管理を推進します。	下水道情報管理システム構築事業	継続 土木部下水道業務課

(2) 下水道管の維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
下水道管の小規模な改修を推進します。	汚水管渠維持管理事業	継続 土木部下水道業務課
下水道管の大規模な改修を計画的に推進します。	汚水管渠補修事業	継続 土木部下水道建設課

(3) 簡易マンホールポンプの維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
簡易マンホールポンプの点検、補修を推進します。	簡易マンホールポンプ維持管理事業	継続 土木部下水道業務課

3. 公共下水道の普及啓発活動の推進

(1) 改造資金融資制度の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
資金融資あっせん制度を推進します。	排水設備事業	継続 土木部下水道業務課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
公共下水道普及率	業務	69.5%	88.5%	公共下水道普及率は、公共下水道（污水）が整備され、行政区域内のうち使用可能区域内の居住人口の占める割合を表すものです。
水洗化率	業務	90.4%	95.0%	水洗化率は、公共下水道（污水）が整備された区域内人口のうち、使用開始した人口の占める割合を表すものです。
BOD※濃度（生物化学的酸素要求量） （坂川、上富士川）	業務	3.1mg/ℓ	2.0mg/ℓ	下水道整備の目的の一つに「公共用水域の水質の保全に資すること」という規定があります。BOD※濃度は、公共下水道を整備することにより、その区域の河川水質が改善されたことを示す指標です。
BOD※濃度（生物化学的酸素要求量） （大堀川）	業務	5.6mg/ℓ	3.0mg/ℓ	同上



生活道路上で行われる公共下水道工事

1-5 土地利用・生活環境に配慮した道路整備

現状と課題

- T×※沿線区域を含む市街地間のアクセス向上のため、必要性の高い都市計画道路の早期整備が必要です。
- 道路の段差など、危険な場所が多く指摘されており、生活道路の安全な歩行空間を確保することが必要です。
- 道路の維持管理の需要も高まっており、適切な補修や管理の徹底が課題です。
- 流山橋の慢性的渋滞解消のため、都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設が必要です。

基本方針

- ・ 都市計画道路等の計画的な整備を行い、骨格となる道路交通網の充実を図ります。
- ・ 歩行者及び自転車の通行に配慮した生活道路の整備を図ります。
- ・ 既存道路の維持補修を計画的に行うとともに、適切かつ迅速な道路管理により、道路環境の向上を図ります。
- ・ 都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設を千葉県と協力して促進します。

施策体系

1. 幹線道路、補助幹線道路の整備
2. 生活道路の整備
3. 道路の維持管理
4. 都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の建設促進



江戸川台とおおたかの森を結ぶ幹線道路の整備

個別施策内容

1. 幹線道路、補助幹線道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
都市計画道路の整備を千葉県に協力し、促進します。	都市計画道路3・3・2号新川南流山線立体交差事業★	継続 千葉県
都市計画道路の整備を推進します。	都市計画道路3・3・28号中駒木線道路改良事業★	継続 土木部道路建設課
	都市計画道路3・4・10号市野谷向小金新田線立体交差事業★	継続 土木部道路建設課
都市計画道路の点検及び見直しをします。	都市計画道路の見直し事業	継続 都市計画部都市計画課

(2) 幹線、補助幹線道路の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
幹線・補助幹線道路の整備を推進します。	市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業★	継続 土木部道路建設課

2. 生活道路の整備

(1) 既存道路の拡幅

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
狭隘踏切の解消を推進します。	東武野田線201号踏切拡幅事業★	上期 土木部道路建設課

(2) 生活道路の整備・改良

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
安全で利便性の高い生活道路の整備・改良を推進します。	江戸川台駅西口広場改良事業★ 利根運河遊歩道橋建設事業★	継続 土木部道路建設課 下期 土木部道路建設課

3. 道路の維持管理

(1) 既存道路の補修

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
道路及び橋りょうの維持補修を推進します。	道路維持補修事業	継続 土木部道路管理課

(2) 適切な維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
道路等の適切な維持管理を推進します。	道路台帳補正事業	継続 土木部道路管理課

4. 都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の建設促進

（1）都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）の早期建設を促進します。	都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線（江戸川新橋道路）建設促進事業★	継続 千葉県

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
交通事故件数	業務	2,901 件	2,240 件	市民の交通安全確保のため、道路改良による交通事故多発箇所の解消などにより、交通事故件数の減少を目指します。
快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	アンケート	54.4%	65.4%	道路整備によるアクセスの改善度や満足度を指標とします。
道路施設等に対する処理件数	業務	588 件	370 件	日頃より安心安全かつ快適な道路の維持に努めているかを表す処理件数を、指標とします。



都市の骨格を形成する都市計画道路の整備

1-6 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備

現状と課題

- 台風や大雨時に河川や排水路などが溢水し、住宅地への浸水や道路が冠水する被害が発生しており、適切な河川や排水路等の整備が必要です。
- 洪水などの出水対策として、調整池などの整備や雨水の流出抑制が必要です。
- 治水機能を確保すべく排水施設においても、河川と同様に適切な整備が必要です。
- 野々下水辺公園などの親水公園が整備されていますが、一方で、調整池や排水路の水質浄化や水辺に親しむ事ができる調整池整備が求められています。

基本方針

- ・ 浸水被害解消のため、河川改修を推進します。
- ・ 雨水の流出抑制や地下水の涵養を図るため、貯留施設の整備や浸透施設の設置促進に努めます。
- ・ 治水機能を確保するため、排水施設の整備を推進します。
- ・ 親水空間創出のため、水質浄化と景観形成に努めます。

施策体系

1. 河川の改修
2. 出水対策の充実
3. 排水施設の整備
4. 河川等の環境整備

改修前



川幅、深さ共に不足していた河川（神明堀）

改修後



川幅を広げ、川底を下げ改修が終わった河川（神明堀）

個別施策内容

1. 河川の改修

(1) 準用河川の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
準用河川神明堀改修工事を推進します。	準用河川神明堀改修事業★	継続 土木部河川課

(2) 普通河川の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
上富士川上流における河川改修工事を促進します。	上富士川上流排水整備事業	継続 松戸市

2. 出水対策の充実

(1) 浸水対策整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
三輪野山総合治水対策計画策定を行い、整備促進に努めます。	三輪野山地区総合治水対策事業★	継続 土木部河川課

(2) 調整池整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
調整池の新設を推進します。	新東谷調整池整備事業★	継続 土木部河川課

3. 排水施設の整備

(1) 排水管等維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
雨水施設の補修を推進します。	排水管等維持補修事業	継続 土木部河川課

(2) 排水施設整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
土地区画整理事業地区や既存市街地の雨水排水施設の新設・改良を推進します。	地区内雨水整備事業 野々下 1 号雨水幹線整備事業★ 向小金雨水幹線整備事業★	継続 土木部河川課 継続 土木部河川課 上期 土木部河川課

4. 河川等の環境整備

(1) 河川等の維持管理整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
河川等の補修を推進します。	河川等維持補修事業	継続 土木部河川課

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

(2) 水路環境整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水路等の浚渫を推進します。	水路等浚渫事業	継続 土木部河川課

(3) 調整池環境整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
調整池の水質浄化を推進します。	準用河川宮園調整池水質浄化事業★	継続 土木部河川課
調整池の修景整備及び維持管理を推進します。	準用河川宮園調整池整備事業★ 大堀川防災調節池修景整備事業★ 新設調整池維持管理事業	継続 土木部河川課 上期 土木部河川課 上期 土木部河川課

(4) 河川環境用水整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
環境用水導入に伴う改修工事を行い、その後の維持管理に努めます。	準用河川神明堀河川環境用水整備事業 大堀川防災調節池河川環境用水整備事業★	継続 土木部河川課 上期 土木部河川課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
憩いの場として河川環境について満足している市民の割合	アンケート	73.6%	80.0%	市民の身近な自然空間である河川・排水路等の整備改善に対して、直接市民が感じている満足度を指標とします。
雨水幹線の整備延長	業務	12.3 km	16.4 km	治水安全度を高めるため、雨水幹線の整備を推進します。



美しい自然景観で人気の利根運河

1-7 水需要に応じた水道事業の展開

現状と課題

- おおたかの森浄水場が完成し、給水区域全域の水需要増加への給水体制が整い、T×※沿線の都市基盤整備に合わせた配水管布設と、未給水地区等への配水管拡張が今後も必要です。
- 4つの浄水場の中で、老朽化の著しい江戸川台と東部の浄水場施設の更新が必要です。
- 市内の水道管には、布設後約40年を経過し、老朽化した配水管や耐震化されていない配水管があり、更新が必要です。
- 水道水への満足度は高い状況にありますが、社会現象としてペットボトル水等の依存傾向がみられることから、安心安全な水道水を積極的にPRして、水道経営の安定化に努めることが必要です。

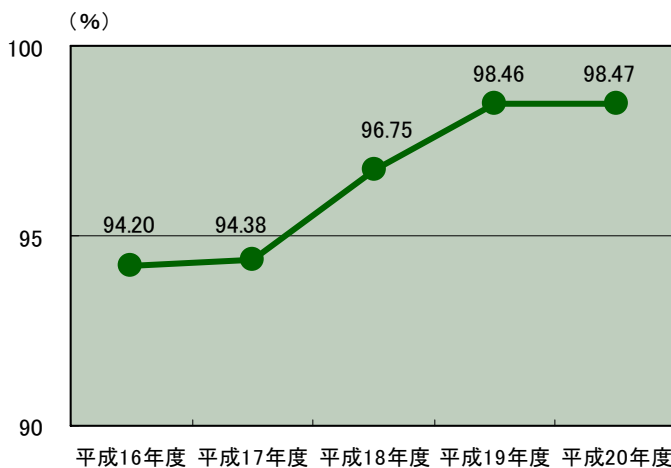
基本方針

- ・ T×※沿線整備地区及び未給水地区等における配水管の拡張を進めます。
- ・ 老朽化が進んでいる江戸川台と東部の浄水場について、計画的に更新を進めます。
- ・ 老朽化した配水管等の計画的な更新と適正な維持管理に努めます。
- ・ 水道事業の取り組み（経営状況・安全性・災害体制・事業展開など）を市民に積極的に発信し、安定経営に努めます。

施策体系

1. 配水管網の整備・充実
2. 浄水場施設の整備・更新
3. 老朽配水管等の更新
4. 水道事業の健全経営と安心安全な水道の推進

■ 給水普及率



平成18年6月から業務開始となったおおたかの森浄水場

個別施策内容

1. 配水管網の整備・充実

(1) T×※沿線整備地区の配水管拡張

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
土地区画整理事業の進捗に整合した配水管拡張を推進します。	T×※沿線整備地区配水管拡張事業	継続 水道局工務課

(2) 未給水地区等の配水管拡張

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水質保全が可能な未給水地区での配水管拡張を推進します。	配水管拡張事業	継続 水道局工務課

2. 浄水場施設の整備・更新

(1) 老朽化した既設浄水場の更新

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
浄水場施設の更新を推進します。	江戸川台浄水場更新事業 東部浄水場第1期更新事業 東部浄水場第2期更新事業	継続 水道局工務課 上期 水道局工務課 下期 水道局工務課

(2) 既設浄水場の増設

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
浄水場施設の増設を推進します。	おおたかの森浄水場増設事業	中期 水道局工務課

(3) 井戸の更生

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道局所有の水源を保全するため、井戸の更生を推進します。	水道水源井戸更生※事業	継続 水道局工務課

3. 老朽配水管等の更新

(1) 老朽配水管等を耐震管に改良

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既設配水管の耐震化を推進します。	老朽配水管等耐震化事業	継続 水道局工務課

(2) 安心安全な水供給

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道用資機材の備蓄倉庫を整備し、災害対策に努めます。	水道用資機材等備蓄事業	上期 水道局経營業務課

4. 水道事業の健全経営と安心安全な水道の推進

（１）浄水場運転管理等業務の委託

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
浄水場の運転管理等を包括的に委託し、効率的な経営に努めます。	浄水場運転管理等業務委託事業	継続 水道局工務課

（２）水道料金等徴収業務の委託

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道料金等の徴収に係る一連の業務を包括的に委託し、効率的な経営に努めます。	水道料金等徴収業務委託事業	継続 水道局経営業務課

（３）水道事業の啓発事業

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
広報紙の発行やポスター募集等を通じて、安心安全な水道について積極的にＰＲ活動を推進します。	水道に関するＰＲ事業	継続 水道局経営業務課

（４）総合情報管理システムの運用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道企業会計システムや入札契約管理システム等の充実に努めます。	水道総合情報管理システム構築事業	継続 水道局経営業務課

（５）水道事業推進に係る職員研修

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道事業に係る研修や講座を受講し、円滑な事業執行を推進します。	水道局職員研修事業	継続 水道局経営業務課

（６）統計資料の作成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水道事業年報等を作成します。	水道統計資料作成事業	継続 水道局経営業務課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
安全な水を安定的に供給されていると感じている市民の割合	アンケート	84.0%	86.0%	水質基準をクリアした安全な水を、必要な量、供給できることが、水道利用者に満足感を与えられます。
給水普及率	業務	98.47% ＊	98.55% ＊	給水区域内の水道需要者から給水申込みを受けた場合、原則として水道事業者が給水義務が発生します。これを給水普及率で示します。

＊「給水普及率」は、普及率が全国的に成熟しているため、小数第２位の表記とします。

1-8 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実

現状と課題

- T×※開通により、公共交通の基軸となる鉄道網が整備されました。今後は、これらの鉄道の更なる利便性、快適性の向上が求められています。
- 江戸川台駅や初石駅にエレベーターが設置されバリアフリー※化を推進していますが、運河駅や初石駅の東口開設などの整備が課題です。
- 民間路線バスの拡充を図るとともに、ぐりーんバス※の運行改善及び新規路線の導入など、高齢化の進行に対応した移動の利便性の向上が求められています。

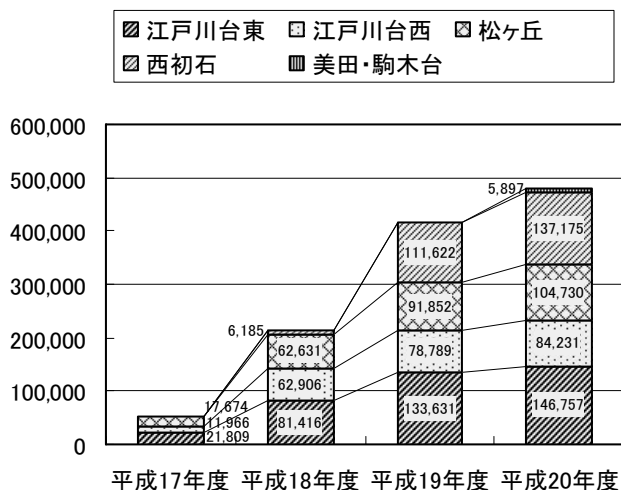
基本方針

- ・ T×※・JR線の混雑緩和のため、輸送力の増強、利便性の向上及びT×※の東京駅延伸の早期実現を引き続き関係機関に働きかけます。
- ・ 運河駅や初石駅の東口の開設を進めるとともに、公共交通施設の利便性・安全性の向上を促進します。
- ・ 民間路線バスの拡充を促進するとともに、ぐりーんバス※の運行改善及び新規路線の導入を推進します。

施策体系

1. 既存鉄道の輸送力充実
2. 既存鉄道駅施設及び関連施設の整備・充実
3. 公共交通網の整備・充実

■ 流山ぐりーんバス※利用状況



民間バス網も市民のための大切な交通

*平成17年11月21日より運行開始

個別施策内容

1. 既存鉄道の輸送力充実

(1) 輸送力の増強及び利便性の向上

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
鉄道の混雑緩和を促進します。	J R 武蔵野線輸送力増強要請事業	継続 千葉県

(2) T X※東京駅延伸の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
T X※東京駅延伸を促進します。	T X※東京駅延伸促進事業	継続 沿線自治体

2. 既存鉄道駅施設及び関連施設の整備・充実

(1) 鉄道駅施設及び関連施設の安全性・利便性の向上

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
東武鉄道の運河駅、初石駅の橋上化を推進します。	運河駅施設整備事業★ 初石駅施設整備事業★	継続 都市計画部都市計画課、鉄道事業者 下期 都市計画部都市計画課、鉄道事業者
流山おおたかの森駅自由通路の効率的な管理を推進します。	流山おおたかの森駅自由通路管理事業	継続 土木部道路管理課、鉄道事業者

(2) 鉄道の活性化の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山線の活性化を支援します。	流鉄活性化支援事業	継続 都市計画部都市計画課、鉄道事業者

3. 公共交通網の整備・充実

(1) バス交通の利便性の向上

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
民間バス路線網の拡充を促進するとともに、ぐりーんバス※の充実を推進します。	路線バス拡充要請事業 ぐりーんバス※運行事業	継続 バス事業者 継続 都市計画部都市計画課

(2) 公共交通網の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
バスを補完する新交通施策を検討します。	高齢社会対応既存交通補完研究事業	上期 都市計画部都市計画課

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

目標指標

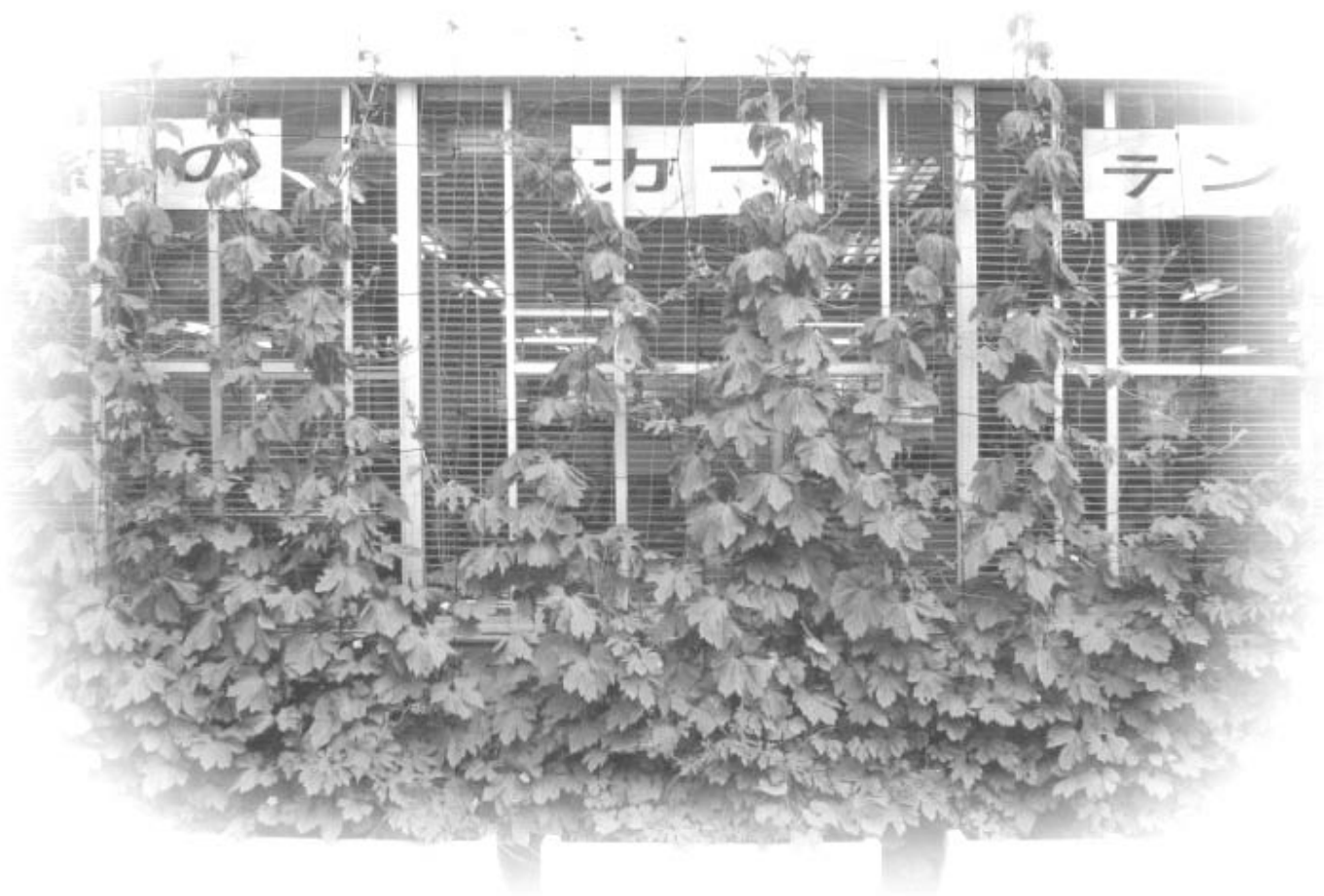
指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	アンケート	60.7%	75.0%	市内公共交通機関に対する市民の満足度を把握し、今後の交通行政に反映させます。
ぐりーんバス※利用者数	業務	48万人	54万人	利用者数を把握し、これからの運行に反映させます。
ぐりーんバス※収支率	業務	76.7%	80.0%	収支率を把握し、できる限り市民の要望に応えた運行を行います。



市民に親しまれるぐりーんバス※

2節 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）

- 1項 豊かで美しい生活環境の創造
- 2項 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり
- 3項 自然災害・都市災害への備えと予防
- 4項 日常生活での安全性と快適性の確保
- 5項 賢い消費者の育成
- 6項 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティ※の推進



2-1 豊かで美しい生活環境の創造

現状と課題

- 平成 17 年度に環境基本計画の施策を具体化するものとして環境行動計画を策定して、CO₂などの温室効果ガス※排出量の削減に努め、平成 19 年度より環境白書※を作成して、環境行動計画の実施状況の把握に努めていますが、引き続き温暖化対策の一層の推進と、環境白書※等を活用した環境保全の取り組みの強化が課題です。
- 春秋のゴミゼロ運動や不法投棄防止パトロールなどを通じて環境美化意識の高揚に努め、地域の日清掃も定着してきていますが、ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶たないため、今後は、市民との協働※による環境美化運動などを一層推進することが課題です。
- 正しい動物の飼い方や所有地の適正な管理の指導、ペットの飼い主等のモラル向上などが求められています。
- 常時、公害の個別監視などをしていますが、今後も、工場等からの騒音・振動への対応など、一層の生活環境対策が課題です。
- 平成 17 年度に第Ⅱ期生活排水対策推進計画※を策定して生活排水の浄化に努めていますが、今後は、高度処理型小型合併浄化槽※等への転換の推進が課題です。

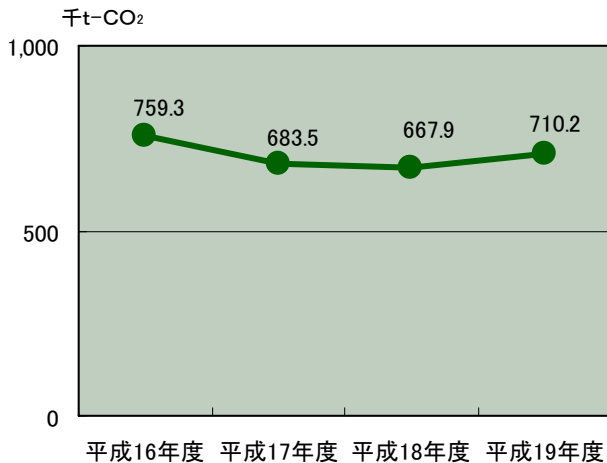
基本方針

- ・地球温暖化対策実行計画※を定期的に見直し、それに基づく取り組みを推進します。また、生物多様性地域戦略※に基づく取り組みにも着手します。
- ・地域の日清掃を通して環境美化への意識高揚を図るとともに、警察と連携して不法投棄者の摘発・不法投棄防止パトロールなどを行います。また、路上喫煙及びポイ捨て防止のパトロールやキャンペーンを推進します。
- ・ペットの飼い主や不在地主への啓発を行い、市民の生活環境の保全を図ります。
- ・騒音や悪臭、振動などの典型 7 公害をはじめ、生活環境に影響を及ぼす公害防止を推進します。
- ・高度処理型小型合併浄化槽※の設置及び転換を推進します。また、50 人以上の大型合併処理浄化槽の改修等に補助金を交付し、生活排水を浄化します。

施策体系

1. 地球温暖化対策の推進
2. 環境美化・浄化意識の促進
3. 環境保全活動の推進
4. 公害防止対策の推進
5. 生活排水対策の推進

■二酸化炭素排出量（市域）



緑のカーテン作りで快適な夏に

個別施策内容

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 市域全体の温室効果ガス※の削減

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
エコアクション 21※事業を推進します。	エコアクション 21※事業	継続 全課
地球温暖化対策奨励事業を推進します。	地球温暖化対策奨励事業	上期 環境部環境政策課
緑のカーテン※作りを促進します。	緑のカーテン※モデル事業	継続 市民、環境部環境政策課
流山低炭素まちづくり研究センターにおける調査研究や、各種の事業に取り組み、市域、特に民生家庭部門からの温室効果ガス※の削減を推進します。	流山低炭素まちづくり研究センター事業 カーシェアリング※事業 環境学習センター設置事業 低公害車借上事業 庁舎太陽光発電設備設置事業	継続 環境部環境政策課、大学 中期 環境部環境政策課、事業所 中期 環境部環境政策課 継続 総務部財産活用課 上期 総務部財産活用課
地球温暖化対策実行計画※・生物多様性戦略を策定し、これらに基づいて地球温暖化防止や生物多様性の保全を推進します。	地球温暖化対策実行計画※策定事業 地球温暖化対策実行計画※推進事業 生物多様性地域戦略※推進事業	中期 環境部環境政策課 上期 環境部環境政策課 上期 環境部環境政策課
本市の将来の環境行政の方向性を見直すため、環境基本計画の策定を推進します。	環境基本計画策定事業	中期 環境部環境政策課

(2) 環境白書*の作成による情報等の活用及び提供

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
本市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要を取りまとめ、これを公表するとともに、環境行政を推進します。	環境白書*作成事業	継続 環境部環境政策課

2. 環境美化・浄化意識の促進

(1) 市民参加による環境美化運動の普及促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
春秋ゴミゼロ作戦を推進します。	ゴミゼロ作戦実施事業	継続 環境部環境政策課
江戸川クリーン大作戦を推進します。	クリーン作戦実施事業	継続 国土交通省



地球温暖化対策等を考える環境シンポジウム流山

(2) 不法投棄防止パトロール及び監視の強化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
環境美化推進員による監視及び連携を推進します。	環境美化推進事業	継続 環境部環境政策課
不法投棄の防止パトロールを推進し、不法投棄監視員（市職員）による監視を推進します。	不法投棄対策事業 不法投棄物及び排土ストックヤード設置事業	継続 環境部環境政策課 上期 環境部環境政策課
路上喫煙及びボイ捨て防止パトロールを推進します。	路上喫煙等防止事業	継続 環境部環境政策課

3. 環境保全活動の推進

(1) 動物飼養に関するトラブルの防止

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ペットの飼い主のモラルの向上については条例化を図り、それに基づき指導に努めます。また、狂犬病予防法に基づく犬の予防注射や登録に努めます。	登録等狂犬病予防事業	継続 環境部環境政策課

（2）空地等の青草除去対策の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
空地等の青草適正管理を促進します。不在地主等への草刈の斡旋を推進し、草刈機の貸出を推進します。	地域環境保全推進指導事業	継続 環境部環境政策課

4. 公害防止対策の推進

（1）公害監視測定体制の整備推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公害測定の常時監視、個別監視、各種監視機器の整備を図り、監視体制の強化に努めます。	公害測定機器更新事業	継続 環境部環境政策課

（2）公害未然防止対策の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公害防止に関する各種調査研究の推進及び情報収集体制の整備に努めます。	地下水汚染防止対策事業	継続 環境部環境政策課
	常磐道環境保全対策事業	継続 環境部環境政策課
	大気保全対策事業	継続 環境部環境政策課
	騒音・振動対策事業	継続 環境部環境政策課
	水質保全対策事業	継続 環境部環境政策課
環境規制基準を遵守し、適切な指導及び助言に努めます。	環境規制基準アドバイザー事業	中期 環境部環境政策課

（3）公害啓発活動の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公害相談業務の整備充実に努めます。	公害相談業務事業	継続 環境部環境政策課
イベント等において、団体との連携を通じて市民や事業者の意識の高揚に努めます。	市民環境講座事業	継続 環境部環境政策課

5. 生活排水対策の推進

（1）高度処理型小型合併浄化槽*の設置及び転換の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
家庭雑排水による水質汚濁防止のため、高度処理型合併浄化槽*の設置及び転換を促進します。	家庭用小型合併処理浄化槽補助事業	継続 国、県、 環境部環境政策課

(2) 大型合併処理浄化槽の改修等の補助

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
大型合併処理浄化槽の改修時に補助金を交付し、生活排水の浄化を促進します。	大型浄化槽等改修補助事業	継続 環境部環境政策課

(3) 生活排水対策推進計画※の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水質浄化PRパンフレットの作成及び配布等による啓発を推進します。	生活排水対策推進啓発事業	継続 環境部環境政策課
生活排水環境の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを図り、水質浄化に努めます。	第Ⅲ期生活排水対策推進計画※策定事業	中期 環境部環境政策課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
環境の豊かさを実感している市民の割合	アンケート	80.5%	83.0%	市域の生活環境に対する環境美化意識・行動を把握することにより、適切な環境美化・行動施策を展開します。
生活環境に関する苦情等の処理率	業務	78.4%	88.0%	犬、青草、騒音、振動などの生活環境に関する苦情が寄せられているため、苦情等の処理率を把握し、生活環境の向上を図ります。
二酸化炭素排出量（市域）	業務	710.2 千 t-CO ₂ (H19) *	569.4 千 t-CO ₂ (H32)	2020年（平成32年）までの市域の二酸化炭素排出量の現状2007年（平成19年）比20%削減を図ります。

* 二酸化炭素排出量の基準値は、平成19年のデータをもとに算出しています。



市民環境講座の「星空観察会」

2-2 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり

現状と課題

- 平成16年に新たにゴミ焼却施設を建設し、他市へ依存していた最終処分場への排出量が減少しましたが、長期的視野に立った一般廃棄物処理基本計画の見直しや災害時の一般廃棄物処理計画の策定が課題です。
- ごみの分別区分を変更し、生ゴミ処理器の購入やリサイクル団体への支援を行う一方、今後は、分別の徹底で資源化率を向上し、市民との協働※によるリサイクルを推進して、循環型社会※の構築を目指すことが課題です。
- ごみの発生量は一時的に減少傾向にありますが、この傾向が定着するよう、一般廃棄物処理基本計画に従ってごみの減量、資源化をさらに進める必要があります。
- クリーンセンターは周辺環境の保持及び適正な維持管理が求められています。また、旧清美園では、老朽化しているし尿処理施設の更新施設として汚泥再生処理センターを建設し、今後は、これらの施設の適正な維持管理及び旧清美園跡地の利用が課題です。

基本方針

- ・ごみの発生量そのものを減らすことを最優先し、大量廃棄、大量リサイクルからの脱却に取り組むため、一般廃棄物処理基本計画を改定するとともにその推進を図ります。
- ・市民、事業者、行政が一体となり、ごみの減量や資源化を推進し、循環型社会※の構築に努めます。
- ・廃棄物の処理については、環境に配慮しつつ、安全かつ衛生的に処理し、ごみ排出量及び最終処分量の削減を図ります。
- ・クリーンセンターの適正な維持管理を図るとともに、新たに建設する汚泥再生処理センターの適正な維持管理を行います。

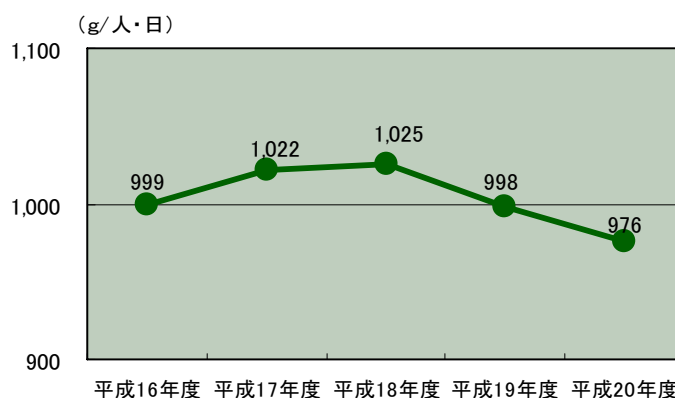
施策体系

1. 一般廃棄物処理基本計画の見直し
2. 一般廃棄物の減量・資源化の推進
3. 一般廃棄物の適正な処理
4. 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理



流山市のごみ減量・資源化キャラクターとして活躍する「ケロクル」

■市民1人1日当たりのごみ発生量



個別施策内容

1. 一般廃棄物処理基本計画の見直し

(1) 一般廃棄物処理基本計画の見直し

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
一般廃棄物処理基本計画を見直します。	一般廃棄物処理基本計画策定事業	中期 環境部リサイクル推進課

(2) 災害時における一般廃棄物の処理計画の策定

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
災害時の一般廃棄物処理計画を策定します。	震災廃棄物処理計画策定事業	上期 環境部リサイクル推進課

2. 一般廃棄物の減量・資源化の推進

(1) 大量廃棄・大量リサイクルからの脱却を図り、循環型都市づくり

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ごみ発生量の目標値達成を推進します。	生ごみ堆肥化処理器購入補助事業	継続 環境部リサイクル推進課

(2) 市民・事業者のごみ減量・資源化の意識高揚

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
啓発事業を推進し普及に努めます。	ごみ減量・資源化啓発事業	継続 環境部リサイクル推進課

(3) リサイクル団体への支援及び資源回収の一元化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
リサイクル団体の支援、資源回収の一元化を検討します。	リサイクル団体育成支援事業 使用済みノート等資源化事業	継続 環境部リサイクル推進課 継続 環境部リサイクル推進課

(4) レジ袋の削減

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
レジ袋の削減を推進します。	レジ袋削減啓発事業	継続 環境部リサイクル推進課

(5) ごみ減量化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ごみ排出量に応じた公平な費用負担を検討します。	ごみ減量化事業	継続 環境部リサイクル推進課

3. 一般廃棄物の適正な処理

(1) ごみ分別区分の見直し

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ごみ分別区分の見直しを推進します。	ごみ収集事業	中期 環境部クリーン推進課

(2) 最終処分量の減量化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
最終処分量の削減を推進します。	ごみ中間処理事業 ごみ最終処理処分事業	継続 環境部クリーン推進課 継続 環境部クリーン推進課

(3) し尿の適正処理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
し尿収集体制の効率化を推進します。	し尿収集事業 し尿最終処分事業	継続 環境部リサイクル推進課 継続 環境部リサイクル推進課

4. 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

(1) クリーンセンター及び汚泥再生処理センターの適正な維持管理

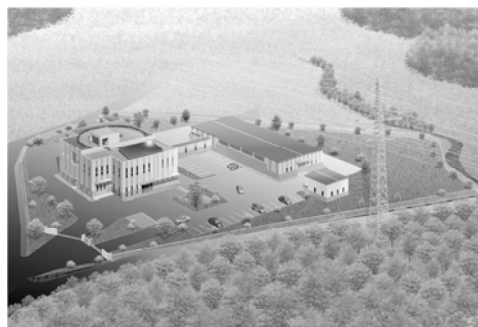
主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
クリーンセンターの各設備の適正な維持管理を推進します。	ごみ焼却施設整備事業	継続 環境部クリーン推進課
汚泥再生処理センターの各設備の適正な維持管理を推進します。	し尿処理施設維持管理事業 剪定枝資源化施設運営事業	継続 環境部リサイクル推進課 継続 環境部リサイクル推進課

(2) し尿処理施設の解体

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
し尿処理施設の解体と跡地利用を検討します。	旧清美園跡地利用検討事業	継続 環境部リサイクル推進課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
1人1日当たりのごみ発生量	業務	976g	871g以下(H30)	ごみの発生量を減らすことが、廃棄物処理行政の根幹です。
資源化率	業務	28.5%	30.0%以上(H30)	循環型社会*を目指すには、ごみ排出量を減らすことはもとより、ごみとして排出されるものをリサイクルすることが重要です。
一般廃棄物の年間最終処分量	業務	1,756t	1,718t以下(H30)	市町村の廃棄物は自区域内処理が原則であることから、市内に最終処分場を持たない流山市としては、人口が増加傾向にあっても最終処分量を最小限にとどめるよう抑制に努めます。



H22年4月から稼働する汚泥再生処理センター
(写真はイメージ)

2-3 自然災害・都市災害への備えと予防

現状と課題

- 防災行政無線は、子局の老朽化による更新、ＴＸ※沿線での土地区画整理事業の進展にともなった子局の新規設置、また放送内容の正確な内容伝達が求められています。
- 災害時の水・食糧や避難場所の十分な確保や避難場所への誘導が課題です。
- 災害時の避難場所として、防災広場の確保が必要です。
- 大規模地震に備えて、住宅等建築物の耐震化が必要です。
- ＴＸ※沿線の開発などによる高層建築物や多目的用途の建築物、人口の増加に対応した消防施設の適正配置や消防力の充実が課題です。
- 多種多様な災害に対応できる消防職員の資質を向上させることが課題です。
- 高度な救急救命が求められており、今後も救急救命の意識を向上させ、傷病者の救命率を高めることが課題です。
- 電波法の改正による消防救急無線のデジタル化に伴う千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用並びに千葉県消防広域化推進計画※による消防の広域化に向けた関係消防本部との調整が課題です。
- 平成 20 年 6 月から全ての住宅に義務化された住宅用火災警報器の設置については、認知度は上がっていますが、設置率の向上が課題です。さらに、単身高齢者などの増加で緊急連絡・救護体制などの福祉消防及び立入検査や訓練の実施などの予防消防の推進が課題です。
- 台風及び地震等の自然災害による大規模な被害の発生が予想されており、各種災害に対応した消防団の充実が課題です。

基本方針

- ・ＴＸ※沿線土地区画整理地区内の公共施設等に防災行政無線の子局を設置します。また、老朽化した設備を更新するとともに新たな伝達手段を整備します。
- ・災害時に必要な生活用水や食糧、備品の確保を図ります。また、避難場所への安全な誘導に努めます。
- ・公有地を活用した新たな防災広場の確保に努めます。
- ・戸建て住宅を中心に耐震化の促進を図ります。
- ・市内の人口及び建築物のバランスを考慮して消防署の適正配置及び消防施設の適正な維持管理を推進します。
- ・各種教育課程に消防職員を派遣するとともに訓練を実施し、職員の資質の向上を図ります。
- ・高度な救急救命体制を構築するとともに、市民への心肺蘇生法やＡＥＤの利用など応急手当の普及啓発を図ります。
- ・平成 25 年度運用開始に向けて 31 消防本部の共同整備による消防救急無線のデジタル化と千葉県北西部 6 市による共同指令センターの設置運用の推進並びに消防の広域化に向けた協議を推進します。
- ・建築物・危険物施設等からの出火防止に努めるとともに、地域に密着した予防活動を推進します。
- ・消防団の活動を充実し、各種災害に対応します。

施策体系

1. 防災行政無線等の設置及び更新
2. 防災対策の強化
3. 防災広場の整備
4. 住宅の耐震化の促進
5. 消防施設・装備の充実強化
6. 教育・訓練の充実強化
7. 高度救急体制の強化
8. 消防救急無線の共同整備、共同運用の促進・消防の広域化の推進
9. 予防消防体制の強化
10. 消防団の充実



救急救命士が搭乗する高規格救急車

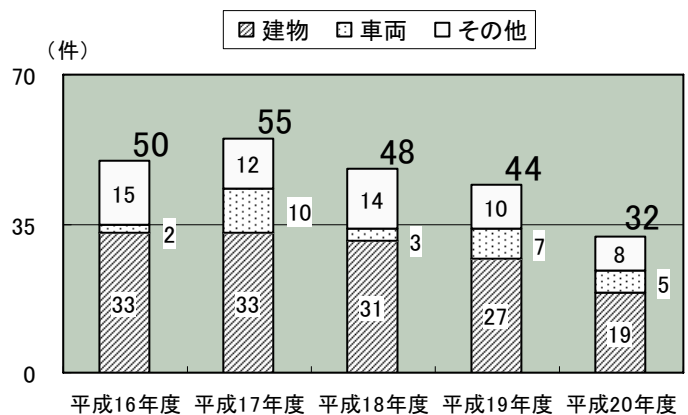


地域の安心と安全を守る消防団



本番を想定した消防署レスキュー隊の訓練

■火災発生件数



個別施策内容

1. 防災行政無線等の設置及び更新

(1) 防災無線子局の増設

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
T×※沿線の土地区画整理区域等新市街地へ防災行政無線の設置を推進します。	防災行政無線子局増設事業	継続 市民生活部安心安全課

(2) 防災情報伝達の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
防災行政無線で放送した内容をテレホン案内でも伝達することを推進します。	防災行政無線テレホン案内事業	上期 市民生活部安心安全課

(3) 防災行政無線の親局及び子局の更新

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既存の老朽化した親局及び子局の更新をデジタル化を視野に入れて推進します。また、緊急地震速報も含めた災害情報の自動発信を推進します。	防災行政無線更新事業	継続 市民生活部安心安全課

2. 防災対策の強化

(1) 災害時における生活用水の確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
災害時における生活用水の確保のため市内公共施設に井戸の設置を推進します。	災害用井戸設置事業	継続 市民生活部安心安全課

(2) 防災用備蓄品の確保（食糧・備蓄資機材等）

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
防災備蓄倉庫備蓄食糧及び備蓄資器材の確保を推進します。	防災備蓄倉庫設置事業	継続 市民生活部安心安全課

(3) 避難場所への誘導体制の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
災害時における避難場所への誘導を的確に行うため案内板の更新を推進します。	避難場所案内板等整備事業	上期 市民生活部安心安全課

3. 防災広場の整備

(1) 防災広場の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
防災広場を新たに整備する事業を推進します。	東谷地区市有地防災広場整備事業★	上期 市民生活部安心安全課

4. 住宅の耐震化の促進

（１）耐震診断及び耐震改修に係る補助の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
耐震診断及び耐震改修を行う市民に対し、その費用の一部の助成を推進します。	耐震診断及び木造住宅耐震改修補助事業	継続 都市計画部建築住宅課

5. 消防施設・装備の充実強化

（１）消防車両及び装備の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防ポンプ自動車等の整備を推進します。	消防ポンプ自動車整備事業 水槽付消防ポンプ自動車整備事業	継続 消防本部消防防災課 継続 消防本部消防防災課
起震車等の整備を推進します。	起震車整備事業	継続 消防本部消防防災課
消防資機材装備等の整備を推進します。	消防資機材整備事業	継続 消防本部消防防災課

（２）消防庁舎の維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防庁舎の維持管理を推進します。	救助訓練塔補修事業	継続 消防本部消防総務課
職場環境の整備を推進します。	消防職場環境整備改善事業	継続 消防本部消防総務課

（３）消防水利の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
防火水槽の整備と消火栓等の維持管理を推進します。	防火水槽整備事業	継続 消防本部消防防災課

（４）消防本部・中央消防署庁舎の移転建設

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防本部・中央消防署庁舎の移転調査を推進します。	中央消防署移転調査事業★	下期 消防本部消防総務課

（５）南消防署庁舎の建替え建設

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
南消防署庁舎の建替え建設を推進します。	南消防署建設事業★	上期 消防本部消防総務課

6. 教育・訓練の充実強化

（１）消防職員の専門的知識及び技能習得のための研修・訓練

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
救助・火災防ぎょ消防操法等の訓練を推進します。	緊急消防援助隊活動事業	継続 消防本部消防防災課
千葉県消防学校等での職員研修を推進します。	消防職員研修事業	継続 消防本部消防総務課

7. 高度救急体制の強化

(1) 高度救急救命処置の向上及び高規格救急車、装備の更新

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
高規格救急車の更新を推進します。	高規格救急自動車整備事業	継続 消防本部消防防災課
メディカルコントロール協議会の事後検証及び研修に参加します。	救急業務メディカルコントロール事業	継続 消防本部消防防災課

(2) 救急救命士の確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
救急救命士の増員を推進します。	救急救命士養成事業	継続 消防本部消防総務課

(3) 応急処置の普及

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民に対する救命講習を推進します。	救急救命講習事業	継続 各消防署
自動体外式除細動器（AED）を借上げ、各施設に配置します。	自動体外式除細動器（AED）借上事業	継続 総務部財産活用課

(4) 救急業務対策

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
救急車の適正利用の啓発を推進します。	救急車適正利用啓発推進事業	継続 消防本部消防防災課

8. 消防救急無線の共同整備、共同運用の促進・消防の広域化の推進

(1) 消防救急無線のデジタル化・消防指令業務の共同運用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防救急無線デジタル化県域共同整備・管理と消防指令業務の共同運用整備を推進します。	消防救急無線デジタル化県域共同整備事業	継続 消防本部消防防災課
	消防指令業務共同運用事業	継続 消防本部消防防災課

(2) 消防の広域化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防広域化について関係5市の協議を推進します。	消防広域化事業	上期 消防本部消防総務課

(3) 消防指令設備の整備・管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
既存の消防無線及び消防緊急指令装置の維持管理を推進します。	消防緊急指令設備維持管理事業	継続 消防本部消防防災課

（４）広域消防応援体制の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
千葉県内広域消防応援及び隣接市との消防相互応援を推進します。	広域消防応援体制推進事業	継続 消防本部消防防災課

9. 予防消防体制の強化

（１）予防消防体制の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
建築物・危険物施設の立入検査を実施して、安全な施設の維持を推進します。	火災予防及び調査事業 中央消防署消防活動事業【その他、東、南、北消防署消防活動事業】	継続 消防本部予防課 継続 中央消防署【その他各消防署】
火災予防運動を実施して普及啓発を推進します。	火災予防運動啓発事業 消防訓練事業	継続 消防本部予防課 継続 消防本部予防課、各消防署

（２）福祉消防の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
単身高齢者世帯の安心を推進します。	単身高齢者世帯防火診断事業	継続 消防本部予防課
暮らしを守る消防隊の活動を推進します。	暮らしを守る消防隊活動推進事業	継続 消防本部中央消防署

（３）住宅防火対策の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
住宅用火災警報器の設置を推進します。	住宅用火災警報器の設置推進事業	継続 消防本部予防課、各消防署

平和台駅前の交差点付近で開催された
住宅用火災警報器設置推進フェア



10. 消防団の充実

（１）消防団車両・施設の更新

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防団の消防車両の更新を推進します。	消防団消防ポンプ自動車整備事業 消防団小型動力ポンプ積載車整備事業	継続 消防本部消防防災課 継続 消防本部消防防災課
消防団の使用資機材の更新を推進します。	消防団運営事業	継続 消防本部消防総務課
消防団機械器具置場の建替えを推進します。	消防団機械器具置場建設事業 消防団機械器具置場用地購入事業	継続 消防本部消防総務課 上期 消防本部消防総務課

(2) 消防団員の訓練

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防団員の出動時の連絡体制充実を促進します。	消防団員連絡体制充実事業	継続 消防本部消防防災課
消防団の訓練を促進します。	消防団活動事業	継続 消防本部消防総務課

(3) 消防団員の確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防団員の入団を促進します。	消防団員入団促進事業	継続 消防本部消防総務課

(4) 消防分団の適正配置

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消防分団管轄区域の適正化を推進します。	消防分団管轄区域適正化事業	継続 消防本部消防総務課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
自主防災組織の組織率	業務	64.4%	70.0%	市民の自助、共助意識向上などにより、自主防災組織率を高めます。
防災備蓄量	業務	49.3%	55.0%	災害への備えとして3日分の食糧備蓄を確保します。
救急救命士充足率	業務	43.0%	100%	救急隊5隊、救命士30名体制を確保します。
住宅火災警報器設置率	業務	36.5%	100%	すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を推進します。



本番さながらのはしご車の訓練

2-4 日常生活での安全性と快適性の確保

現状と課題

- 道路利用者等から市道の交通安全確保が求められており、交通安全施設の整備など多種多様な対策が課題です。
- 東武野田線沿線の市営自転車駐車場の改修や、T×※沿線の待機者の増加に対応した自転車駐車場の増設が課題です。
- 防犯意識の普及と組織育成の結果、犯罪発生件数は減少していますが、街頭での車上ねらい等の犯罪対策や防犯灯の設置増強が課題です。

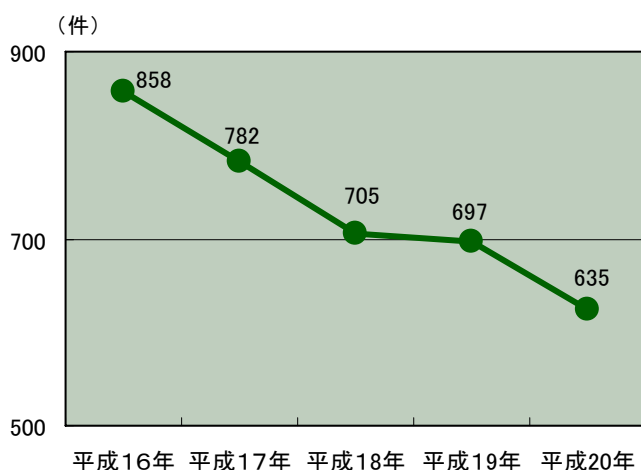
基本方針

- ・交通安全施設の適切な維持補修と整備に努め、交通事故を防止し、道路利用者の安全で快適な通行の確保を図ります。
- ・市営自転車駐車場の整備促進と利便性の向上を図り、放置自転車対策を推進して、良好な駅周辺環境をつくれます。
- ・通学路等における防犯灯の設置や自主防犯組織の拡充を進めて犯罪発生を抑止し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

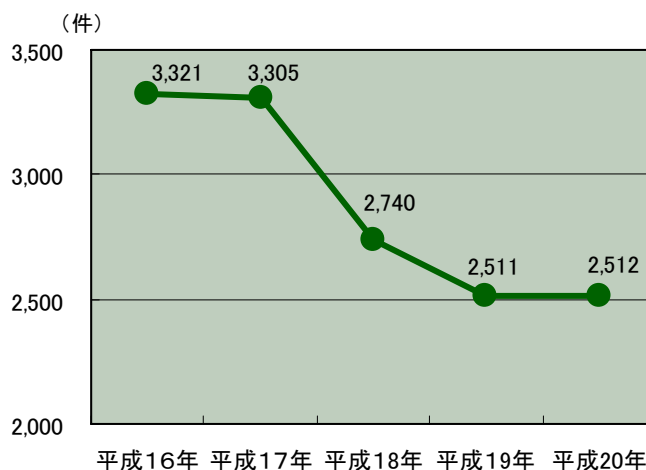
施策体系

1. 交通安全施設の整備
2. 自転車駐車場整備及び管理運営
3. 防犯対策の促進

■交通事故発生件数



■犯罪発生件数



個別施策内容

1. 交通安全施設の整備

(1) 道路交通環境の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
交通安全施設の新設及び維持補修を推進します。	交通安全施設整備事業	継続 土木部道路管理課

2. 自転車駐車場整備及び管理運営

(1) 自転車駐車場の施設整備・管理運営

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市営自転車駐車場の整備や修繕を行います。	自転車駐車場改修事業	継続 市民生活部安心安全課
各駅市営駐車場での申請及び許可証交付事務を推進します。	自転車駐車場指定管理者事業	継続 市民生活部安心安全課
T X※沿線駅に自転車駐車場を増設します。	T X※沿線自転車駐車場設置及び管理運営事業	上期 市民生活部安心安全課

(2) T X※駅周辺放置自転車対策

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
自転車放置禁止区域を指定し周知のための看板等を設置します。	T X※駅周辺放置禁止区域設置事業	継続 市民生活部安心安全課
放置自転車の整理誘導、撤去を推進します。	T X※駅周辺放置自転車防止対策事業	継続 市民生活部安心安全課

3. 防犯対策の促進

(1) 防犯灯設置の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
防犯灯の設置費用を助成し、市民の安全を確保します。	防犯灯設置費補助事業	継続 市民生活部安心安全課
通学路等に防犯灯を設置し、児童等の安全を確保します。	通学路防犯灯設置事業	継続 市民生活部安心安全課

(2) 防犯組織の拡充及び犯罪防止の啓発活動

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
自主防犯パトロール隊及び流山市民安全パトロール隊を支援するとともに、犯罪防止の啓発活動に努めます。	安心安全支援事業	継続 市民生活部安心安全課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市内の交通事故数(人身事故発生件数)	業務	623 件	600 件	交通事故発生〇が最終目的のため、対策を進めます。
交通安全に関して市内(自宅周辺)は安全だと感じる市民の割合	アンケート	48.1%	56.0%	交通安全対策の推進により、交通安全への市民の満足度を高めます。
市内の犯罪件数	業務	2,512 件	2,200 件	犯罪〇が最終目的のため、防犯活動の推進を図ります。
犯罪に関して市内(自宅周辺)は安全だと感じる市民の割合	アンケート	49.0%	58.0%	防犯活動の推進により、安全と感じる市民を増やします。



南流山駅地下自転車駐車場の入口と地下構内



地域の安全に貢献する市民の防犯パトロール



自転車交通安全教室の風景

2-5 賢い消費者の育成

現状と課題

- 急激な社会の高度情報化によって、若年層や高齢者を狙う不正請求や訪問販売などが増加し、本市においても、消費者への正しい知識の啓発や、関係機関や専門家との連携による高度情報化社会への対応が課題です。
- 相談内容が複雑・多様化しており、消費生活相談員の確保と資質の向上が求められています。

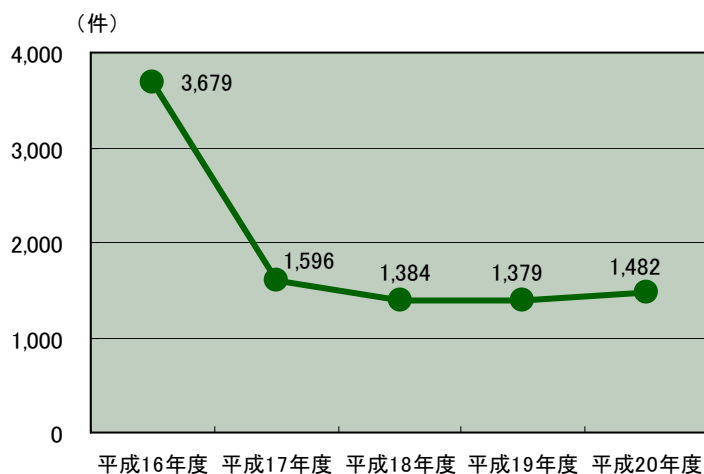
基本方針

- ・ 健全な消費生活の推進を図るため、消費者への啓発や関係機関との連携を強化します。
- ・ 複雑多様化する相談内容に対応できる体制づくりと、消費生活センターの機能強化に努めます。

施策体系

1. 健全な消費生活の推進
2. 消費生活センターの充実

■消費生活相談件数



悪質商法の事例をPRする消費生活パネル展

個別施策内容

1. 健全な消費生活の推進

(1) 関係機関等との連携強化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
国、県、近隣自治体、警察等との連携を推進します。	消費者保護関係機関連携事業	継続 市民生活部コミュニティ課
弁護士会、司法書士会との連携を推進します。	消費生活相談関係機関連携事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(2) 消費者の権利と自立の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消費者啓発教育講座の実施を推進します。	消費者啓発事業	継続 市民生活部コミュニティ課
パンフレット等による情報提供を推進します。	消費者情報提供事業	継続 市民生活部コミュニティ課

2. 消費生活センターの充実

(1) 消費生活相談体制の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
各種研修会への参加を推進します。	消費生活相談員研修事業	継続 市民生活部コミュニティ課
弁護士会との情報交換を推進します。	消費生活相談充実事業	継続 市民生活部コミュニティ課
近隣市との情報交換を推進します。	近隣市連携消費者情報交換事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(2) 消費生活センター機能の強化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T※）導入を推進します。	全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T※）導入事業	継続 市民生活部コミュニティ課
消費生活センターを移転し、センター長を設置します。	消費生活センター充実事業	上期 市民生活部コミュニティ課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
消費者啓発教育講座受講者数	業務	1,137 人	1,800 人	消費者被害の未然防止並びに拡大防止のために、適切な情報提供を目指します。
消費トラブル相談により問題が解決された割合	業務	99.1%	99.1%	消費トラブル相談により、ほぼ全員の問題解決を目指します。

2-6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティ※の推進

現状と課題

- コミュニティ※審議会の答申を踏まえた地域コミュニティ※の推進が課題です。
- 市民のコミュニティ※に対する意識の啓発、情報の提供が必要です。
- 自治会活動や市民まつり実行委員会への助成を行っていますが、自治会への加入率が減少傾向にあります。そこで、今後も継続して助成・支援するとともに、新たなコミュニティ※活動や団体の育成が課題です。
- 自治会館の建設補助やコミュニティ※ホームの改修などを行っており、既存施設の維持・管理を進めるとともに、地域の小学校区単位の新たなコミュニティ※施設の整備が課題です。

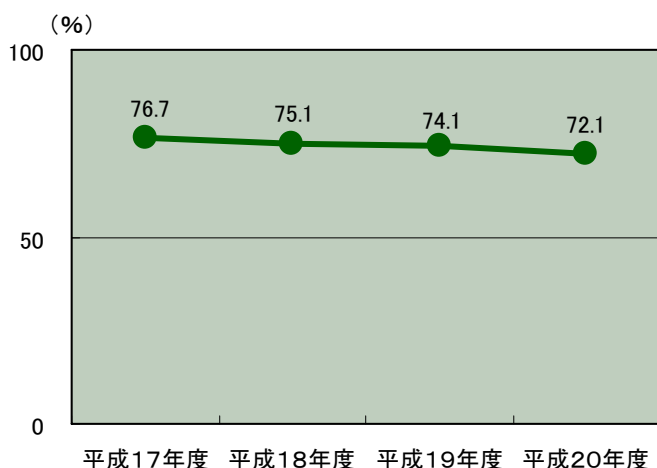
基本方針

- ・地域まちづくり協議会※及び全市コミュニティ※推進委員会の設置や人材の育成支援に努めます。
- ・コミュニティ※情報を積極的に提供します。
- ・自治会をはじめとしたコミュニティ※関係団体の活動を促進します。
- ・コミュニティ※活動の場の確保支援を促進します。

施策体系

1. コミュニティ※推進体制の強化
2. コミュニティ※情報の発信と共有
3. コミュニティ※活動の充実
4. コミュニティ※活動の拠点づくり

自治会加入率



毎年多くの人で賑わう市民まつり

個別施策内容

1. コミュニティ※推進体制の強化

(1) コミュニティ※に関する人材の育成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
コミュニティ※に関する人材の育成を推進します。	コミュニティ※に関する人材育成事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(2) 全市コミュニティ推進委員会※の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
全市コミュニティ推進委員会※の設置を推進します。	全市コミュニティ※推進事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(3) 地域まちづくり協議会※の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
地域まちづくり協議会※の設置を推進します。	地域まちづくり協議会※設置事業	上期 市民生活部コミュニティ課

2. コミュニティ※情報の発信と共有

(1) コミュニティ※情報の発信

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
広報紙、ホームページの活用を推進します。	コミュニティ※情報推進事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(2) コミュニティ※情報の共有

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
自治会等の地域コミュニティ※との意見交換を推進します。	自治会懇談会事業	上期 市民生活部コミュニティ課

3. コミュニティ※活動の充実

(1) 自治会活動助成の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
自治会活動用物品貸与を推進します。	自治会活動助成事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(2) コミュニティ※活動の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民活動災害補償保健等の充実を推進します。	市民活動災害補償保険事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(3) 市民まつりへの助成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民まつり実行委員会への助成を推進します。	市民まつり補助事業	継続 市民生活部コミュニティ課

4. コミュニティ※活動の拠点づくり

(1) 自治会館整備の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
コミュニティ※活動の拠点である自治会館の整備を促進します。	自治会館建設費補助事業	継続 市民生活部コミュニティ課

(2) 地域コミュニティ※拠点の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
小学校区単位の地域コミュニティ※拠点の整備に努めます。	地域コミュニティ※拠点づくり事業	中期 市民生活部コミュニティ課

(3) コミュニティ※ホームの整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
コミュニティ※ホームの整備に努めます。	コミュニティ※ホーム改修事業 コミュニティ※ホーム維持管理事業	継続 市民生活部コミュニティ課 継続 市民生活部コミュニティ課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
コミュニティ※活動参加者の割合	アンケート	46.0%	65.0%	コミュニティ※活動の活性化のため、参加割合の向上を目指します。
地域まちづくり協議会※の数	業務	0団体	15団体	地域コミュニティ※活動の活性化のため地域まちづくり協議会※の形成を目指します。
自治会への加入率	業務	72.1%	80.0%	地域活動の活性化のため、自治会への加入拡大を目指します。



自治会主催のお祭り

3節 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

- 1項 いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進
- 2項 個性を生かす教育環境の基盤充実
- 3項 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり
- 4項 ながれやま市民文化の継承と醸成
- 5項 スポーツ活動の基盤づくり
- 6項 国際社会への対応



3-1 いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習センターが開館し、公民館等の施設とともに生涯学習活動の拠点として利用されています。文化会館の耐震改修を含めた老朽化した施設の整備と新しい図書館など施設の増設が課題です。
- ＩＣＴ※による情報化や少子・高齢化、団塊世代の大量退職などによって、生涯学習へのニーズが高まるとともに学習課題が多様化しており、学習機会と図書館資料の充実が課題です。

基本方針

- ・老朽化した生涯学習施設の耐震改修、整備を推進するとともに、文化会館の整備を検討します。また、東部地域に新たな図書館を建設します。
- ・ライフステージや生活課題に応じた学習機会・学習情報の充実を図り、市民の自主的な学習活動を支援します。

施策体系

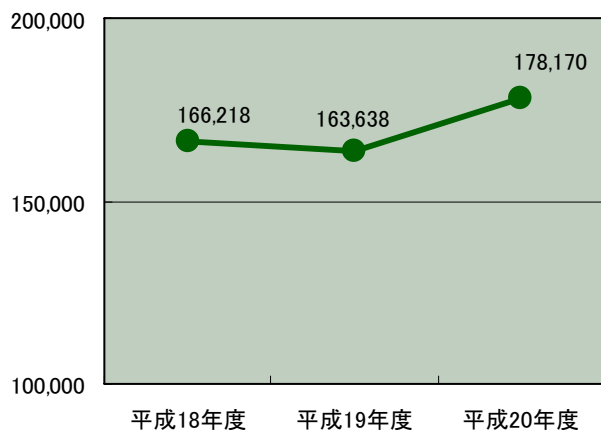
1. 生涯学習推進の基盤整備
2. 市民ニーズと学習課題に応じた生涯学習体制づくり



初石公民館による森のコンサート
公民館となりの市民の森にて

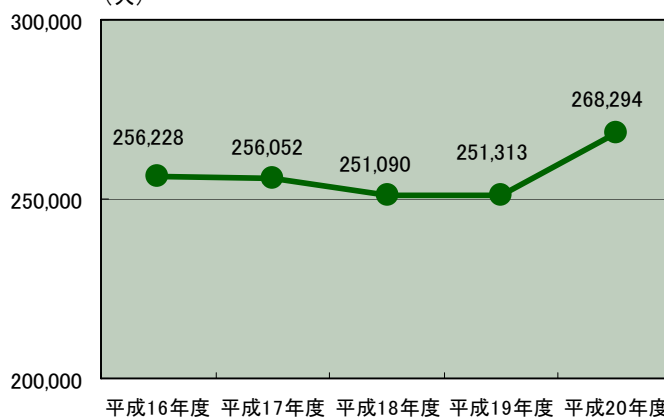
■生涯学習センター利用者数

(人)



■図書館利用者数

(人)



個別施策内容

1. 生涯学習推進の基盤整備

(1) 生涯学習施設の改修・整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
各生涯学習施設を快適・安全に使用できるよう、整備・改修を推進します。	生涯学習センター整備充実事業★ 中央図書館及び博物館改修事業★	継続 生涯学習部生涯学習課 継続 生涯学習部図書・博物館
耐震診断結果に基づき耐震改修工事を推進します。	文化会館耐震改修事業★	継続 生涯学習部公民館

(2) 文化会館の整備検討

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
文化会館のあり方を検討します。	文化会館あり方検討事業	下期 生涯学習部公民館

(3) 東部地域図書館の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
東部地域に新たに図書館を建設します。	東部地域図書館建設事業★*	上期 生涯学習部図書・博物館

*東部地域図書館は、東部出張所と併設で建設予定。

(4) 生涯学習施設の管理運営

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
生涯学習施設の管理運営について、指定管理者制度※を活用し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	生涯学習センター指定管理者事業	継続 生涯学習部生涯学習課

2. 市民ニーズと学習課題に応じた生涯学習体制づくり

(1) 生涯学習事業の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ライフステージや生活課題に応じた学習機会の充実を推進します。	ライフステージに対応した学習充実事業	継続 生涯学習部生涯学習課 生涯学習部公民館 生涯学習部図書・博物館
家庭や学校、地域や民間等と融合した学習機会の充実を推進します。	高校・大学等との連携による学習充実事業	継続 生涯学習部生涯学習課 生涯学習部公民館 生涯学習部図書・博物館
生涯学習や芸術文化に係る事業の企画運営への市民参加を促進します。	生涯学習事業に関する企画運営への市民参加促進事業	継続 生涯学習部生涯学習課 生涯学習部公民館 生涯学習部図書・博物館

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

(2) 図書館サービスの充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
図書館間の資料回送を行い、購入等資料の効率的な提供を図り、市民ニーズに対応した図書館資料の充実を推進します。	図書館資料購入事業	継続 生涯学習部図書・博物館
インターネットを利用して自宅等から蔵書検索や貸し出し予約ができる情報提供サービスの充実や、図書館の夜間及び祝日開館等を実施し、市民の生涯学習の機会拡充を推進します。	図書館情報提供サービス事業	継続 生涯学習部図書・博物館

(3) 生涯学習審議会等による審議、答申

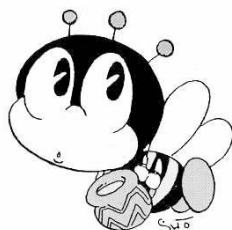
主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
生涯学習審議会等による審議や研究調査、答申を受けて、生涯学習に関する施策を推進します。	生涯学習審議会事業	継続 生涯学習部生涯学習課

(4) 生涯学習専門員の活用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
生涯学習の専門的な立場から学習に関する相談や事業を行います。	生涯学習事業に関する企画立案相談事業	継続 生涯学習部公民館

目標指標

指標名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
日ごろから何らかの学習活動(生涯学習)を行っている市民の割合	アンケート	44.6% (H21)	50.0%	生涯学習は、市民の自主的な意思によって行われるのが基本であり、実際にその活動をしている人を増やし、市民の半数が活動している状態を目指します。
流山市内は学びたいときに学べる環境(生涯学習の環境)が整っていると思う市民の割合	アンケート	28.5% (H21)	50.0%	生涯学習は、市民の自主的な意思によって行われるのが基本であり、学びたいときに学べる場などの提供を充実させ、市民の半数が活動している状態を目指します。



生涯学習のマスコット「マナビィ」

3-2 個性を生かす教育環境の基盤充実

現状と課題

- 小学校英語授業や環境分野などの社会的ニーズ、また一人ひとりへの対応など、教育内容の向上が幅広く求められており、教職員の資質向上や図書館機能の充実、教材・備品の充実が課題です。また、就学援助の申請が増加傾向にあるため、就学援助事務費の増加、さらに、ＴＸ※沿線開発に伴う学区の再編も必要です。
- 学校施設には、計画的な施設管理とともに、耐震改修をはじめとした、安心安全の確保、地域との連携、少子・高齢化への対応、環境対策、学校関連施設の総量適正化や適正配置、ＰＦＩ※手法による維持管理など、多様な価値観が求められており、社会経済情勢を踏まえた戦略的かつ計画的な施設経営を行うことが課題です。
- 安心安全な学校給食や、集団感染への対策、生活習慣の改善指導が求められています。
- 社会問題となっているいじめ問題については、子ども専用いじめホットライン※として、相談窓口を設けていますが、引き続き、相談体制などの充実が必要です。また、学校施設などの地域開放やそのための安全確保、地域ぐるみの教育が求められています。
- 効率的・効果的な学校運営が求められており、教育委員会の一層の充実強化を図る必要があります。

基本方針

- ・ 子ども一人ひとりの個性・能力を伸ばし、情報化時代に対応しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むため、教育内容・環境の充実向上を図ります。
- ・ ファシリティマネジメント※を導入した公共施設保全計画に基づき、戦略的かつ計画的な学校施設経営を推進します。
- ・ 児童・生徒の健康保持・増進のため、学校給食の安全確保と充実を推進します。
- ・ 学校・家庭・地域の連携を進め、社会ぐるみで学校を支援します。
- ・ 学校運営の効果的推進のために、教育委員会機能の充実を図ります。

施策体系

1. 豊かな学びを支える教育内容・環境の充実向上
2. 教育施設設備の充実
3. 子どもの健康保持・増進
4. 学校・家庭・地域とともに進める協働※教育の推進
5. 教育施策の充実強化

■学校図書館蔵書数（小学校+中学校）



コンピュータ教室でICT学習をする中学生

個別施策内容

1. 豊かな学びを支える教育内容・環境の充実向上

(1) 教育内容の向上と充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
確かな学力を育むきめ細やかな指導を推進します。	学校サポート教員派遣研究事業 小学校英語活動推進事業 特別支援教育推進事業	継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課
力量を高める教師育成を推進します。	教師用教科書・指導書・副読本購入事業 教育研修推進事業	継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課

(2) 学校のICT※化等の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
時代変化に対応した備品の整備を推進します。	学校図書館教育推進事業 ICT※学習空間整備事業 情報教育推進事業	継続 学校教育部学校教育課 継続 学校教育部指導課 継続 学校教育部指導課
校務用パソコンの整備を推進します。	小学校校務用パソコン整備事業 中学校校務用パソコン整備事業	上期 学校教育部学校教育課 上期 学校教育部学校教育課

(3) 教育環境の整備充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
一人ひとりに応じた教育相談の充実を推進します。	子ども専用いじめホットライン※相談事業	継続 学校教育部指導課
就学に対する支援を推進します。	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	継続 学校教育部学校教育課 継続 学校教育部学校教育課
学区の編成に努めます。	学区区域再編事業	上期 学校教育部学校教育課

2. 教育施設設備の充実

（１）学校建物の耐震補強

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校施設の耐震補強工事を推進します。	小学校学校建物耐震改修事業 中学校学校建物耐震改修事業	継続 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課

（２）学校施設の維持保全

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校施設の大規模改修を推進します。	小学校大規模改造事業 中学校大規模改造事業	継続 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課
学校施設の計画的な維持保全を推進します。	小学校校舎等改修事業 中学校校舎等改修事業	継続 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課
学校の設備等の更新を計画的に推進します。	小学校公共下水道接続事業	上期 学校教育部教育総務課
学校施設・設備の定期的な保守管理を推進します。	小学校学校特殊建築物定期報告委託事業 中学校学校特殊建築物定期報告委託事業	上期 学校教育部学校教育課 上期 学校教育部学校教育課

（３）安全で使いやすい学校整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
誰にも安全で使いやすい学校施設の整備を推進します。	学校建物ユニバーサルデザイン※化事業	下期 学校教育部教育総務課

（４）環境にやさしい学校整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
緑化推進や省エネ型設備への更新等により、環境負荷の低減を推進します。	学校建物環境配慮型設備整備事業	中期 学校教育部教育総務課

（５）学校用地及び施設の有効利用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校用地・施設を公共不動産として、重点投資・用途変更・統廃合を推進します。	流山幼稚園解体整地事業 学校用地取得事業	上期 学校教育部教育総務課 継続 学校教育部教育総務課

3. 子どもの健康保持・増進

（１）学校給食の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校給食の一層の安全確保と充実を推進します。	学校給食食事環境整備事業	継続 学校教育部学校教育課

（２）子どもたちの健康保持・増進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
児童・生徒の健康保持・増進を推進します。	学校サポート看護師派遣事業 体力向上推進事業	継続 学校教育部学校教育課 継続 学校教育部指導課

4. 学校・家庭・地域とともに進める協働*教育の推進

(1) 開かれた学校づくりと地域の教育力*の活用推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校サポートボランティア*などの地域の人材の活用を推進します。	教育指導人材充実事業	継続 学校教育部指導課
学校運営に地域の教育力*を生かす取り組みを推進します。	地域による学校支援事業	継続 学校教育部指導課

5. 教育施策の充実強化

(1) 教育委員会の運営の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
教育委員会事務の適正な執行を推進します。	教育に関する事務の点検および評価事業	継続 学校教育部教育総務課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
小中学校図書館の蔵書数が学校図書館標準を達成している学校の割合	業務	60.9%	100%	豊かな心の育成を、読書活動により推進していきます。
学校サポートボランティア*の登録割合（登録人数／学級数）	業務	93.6%	100%	学校に生かすことのできる地域の教育力*を示す指標です。



職業体験から学ぶキャリア教育

3-3 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり

現状と課題

- 核家族化や少子・高齢化、インターネットの普及など、青少年を取り巻く環境の劇的な変化によって、コミュニケーション能力や基本的倫理観の低下が危惧されており、時代に応じた青少年健全育成の充実が課題です。
- 多様な人間関係（異年齢集団）のなかで、青少年が多彩な体験や社会の基本的なルールを学ぶ機会をつくる必要があります。
- 全国各地で青少年を巻き込んだ悲惨な事件が発生しており、青少年指導センターや学校警察連絡協議会への助成、パトロールなどを実施していますが、今後も、危機意識を高める啓発、非行防止パトロール体制の強化など、一層の社会環境浄化活動が課題です。
- 家庭の問題や学校での問題等、誰にも相談できずに一人で悩んでいる青少年が多くいます。青少年が悩みから解放されるよう、気軽に相談できる体制づくりが求められています。
- 全国的に子どもが巻き込まれる事件が発生しており、子どもの安全確保が必要です。

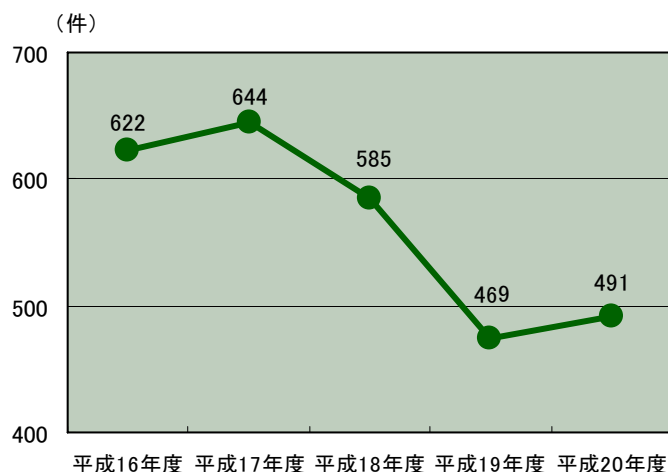
基本方針

- ・学校・家庭・地域・行政のそれぞれが持つ教育的役割を再認識し、密接な連携のもとに、市民参加による青少年健全育成体制を整備します。
- ・社会の変化に主体的に対応できる社会人となるよう、心身ともに健やかな青少年の健全育成を目指します。
- ・青少年の非行化を防止する広報啓発活動や街頭補導活動、青少年ふれあい運動等の充実に努めます。
- ・学校・家庭・地域で居場所を見失ってしまった青少年に対する相談活動を充実します。
- ・子どもが安全に暮らせるよう体制を整備します。

施策体系

1. 健全育成体制の充実
2. 健全育成事業の充実
3. 社会環境浄化活動の充実
4. 相談事業の充実
5. 子どもの安全事業の推進

■ 青少年相談件数



青少年社会環境浄化啓発用クリアホルダー

個別施策内容

1. 健全育成体制の充実

(1) 青少年健全育成の普及、啓発

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民と行政との協働※により青少年健全育成の推進に努めます。	青少年健全育成団体等連携・後援事業	継続 市民 生涯学習部生涯学習課

2. 健全育成事業の充実

(1) 青少年の自立・社会参加活動の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
青少年健全育成団体とともに、青少年の自立や社会参加活動を支援し、場や機会の提供を推進します。	青少年主張大会運営事業	継続 生涯学習部生涯学習課

3. 社会環境浄化活動の充実

(1) 青少年社会環境浄化の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
青少年に有害な地域環境の浄化を推進します。	街頭・納涼祭パトロール事業	継続 生涯学習部生涯学習課

(2) 補導活動の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民とともに青少年が事件、事故に巻き込まれないよう補導活動を行うとともに、非行防止に努めます。	青少年指導センターパトロール車購入事業	上期 生涯学習部生涯学習課

4. 相談事業の充実

（1）青少年相談の実施

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
青少年の相談体制の充実を推進します。	青少年相談事業	継続 生涯学習部生涯学習課

5. 子どもの安全事業の推進

（1）子どもの安全体制の確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
子どもの見守り活動の促進と安全体制の構築を推進します。	スクールガード・リーダー※配置事業	継続 学校教育部指導課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
流山市内は、子どもたちが健やかに育つ環境が整っていると思う市民の割合	アンケート	50.3% (H21)	60.0%	子どもたちが健やかに成長できるよう各種の事業を実施し、市民の6割が満足する状態を目指します。
補導者数	業務	430 人	400 人	補導者数を減らし、非行のない、青少年が健全に育つ地域環境をつくります。
子どもたちの健全育成活動を行っている市民の割合	アンケート	15.1%	20.0%	子どもたちの健全育成には、市民活動による支援が不可欠であり、実際にその活動をする人を増やし、市民の2割が活動している状態を目指します。



地域が支える青少年健全育成啓発活動

3-4 ながれやま市民文化の継承と醸成

現状と課題

- 芸術作品の展示や鑑賞会の開催とともに、芸術文化団体への支援を行っています。今後はさらに、市民の芸術活動を活発化させ、より質の高い芸術文化に接する機会や、鑑賞だけでなく市民が参加し創造する芸術活動の機会の拡充と情報の提供が課題です。
- 鰯ヶ崎三本松古墳などの文化財や史跡の調査・保護、三輪野山遺跡などの埋蔵文化財の調査・整理、市史編さん事業を進めており、今後は、歴史的文化遺産について、継承とともに、博物館の展示の充実や展示会の開催などによる積極的活用が課題です。

基本方針

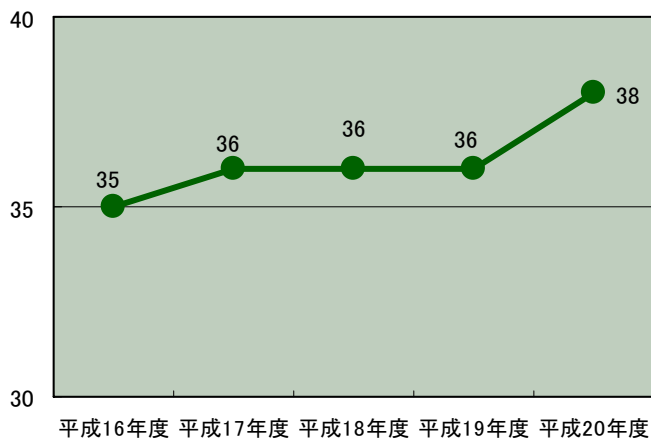
- ・ 鑑賞のみならず、参加型、創造型の芸術文化活動を育成・支援し地域文化の振興を図ります。
- ・ 歴史的遺産をはじめとする文化財や伝統文化の保存と継承及び活用に努めます。

施策体系

1. 芸術文化活動の推進
2. 文化財の保護と活用

指定文化財数

(件)



多くの市民が参加する流山市民音楽祭

個別施策内容

1. 芸術文化活動の推進

(1) 芸術文化団体の活動支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
芸術団体の活動支援を推進します。	各種芸術活動支援事業 美術活動支援事業	継続 生涯学習部生涯学習課 継続 生涯学習部生涯学習課
文化団体の活動支援を推進します。	各種文化団体活動支援事業 文化祭開催事業	継続 生涯学習部生涯学習課 継続 文化祭実行委員会

(2) 芸術文化を学び鑑賞する機会の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
芸術作品の展示や鑑賞会などを開催します。	芸術文化鑑賞事業 市民ギャラリー展示事業	継続 生涯学習部生涯学習課 継続 生涯学習部生涯学習課
アーティストや講師等を招へいし、質の高い芸術文化を提供します。	市民芸術劇場事業	継続 市民芸術劇場実行委員会

(3) 参加型・創造型活動の育成支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民が参加し創造する芸術活動の機会の拡充を推進します。	市民音楽祭開催事業	継続 生涯学習部生涯学習課

2. 文化財の保護と活用

(1) 博物館活動の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
博物館活動の充実を推進します。	企画展開催事業	継続 生涯学習部図書・博物館

(2) 市史編さん活動の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市史等の刊行を推進します。	古文書解読編さん事業	継続 生涯学習部図書・博物館

(3) 文化財の指定拡充と活用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
文化財の指定拡充と指定文化財の保存・伝承・活用に必要な調査支援に努めます。	文化財保護推進事業	継続 生涯学習部図書・博物館

無形民俗文化財として伝承される
おびしゃ行事（左）
ゼンガラ餅行事（右）



(4) 埋蔵文化財の発掘調査と整理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
埋蔵文化財を保存するとともに、研究成果の活用に努めます。	埋蔵文化財発掘調査事業 発掘調査の整理・報告書刊行事業	継続 生涯学習部図書・博物館 継続 生涯学習部図書・博物館

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
芸術・文化活動を行っている市民の割合	アンケート	35.9%	50.0%	市民文化は地域の芸術・文化活動から醸成されるもので、実際の活動を活発にし、市民の5割が活動している状態を目指します。
市内の文化財数	業務	38 件	43 件	指定文化財の数を増やすとともに、その活用を図りながら、市民文化の継承と醸成を推進します。
流山市内(市周辺)は芸術・文化活動を行う環境が整っていると思う市民の割合	アンケート	25.8% (H21)	40.0%	芸術・文化活動を行う上で必要となる場や情報などの提供を充実させ、市民の4割が満足する状態を目指します。



埋蔵文化財の発掘調査

3-5 スポーツ活動の基盤づくり

現状と課題

- コミュニティスポーツ※のつどいや、市民体育大会の開催などを、生涯スポーツ指導者等と協働※で実施していますが、今後もプログラムを充実するとともに、総合型地域スポーツクラブ※の設立などにより、健康・体力づくりや市民スポーツの振興を拡充し、スポーツ人口を増加させることが課題です。
- 市民総合体育館や上耕地運動場、公園野球場などの老朽化による再整備や新たな施設の整備が求められており、今後とも、施設管理の委託等により、利便性と効率性の良い施設運営を推進し、スポーツの機会・場所づくりの充実に努めることが課題です。
- 適切な健康・体力づくりの指導や各種スポーツのレベル向上のため、専門的知識や経験を持つスポーツ指導人材の養成・確保が課題です。

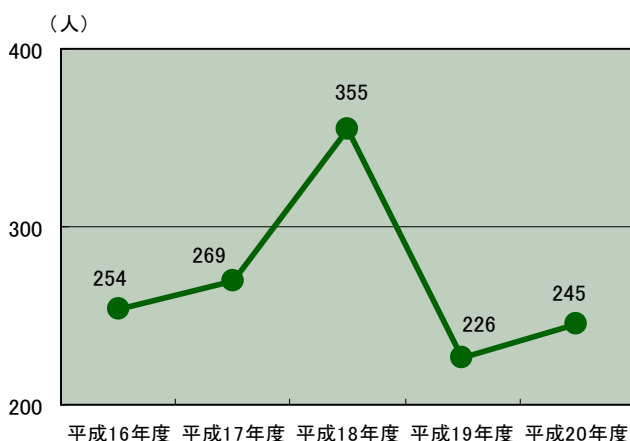
基本方針

- ・誰でも気軽にスポーツに参加できる場や機会を提供します。
- ・老朽化した施設の改修整備のほか、スポーツフィールドの整備や市民総合体育館の建替えなどにより、スポーツ活動の拠点を提供します。
- ・地域の実情や市民ニーズに対応できる生涯スポーツ指導者の育成と確保を図ります。

施策体系

1. コミュニティスポーツ※と健康・体力づくりの充実
2. 体育施設の充実
3. 生涯スポーツ指導者の育成と活用

■コミュニティスポーツ※フェスティバル参加者数



■流山ロードレース大会参加者数



個別施策内容

1. コミュニティスポーツ*と健康・体力づくりの充実

(1) みんなのスポーツ活動の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
気軽に参加できるスポーツ行事の開催を推進します。	コミュニティスポーツ*フェスティバル開催事業	継続 生涯学習部生涯学習課
要請により各種団体に運動の出前指導をします。	出前体育指導事業	継続 生涯学習部生涯学習課

(2) スポーツ講習会・大会の開催

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ロードレース大会の運営をアウトソーシング*します。	流山ロードレース大会開催事業	継続 生涯学習部生涯学習課
市民体育大会を開催します。	市民体育大会開催事業	継続 生涯学習部生涯学習課
県民体育大会の選手派遣を支援します。	県民体育大会出場選手派遣事業	継続 生涯学習部生涯学習課
軽スポーツ用具の活用講習会を開催します。	軽スポーツ用具活用講習会開催事業	継続 生涯学習部生涯学習課

(3) 生涯スポーツ団体の育成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学校の体育施設を団体に開放するとともに、スポーツ団体の育成を図ります。	学校体育施設利用促進事業 生涯スポーツ団体育成事業	継続 生涯学習部生涯学習課 継続 生涯学習部生涯学習課

(4) 総合型地域スポーツクラブ*の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
総合型地域スポーツクラブ*設立を支援し、育成を図ります。	総合型地域スポーツクラブ*設立支援事業	継続 生涯学習部生涯学習課

(5) 健康・体力づくり活動の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
いつからでも参加できる健康ジョギング講習会を開催します。	健康ジョギング講習会事業	継続 生涯学習部生涯学習課
プールを利用したウォータービクス*講習会を開催します。	ウォータービクス*講習会事業	継続 生涯学習部生涯学習課

2. 体育施設の充実

（1）体育施設の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
体育施設の計画的な改修・整備を推進します。	流山市民プール改修整備事業	継続 生涯学習部生涯学習課
市民総合体育館を建替えます。	民間活力を導入した体育館建替事業★	上期 総合政策部誘致推進課
野球やサッカー、グラウンドゴルフができるスポーツフィールドの整備を推進します。	スポーツフィールド整備事業★	継続 生涯学習部生涯学習課

（2）体育施設の管理・運営

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
体育施設の管理運営について、指定管理者制度※を引き続き導入し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	体育施設指定管理者事業	継続 生涯学習部生涯学習課

3. 生涯スポーツ指導者の育成と活用

（1）スポーツ指導者人材の養成・確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
生涯スポーツ指導者の確保と育成を図ります。	生涯スポーツ指導者の育成と活用事業	継続 生涯学習部生涯学習課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
継続的に運動・スポーツに取り組んでいる市民の割合	アンケート	59.9%	65.0%	市民が継続的に運動・スポーツに取り組む状態を目指し、スポーツ振興を図ります。
スポーツで健康体力の維持・増進を行っている市民の割合	アンケート	42.8%	50.0%	市民がスポーツで健康体力の維持・増進をしている状態を目指し、スポーツ振興を図ります。



ウォーターポックス※講習会



年々参加者が増える流山ロードレース大会

★印の主な事務事業は資料編の「主な事務事業マップ」に掲載しています。

3-6 国際社会への対応

現状と課題

- 小学校の英語授業の導入など、外国語教育の推進が必要です。外国語講座については、より多くの市民の参加が可能となるよう検討することが課題です。
- 外国人の生活支援のため、情報紙の作成や、学校に通訳の派遣、相談窓口の設置を行っています。今後はさらに、地域で安心して共生できるよう相談体制や外国人向けの情報提供の充実が課題です。
- 現在、海外姉妹都市はありませんが市民参加による検討が進められており、今後、国際都市間の交流を推進して、文化や市民活動の交流を支援することが課題です。
- 「平和都市宣言※」を行った市として、人類と世界の恒久平和の達成と核兵器の廃絶を訴え、平和施策を展開しています。世界では、現在も戦争や紛争により、尊い生命が失われています。

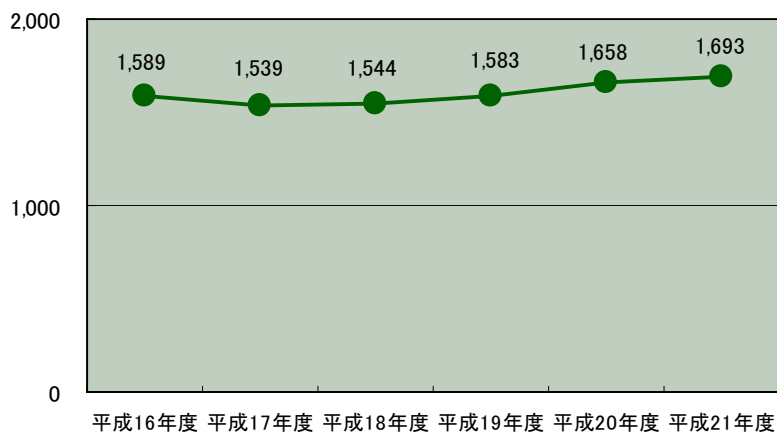
基本方針

- ・ 国際化時代にふさわしい人材を育成するため、今後も関係団体と連携して外国語教育の充実を図ります。
- ・ 外国人が市内で安心して居住することができるように、相談窓口や情報提供の充実を図ります。
- ・ 多文化を相互に理解するため、市民の主体的な国際交流活動を進めます。
- ・ 人類と世界の恒久平和を願い、市民に平和の尊さと核兵器の廃絶を訴えるため、平和施策を進めます。

施策体系

1. 国際化時代にふさわしい人材の育成
2. 国際化に対応したまちづくり
3. 国際交流活動の推進
4. 平和施策の展開

■ 外国人登録者数
(人)



「国際交流サロン」フラダンスを踊ってみましょう

個別施策内容

1. 国際化時代にふさわしい人材の育成

(1) 学校支援事業

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
小学校・中学校に語学支援員の派遣を推進します。	小中学校国際理解教育サポートセンター実施事業	継続 関係団体

(2) 外国語講座の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
関係団体による語学講座の開催を促進します。	語学講座支援事業	継続 関係団体

2. 国際化に対応したまちづくり

(1) 外国人向けの情報提供

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市内に居住する外国人への情報提供を促進します。	外国人向け情報提供事業	継続 関係団体

(2) 外国人の登用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
審議会などの委員への外国人の登用を推進します。	審議会委員等への外国人登用事業	継続 各担当課

3. 国際交流活動の推進

(1) 国際都市交流

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
海外都市の交流事業の実施を推進します。	国際姉妹都市検討事業	継続 総合政策部企画政策課

(2) 外国人交流

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
多文化を相互に理解する活動を実施します。	国際交流サロン事業	継続 総合政策部企画政策課

4. 平和施策の展開

(1) 市民による草の根運動の促進・平和施策の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
平和都市宣言※に基づき、平和の尊さの普及を推進します。	平和施策事業	継続 総合政策部企画政策課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
外国文化の理解を深めるための市や地域の行事に参加している市民の割合	アンケート	2.1%	10.0%	異文化を理解し、尊重している状態を表す指標を、市行事・地域行事への市民参加の割合とします。
国際交流団体が主催する交流事業への参加者数	業務	1,029 人	1,580 人	国際的な交流技術を身につける指標を、国際交流団体が主催する交流事業への参加者数とします。
国際交流を目指している市民活動団体数	業務	2 団体	3 団体	市民主体の国際交流を進めるために、多くの国際交流団体の育成を図ります。



外国人も日本人も楽しめる国際交流まつり



市民手づくりの千羽鶴を広島へ届ける平和大使

4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）

- 1項 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり
- 2項 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり
- 3項 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり
- 4項 健康で明るい暮らしづくり
- 5項 地域で支える福祉のまちづくり
- 6項 バリアフリー*のまちづくり
- 7項 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり



4-1 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

現状と課題

- 保育サービスへの満足度は上昇していますが、保育所待機児童の解消や時間外保育、障害児の受入れなど多様なニーズへの対応が求められています。また、全小学校区に学童クラブの設置が完了していますが、小学校から離れたところに設置している学童クラブの移設等の再整備が今後の課題です。
- 子育て支援センター※が公立1か所・私立保育園9か所、児童センターが7か所に設置されており、今後は、北部地域等への整備と各センターの機能充実が課題です。また、NPO※による子育て支援等の活動が活発化しており、情報発信やネットワーク化、人材育成など、一層の支援が必要です。
- 乳幼児医療費（子ども医療費）助成制度※の対象枠を、平成18年度に就学前児童まで、平成21年度に入院分の対象枠を小学6年生まで拡大しています。私立幼稚園児への補助、また、増加傾向にあるひとり親世帯については、国の母子家庭就労促進費用やひとり親家庭等医療費助成制度、母子自立支援員による支援を行っています。今後は、子ども医療費助成制度の対象枠の拡大等、子育てに関する助成制度の充実や周知徹底が課題です。
- 要保護児童※対策としては、要保護児童※対策地域協議会を設置し、児童虐待等の未然防止に努めていますが、地域での見守り支援につなげる環境づくりが課題です。

基本方針

- ・ 保育所の緊急整備や、学童クラブの計画的な整備により、待機児童を解消します。
- ・ 地域子育て支援センター※やNPO※等との連携により、地域と一体になった子育て支援策を推進します。
- ・ 子育て支援に結びつく各種手当の支給や医療費の助成など、子育て世帯への支援の充実に努めます。
- ・ 要保護児童※対策地域協議会を構成する学校や児童相談所等の各種団体をはじめ、地域が一体となって児童虐待の防止に努めます。

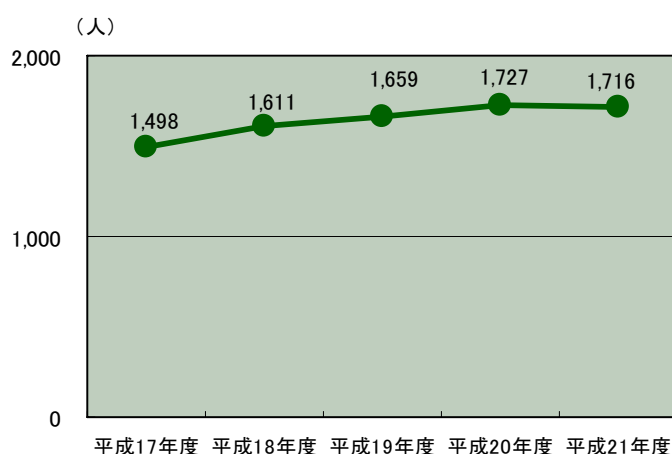
施策体系

1. 保育サービスの充実
2. 地域の子育て支援の拠点づくりの推進
3. 子育て環境の整備
4. 児童虐待の防止

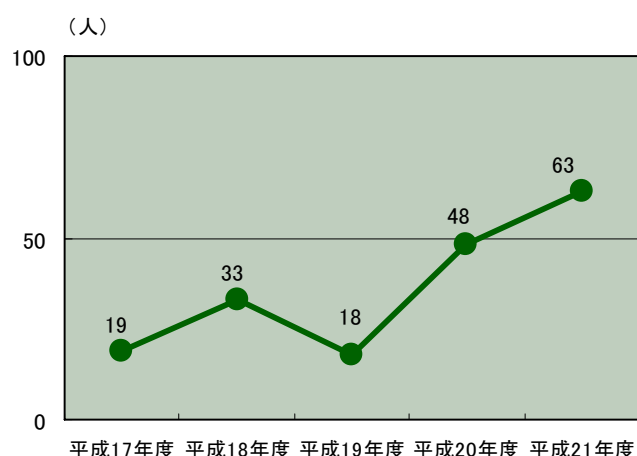


子育てにやさしい駅前送迎保育ステーション

■保育所入所児童数（管外委託を除く）



■保育所入所待機児童数



個別施策内容

1. 保育サービスの充実

（1）保育所の待機児童の解消

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
私立保育所の整備・運営を促進します。	私立保育所整備補助事業 保育園運営費委託事業	継続 社会福祉法人 継続 社会福祉法人
公立保育所の整備・運営を充実するとともに、民営化を推進します。	保育所施設耐震改修事業 公立保育所民営化事業	上期 子ども家庭部保育課 中期 子ども家庭部保育課
保育ママ※を活用した家庭的保育サービスを促進します。	保育ママ※運営事業	継続 保育経験者
駅前保育※施設の活用を促進します。	送迎保育ステーション※事業	継続 社会福祉法人

（2）学童クラブの待機児童の解消

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
学童クラブの施設整備を推進します。	学童クラブ施設整備事業	継続 子ども家庭部保育課
学童クラブの運営を支援し、機能の充実を促進します。	学童保育※運営事業	継続 小学校区運営委員会

2. 地域の子育て支援の拠点づくりの推進

（1）子育て支援センター※の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
地域子育て支援センター※の整備・機能の充実を促進します。	地域子育て支援センター※運営支援事業	継続 社会福祉法人、NPO※等

(2) 児童センターの充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
児童館・児童センターの機能の充実を推進します。	児童館・児童センター運営事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課

(3) 子どもの遊び場の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
子どもの遊び場の整備を推進します。	子どもの遊び場整備事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課

(4) NPO*等との協働*による子育て支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
仕事と家庭の両立支援に関する援助等の子育て支援策を促進します。	ファミリーサポートセンター*支援事業	継続 NPO*等
子どもショートステイ*等の子どもの養育支援を促進します。	子どもショートステイ*事業	継続 児童養護施設

3. 子育て環境の整備

(1) 子育て世帯への支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
子育て中の家庭に対する経済的支援として児童手当の支給を推進します。	児童手当支給事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課
私立幼稚園への就園を奨励するための助成を推進します。	私立幼稚園就園奨励費助成事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課
子ども医療費助成制度の拡充を推進します。	子ども医療費助成事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課
私立幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的支援として補助金の支給を推進します。	私立幼稚園園児補助事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課

(2) ひとり親世帯等への支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
母子世帯等への経済的支援の充実を推進します。	児童扶養手当支給事業 児童育成手当支給事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課 継続 子ども家庭部子ども家庭課
ひとり親世帯等への経済的支援の充実を推進します。	遺児等手当支給事業 ひとり親家庭等医療費助成事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課 継続 子ども家庭部子ども家庭課
母子家庭の自立のため、就労支援等の充実を推進します。	母子自立支援員設置事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課

4. 児童虐待の防止

（１）地域ぐるみの児童虐待の防止

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
要保護児童※の情報の共有化を推進します。	要保護児童※対策事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課
相談体制の充実を推進します。	家庭児童相談員設置事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
保育所の待機児童数	業務	48人	0人	子育てしながら働くことのできる環境整備を進めるため、保育所の待機児童数ゼロを目指します。
流山市は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	アンケート	43.0%	70.0%	安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、子育てしやすいまちだと思う保護者を増やします。
子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	アンケート	48.0%	80.0%	安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりには、子育て世代の不安や負担の軽減を図ります。



子育ての悩みを解消する「子育てサークル」



子どもの健やかな成長はみんなの願い

4-2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり

現状と課題

- 高齢者や障害者・児が社会参加するための「足」となる移動・送迎の不自由さが指摘されています。就労・就学・通院・買い物など、地域で暮らすための基本的要件として、移動・送迎手段の充実が喫緊の課題です。
- 地域福祉センター（ケアセンター）などの福祉施設を中心に、高齢者や障害者・児の地域参加を図っています。今後は、高齢者等生きがい活動支援サービスの充実や障害者自立支援給付に盛り込まれたサービス等の実践による様々なニーズに対応したきめ細かい支援が課題です。
- シルバー人材センター、障害者就労支援センター等により、就労支援に努めていますが、景気低迷により大変厳しい状況であり、企業の協力や福祉的就労の場の確保及び地域生活支援の充実などが課題です。児童の就学については、情報不足による不安が指摘されており、相談体制や情報網の整備が課題です。
- サービスを必要とする高齢者や障害者・児の増加や制度改正等による各種サービスの需要や選択肢が増加したため、保健・医療・福祉・介護サービスの充実と連携強化が課題です。

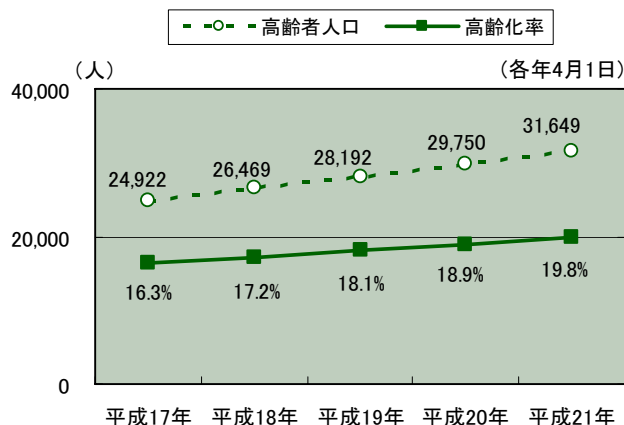
基本方針

- ・ バスなどの交通機関の利便性を向上させて、高齢者や障害者・児の移動・送迎を支援します。
- ・ 高齢者や障害者・児の社会参加を促進するため、サービス、情報提供などを充実します。
- ・ 高齢者や障害者・児が社会的に自立するため、就労・就学・在宅生活への支援を充実します。
- ・ 保健・医療・福祉・介護分野の連携を深め、高齢者や障害者等の生活環境を充実します。

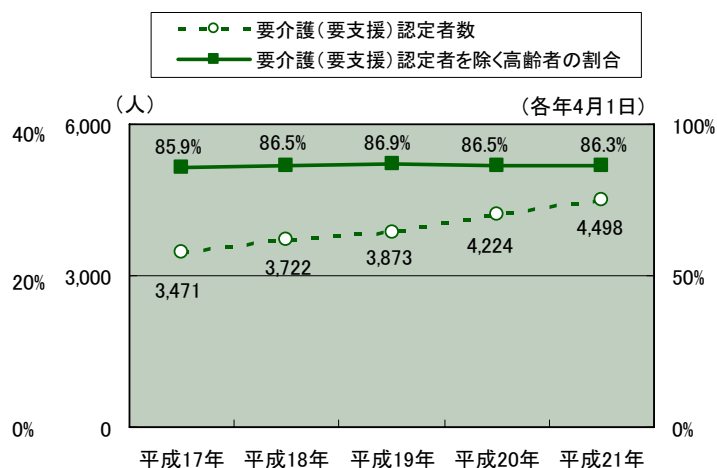
施策体系

1. 高齢者・障害者の移動・送迎の支援
2. 高齢者・障害者の社会参加の促進
3. 高齢者・障害者の社会的自立の促進
4. 保健・医療・福祉・介護サービスの充実と連携強化

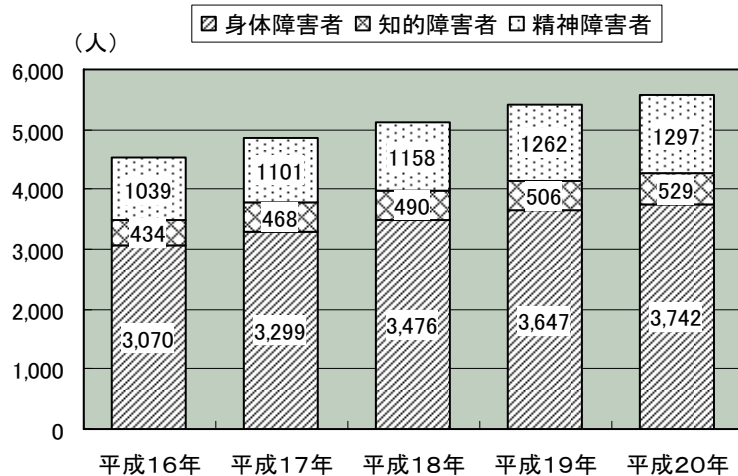
■ 高齢者数・高齢化率



■ 要介護（要支援）認定者数・非認定者割合



■ 障害者数の推移



* 身体障害者及び知的障害者は、手帳所持者数。

* 精神障害者数は、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院患者数の合計。

個別施策内容

1. 高齢者・障害者の移動・送迎の支援

(1) 高齢者等のバス利用の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
企業バスを利用して高齢者等の移動支援を推進します。	高齢者等市内移動支援バス事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
敬老バスの借上げを推進します。	敬老バス支援事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
老人福祉センターバスの借上げを推進します。	老人福祉センターバス借上事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課

(2) ガイドヘルパーの養成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
移動介護従事者（ガイドヘルパー）の養成を推進します。	移動介護従事者（ガイドヘルパー）養成研修事業	継続 健康福祉部障害者支援課

(3) 障害者の通勤費の助成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
就労している障害者への支援を推進します。	障害者支援施設等通所交通費助成事業	継続 健康福祉部障害者支援課

2. 高齢者・障害者の社会参加の促進

(1) 高齢者・障害者の地域活動への参加支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
敬老祝金等、高齢者の生きがい事業を推進します。	高齢者生きがい推進事業 南部陶芸場設置事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課 上期 健康福祉部高齢者生きがい推進課
働く意欲のある高齢者の経験や知識を活かした社会貢献を促進します。	シルバー人材センター運営費補助事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
地区敬老行事の支援を推進します。	地区敬老行事支援事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
高齢者等生きがい活動を支援するために通所サービスを推進します。	高齢者等生きがいデイサービス事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
介護ヘルパー養成講座受講の助成を推進します。	介護ヘルパー養成講座助成事業	上期 健康福祉部高齢者生きがい推進課
「高齢者ふれあいの家」の支援を推進します。	高齢者ふれあいの家支援事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
障害者団体の育成を推進します。	障害者団体育成支援事業	継続 健康福祉部障害者支援課
身体障害者福祉センターでの講座や訓練によって生きがいの保持を推進します。	身体障害者福祉センター運営事業	継続 健康福祉部障害者支援課

(2) 老人福祉センターの充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
老人福祉センターの耐震補強工事など、適正な維持管理に努めます。	老人福祉センター耐震補強事業★	上期 健康福祉部高齢者生きがい推進課
老人福祉センターで各種講座、一日招待等の活動を推進します。	老人福祉センター活動事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課

(3) 保健福祉施設整備の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
社会福祉施設整備資金の借入金及び利子の助成を推進します。	社会福祉施設整備資金借入金助成事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
民間知的障害者支援施設の借入金償還費の助成を推進します。	民間知的障害者支援施設借入金償還費補助事業	継続 健康福祉部障害者支援課
障害者が地域で自立した生活を送るために必要な施設サービスの整備を検討します。	障害者福祉施設サービス整備検討事業	継続 健康福祉部障害者支援課

3. 高齢者・障害者の社会的自立の促進

（１）障害者の就労支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
障害者就労支援センターでの就労訓練によって雇用促進を推進します。	障害者就労支援センター運営事業	継続 健康福祉部障害者支援課
精神障害者の就労施設の経営安定化を推進します。	精神障害者共同作業所運営費補助事業	継続 健康福祉部障害者支援課
心身障害者の生活指導や就労訓練により自立を推進します。	心身障害者福祉作業所「さつき園」指定管理者事業	継続 健康福祉部障害者支援課
就労している障害者の負担軽減を推進します。	障害者就労支援施設利用者負担金助成事業	継続 健康福祉部障害者支援課

（２）就学等の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
幼児のことばに関する相談を支援します。	幼児ことばの相談室運営事業	継続 健康福祉部障害者支援課
つばさ学園の運営及び療育相談の充実を推進します。	つばさ学園運営事業 つばさ学園療育相談事業	継続 健康福祉部障害者支援課 継続 健康福祉部障害者支援課

（３）高齢者・障害者の地域生活の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
在宅高齢者の介護予防・生活支援のために外出支援、訪問理美容を推進します。	在宅高齢者介護予防・生活支援事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
介護認定にならない、社会適応困難な独居高齢者等のホームヘルプを推進します。	高齢者ホームヘルプサービス事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
高齢者の日常生活用具等の給付・貸与等を推進します。	高齢者在宅福祉給付事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
障害者の地域での生活支援を推進します。	障害者地域生活支援事業 福祉手当等支給事業	継続 健康福祉部障害者支援課 継続 健康福祉部障害者支援課
民間知的障害者支援施設の経営の安定化を推進します。	民間知的障害者支援施設運営費補助事業	継続 健康福祉部障害者支援課
施設入所者の地域生活への移行を推進します。	障害者グループホーム等運営費補助事業	上期 健康福祉部障害者支援課
障害者の地域生活における権利の擁護を推進します。	障害者成年後見申立事業	継続 健康福祉部障害者支援課



認知症サポーター養成講座の様子

4. 保健・医療・福祉・介護サービスの充実と連携強化

(1) 高齢者の保健・医療・福祉の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
高齢者医療制度の適正な運用に努めます。	老人保健医療制度事業 後期高齢者医療保険制度事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課 継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
65 歳以上で身体の衰えや家庭の事情、経済的理由による居宅生活困難者の措置入所を推進します。	老人保護措置事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
地区社会福祉協議会の独居高齢者見守り活動への支援を推進します。	独居高齢者声の訪問事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課

(2) 精神障害者ケアの充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
精神障害者の入院医療費の軽減を推進します。	精神障害者入院医療費助成事業	上期 健康福祉部障害者支援課
精神障害者ホームヘルパーの養成を推進します。	精神障害者ホームヘルパー養成事業	継続 健康福祉部障害者支援課

(3) 保健・医療・福祉・介護の連携強化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
介護保険事業の充実を図り、事業を推進します。	介護保険認定事業 介護保険給付事業 介護保険地域支援事業	継続 健康福祉部介護支援課 継続 健康福祉部介護支援課 継続 健康福祉部介護支援課
障害者福祉サービスの供給を推進します。	障害者自立支援給付事業	継続 健康福祉部障害者支援課
訪問看護の充実を推進します。	訪問看護ステーション運営事業	継続 健康福祉部介護支援課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
生きがいを感じる高齢者の割合	アンケート	80.0%	84.5%	高齢化が進む中で、高齢者が地域で楽しく健康に生活していくことが重要です。
要介護(要支援)認定者を除く高齢者の割合	業務	86.3%	85.2%	高齢者が要介護(要支援)状態とならずに、自立して生活することが重要です。
福祉サービスを受けている障害者の割合	業務	21.1%	25.5%	障害者が障害者福祉サービスを利用して地域で自立して生活することが重要です。
市内企業における障害者雇用率	業務	1.2%	1.8%	就労支援センターの事業の推進により、障害者の雇用の向上を目指します。
就労支援施設を利用している障害者数	業務	81 人	181 人	就労支援施設の整備と通所交通費の助成等の支援により、利用者増を図ります。

4-3 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり

現状と課題

- 景気の低迷や母子家庭の増加、高齢化などにより、被生活保護世帯が増加しており、当面の生活維持と自助努力を促進していますが、今後も増加傾向が続くと予想されるため、関係機関との連携を強化した相談体制や支援が課題です。
- 三輪野山団地、西初石住宅の借上住宅等によって、483戸の市営住宅を確保していますが、老朽化とバリアフリー※化への対応が遅れています。生活に困窮している人の自立促進のため、就労や生活の場の支援が必要です。

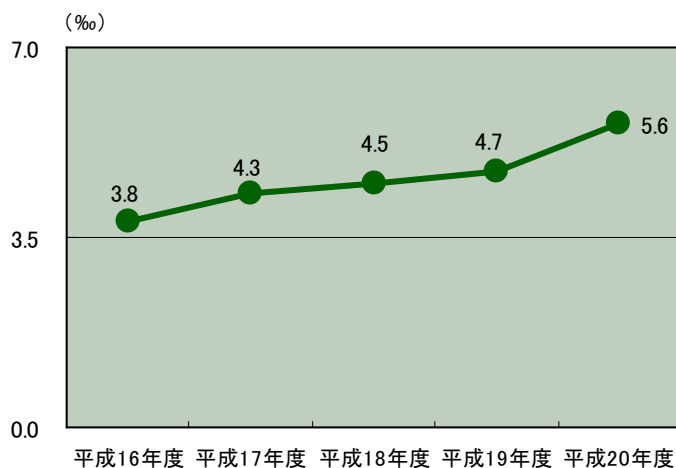
基本方針

- ・被生活保護世帯が社会的に自立できるよう就労支援事業や各種援護の充実を図ります。
- ・入居者の高齢化等に応じた市営住宅のバリアフリー※化を推進します。

施策体系

1. 援護措置の充実
2. 公営住宅の整備

■生活保護率



市営住宅柳田団地

個別施策内容

1. 援護措置の充実

(1) 被生活保護世帯の自立支援の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
被生活保護者の就労支援を推進します。	就労支援相談業務事業	継続 健康福祉部社会福祉課

(2) 要生活保護者の相談・指導の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
生活保護面接相談の充実に努めます。	生活保護面接相談事業	継続 健康福祉部社会福祉課

(3) 被生活保護世帯の生活支援の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
誰もが安心して暮らせる生活支援を推進します。	生活保護法等に基づく扶助事業	継続 健康福祉部社会福祉課

2. 公営住宅の整備

(1) 市営住宅施設の改善

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市営住宅の整備を推進します。	市営住宅整備事業	継続 都市計画部建築住宅課
借上住宅による市営住宅の整備を推進します。	市営住宅借上事業	継続 都市計画部建築住宅課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)*	目標値(H31)*	考え方
生活保護受給者数	業務	898 人	1,900 人	高齢化率の上昇や人口の増加等により、生活保護受給者数は増加していくものと考えられますが、自立支援プログラムの充実やハローワークとの連携等による自立支援に努めていきます。
保護率	業務	5.6%	10.5%	人口に対する保護受給者の割合を表します。
就労支援により自立した生活保護世帯数	業務	4 世帯	24 世帯	生活保護受給者のうち就労可能者に就労を促し、自立する生活保護世帯を指標とします。

* 基準値は現状。目標値は推計値。



市営住宅西初石団地（借上住宅）

4-4 健康で明るい暮らしづくり

現状と課題

- 市民の健康意識の高まりにより、身近な地域の初期医療※への需要が高まっている中、T×※沿線を中心に医療機関が増加しましたが、地域により偏りが見られます。救急医療体制の整備などが課題です。また、新型インフルエンザ※等の感染症の対策も必要です。
- 市民の健康の自己管理意識の高まりにより、検診受診者数が増加しており、効率的な実施方法の検討が必要となっています。
- 市民の健康意識の高まりから、保健センターや地域福祉センター（ケアセンター）など、健康づくりの拠点としての施設整備や健康に関わる情報の提供、受動喫煙防止対策など、一人ひとりに対する健康づくりへの支援が求められています。

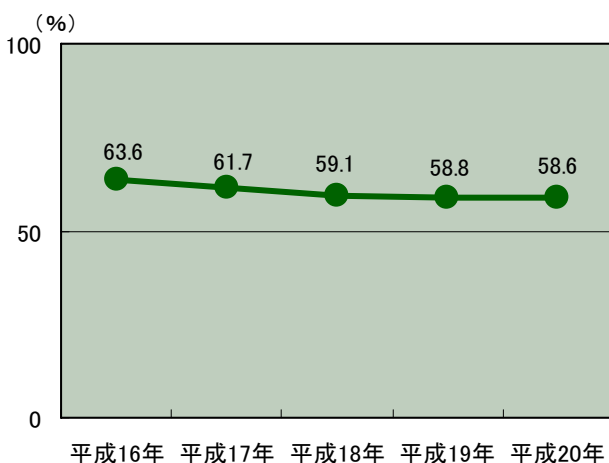
基本方針

- ・市民が安心して医療機関に受診できるような初期医療※体制の整備を進めます。
- ・市民の健康に関する意識の向上を促し、健康につながる事業を実施します。
- ・健康の自己管理意識の高まりを支援し、市民活動団体と協働※して健康情報の提供をします。

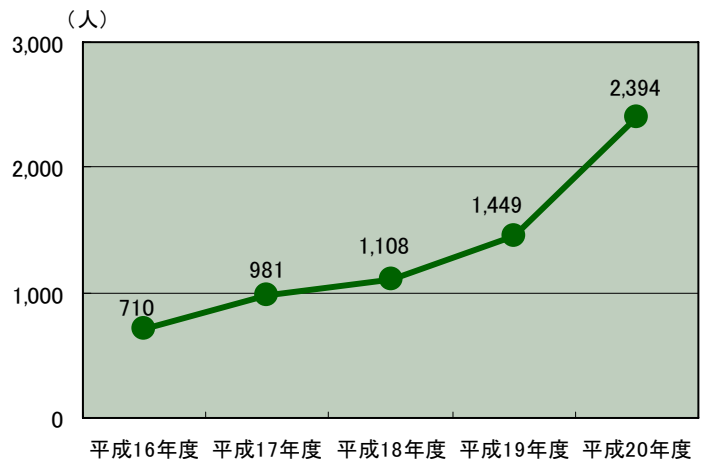
施策体系

1. 医療体制の整備
2. 各種健（検）診・健康教育事業等の充実
3. 健康情報の発信や健康関連施設の充実

■がん・心疾患・脳血管疾患による死亡率



■母子訪問指導件数



個別施策内容

1. 医療体制の整備

(1) 初期・救急医療体制の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
平日夜間・休日の初期医療※体制の整備を推進します。	平日夜間診療事業	継続 健康福祉部健康増進課
救急医療（二次救急医療※機関の夜間輪番制）を推進します。	救急医療事業	継続 健康福祉部健康増進課

(2) 輸血用血液の確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
輸血用血液の確保を促進します。	献血推進事業	継続 日本赤十字社

(3) 新型インフルエンザ※等の感染症対策の実施

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
新型インフルエンザ※等の感染症対策を推進します。	新型インフルエンザ※等感染症対策事業 新型インフルエンザ※対策救急事業	継続 健康福祉部健康増進課 継続 消防本部消防防災課



平日夜間診療の様子

2. 各種健（検）診・健康教育事業等の充実

(1) 乳幼児健康診査及び健康相談等の実施

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
妊婦や子どもの健康を支援するための取り組みを推進します。	母子健康診査事業	継続 健康福祉部健康増進課
生後4か月までの乳児への全戸訪問により、市の育児情報の提供を行うとともに、育児上の困難を抱える家庭への継続的な支援を推進します。	乳児家庭全戸訪問事業	継続 健康福祉部健康増進課

（２）予防接種の実施

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
感染症を予防するための各種予防接種を推進します。	予防接種事業 麻しん（はしか）排除計画事業 高齢者インフルエンザ予防接種事業	継続 健康福祉部健康増進課 継続 健康福祉部健康増進課 継続 健康福祉部健康増進課

（３）各種健（検）診事業の実施

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
がんや歯周病の早期発見のための検診や、予防のための知識の普及を推進します。	健康増進事業	継続 健康福祉部健康増進課
国民健康保険・後期高齢者医療保険の生活習慣病予防のための健康診査等を推進します。	国保特定健康診査・保健指導事業 後期高齢者健康診査事業	継続 市民生活部国保年金課 健康福祉部健康増進課 継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課 健康福祉部健康増進課

（４）市民一人ひとりの健康づくり

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
科学的根拠に基づいた運動による市民の健康づくりを推進します。	国保ヘルスアップ事業※ 高齢者ヘルスアップ事業※ 中高年ヘルスアップ事業※	継続 市民生活部国保年金課 継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課 継続 健康福祉部健康増進課
心の病やアルコール依存症に関して悩みのある市民の相談を推進します。	心の相談事業	継続 健康福祉部障害者支援課
身体障害者の機能回復や社会適応訓練を通じて社会との交流事業を促進します。	地域福祉センター指定管理者事業 身体障害者デイサービスセンター指定管理者事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課 継続 健康福祉部障害者支援課



ヘルスアップ事業※で健康な身体づくり

3. 健康情報の発信や健康関連施設の充実

(1) 健康づくりに関わる啓発活動

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
健康都市宣言※に基づき、健康都市プログラムを推進します。	健康都市推進事業	継続 健康福祉部社会福祉課
妊産婦にやさしい環境づくりを進めるため、マタニティキーホルダー※の配布を推進します。	マタニティキーホルダー※作成事業	継続 子ども家庭部子ども家庭課
市民の主体的な健康づくりの支援を推進します。	健康づくり支援事業	継続 健康福祉部健康増進課

(2) 健康づくりに関わる施設整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
保健センターの設備の維持管理を推進します。	保健センター施設整備事業	上期 健康福祉部健康増進課
地域福祉センター（ケアセンター）の維持管理を推進します。	地域福祉センター維持管理事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
健康の維持、増進のために日ごろ何か行っている市民の割合	アンケート	92.0%	98.0%	市民の毎日の生活の中で健康づくりのための手段として、具体的に行動することを目指します。
がん・心疾患・脳血管疾患による死亡率	業務	58.6%	56.0%	死亡の三大原因となっているがん・心疾患・脳血管疾患による死亡を減らすため、健康増進事業を推進します。



3歳児健診

4-5 地域で支える福祉のまちづくり

現状と課題

- 日本赤十字社流山地区奉仕団等の地域活動により、市民相互の助け合いが推進されています。また、高齢化に伴って高齢者のひとり暮らしが増加するため、助け合いによる不安解消など、地域の見守りの輪を拡大していくことが課題です。
- 福祉会館の耐震診断の実施並びに指定管理者制度※や公共施設予約システムの導入など、利便性の向上に努めていますが、今後も施設の計画的な整備が課題です。
- 市民の福祉活動の場づくりや仲間づくりを支援し、社会福祉協議会等と連携して福祉サービスを提供しています。今後は、団塊世代の福祉活動への参加啓発や福祉サービスのネットワークづくりが課題です。

基本方針

- ・市民一人ひとりが地域社会の一員として、快適で豊かな生活を送ることができる社会づくりを推進します。
- ・地域福祉活動の拠点となる福祉会館を安心して快適に利用できるように整備するとともに、運営の充実を図ります。
- ・社会福祉協議会等との協働※により、社会福祉活動の充実を図ります。

施策体系

1. 相互福祉の推進
2. 地域福祉活動拠点の整備充実
3. 社会福祉活動の充実

■福祉会館利用状況



福祉会館による自主講座

個別施策内容

1. 相互福祉の推進

(1) 相互に助けあう社会づくりの推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
日本赤十字社流山地区奉仕団の活動を促進します。	日本赤十字活動促進事業	継続 財団法人日本赤十字社

2. 地域福祉活動拠点の整備充実

(1) 福祉会館の管理運営、整備の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
福祉会館の管理運営について、指定管理者制度※を導入し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	流山福祉会館指定管理者事業 十太夫地域ふれあいセンター建設等PFI※事業 福祉会館講座等充実事業	継続 指定管理者 継続 SPC※ 継続 健康福祉部社会福祉課
福祉会館の整備を推進します。	福祉会館整備事業	継続 健康福祉部社会福祉課
福祉会館耐震補強を推進します。	福祉会館耐震補強事業	上期 健康福祉部社会福祉課

3. 社会福祉活動の充実

(1) 福祉サービスのネットワーク化の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
民生委員児童委員活動を推進します。	民生委員児童委員活動推進事業	継続 健康福祉部社会福祉課
民生児童委員協議会連合会の活動を促進します。	民生児童委員協議会連合会事業	継続 社会福祉協議会、健康福祉部社会福祉課

(2) 社会福祉協議会活動の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
社会福祉協議会と連携し事業を促進します。	福祉団体活動推進事業	継続 健康福祉部社会福祉課、社会福祉協議会
福祉ボランティア活動を促進します。	福祉ボランティア活動促進事業	継続 健康福祉部社会福祉課、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市民が参加できるまちぐるみの福祉ができていると思う市民の割合	アンケート	77.5%	88.0%	まちぐるみで行う市民福祉に対する市民の満足度を表す指標です。
福祉ボランティア数	業務	2,032 人	2,550 人	地域福祉の推進を図る人的資源であるボランティアを指標とします。
各種福祉活動の参加市民の割合	アンケート	7.2%	12.7%	市民の福祉活動への参加を指標とします。



下花輪福祉会館「ほっとプラザ下花輪」



ほっとプラザふれあいまつり

4-6 バリアフリー*のまちづくり

現状と課題

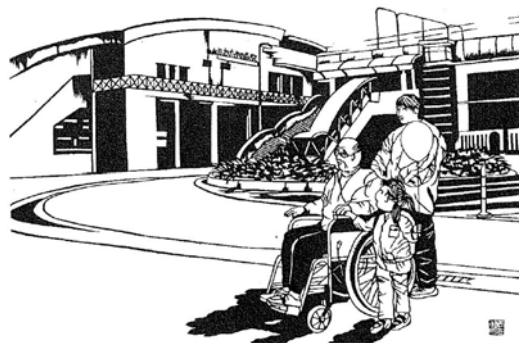
- T X*各駅や江戸川台駅、初石駅にエレベーターが設置され、公共施設においては、改修時に合わせて、自動ドアや手すりの設置、洋式トイレへの変更などのバリアフリー*化を進めていますが、道路については、特に歩道のバリアフリー*化が望まれています。今後、各施設や道路などの計画的なバリアフリー*化の促進が課題です。
- 65 歳以上の介護を要する高齢者及び重度身体障害者の住宅改造費の助成や、65 歳以上のひとり暮らしの方及びひとり暮らしの重度身体障害者等宅に緊急通報電話の設置を行っています。今後は、増加傾向にある高齢者や障害者等に配慮した、ユニバーサルデザイン*の環境づくりが課題です。

基本方針

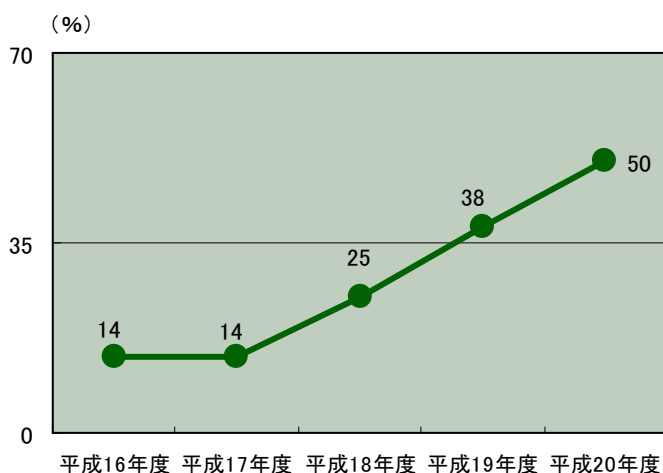
- ・ 安心安全な道路の計画的整備と公共施設のバリアフリー*化を横断的に推進します。
- ・ 高齢者や障害者等が地域で安心して暮らせる、住みやすい環境づくりを推進します。

施策体系

1. 交通・公共施設等のバリアフリー*化の推進
2. 高齢者・障害者等に配慮した住環境の支援



■ バリアフリー化された駅舎の割合（T X*を除く）



歩道に設置された点字ブロック

個別施策内容

1. 交通・公共施設等のバリアフリー※化の推進

(1) 公共施設のバリアフリー※

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公共施設のバリアフリー※化を推進します。	公共施設バリアフリー※化推進事業	継続 各公共施設管理者

(2) 公共交通施設のバリアフリー※

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
公共交通施設のバリアフリー※化を促進します。	交通施設バリアフリー※化設備整備事業	継続 交通事業者
	豊四季駅バリアフリー※化促進事業	継続 交通事業者

(3) 道路のバリアフリー※

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
生活道路の整備を推進します。	バリアフリー※歩行空間ネットワーク事業	継続 土木部道路建設課

(4) 新市街地の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
新市街地のバリアフリー※化整備を推進します。	流山おおたかの森駅周辺バリアフリー※仕様整備事業	継続 都市整備部まちづくり推進課

2. 高齢者・障害者等に配慮した住環境の支援

(1) 高齢者・障害者の住宅改造の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
高齢者・障害者の住宅改造の助成を推進します。	高齢者住宅改造助成事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課
	障害者住宅改造助成事業	継続 健康福祉部障害者支援課

(2) 要援護者やひとり暮らし高齢者の防災・防犯対策の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
要援護者の災害時の避難支援を推進します。	災害時要援護者避難支援事業	継続 健康福祉部社会福祉課
ひとり暮らし高齢者の緊急通報体制の整備を推進します。	ひとり暮らし高齢者緊急通報装置給付事業	継続 健康福祉部高齢者生きがい推進課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市内がバリアフリー※だと感じる市民(65歳以上)の割合	アンケート	51.2% (H21)	56.2%	バリアフリー※の効果について、市民が実感できるように、整備を推進します。

4-7 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり

現状と課題

- 新制度によってサービスが増加し選択幅が広がりましたが、一方で、必要な情報が得られない、窓口の対応や手続きが煩雑であるという指摘があります。今後は、わかりやすく気軽に相談しやすい相談窓口をつくることが課題です。
- 福祉サービスの需要増加と多様化が進展する中、市民ニーズに対応した福祉サービスの提供体制づくりが求められています。

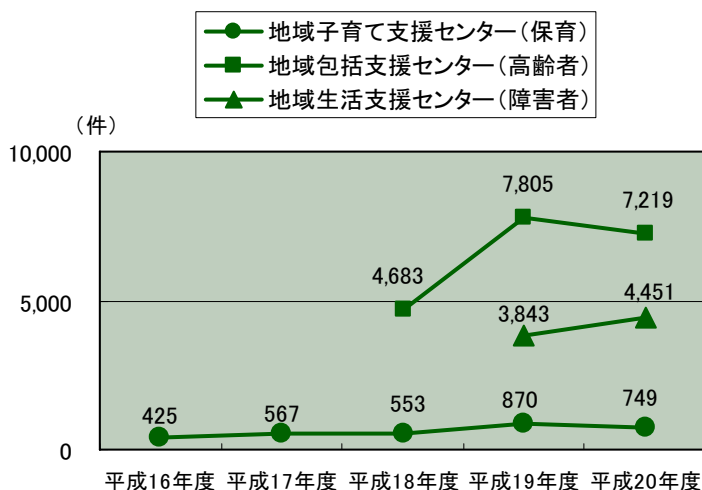
基本方針

- ・福祉サービス全般にわたる情報提供の充実、相談体制の充実を図ります。
- ・福祉サービス体制を整備し、市民ニーズに対応した分かりやすい福祉施策を推進します。

施策体系

1. 福祉サービスの情報提供・相談体制の充実
2. 福祉サービス体制の整備

■福祉相談窓口の利用状況



市内4か所にある介護や福祉に関する地域の総合相談窓口「地域包括支援センター」

個別施策内容

1. 福祉サービスの情報提供・相談体制の充実

(1) 福祉情報の提供体制の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
福祉情報の提供を推進します。	地域福祉マップ作成事業	上期 健康福祉部社会福祉課
ＩＣＴ※による福祉情報の提供を推進します。	福祉サービスに関するホームページ活用事業	継続 健康福祉部
福祉サービスに関するパブリシティ※の充実を推進します。	福祉サービスに関するパブリシティ※充実事業	継続 健康福祉部

(2) 福祉サービス情報網の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
福祉サービス事業者との情報網の整備を促進します。	福祉サービス事業者情報網整備事業	継続 健康福祉部

(3) 福祉窓口サービスの充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
福祉窓口サービスの充実を推進します。	ワンストップ福祉相談窓口推進事業	継続 健康福祉部

(4) 福祉相談窓口の連携

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
各福祉分野の相談窓口との連携を推進します。	各福祉相談窓口連携事業	継続 健康福祉部

2. 福祉サービス体制の整備

(1) 福祉施策の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民の声を反映した福祉施策を推進します。	福祉施策審議会事業	継続 健康福祉部社会福祉課
福祉に関する計画の見直しを実施し、計画的に福祉施策を推進します。	地域福祉計画策定事業	継続 健康福祉部社会福祉課
福祉施策の推進成果の検証を推進します。	「流山の保健福祉」発行事業	継続 健康福祉部社会福祉課

(2) 福祉サービス事業者との連携

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
福祉サービス事業者の立地誘導に努めます。	福祉サービス事業者立地誘導事業	継続 健康福祉部
福祉サービス事業者との連携を促進します。	シルバーサービス事業者連絡会※支援事業	継続 健康福祉部介護支援課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
福祉サービスの情報提供に満足している市民（65歳以上）の割合	アンケート	55.8% (H21)	60.8%	福祉情報の提供体制の整備、福祉サービス情報網の整備により市民の満足度を高めます。
市の福祉サービスに満足している市民の割合	アンケート	21.1% (H21)	26.1%	福祉施策の推進、福祉サービス事業者との連携の促進により市民の満足度を高めます。
市の福祉サービスに満足している市民（65歳以上）の割合	アンケート	33.3% (H21)	38.3%	福祉施策の推進、福祉サービス事業者との連携の促進により市民の満足度を高めます。



地域包括支援センターによる介護予防教室の様子

5節 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）

- 1項 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化
- 2項 工業の強化と新たな産業の創造
- 3項 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり
- 4項 多様な方面からの農業の振興
- 5項 特色ある観光の育成と創設



5-1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化

現状と課題

- T×※沿線の駅周辺の開発では、流山おおたかの森駅周辺のマンションや戸建住宅の建設が先行して進んでいます。今後は、他の沿線整備区域の開発も進んでくるため、流山市全域のイメージアップを図り、企業や住民をさらに誘致する施策が課題です。
- 既存商店街は、経営者の高齢化や後継者不足、商業環境の変化への対応の遅れなどから低迷傾向にあり、地元密着型のサービス展開や空き店舗の有効活用など、商業団体等との連携による活性化が課題です。
- T×※沿線には、大型商業施設やフードコートが進出していますが、流山おおたかの森駅周辺においては、さらなる商業施設の誘導により本市中心核に相応しい賑わいの創出が求められています。
- 景気低迷が拍車をかけ、零細な商業経営はひっ迫しており、国・県による融資制度や中小企業信用保険法の運用、中小企業資金融資制度の充実、経営改革、人材育成、企業・経営相談などの支援強化が課題です。
- 流山商工会議所の事業運営と財政基盤の確立が課題です。

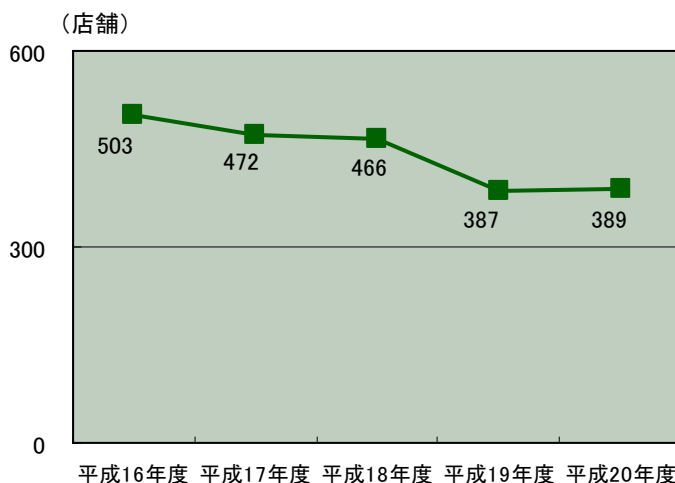
基本方針

- ・市の魅力を首都圏を中心にPRし、企業誘致、住民誘致を推進します。
- ・地域の特性に応じた新たなサービスやイベントを展開し、魅力ある商店街づくりを支援します。
- ・流山おおたかの森駅周辺に新たな商業核を形成します。
- ・商業経営の安定と近代化のために資金を融資します。
- ・流山商工会議所の商業振興事業を支援し、商業の活性化を図ります。

施策体系

1. 市のイメージ向上と企業・住民誘致の推進
2. 商店街の活性化
3. 流山おおたかの森駅周辺の商業核の整備
4. 経営の近代化・活性化の促進
5. 商工会議所の主要事業への支援

■市内の商店会店舗数



個別施策内容

1. 市のイメージ向上と企業・住民誘致の推進

(1) シティセールスプロモーション※の拡充

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
PR・イベント・広告・Webなどのツールを使い住民誘致、市のイメージアップに取り組めます。	経済活動の創出・産学官連携※の推進事業	継続 総合政策部マーケティング課

2. 商店街の活性化

(1) 商業活性化ビジョンの策定

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
商店街等の活性化ビジョン策定を検討します。	商業活性化ビジョン策定事業	継続 産業振興部商工課

(2) 商店街共同施設への助成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
商業振興共同施設設置及び維持管理等に対する助成を推進します。	商業振興共同施設設置等事業費補助事業	継続 産業振興部商工課
商業振興共同駐車場設置用地取得資金に対して利子補給を推進します。	商業振興共同施設設置等事業費利子補給事業	継続 産業振興部商工課

(3) 商店街活動等への支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
空き店舗有効活用に対する助成や商業活性化アドバイザー派遣費用に対する助成を推進します。	商店街空き店舗有効活用事業	継続 産業振興部商工課
ポイントカードシステム導入に対する助成に努めます。	ポイントカードシステム支援事業	継続 産業振興部商工課

3. 流山おおたかの森駅周辺の商業核の整備

(1) 商業核等整備への支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
商業施設等に関する情報収集に努めます。	商業施設等誘致事業	継続 総合政策部誘致推進課

イベントや買物客で賑わう
流山おおたかの森駅前の大型商業施設



4. 経営の近代化・活性化の促進

(1) 中小企業資金融資事業の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
中小企業資金融資制度の拡充に努めます。	中小企業資金融資運営委員会事業	継続 産業振興部商工課
中小企業への資金融資を推進します。	中小企業資金融資事業	継続 産業振興部商工課
中小企業資金融資資金元利償還に対する利子補給事業を推進します。	中小企業資金融資利子補給事業	継続 産業振興部商工課

(2) セーフティネット※利用者の認定

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
中小企業信用保険法に係る認定事務を推進します。	資金融資セーフティネット※認定事業	継続 産業振興部商工課

5. 商工会議所の主要事業への支援

(1) 商工会議所事業に対する支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
商工会議所の地域総合振興事業等に対する支援を推進します。	商工会議所地域総合振興等支援事業	継続 産業振興部商工課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市内の商店会店舗数	業務	389 店舗	503 店舗	商店会店舗数の増減が商業振興の目安となるため、指標とします。
市内商店会の企画・イベント事業の数	業務	23 事業	50 事業	市内商店会（街）が実施したイベントや事業の数を把握することで、活性化・集客に向けた商業団体の取り組み方を指標とします。



松ヶ丘商店会の七夕祭り



江戸川台駅前商店街の納涼祭

5-2 工業の強化と新たな産業の創造

現状と課題

- 住工混在のため、市外への転出企業が発生し、市税収入や雇用方面への影響も懸念されるため、住工混在問題解消や企業情報の収集、企業誘致の一層の推進が課題です。
- 東大柏ベンチャープラザ※の入居賃料補助を実施していますが、さらに、産学連携や異業種連携※、研究開発など、新たな可能性を求めた多方面への展開を支援することが課題です。
- 企業立地促進奨励金、雇用奨励金、環境配慮型設備設置費などの助成を行っていますが、こうした施策のPRを強化して企業誘致を推進することが課題です。

基本方針

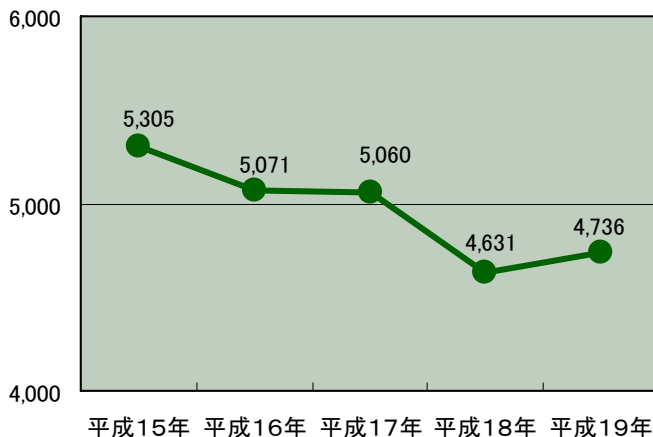
- ・ 流山商工会議所と連携し、工業の活性化を図ります。
- ・ 産学官民の連携を推進し、新たな製品の開発や新たな産業の創出を支援します。
- ・ 情報技術都市・秋葉原と先端科学都市・つくばの中間に位置する地の利を活かし、良質な住環境に適合する知識集約型※企業の誘致に努めます。

施策体系

1. 工業の活性化
2. 研究開発への支援
3. 企業の誘致

■ 製造品出荷額等の推移

（千万円）



新産業のインキュベータ機能を備えた東葛テクノプラザ

個別施策内容

1. 工業の活性化

(1) 流山市工業振興ビジョンの策定

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
工業振興ビジョンの策定に努めます。	工業振興ビジョン策定事業	上期 産業振興部商工課

(2) 流山市産業振興審議会

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
農業、工業、商業、観光の流山市全体の産業振興策を推進します。	産業振興審議会事業	継続 産業振興部商工課

(3) 住工混在解消の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
住工混在問題の解消に努めます。	住工混在解消促進事業	継続 産業振興部商工課

(4) ISO[®]認証取得事業者への助成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
国際標準規格の認証取得のうち審査登録に関する費用の一部助成を推進します。	国際標準規格認証取得支援事業	継続 産業振興部商工課

2. 研究開発への支援

(1) 産学官連携[※]新規事業者等施設入居事業者への助成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
東大柏ベンチャープラザ [※] 入居賃料の一部を助成します。	産学官連携 [※] 新規事業者等施設入居事業	継続 産業振興部商工課

(2) 研究開発及び販路開拓の助成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
産学連携による研究開発及び販路開拓事業に係る経費の一部を助成します。	新産業創出促進事業	継続 産業振興部商工課

大学連携型の起業家を育成する
東大柏ベンチャープラザ[※]



3. 企業の誘致

（１）企業誘致の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
企業情報の収集に努めます。	企業立地情報収集事業	継続 総合政策部誘致推進課

（２）企業立地の促進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
企業の立地を促進します。	企業立地促進事業	継続 総合政策部誘致推進課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
ISO※認証を取得している市内事業者数	業務	82 社 (H21)	97 社	市内事業者が国際標準規格を取得できるよう、審査登録に関する費用の助成や情報提供支援を行います。
行政支援を受けて新産業創出に取り組んでいる中小企業者数	業務	3 社	6 社	市内中小企業者が本業に加えて新たな分野の研究開発を進められるよう、支援施設賃料の助成や情報提供支援等を行います。
企業立地件数	業務	1 社	30 社	「企業立地促進奨励金」をはじめとした各種助成制度のPRと普及を推進し、TX※沿線開発区域を中心に企業の誘致を行います。



新川耕地北部にある流山工業団地

5-3 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり

現状と課題

- 地域コミュニティ※の一翼も担っている勤労者福祉センター（コミュニティ※プラザ）の老朽化した設備の更新と、勤労者互助会や中小企業退職金共済制度の活用の啓発が課題です。
- 世界的金融危機によって景気不安が慢性化しており、労働者派遣法改正による雇用状態の変化と相まって、新卒者採用の減少や失業者の増加、雇用環境の悪化が社会問題となっており、流山市地域職業相談室の機能強化や就職活動支援、市臨時職員採用枠の拡大など、社会経済動向に対応した雇用施策が必要です。

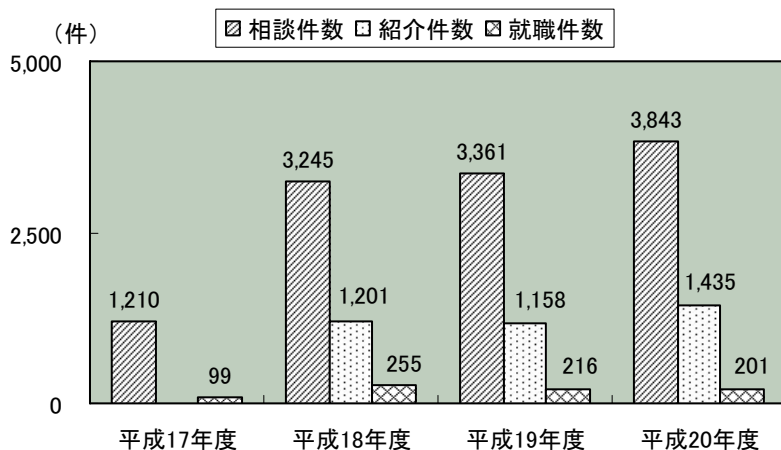
基本方針

- ・コミュニティ※プラザの設備更新など計画的な整備とともに、施設利用者への安全配慮はもとより、健康増進のための自主事業を展開し、利用率の向上に努めます。
- ・流山市地域職業相談室利用者の就職率を高め、各種就労支援事業を展開し、同相談室の機能拡充に努めます。また、若年齢者の早期就労、中高年齢者と子育て中の女性の再就職を支援します。

施策体系

1. 勤労者福祉の充実
2. 雇用の安定

■地域職業相談室利用者（市内在住者）



地域職業相談室（ジョブサポート流山）
における職業相談

個別施策内容

1. 勤労者福祉の充実

(1) 勤労者総合福祉センター、勤労者体育施設の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
コミュニティ※プラザの管理運営について、指定管理者制度※を導入し、経費の節減及び市民サービスの向上を推進します。	コミュニティ※プラザ指定管理者事業	継続 産業振興部商工課
施設の計画的な整備及び改修、維持管理に努めます。	勤労者総合福祉センター空調機改修事業	上期 産業振興部商工課

(2) 流山市勤労者互助会の助成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
互助会事業費の一部助成を推進します。	勤労者互助会事業	継続 産業振興部商工課

(3) 中小企業退職金共済事業の周知

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
退職金共済制度の啓発に努めます。	中小企業退職金共済事業	継続 産業振興部商工課

2. 雇用の安定

(1) 流山市地域職業相談室の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山市地域職業相談室の管理運営及び機能拡充を推進します。	地域職業相談室運営事業	継続 産業振興部商工課

(2) 高齢者・障害者の就労奨励

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
高齢者等雇用促進奨励金の交付を推進します。	高齢者等雇用促進奨励金事業	継続 産業振興部商工課
障害者職場実習奨励金の交付を推進します。	障害者職場実習奨励金事業	継続 産業振興部商工課

(3) 若年齢者の総合就労支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
厚生労働省認定のYESプログラム講座※を推進します。	若年者総合就労支援事業	継続 産業振興部商工課

(4) 中高年齢者等の就労支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
再就職支援セミナーの開催を推進します。	中高年齢者就労支援事業	継続 産業振興部商工課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
勤労意欲を感じる労働者の割合（市内勤務者）	アンケート	45.9% (H21)	50.0%	指標値の変動は、市の雇用施策以外に社会的要因によるものが多いと推測されますが、雇用環境が安定し、概ね半数の勤労者が「勤労意欲を感じる」状況を目標値とします。
有効求人倍率	業務	0.53	0.80	流山市を含む松戸公共職業安定所管内の求人・求職情報データから、雇用状況を示す指標として使用します。
就労支援講座等参加者の就職率	業務	52.4%	66.0%	現在実施している就労支援講座（若年齢者・中高年齢者・子育てお母さん）事業の成果を表す指標です。
地域職業相談室の就職率	業務	14.0%	30.0%	市内の相談者・紹介者・就職者件数の実数を、雇用実態を示す指標とします。



勤労者福祉を担う流山市コミュニティ※プラザ（勤労者総合福祉センター）



再就職などを支援する中高年齢者就労支援セミナー

5-4 多様な方面からの農業の振興

現状と課題

- 農業生産所得は、平成18年度から19年度で46千円（10a当たり）の減少と低迷が続き、担い手不足も慢性化しているため、女性の農業経営参画を支援し、家族経営協定※の締結を推進しています。各種施策を展開し、都市型農業を推進することが課題です。
- 農道の整備や市内6土地改良区への支援を推進しており、今後は、基幹的農業者への農用地集積など、多面的機能を有する農地の保全が課題です。
- 安心して安全な食への関心の高まりとともに、地産地消※への指向に応えるため、今後は、地域特性のある農産物の供給と直売所を開設するなどの安定した流通体制が課題です。
- 遊休農地の有効活用と、市民の健康づくりや農業者とのコミュニケーションの場として、体験農園や市民農園の利用促進とともに、農家の労力軽減策として、農作業委託や作業補助となるアグリサポーターの養成・育成が課題です。
- 有機栽培への関心の高まりとともに環境に配慮した農業生産が求められています。
- 農地は、単に生産用地としてだけでなく、緑地として景観形成の重要な役割を担っており、遊休農地を適切に利用して景観を向上させることが課題です。
- 大規模水田地帯である新川耕地では、作業委託を推進していくため、今後は、基幹的農業者への農用地集積など、農業生産基盤の整備が課題です。

基本方針

- ・都市型農業に対応した施策を推進します。
- ・土地改良施設の整備・改修を支援し、安定生産のできる生産基盤の構築と経年劣化の著しい農道の整備・補修を推進します。
- ・生産効率を高めて所得の向上を図り、農産物の安定供給を支援します。また、常設の直売所設置について検討します。
- ・体験農園・市民農園等の開設を支援します。また、地産地消※を更に拡大推進するため、農産物直売農家のPRに努めるとともに、アグリサポート※等農業支援組織の育成を図ります。
- ・減農薬・減化学肥料型農業の推進や有機農法の推進を行うなど、環境保全型農業※の推進を図ります。また、農地の適正管理等に努めます。
- ・都市の中の農地保全に努めるとともに、遊休農地を利用して景観形成作物※を栽培し、地域の美化を図ります。
- ・新川耕地は水稻の生産を基本とした作業受委託を促進するとともに、遊休農地は農用地利用集積による利活用を図ります。

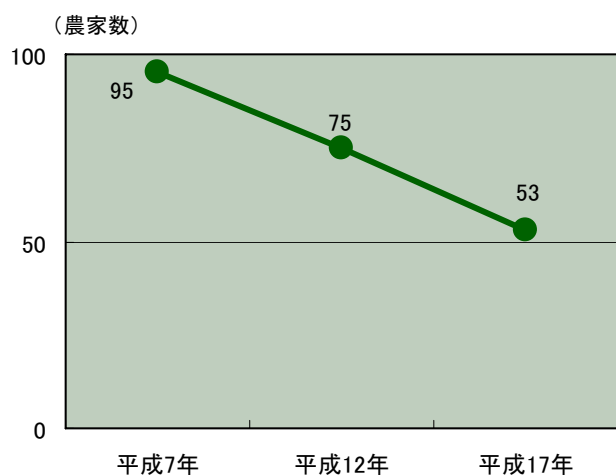
流山市特産品のネギの圃場



施策体系

1. 都市との調和のとれた農業振興
2. 生産基盤の整備
3. 生産流通体制の整備
4. 市民とのふれあい農業の推進
5. 生産環境の改善
6. 地域共生農業の推進
7. 新川耕地活性化の促進

■農産物販売額 500 万円以上の農家数



自然と親しむ体験農園でみんな笑顔に

個別施策内容

1. 都市との調和のとれた農業振興

(1) 都市型農業の振興

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山市農業振興基本指針の見直しを推進します。	農業振興基本指針改訂事業	中期 産業振興部農政課

(2) 女性農業者の経営・社会参画の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
家族経営協定※の締結を推進します。	家族経営協定※締結推進事業	継続 産業振興部農政課
農業経営講座を開催します。	農業経営講習会事業	継続 産業振興部農政課

（3）高生産と経営高度化への支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
パイプハウス等の施設化や省力化機械導入補助を行い、都市型農業を推進します。	都市型農業推進事業	継続 産業振興部農政課
資金需要に対する融資制度・助成制度の充実を図り、経営の高度化を推進します。	農業経営安定対策事業	継続 産業振興部農政課

2. 生産基盤の整備

（1）土地改良施設等の維持管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山排水機場の適正な維持管理を推進します。	流山排水機場施設維持管理適正化事業	継続 産業振興部農政課
手賀沼土地改良施設維持管理費と野田南部地区南部排水機場維持管理費を支援し、水田農業を推進します。	湛水防除施設維持管理事業	継続 産業振興部農政課
市内6土地改良区の維持管理費の支援を行い、水田農業を推進します。	土地改良施設維持管理事業	継続 産業振興部農政課

（2）農道の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
経年劣化の著しい農道を順次整備し、農作業の安全を推進します。	農道補修整備事業	継続 産業振興部農政課

3. 生産流通体制の整備

（1）高品質農産物生産事業

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
水稻、畑作の病害防除と土壌消毒の支援を行い、生産効率を高め所得の向上を推進します。	高品質農産物生産事業	継続 産業振興部農政課

（2）農産物ブランド試験栽培

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
地域特性のある農産物を開発するため、試験栽培を推進します。	農産物ブランド試験栽培事業	継続 産業振興部農政課

(3) 農業関係団体の育成・農業関係機関との情報交換

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
共選、共販体制の強化・農業技術の研修と情報交換を推進します。	農業団体指導・育成事業	継続 産業振興部農政課

(4) 地産地消*推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
消費者に安心して安全な流山産農産物の供給を行うとともに、フードマイレージ*も同時に推進します。	エコ農業*推進事業	継続 産業振興部農政課

(5) 農産物直売所設置推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
農業者の所得の増加を図るため、農産物直売所設置を促進します。	農産物直売所設置推進事業	上期 産業振興部農政課、 農業関係機関、 農業関係団体

(6) 米飯給食における地産地消*推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
米飯給食に年間を通して市内産米供給を推進します。	米飯給食における地産地消*推進事業	上期 産業振興部農政課、 学校教育部学校教育課

4. 市民とのふれあい農業の推進

(1) 市民農園の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民農園の需要に対応し、設立支援を推進します。	市民農園事業	継続 産業振興部農政課 農業者

(2) 体験農園設立支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
体験農園設立の支援を推進します。	体験農園設立支援事業	継続 産業振興部農政課 農業者

(3) アグリサポーター育成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
アグリサポーターの登録・育成を推進します。	アグリサポーター登録推進事業	継続 産業振興部農政課

(4) 地産地消*の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
地産地消*の啓発を促進します。	地産地消*推進事業	継続 産業振興部農政課

5. 生産環境の改善

（１）農薬の適正使用を推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ポジティブリスト制※へ対応する農薬使用の指導を促進します。	農薬の適正使用推進事業	継続 産業振興部農政課、農業関係団体
農薬使用の記帳を促進します。	生産履歴簿記帳推進事業	継続 産業振興部農政課、農業関係団体

（２）有機農法に関する情報の収集及び情報提供

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
有機農法を推進し環境保全型農業※の構築を推進します。	環境保全型農業※推進事業	継続 産業振興部農政課

（３）園芸用廃棄物の適正処理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
農業用廃プラスチック類の適正処理対策を促進します。	農業振興対策事業	継続 産業振興部農政課、農業関係団体

（４）遊休水田の保全管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
遊休農地等の適正管理の指導を行い、水田の保全を推進します。	遊休水田適正保全管理事業	継続 産業振興部農政課

（５）違反転用等の監視

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
農地法に違反する農地転用※の監視強化を推進します。	農地転用※監視強化推進事業	継続 農業委員会

6. 地域共生農業の推進

（１）景観形成作物※植栽培

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
遊休農地の景観保全を推進します。	景観形成作物※植栽培事業	継続 産業振興部農政課



コスモスによる景観形成作物※の植栽培

7. 新川耕地活性化の促進

(1) 遊休農地の防止と有効活用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
新川耕地における体験農園・市民農園等の開設を促進します。	新川耕地における体験農園・市民農園等開設支援推進事業	継続 産業振興部農政課、農業者
農作業の受委託を促進します。	農作業受委託推進事業	継続 農業者
農用地利用集積を推進します。	農用地利用集積推進事業	継続 産業振興部農政課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
農業生産所得(生産所得／10a)	業務	204 千円	250 千円	施設整備等を進めることによって、農業生産所得の向上を図ります。
遊休農地面積有効利用割合	業務	72.2%	80.0%	遊休農地化の防止と解消に引き続き努めます。
認定農業者数	業務	50 人	60 人	農業経営改善を図ろうとする認定農業者への支援をします。



流山市有数の米どころ新川耕地に広がる水田

5-5 特色ある観光の育成と創設

現状と課題

- 際立った観光資源に乏しく、大胆な観光施策への投資が難しい状況にあり、現存する観光資源を有効活用するため、宣伝・情報発信の強化が必要です。
- 首都近郊における新たな観光のあり方として注目されている手軽な参加・体験型の観光ルートの開発が課題です。
- ふるさとの伝統行事の継承とともに、ふるさと産品の認定※を進めていますが、知名度向上のため、これを高めていくほか、商農工の連携による開発や普及、行事紹介等が必要です。
- イベント支援などの地域活性化施策推進のため、観光協会の体質強化が必要です。

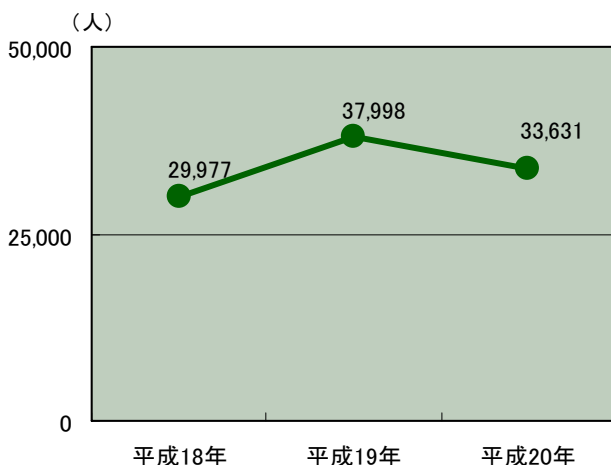
基本方針

- ・ 観光資源や観光施設の保存・整備等を進め、観光スポットの定着を図ります。
- ・ さまざまな観光ルートを提示して、観光客の回遊性を高めます。
- ・ 地域の伝統行事やふるさと産品を市民とともに継承し、ふるさと意識を高め、それを発信していきます。
- ・ 観光協会の育成や事業に対する助成を行います。

施策体系

1. 観光資源の保存、整備及び創設
2. 広域観光ルートの整備
3. ふるさと意識の醸成と情報発信
4. 観光協会の育成及び組織の充実

■ 入込観光客数（1月～12月）



利根運河自然体験ウォーク

個別施策内容

1. 観光資源の保存、整備及び創設

(1) 観光事業の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
流山市観光協会等が実施する事業を支援するとともに、観光資源のブラッシュアップを促進します。	利根運河自然体験ウォーク事業	継続 観光協会
利根運河の観光資源を活用した観光振興を推進します。	利根運河交流館運営業務委託事業	継続 産業振興部商工課

(2) 観光宣伝事業の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
観光マップ等の充実を推進します。	観光マップ制作事業	継続 産業振興部商工課

2. 広域観光ルートの整備

(1) 観光案内板の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
観光案内板などの維持管理を推進します。	観光案内板整備事業	継続 産業振興部商工課

(2) 観光ルートの開発

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
旧流山街道沿線に点在する歴史的希少価値のある建造物を活用した交流人口の増加を促進します。	流山本町見世蔵プロジェクト事業	上期 産業振興部商工課

(3) 観光ガイドの育成

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
観光ボランティアガイド組織体制の整備を促進します。	観光ボランティアガイド整備事業	継続 観光協会



毎年多くの市民が楽しむ流山花火大会

3. ふるさと意識の醸成と情報発信

（１）花火大会の開催

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
花火大会事業に対する助成を推進します。	流山花火大会支援事業	継続 産業振興部商工課

（２）観光行事等の啓発

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
歴史的施設、旧史旧跡の紹介を推進します。	市無形民俗文化財等啓発事業	継続 観光協会
市内観光行事の紹介を促進します。	観光行事等促進事業	継続 観光協会

（３）ふるさと産品の事業の支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
ふるさと産品協会が実施する事業を促進します。	ふるさと産品協会事業の支援事業	継続 産業振興部商工課
ふるさと産品協会に対する事業補助交付を推進します。	ふるさと産品協会支援事業	継続 産業振興部商工課

4. 観光協会の育成及び組織の充実

（１）地域活性化事業の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
各種イベント・行事への協賛を推進します。	地域活性化協賛促進事業	継続 産業振興部商工課

（２）観光協会への補助

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
観光協会の事業に対して補助金の交付を推進します。	観光協会支援事業	継続 産業振興部商工課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
観光イベント開催による観光入込数	業務	97 千人	130 千人	本市の観光イベント開催による観光客数の推移により、本市の観光イベントに対する関心度を把握します。
本市の主な施設の観光入込数	業務	33 千人	35 千人	本市の観光名所への観光客数の推移により、本市の観光に対する関心度を把握します。
観光協会ホームページのアクセス件数	業務	17,723 件	18,000 件	ホームページへのアクセス数の推移により、本市の観光に対する関心度を把握します。
ふるさと産品協会の各種イベントへの出店数	業務	50 店	80 店	市内外のイベントに産品協会が出店した店数により、観光並びにふるさと産品の普及PRにつながります。

施策の推進方策

公・民パートナーシップ※による構想実現と効率的、効果的行財政運営
(行政の充実)

- 1 項 市民参加の地域社会づくり
- 2 項 健全で効率的な行財政運営
- 3 項 地方分権・広域行政への取組
- 4 項 男女共同参画社会づくり



6-1 市民参加の地域社会づくり

現状と課題

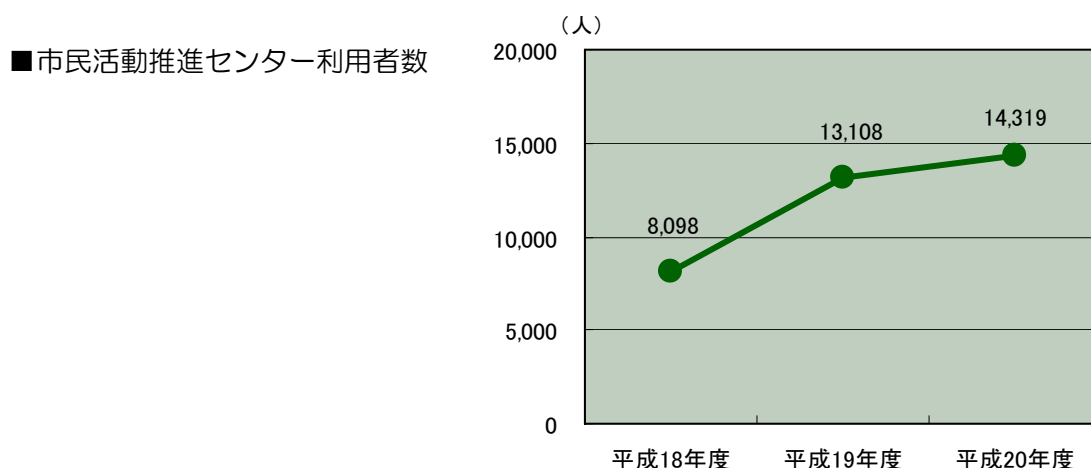
- 市民の声を反映するため、パブリックコメント※やタウンミーティング※等を実施していますが、今後は、より多くの意見を聴取するために実施方法やPR方法の改善が課題です。
- 行政運営の透明性を図るため、個人情報に配慮した情報公開を行うとともに、「広報ながれやま」の発行及び市ホームページにより市民への情報提供の拡大を図っていますが、今後、市民参加しやすい環境づくりのためにも、行政情報を積極的にかつ分かりやすく提供していく必要があります。
- 市民活動推進センターを設置し、情報提供や講座を開設する等積極的な活動促進を図っていますが、市民活動団体の体力向上のため、活動場所や活動資金等の支援と、活動するための人材発掘、組織力の育成、市民間交流の機会の提供が必要です。また、NPO※や市民活動を市民に広くPRする必要があります。
- 地方分権改革以降、地方自治体として独自性のある運営が求められるようになり、市では流山市自治基本条例を市民との協働※で制定し、自治の基本理念を定めました。今後は本条例に基づくまちづくりが実現するよう、市民、市、及び議会が条例の趣旨を理解し、行動する必要があります。

基本方針

- ・より多くの意見を市民から聴取するとともに、その意見に対する行政の対応を明確にすることで、広聴機能※の充実に努めます。
- ・個人情報の保護に配慮した情報公開と積極的な情報提供による広報活動に努めます。
- ・パートナーシップ※による協働※のまちづくりを推進します。
- ・市民自治の更なる発展を推進します。

施策体系

1. 広聴機能※の充実
2. 個人情報の保護と情報公開・広報活動の強化
3. 協働※のまちづくりの実現
4. 市民自治の推進



※印のことは資料編の「用語解説」に解説があります。

個別施策内容

1. 広聴機能*の充実

（１）市長への手紙や市政へのメールの活用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市に寄せられた意見や要望を市政に反映するように努めます。	市長への手紙事業	継続 総合政策部秘書広報課

（２）意見交換会の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
実施方法やPR方法の改善を行い、効率よく意見交換ができるようタウンミーティング*等の実施を推進します。	タウンミーティング*事業	継続 総合政策部秘書広報課

（３）パブリックコメント*の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
実施方法やPR方法の改善を行い、計画の策定や条例等の制定に係るパブリックコメント*の実施を推進します。	パブリックコメント*事業	継続 総合政策部企画政策課 各担当課

2. 個人情報の保護と情報公開・広報活動の強化

（１）個人情報の保護

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市が保有する個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するため、情報の適正な管理を推進します。	個人情報保護事業	継続 総務部総務課

（２）情報公開の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
情報公開制度の周知に努めるとともに、文書情報の電子化に努めます。	情報公開事業	継続 総務部総務課

（３）インターネットによる情報提供の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
インターネットによる情報提供を推進します。	ホームページリニューアル事業	中期 総合政策部秘書広報課

（４）広報の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
広報「ながれやま」の紙面の充実に努めます。	広報発行事業	継続 総合政策部秘書広報課

3. 協働*のまちづくりの実現

(1) NPO*活動推進事業

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民活動推進センターの機能を充実させ、市民活動の支援を推進します。	NPO*活動推進事業	継続 市民生活部コミュニティ課

4. 市民自治の推進

(1) 市民自治によるまちづくりの推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民等への流山市自治基本条例の周知啓発を推進します。	自治基本条例啓発事業	継続 総合政策部企画政策課
流山市自治基本条例に基づく制度の充実を推進します。	自治基本条例に基づく制度整備年次計画策定管理事業	継続 総合政策部企画政策課
市民等の市政への参加を促進するため、市民参加条例を策定し、市民自治によるまちづくりを推進します。	市民参加条例策定事業	継続 市民生活部コミュニティ課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
市に意見を言える機会に満足している市民の割合	アンケート	65.0%	80.0%	市民の市政参加を促すことにより、開かれた市政を目指します。
住民の声が市政に反映されていると感じる市民の割合	アンケート	60.1%	70.0%	広聴活動の充実を図り市民の意見が反映される市政を目指します。
市民活動団体の数	業務	123 団体	160 団体	公共の一翼を担う市民活動を支援し、協働のまちづくりを目指します。



市民、NPO、事業者など、みんなでまちづくり

6-2 健全で効率的な行財政運営

現状と課題

- 財政指標については、概ね財政の健全性は保たれていますが、経常収支比率*が増加傾向にあります。また、県下でも上位の市税徴収率を保持していますが、最近の経済状況を勘案すると現在の徴収率を今後も確保することが課題です。
- 多様化する市民ニーズや社会変化に迅速・的確に対応するため、また将来人口に合わせ、弾力的かつスリムな組織づくりや、事業のアウトソーシング*の推進が求められています。
- 総合計画に基づき、効率的な行財政運営を行うため、行政評価*の充実・強化を図り、また、市民のニーズを的確に把握し、進行管理を行っていく必要があります。
- ICT*の活用が積極的に推進され、各種情報システムの構築が進められています。高度情報化社会に対応できる質の高い行政サービスの提供、簡素で効率的な行政運営の実現、そして情報資産に関する情報セキュリティ対策の強化が課題です。
- 建設工事では一般競争入札を、業務委託、物品購入については指名競争入札を実施していますが、公平性と透明性、効率性を高めることと、成果品の品質確保が課題です。
- 普通財産*の約5割程度が未利用状態となっており、厳しい財政事情を踏まえ、普通財産*の有効活用を図り、財産収入を確保することが求められています。
- 公有財産である公共施設の建物に年数の経過した建物が多く、また、公用車両や機器、備品の老朽化が進んでおり、更新及び維持管理が課題です。
- 公文書の保存場所としての書庫が分散化していて効率的な文書管理に支障を来しています。公文書の保管場所を一元化し、適正な保存管理により、市民等の知る権利の保証と市民等と行政の情報共有を推進するとともに、市民等への説明責任の履行を果たす必要があります。
- 適正な人事配置のため、課長職昇任への意欲を前提とした課長級昇任制度を導入しています。また、職員の希望を調査し、適材適所の人事配置に努めていますが、近年メンタル面の不調により、療養・休職する職員も増えており、今後はその対応が課題です。

基本方針

- ・ 政策の実現を図るため、健全な財政運営を推進します。また、税収については適正な評価の下での賦課と、累積滞納者への徴収強化に努めます。
- ・ 弾力的かつ横断的な組織・運営体制を整備し、コスト削減と同時にあらゆる分野において、市民との協働*を実践していきます。
- ・ 総合計画に基づき、計画的な行財政運営を推進します。
- ・ ICT*を活用した行政運営の効率化を更に推進し、また、情報セキュリティ対策として職員研修を実施するとともに、セキュリティ監査等を通じ改善を図ります。
- ・ 品質低下防止のため、価格以外の技術力等も評価して落札者を決定する総合評価方式の入札範囲を拡大していきます。
- ・ 当面利用予定のない市有地は積極的に貸付を行うとともに、道路残地等の利用価値の低い土地については、引き続き売却を推進します。
- ・ 公共施設維持管理マニュアル等に基づく公共施設の適切な管理に努めるとともに、市有財産を適切に

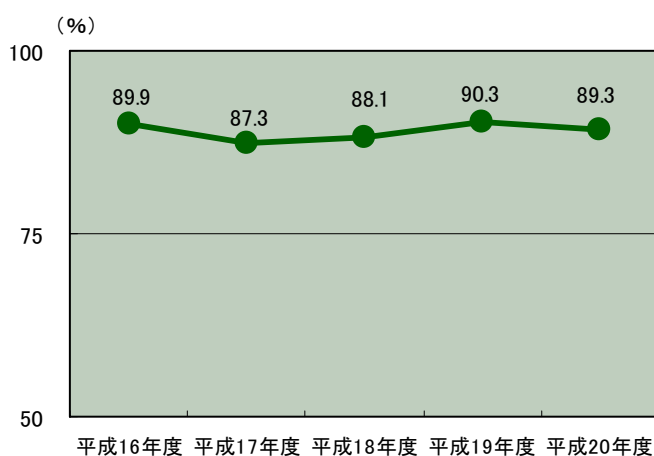
管理します。

- ・各所に分散して保管している公文書を一元的に保存管理します。
- ・限られた人員の中で、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応する政策形成能力と事務処理能力を有する職員を育成します。また、複雑化する行政課題に対応した適材適所の職員配置を図ります。

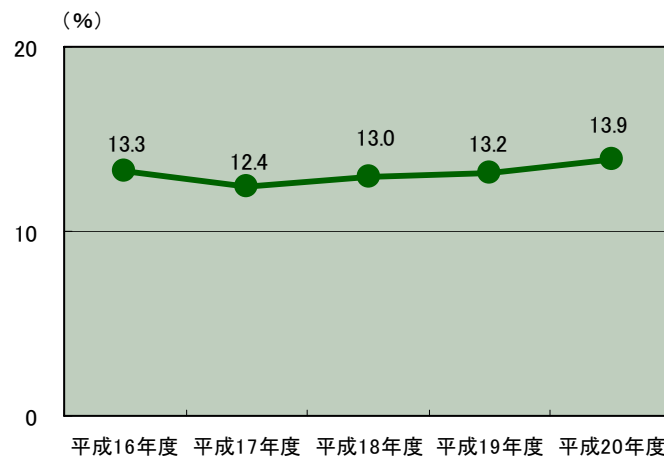
施策体系

1. 健全な財政運営
2. 効率的な組織化と運営及び事務管理
3. 効率的な行政運営
4. 電子自治体の推進
5. 公平で透明な入札執行
6. 市有地の有効活用
7. 公有財産の適切な管理
8. 公文書の適正な管理
9. 適正な人事管理

■経常収支比率※



■公債費負担比率※



個別施策内容

1. 健全な財政運営

(1) 財源の確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
保育料等の分担金・負担金や市営住宅使用料等の使用料・手数料の適正化及び公金徴収一元化等による徴収率の向上並びに国県支出金の活用・確保を推進します。	予算編成・執行に係る歳入確保事業 債権回収対策事業	継続 財政部財政調整課、各担当課 上期 財政部税制課

（２）経常収支比率※の縮減

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
人件費、公債費※など義務的経費の縮減を推進するとともに、扶助費※や特別会計への繰出金の抑制に努めます。	予算編成・執行に係る歳出削減事業	継続 総務部人材育成課、 財政部財政調整課、 各担当課

（３）財政健全化判断比率※及び資金不足比率※の健全性の維持

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市税収入等の経常的一般財源の増収に努めるとともに、市債※の発行に当たっては、交付税措置に留意し、また、市債※発行総額及び債務負担行為※に基づく支出予定額を適正に保ち、財政健全化維持を推進します。	4指標（実質赤字比率※、連結実質赤字比率※、実質公債費比率※、将来負担比率※）の適正化事業	継続 財政部財政調整課、 各担当課

（４）市税収入の確保

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
課税客体※の把握に努めるとともに、公正・適正な評価を行い、また、徴収の強化に努めます。	市民税等賦課事業 固定資産（土地・家屋）評価基礎調査事業 評価替え不動産鑑定事業 税収納事業	継続 財政部市民税課 継続 財政部資産税課 継続 財政部資産税課 継続 財政部税制課

2. 効率的な組織化と運営及び事務管理

（１）組織・運営体制の整備

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
総合計画を推進するため、弾力的かつ横断的な組織づくりに努めます。	組織適正化事業	継続 総合政策部行政改革推進課
将来人口を見据えて、職員数の適正化を推進します。	定員適正化計画※策定事業	継続 総合政策部行政改革推進課

（２）市民による業務参加の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民との協働※の実践の場として、市民による業務参加の機会を更に拡大するよう、アウトソーシング※を推進します。	アウトソーシング※（市民による業務参加）推進事業	継続 総合政策部行政改革推進課

3. 効率的な行政運営

(1) 総合計画の効率的な進行管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
基本構想・基本計画・実施計画の策定及び見直しを継続的に実施し、計画的に事務事業を推進します。	基本計画・実施計画進管理事業	継続 総合政策部企画政策課

(2) 戦略的な公共施設経営

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市の公共施設にファシリティマネジメント※を導入し、戦略的な施設経営を推進します。	公共施設保全計画整備事業	継続 学校教育部教育総務課

(3) 行政評価※の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
行政評価※の充実・強化を図り、必要に応じ事務事業の見直しを行い、効率的・効果的な行財政運営を推進します。	行政評価推進事業 まちづくり達成度調査事業	継続 総合政策部行政改革推進課 継続 総合政策部行政改革推進課



後期基本計画の策定に関するタウンミーティング

4. 電子自治体の推進

(1) ICT※を利用した利便性の向上と情報セキュリティ対策の強化

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
インターネット等を利用した行政手続きや電子交付・相談システムの構築に努めます。	全庁LAN整備事業 市民向け電子化事業	継続 総合政策部行政改革推進課 継続 総合政策部行政改革推進課
国・県及び他団体との連携の強化を推進します。	情報化連携事業	継続 総合政策部行政改革推進課
グループウェアなどのサーバ※の脆弱性を改善する等のインフラ整備、またセキュリティ監査及び職員研修を実施し、セキュリティ対策を推進します。	情報セキュリティ対策事業 情報セキュリティ研修事業	継続 総合政策部行政改革推進課 継続 総合政策部行政改革推進課

5. 公平で透明な入札執行

（１）入札制度の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
入札契約事務のＩＣＴ※化を進め、総合評価方式入札※の拡充と、指名競争入札から一般競争入札への移行を推進します。	契約管理事業	継続 総務部財産活用課
随意契約の削減を推進します。	契約事務事業	継続 総務部財産活用課

6. 市有地の有効活用

（１）未利用地の活用と管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
当面利用予定のない普通財産※の有償貸付を推進し、また道路残地等利用価値の低い土地の売却を推進します。	普通財産※活用事業	継続 総務部財産活用課
貸付や売却予定の無い市有地については、不法投棄防止等のための適正な維持管理に努めます。	普通財産※維持管理事業	継続 総務部財産活用課

7. 公有財産の適切な管理

（１）適正な財産管理と効率的な運用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
老朽化した公有財産、機器及び備品等の更新及び適切な維持管理に努めます。	電話交換機借上事業 公用車借上事業	継続 総務部財産活用課 継続 総務部財産活用課
耐震指標値の低い第2庁舎を解体し、跡地を駐車場等に整備するほか、老朽化した施設等の整備を推進します。	第2庁舎解体整備事業 本庁舎施設管理計画事業 東部出張所建設事業★*	継続 総務部財産活用課 継続 総務部財産活用課 上期 市民生活部市民課
借上げている江戸川台駅前庁舎及びおおたかの森出張所の適切な維持管理を推進します。	江戸川台駅前庁舎管理事業	継続 総務部財産活用課
市庁舎のセキュリティを高めるための警備を推進します。	守衛業務委託事業	継続 総務部財産活用課

* 東部出張所は、東部地域図書館と併設で建設予定。

8. 公文書の適正な管理

(1) 公文書の一元管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
旧教職員住宅（東初石）、旧東葛飾地域整備センター（南流山）、NTT（平和台）に分散して保存している公文書を旧水道局跡地に書庫を建設し、一元的な保存、管理を推進します。	公文書一元管理事業	上期 総務部総務課

9. 適正な人事管理

(1) 適正な人事配置と人事管理

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
課長職昇任希望の職員に対して、マネジメント能力等の向上を図るとともに、論文作成並びに面接審査の実施を推進します。	人事管理事業	継続 総務部人材育成課
職員の適正な人事配置を図るため、年1回、希望調査を実施し、適材適所の人事配置に努めます。	希望勤務機関調査等実施事業	継続 総務部人材育成課
人事評価者の研修を定期的に行い、実施要領の見直しを含め制度の充実に努めます。	人事評価制度事業	継続 総務部人材育成課

(2) 職員の育成及び研修の充実

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市職員に対し、担当部門や勤続年数に応じた研修の機会と研修助成制度を設けるとともに、嘱託職員・臨時職員についても接遇研修の機会を設け、人材育成と資質の向上に努めます。	職員研修事業	継続 総務部人材育成課

(3) 職員の健康増進と支援

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
定期健康診断や特定保健指導などの各種検査・指導の充実や、心とからだの健康チェックの実施などにより、職員の健康管理とメンタル対応に努めます。	福利厚生事業	継続 総務部人材育成課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
公債費負担比率※	業務	13.9%	15.0%未満	財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費※に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表します。
経常収支比率※	業務	89.3%	90.0%以下	財政構造の弾力性を判断する指標であり、人件費・扶助費※・公債費※等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表します。
人口千人当たりの職員数	業務	5.9 人	4.7 人	職員数の比較において、住民基本台帳人口と普通会計職員数とで定量化し、指標とします。
市税収入に対する人件費の割合	業務	39.6%	40.0%以下	市税収入に対する人件費の割合を指標とします。



市職員に対する情報セキュリティ研修会



流山おおたかの森駅前のショッピングセンター内にある流山おおたかの森出張所

6-3 地方分権・広域行政への取組

現状と課題

- 広域行政において、障害者支援施設（みどり園）や火葬場（ウイングホール柏斎場）を整備・管理していますが、負担額の増大等について構成市間で協議することが必要です。
- 地方分権の推進によって、千葉県から権限委譲された許認可事務があり、今後も業務移行は増加すると予測されますが、内容によって高度の専門性が必要となるため、慎重な受入れが必要です。
- 地方分権改革以降、地方議会として独自性のある、市民に開かれた議会運営が求められるようになり、流山市議会では流山市議会基本条例を自ら制定しました。今後も市民の負託に応えるため、流山市議会基本条例を遵守する上で、常に自立的かつ進取的な議会運営に努める行動が求められます。
- 公共施設に順次指定管理者を導入して効率的な施設管理を行っていますが、PFI※方式の施設運営も合わせて検討し、一層の市民サービスの向上を図っていく必要があります。

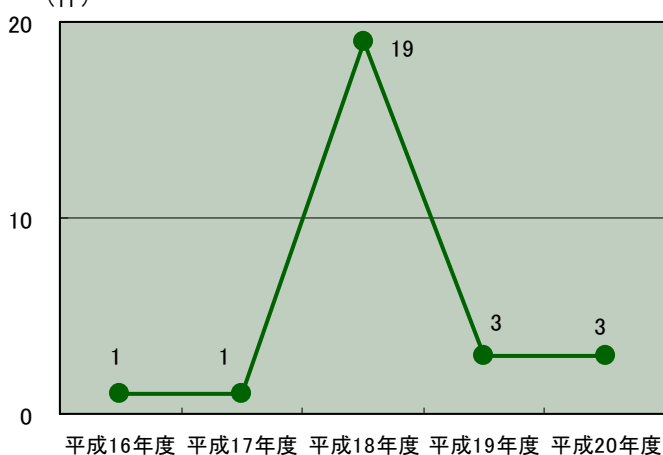
基本方針

- ・限られた財源を有効に活用し、効率的効果的な行財政運営を図るため、広域行政で設置している障害者支援施設（みどり園）の運営の方法を構成市において協議します。
- ・権限委譲事務については、市民サービスを向上させる観点から、費用対効果を考慮した上で選定し、積極的に受け入れます。
- ・流山市議会基本条例に基づく議会改革のさらなる深化・発展を推進します。
- ・公共施設への指定管理者の導入を拡大するほか、アウトソーシング※を充実させ、その経過、結果をモニタリング等により検証して市民サービスの向上を図ります。

施策体系

1. 広域行政の充実
2. 地方分権の推進
3. 流山市議会基本条例の周知と議会改革の推進
4. 民間活力の活用

図 民間活力（PFI※・指定管理者・民間借上）を導入した件数
（件）



みどり園で開催されるレクリエーションフェスタ

個別施策内容

1. 広域行政の充実

（1）広域連携

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
近隣市との連携を推進します。	東葛中部地区総合開発事務組合障害者支援施設（みどり園）運営費負担事業 東葛中部地区総合開発事務組合火葬場（ウイングホール柏斎場）運営費負担事業	継続 総合政策部企画政策課 継続 総合政策部企画政策課
東葛6市の連携を推進します。	広域連携による地域課題等の研究・要望活動事業	継続 総合政策部企画政策課

2. 地方分権の推進

（1）権限委譲事務

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
千葉県からの許認可、立ち入り業務について検討します。	事務権限委譲調査事業	継続 総合政策部行政改革推進課

3. 流山市議会基本条例の周知と議会改革の推進

（1）議会改革の推進

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
市民に開かれた議会を推進します。	議会報告会・意見交換会事業 議会広報充実事業	継続 議会 継続 議会
流山市議会基本条例に基づく制度などの充実に努めます。	議員の政策立案能力強化事業	継続 議会

4. 民間活力の活用

（1）公共施設における民間活力の活用

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
P F I ※や指定管理者導入を推進します。	P F I ※・指定管理者導入検討事業	継続 総合政策部企画政策課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
広域連携が効率的に図られている事業数	業務	4 件	12 件	近隣市等の広域連携により効率的で効果的に市民サービスの向上を図るため、共同での事務処理を行っている事業数、及び近隣市と連携して検討している行政課題のうち、解決した課題数を指標とします。
指定管理者の管理運営に関するモニタリングガイドライン※に基づく総合評価が「良好」だった施設の割合	業務	71.4%	85.0%	指定管理者の導入が進んでいることから、利用者への満足度調査の実施などを含む指定管理者の運営管理に関する総合評価が「良好」な施設の割合を指標とします。

6-4 男女共同参画社会づくり

現状と課題

■男女共同参画社会基本法※が制定されてから、10年になります。これまでも様々な啓発活動を行っていますが、現状は、依然として性別による役割分担意識や、それに基づく社会慣行は存在しています。家庭や学校、制度において、男女の地位が平等であると思う市民の割合は半数程度に留まり、職場や政治などの場においては、さらに低い状況となっています。今後、少子・高齢化の進展に対応するためには、男女共同参画社会づくりがますます重要になります。そのためには、今後も男女共同参画プラン※に基づき、更なる啓発や社会環境の整備に努めることが課題です。

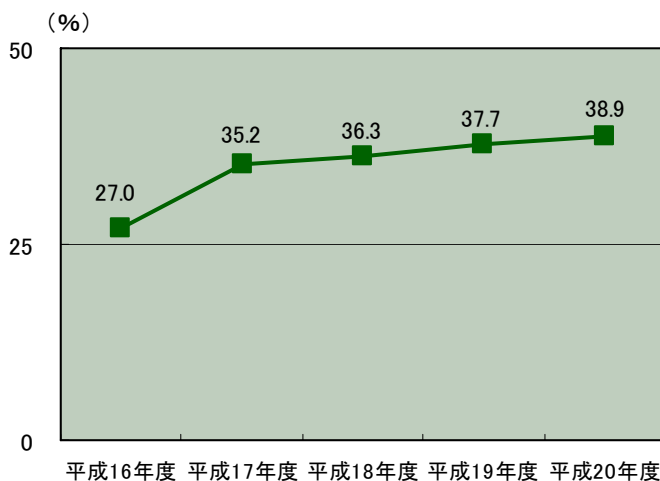
基本方針

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プラン※の改定、推進を図り、人権の尊重や男女が対等な立場で、あらゆる分野で持てる能力を十分発揮できる社会的環境整備の推進に努めます。

施策体系

1. あらゆる分野への男女共同参画の推進

■男女が平等に扱われていると思う市民の割合



子育てに参加するお父さん

個別施策内容

1. あらゆる分野への男女共同参画の推進

(1) あらゆる分野への男女共同参画

主な取り組み	主な事務事業	実施時期・主体
人権尊重の視点に立った男女平等意識の啓発に努めます。更に政策・方針決定過程への女性の参画の拡大及び、男女が多様な生き方への選択が可能になる環境整備を推進します。	男女共同参画社会づくり事業	継続 総合政策部企画政策課
男女共同参画プラン※の策定を推進します。	第3次男女共同参画プラン※策定事業 第4次男女共同参画プラン※策定事業	中期 総合政策部企画政策課 下期 総合政策部企画政策課

目標指標

指 標 名	取得方法	基準値(H20)	目標値(H31)	考え方
男女が平等に扱われていると思う市民の割合	アンケート	38.9%	50.0%	男女が平等と感じられる市民が多くなることを目指します。
審議会等委員に女性委員が占める割合	業務	27.1%	40.0%	市の諮問機関である審議会等への女性の参画を促進します。



男女共同参画社会づくりの一環として開催されたの女性議会

資 料 編

- ◆ 分野別計画
- ◆ 目標指標の算出式
- ◆ 策定経過
- ◆ 流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）
- ◆ 諮問
- ◆ 答申
- ◆ 流山市附属機関に関する条例（総合計画審議会部分）
- ◆ 流山市総合計画審議会議事運営規定
- ◆ 流山市総合計画審議会委員名簿
- ◆ 策定会議設置要綱
- ◆ 庁内組織
- ◆ 基本構想
- ◆ 年表
- ◆ 用語解説
- ◆ 主な事務事業マップ

分野別計画

施策 番号	関連施策	根拠法令又は、国・ 県の上位計画等	第1位計画名	第2位 計画名	第3位 計画名	計画始期	計画終期	担当課
		地方自治法	総合計画基本構想			平成12年 4月	平成32年 3月	総合政策部 企画政策課
		地方自治法	総合計画基本構想	総合計画後 期基本計画		平成22年 4月	平成32年 3月	総合政策部 企画政策課
		地方自治法	総合計画基本構想	総合計画後 期基本計画	後期基本計 画実施計画	平成22年 4月	平成25年 3月	総合政策部 企画政策課
13	11,12, 14,15, 16,17, 18	都市計画法	都市計画マスタ ープラン			平成17年 4月	平成32年 3月	都市計画部 都市計画課
11		都市緑地法	緑の基本計画			平成18年 4月	平成32年 3月	都市整備部 みどりの課
11		都市緑地法	緑の基本計画	緑の実施 計画		平成20年 4月	平成23年 3月	都市整備部 みどりの課
12		無	新川耕地有効活 用計画			平成14年 4月	無	総合政策部 企画政策課
12	12,18, 61	大都市地域における 宅地開発及び鉄道整 備の一体的推進に関 する特別措置法	常磐新線沿線整 備基本構想			平成3年 2月	超長期	都市計画部 都市計画課
13	11,12, 13,15 16,18, 21	無	都市景観形成基 本計画			平成18年 4月	無	都市計画部 都市計画課
13	11,12, 13,15 16,18, 21	景観法	景観計画			平成20年 4月	無	都市計画部 都市計画課
14	16	千葉県策定 江戸 川左岸流域下水道 事業計画	流域関連公共下 水道基本計画 (江戸川左岸流 域下水道関連)			昭和48年 11月	平成30年 3月	土木部 下水道建設課 河川課
14	16	千葉県策定 手賀沼 流域下水道事業計画	流域関連公共下 水道基本計画 (手賀沼流域下 水道関連)			昭和48年 11月	平成30年 3月	土木部 下水道建設課 河川課
17		水道法	水道事業基本計画			平成12年 4月	平成33年 3月	水道局 経営業務課
17		水道法	水道事業基本計画	水道事業第 6次拡張変 更事業		平成14年 度	平成28年 度	水道局工務課
17		水道法	水道事業基本計画	既設浄水場 更新工事基 本構想	既設浄水場 更新事業基 本計画	平成18年 度	平成31年 度	水道局工務課
21		環境基本法	環境基本計画			平成17年 度	平成26年 度	環境部 環境政策課
21		生物多様性基本法	環境基本計画	生物多様 性地域戦 略		平成22年 度	平成72年 度	環境部 環境政策課
21		地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境基本計画	地球温暖 化対策実 行計画(事 務事業編)		平成22年 度	平成26年 度	環境部 環境政策課
21		地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境基本計画	地球温暖 化対策実 行計画(区 域施策編)		平成22年 度	平成32年 度	環境部 環境政策課

施策 番号	関連施策	根拠法令又は、国・ 県の上位計画等	第1位計画名	第2位 計画名	第3位 計画名	計画始期	計画終期	担当課
21		水質汚濁防止法	環境基本計画	第Ⅱ期生活 排水対策推 進計画		平成18年 4月	平成27年 3月	環境部 環境政策課
22		廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	一般廃棄物処理 基本計画			平成22年 4月	平成31年 3月	環境部 リサイクル推進課
22		廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	一般廃棄物処理 基本計画	一般廃棄 物処理実 施計画		当年度4月	翌年3月	環境部 リサイクル推進課
22		容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律	分別収集計画			平成20年 4月	平成25年 3月	環境部 リサイクル推進課
23		建築物の耐震改修の 促進に関する法律	耐震改修促進計 画			平成20年 度	平成27年 度	都市計画部 建築住宅課
23		建築物の耐震改修の 促進に関する法律	耐震改修促進計 画	主要な市有 建築物の耐 震化状況及 び整備プロ グラム		平成22年 度	平成27年 度	都市計画部 建築住宅課
23		水防法	水防計画			平成11年 3月	無	土木部河川課
23		災害対策基本法 千葉県地域防災計画	地域防災計画			平成20年 3月	無	市民生活部 安心安全課
23		災害対策基本法・千 葉県市町村震災廃棄 物処理計画策定指針	地域防災計画	震災廃棄物 処理計画		平成24年 4月	無	環境部 リサイクル推進課
23		災害対策基本法・水 防法・水害廃棄物対 策指針	地域防災計画	風水害等廃 棄物処理計 画		平成24年 4月	無	環境部 リサイクル推進課
23		消防組織法	消防計画			平成19年 3月	無	消防本部 消防防災課
23		消防力の整備指針	消防整備計画			平成22年 度	平成31年 度	消防本部 消防総務課
23		国民保護法 千葉県国民保護計画	国民保護計画			平成19年 1月	無	市民生活部 安心安全課
24		交通安全対策基本法	第8次交通安全 計画			平成18年 11月	平成23年 3月	市民生活部 安心安全課
31	33,34, 35	無	生涯学習推進基 本構想			平成10年 3月	平成32年 3月	生涯学習部 生涯学習課 公民館 図書・博物館
32			学校建物耐震補 強計画			平成17年 4月	平成24年 3月	学校教育部 教育総務課
32		義務教育諸学校等 の施設費の国庫負 担等に関する法律	施設整備計画			平成21年 4月	平成24年 3月	学校教育部 教育総務課
41		次世代育成支援対 策推進法	次世代育成支援 行動計画(後期計 画)			平成22年 4月	平成27年 3月	子ども家庭部 子ども家庭課
42		老人福祉法	高齢者保健福祉 計画			平成21年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課
42		介護保険法	介護保険事業計画			平成21年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課

施策 番号	関連施策	根拠法令又は、国・ 県の上位計画等	第1位計画名	第2位 計画名	第3位 計画名	計画始期	計画終期	担当課
42		障害者基本法	障害者計画			平成21年 4月	平成27年 3月	健康福祉部 社会福祉課
42		障害者自立支援法	障害福祉計画			平成21年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課
43		地域における多様な 需要に応じた公的賃 貸住宅等の整備等 に関する特別措置法	地域住宅計画			平成20年 4月	平成25年 3月	都市計画部 建築住宅課
44		高齢者の医療の確 保に関する法律	特定健康審査等 実施計画			平成20年 4月	平成25年 3月	市民生活部 国保年金課
44		健康都市プロジェ クト発展のための 地域ガイドライン	健康都市宣言			平成19年 1月	無	健康福祉部 社会福祉課
44		健康都市プロジェ クト発展のための 地域ガイドライン	健康都市宣言	健康都市 プログラ ム		平成20年 7月	平成26年 3月	健康福祉部 社会福祉課
45		社会福祉法	地域福祉計画			平成19年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課
46		災害時要援護者の避 難支援ガイドライン	災害時要援護者 避難支援計画			平成20年 3月	無	健康福祉部 社会福祉課
46		交通バリアフリー法	交通バリアフリ ー基本構想			平成18年 3月	平成23年 3月	都市計画部 都市計画課
51		無	地域中小売商業 活性化ビジョン			平成7年 4月	平成23年 3月	産業振興部 商工課
52		無	工業振興ビジョン			平成8年 4月	平成23年 3月	産業振興部 商工課
54		無	農業振興基本指針			平成19年 4月	平成29年 3月	産業振興部 農政課
54		農業経営基盤強化 促進法	農業経営基盤の強 化の促進に関する 基本的な構想			平成18年 8月	平成24年 3月	産業振興部 農政課
62		次世代育成支援対 策推進法	特定事業主行動 計画			平成17年 4月	平成27年 3月	総務部 人材育成課
62		地方公共団体におけ る行政改革の推進の ための新たな指針	定員適正化計画			平成22年 度	平成26年 度	総合政策部 行政改革推進課
62		公共サービス改革 法	第3次アウトソ ーシング計画			平成22年 度	平成23年 度	総合政策部 行政改革推進課
64		男女共同参画社会 基本法	第2次男女共同 参画プラン			平成22年 4月	平成27年 3月	総合政策部 企画政策課

目標指標の算出式

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
1-1	生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	市街地内CO ₂ 吸収源※増加率	業務	公園・緑地・街路樹・グリーンチェーン認定宅地等によるCO ₂ 吸収源※の増加率
		市内の緑に満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「緑等の自然環境の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		グリーンチェーン認定率	業務	「グリーンチェーン認定件数」÷「開発事業完了検査件数」×100
1-2	地域特性に合った良好な市街地整備	市街化区域のうち基盤整備の完了した面積	業務	区画整理事業による整備完了面積（「公共用地面積」+「宅地面積」）
		良好な市街地が形成・維持されていると感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「良好な市街地の形成・維持の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		流山おおたかの森駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	新市街地地区の使用収益開始面積
		流山セントラルパーク駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	運動公園周辺地区の使用収益開始面積
1-3	個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「流山市は住み心地が良いまちですか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「自宅周辺の街並みや景観を誇りに思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		地区計画※の決定数	業務	市街地における地区計画※の決定数
		建築協定※の決定数	業務	市街地における建築協定※の決定数
1-4	快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	公共 下水道普及率	業務	「供用開始区域内人口」÷「行政区域内人口」×100
		水洗化率	業務	「公共下水道の使用開始人口」÷「供用開始区域内人口」×100
		BOD※濃度（生物化学的酸素要求量）（坂川、上富士川）	業務	環境政策課「河川水質調査結果」より
		BOD※濃度（生物化学的酸素要求量）（大堀川）	業務	環境政策課「河川水質調査結果」より
1-5	土地利用・生活環境に配慮した道路整備	交通事故件数	業務	流山警察署管内の人身事故及び物損事故（1月～12月）
		快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「快適に移動できる道路網の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		道路施設等に対する処理件数	業務	「道路補修件数」+「側溝処理件数」
1-6	安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備	憩いの場として河川環境について満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「憩いの場としての河川環境の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		雨水幹線の整備延長	業務	公共下水道雨水幹線の延長
1-7	水需要に応じた水道事業の展開	安全な水を安定的に供給されていると感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「水道水の安全性・安定性の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		給水普及率	業務	「現在給水人口」÷「給水区域内人口」×100

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
1-8	利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「公共交通機関の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		ぐりーんバス※利用者数	業務	年間利用者数
		ぐりーんバス※収支率	業務	$(「運行経費」 - 「運賃」) \div 「運賃」 \times 100$
2-1	豊かで美しい生活環境の創造	環境の豊かさを実感している市民割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「緑の自然環境の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		生活環境に関する苦情等の処理率	業務	$「解決件数」 \div 「苦情件数」 \times 100$
		二酸化炭素排出量（市域）	業務	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成21年6月）」による。
2-2	環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	1人1日当たりのごみ発生量	業務	$(「ごみ排出量」 + 「集団回収量」) \div 「常住人口」 \div 「年度日数」$
		資源化率	業務	$「資源化量（集団回収含む）」 \div (「ごみ排出量」 + 「集団回収量」) \times 100$
		一般廃棄物の年間最終処分量	業務	環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」の値
2-3	自然災害・都市災害への備えと予防	自主防災組織の組織率	業務	$「組織世帯数」 \div 「全世帯数」 \times 100$
		防災備蓄量	業務	$「食糧備蓄量」 \div (「想定避難者数」 \times 3食 \times 3日)$
		救急救命士充足率	業務	$「年度末現在の救急救命士」 \div 30名（1隊6名 \times 5隊） \times 100$
		住宅火災警報器設置率	業務	$「設置世帯数」 \div 「全世帯数」 \times 100$ ※消防庁「住宅火災警報器普及算出システム」による算出
2-4	日常生活での安全性と快適性の確保	市内の交通事故数（人身事故発生件数）	業務	県警発表の交通事故（人身）発生件数
		交通安全に関して市内（自宅周辺）は安全だと感じる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「交通安全について安全だと思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		市内の犯罪件数	業務	県警発表の犯罪発生件数
		犯罪に関して市内（自宅周辺）は安全だと感じる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「防犯について安全だと思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
2-5	賢い消費者の育成	消費者啓発教育講座受講者数	業務	消費者啓発教育講座受講者数
		消費トラブル相談により問題が解決された割合	業務	$「消費トラブルの解決した件数」 \div 「消費トラブル相談件数」 \times 100$
2-6	市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進	コミュニティ※活動参加者の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「地域の活動にどの程度参加していますか」における「定期的に参加している」+「ときどき参加している」の割合
		地域まちづくり協議会※の数	業務	地域まちづくり協議会※の設置数（小学校区）
		自治会への加入率	業務	$「自治会加入世帯数」 \div 「常住人口世帯数（10月1日現在）」 \times 100$
3-1	いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進	日ごろから何らかの学習活動（生涯学習）を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「日ごろから何らかの学習活動（生涯学習）を行っていますか」における「はい」の割合
		流山市内は学びたいときに学べる環境（生涯学習の環境）が整っていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「流山市内は学びたいときに学べる環境（生涯学習の環境）が整っていると思いますか」における「整っていると思う」+「どちらかといえば整っていると思う」の割合

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
3-2	個性を生かす教育環境の基盤充実	小中学校図書館の蔵書数が学校図書館標準を達成している学校の割合	業務	「学校図書標準を達成している学校数」÷「学校数」×100
		学校サポートボランティア*の登録割合	業務	「登録人数」÷「学級数」×100
3-3	次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	流山市内は、子どもたちが健やかに育つ環境が整っていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「流山市内は子どもたちが健やかに育つ環境が整っていると思いますか」における「整っていると思う」+「どちらかといえば整っていると思う」の割合
		補導者数	業務	青少年指導センターによる補導者の実績
		子どもたちの健全育成活動を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「子どもたちの健全育成のために何か行動していますか」における「行動している」の割合
3-4	ながれやま市民文化の継承と醸成	芸術・文化活動を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「日ごろから学習活動を行なっている市民の対象分野」における「教養（語学・歴史・文学等）」+「芸術文化（音楽・絵画等）」の割合
		市内の文化財数	業務	国登録、県・市の指定数
		流山市内（市周辺）は芸術・文化活動を行う環境が整っていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「流山市内（市周辺）は芸術・文化活動を行なう環境が整っていますか」における「整っていると思う」+「どちらかといえば整っていると思う」の割合
3-5	スポーツ活動の基盤づくり	継続的に運動・スポーツに取り組んでいる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「日ごろから学習活動を行なっている市民の対象分野」における「レクリエーション」+「スポーツ」の割合
		スポーツで健康体力の維持・増進を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「健康維持のために日ごろから行っていること」における「身体活動・運動を習慣的に行なっている」の割合
3-6	国際社会への対応	外国文化の理解を深めるための市や地域の行事に参加している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「外国の文化にふれあい、理解を深めるための市や地域の行事への参加」における「参加している」の割合
		国際交流協会が主催する交流事業への参加者数	業務	「国際交流まつりの参加者数」+「国際交流サロン参加者数」+「ホームステイ・ホームビジット受入人数」+「市と国際交流の共催事業参加者数」
		国際交流を目指している市民活動団体数	業務	国際交流に関わる任意団体数及びNPO*団体数の合計
4-1	安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	保育所の待機児童数	業務	「厚生労働省保育所待機児童調査」に基づいて算出
		流山市は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「流山市は子育てがしやすいまちだと思いますか」における「はい」の割合
		子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	アンケート	次世代育成支援行動計画に関するアンケートにおける「軽減されている」の割合
4-2	高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	生きがいを感じる高齢者の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「生きがいをもって元気に暮らしていると思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		要介護（要支援）認定者を除く高齢者の割合	業務	（「65歳以上人口」-「要介護（要支援）認定者」）÷「65歳以上人口」×100
		福祉サービスを受けている障害者の割合	業務	「障害者手帳所持者で障害福祉サービス利用者」÷「障害者手帳所持者」×100
		市内企業における障害者雇用率	業務	「障害者の常用雇用者」÷「法定労働者数」×100
		就労支援施設を利用している障害者数	業務	就労支援施設である「アモール」「かたぐるま」「キッチンよつば」「こまぎ園」「いろいろやハーモニー」「エンゼルフラワー」「南天の木」等を利用している障害者の数の合計

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
4-3	誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	生活保護受給者数	業務	生活保護受給者
		保護率	業務	「生活保護受給者数」÷「総人口」×1000
		就労支援により自立した生活保護世帯数	業務	就労支援により自立した生活保護世帯数
4-4	健康で明るい暮らしづくり	健康の維持、増進のために日ごろ何か行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「健康維持のために日ごろから行っていることはありますか」における「特に何もしていない」を除いた割合
		がん・心疾患・脳血管疾患による死亡率	業務	「がん・心疾患・脳血管疾患による死亡者数」÷「全死亡者数」×100
4-5	地域で支える福祉のまちづくり	市民が参加できるまちぐるみの福祉ができていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「福祉のサービスに市民が参加できるまちぐるみの福祉ができていると思いますか」における「できている」+「どちらかといえばできている」の割合
		福祉ボランティア数	業務	流山市ボランティアセンターの年度末登録者数
		各種福祉活動の参加市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「NPO※などの市民活動（ボランティアを含む）を行っていますか」における「している」の割合
4-6	バリアフリー※のまちづくり	市内がバリアフリー※だと感じる市民（65歳以上）の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市内の駅や道路や施設がバリアフリー※になっていると思いますか」における「なっている」+「どちらかといえばなっている」の割合（65歳以上）
4-7	誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり	福祉サービスの情報提供に満足している市民（65歳以上）の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「福祉サービスの情報提供充足度」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合（65歳以上）
		市の福祉サービスに満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市の福祉サービスについて不足している点」における「全くない」+「ほとんどない」の割合 ※「わからない」は含めない
		市の福祉サービスに満足している市民（65歳以上）の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市の福祉サービスについて不足している点」における「全くない」+「ほとんどない」の割合（65歳以上） ※「わからない」は含めない
5-1	商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化	市内の商店会店舗数	業務	流山市商工会名簿に登録のある店舗数
		市内商店会の企画・イベント事業の数	業務	市内の商店会が実施する企画やイベントなどの数
5-2	工業の強化と新たな産業の創造	ISO※認証を取得している市内事業者数	業務	ISO※9001及びISO※14001認証を取得している市内事業者の合計
		行政支援を受けて新産業創出に取り組んでいる中小企業者数	業務	県内インキュベーション施設に入居する市内中小企業者数と新産業創出促進事業補助金の交付対象事業者数の合計
		企業立地件数	業務	企業立地の促進に関する条例及び施行規則に基づく奨励金等交付件数+大規模小売店舗立地法に係る商業施設数

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
5-3	誰もが安心して働ける環境・基盤づくり	勤労意欲を感じる労働者の割合（市内勤務者）	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市内で仕事をしている市民」のうち「勤労意欲を感じている」の割合 ※「どちらかといえば感じている」は含めない
		有効求人倍率	業務	松戸公共職業安定所管内の有効求人倍率
		就労支援講座等参加者の就職率	業務	「就職に至った受講者」÷「就労支援講座等の受講者」×100
		地域職業相談室の就職率	業務	「就職に至った利用者」÷「地域職業相談室において職業紹介を行った利用者」×100 ※地域職業相談室の利用状況報告書に基づく
5-4	多様な方面からの農業の振興	農業生産所得	業務	10a当たりの生産所得 ※千葉県生産農業所得統計に基づく
		遊休農地面積有効利用割合	業務	（「市民農園面積」＋「体験農園面積」＋「保全管理面積」＋「農用地利用集積面積」）÷「遊休荒廃地面積」×100
		認定農業者数	業務	流山市の認定農業者制度を受けた者
5-5	特色ある観光の育成と創設	観光イベント開催による観光入込数	業務	花火大会など市内で開催される観光イベントへの来訪者の合計
		本市の主な施設の観光入込数	業務	「一茶双樹記念館」「アトリエ黎明」「近藤勇陣屋跡」「利根運河」への年間来訪者の合計
		観光協会ホームページのアクセス件数	業務	ホームページへの年間アクセス件数（カウンタ機能により把握）
		ふるさと産品協会の各種イベントへの出店数	業務	各種イベントへの出張店舗として参加したのべ店舗数
6-1	市民参加の地域社会づくり	市に意見を言える機会に満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市に意見を言える機会の満足度」における「満足である」＋「どちらかといえば満足」＋「普通」の割合
		住民の声が市政に反映されていると感じる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「住民の声の市政への反映の満足度」における「満足である」＋「どちらかといえば満足」＋「普通」の割合
		市民活動団体の数	業務	「市民活動推進センター登録団体数」＋「NPO※法人数」－「重複団体数」
6-2	健全で効率的な行財政運営	公債費負担比率※	業務	「公債費※充当一般財源（一時借入金利子、転貸借及び繰上償還額を含む）」÷「一般財源総額」×100
		経常収支比率※	業務	「経常経費に充当される一般財源」÷「経常一般財源の額」×100
		人口千人当たりの職員数	業務	「一般職員数（年度当初）」÷「住民基本台帳人口（年度末）」×1000
		市税収入に対する人件費の割合	業務	「人件費」÷「市税」×100
6-3	地方分権・広域行政への取組	広域連携が効率的に図られている事業数	業務	広域で共同処理している事業数及び近隣市との連携により解決した行政課題数
		指定管理者の管理運営に関するモニタリングガイドライン※に基づく総合評価が「良好」だった施設の割合	業務	「指定管理者選定委員会における総合評価が『良好』の施設数」÷「指定管理者導入施設数」×100
6-4	男女共同参画社会づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「男女平等感」における「平等である」の割合
		審議会等委員に女性委員が占める割合	業務	「女性委員」÷「全委員」×100

策定経過

年	月	日	主な経過	主な内容
20 年	4 月	22	総合計画審議会（第 1 回）	委員委嘱、総合計画の概要、後期基本計画策定に関する基本方針（案）
	5 月	14	総合計画審議会（第 2 回）	議事運営規程、後期基本計画策定に関する基本方針（修正案）
	8 月	11	後期基本計画策定に係る示達	後期基本計画策定に係る基本方針
		11	後期基本計画策定会議（第 1 回）	後期基本計画の策定に係る基本方針の示達 策定方針・体制・スケジュール
		25	市議会全員協議会	後期基本計画策定に係る基本方針報告
			市民意識調査	とりまとめ7月16日～8月18日
	9 月	29	後期基本計画策定会議（第 2 回）	市民意識調査及びNPOアンケートの経過報告 前期 10 年間の 36 施策の評価・総括
	10 月	1	後期基本計画策定会議（第 3 回）	前期基本計画（6 政策）の評価・総括 後期基本計画の構成の検討
			NPOアンケート	とりまとめ7月24日～8月25日 最終10月8日
			NPOとの意見交換会	10月3日・4日開催
		15	後期基本計画策定会議（第 4 回）	前期基本計画（6 政策）の評価・総括
		22	後期基本計画策定会議（第 5 回）	前期基本計画（6 政策）の評価・総括
	11 月	13	総合計画審議会（第 3 回）	諮問、前期基本計画（6 政策）の評価・総括、後期基本計画に係る重点施策
	12 月	15	後期基本計画策定会議（第 6 回）	後期基本計画に係る重点施策 後期基本計画に係る財政見通し
			中学生アンケート	とりまとめ9月1日～10月31日
		17	総合計画審議会（第 4 回）	後期基本計画に係る重点施策 後期基本計画に係る財政見通し
		18	市議会全員協議会	策定経過報告
			事務事業選択（1次ヒアリング）	事務事業選択2月9日～2月23日
21 年	5 月	11	後期基本計画策定会議（第 7 回）	まちづくり基本方針、成果指標・枠配当の考え方
	6 月	2	市議会全員協議会	策定経過報告
		3	総合計画審議会（第 5 回）	人口推計の見直し、まちづくりの基本方針（案）、事務事業選択、成果指標
			事務事業選択（2次ヒアリング）	企画財政部ヒアリング5月22日～6月16日
	7 月		人口再推計	とりまとめ
			事務事業選択（最終ヒアリング）	市長・副市長ヒアリング7月6日～7月14日
		10	後期基本計画策定会議（第 8 回）	議決範囲、施策の展開、まちづくりの基本方針、現状課題と基本方針
		22	後期基本計画策定会議（第 9 回）	後期基本計画（素案）提示
		23	総合計画審議会（第 6 回）	後期基本計画（素案）提示

年	月	日	主な経過	主な内容
		30	市議会全員協議会	策定経過報告
		30	人口推計の公表	人口再推計の結果
	8月	25	後期基本計画策定会議（第10回）	後期基本計画（素案） タウンミーティング、パブリックコメント
		25	市議会全員協議会	タウンミーティングのお知らせ
			タウンミーティング	8月29日、9月5日 4会場
	9月		パブリックコメント	9月5日広報発行、9月5日～10月5日
		15	総合計画審議会（第7回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		26	総合計画審議会（第8回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
	10月	2	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第1回）	正・副会長互選
		5	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第2回）	後期基本計画（素案）説明
		9	総合計画審議会（第9回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		13	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第3回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		15	後期基本計画策定会議（第11回）	パブリックコメントまとめ
		23	総合計画審議会（第10回）	答申案
		29	後期基本計画策定会議（第12回）	後期基本計画（原案）
		30	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第4回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
	11月	2	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第5回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		9	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第6回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		6	総合計画審議会（第11回）	答申
	12月	3	市議会	議案上程
		3	市議会流山市総合計画後期基本計画審査特別委員会（第1回）	正・副委員長互選
		16	市議会流山市総合計画後期基本計画審査特別委員会（第2回）	議案審査
		17	市議会流山市総合計画後期基本計画審査特別委員会（第3回）	議案審査
		24	議決	
22年	2月	18	後期基本計画策定会議（第13回）	実施計画（案）
	3月	16	総合計画審議会（第12回）	最終報告
	4月		後期基本計画スタート	

流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）

流 企 第 182 号

平成20年8月11日

各部局長等 様

流山市長 井崎 義治

（公印省略）

流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）

このことについて、別紙「後期基本計画策定に関する基本方針」に従い、流山市後期基本計画を策定するよう示達する。

後期基本計画策定に関する基本方針

1 背景

平成11年9月定例会で議決を経た流山市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）は、平成12年度から平成31年度までの流山市の目指すべき「まちづくりの指針」を定めたものである。

また、流山市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）は、基本構想を具現化するための基本的な施策を総合的かつ体系的に定めたものであり、計画期間は平成12年度から平成21年度までとなっている。

この前期基本計画が、平成21年度に完了することに伴い、平成22年度から平成31年度までの流山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定を行うものである。

2 基本的な考え方

基本構想においては、将来都市像を『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』と定めている。後期基本計画の策定は、その実現を目指すために重要な役割を担うものである。

このため、この基本構想に基づき実施された前期基本計画10年間を評価・総括し、流山市のこれからのまちづくりの方向を明らかにする計画として、平成22年度から平成31年度までの後期10年間の基本計画を策定するものである。なお、策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

（1）基本構想に基づく計画

平成11年度に策定した基本構想は、当時としては、大規模な市民参加を実践して策定された計画であるとともに、議会の議決を得たものである。

後期基本計画の策定においては、基本構想で定められた「基本理念」と「将来都市像」を実現するため、施策

の大綱に基づいた計画とする。更に、新たな施策体系の構築にあっては、施策実施にあたっての重点施策を選択するなど、メリハリのある計画とする。

また、前提条件となる将来人口推計などの基本的フレーム及び統計データなどは最新のデータに基づいて策定する。

（2）行政評価システムと連動した計画

これまで、本市が積極的に進めてきた行政評価システムを活用し、前期基本計画の評価・総括を行い、後期基本計画においても、施策の成果指標や目標値等設定し、それぞれの施策や事業がどのように貢献したかを評価できる計画とする。

また、その評価結果を実施計画や予算に反映していく仕組みを構築することとする。

（3）財政状況に即した計画

長期的な視点に立った「財政の見通し」を作成し、これに即した後期基本計画の施策の展開を行うこととする。

また、前期基本計画の評価・総括や、優先度評価に基づき、財政状況に見合った有効性の高い事業選択を行うこととする。

（4）市民参加

基本構想は、ワークショップなどの市民参加を実践して策定した計画であることから、後期基本計画の策定においても、多くの市民の声を反映させるため、効率的、効果的な市民参加の手法を取り入れるものとする。

（5）職員の参加

総合計画は、本市の最上位計画であることから全職員の発想と英知を結集して、全庁をあげて策定作業を行うこととする。

なお、後期基本計画の策定にあたっては、庁内に策定組織を設置するものとする。

3 総合計画の構成等

総合計画の構成及びその期間については、これまでの4層構造（基本構想・基本計画・5か年計画・実施計画）を3層構造（基本構想・基本計画・実施計画）に変更し、実施計画の期間等についても一部変更し、次のとおりとする。

（1）基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの将来目標とその実現のための基本方針を明らかにするものであり、その期間は平成12年度から平成31年度を目標年次とする20年間の計画とする。

（2）基本計画

後期基本計画は、基本構想を受けて施策の基本的方向を示すものであり、その期間は平成22年度から平成31年度までの10年間とする。なお、後期基本計画の「財政の見通し」については、長期的な歳入見通しに合った基本計画を策定する趣旨から、計画期間に合わせた10年間とする。

（3）実施計画

実施計画は、基本計画で示された施策を具現化するため、事業実施の指針とする事業計画を示すものであり、後期基本計画中の実施計画を平成22年度から24年度の3か年、平成25年度から27年度の3か年、平成28年度から平成31年度の4か年計画とする。

また、各実施計画期間の終了時点で、次期実施計画期間の「財政の見通し」を再度推計し、後期基本計画の「財政の見通し」に大きな乖離が生じた場合は、必要に応じ見直しを行なう。

これにより後期基本計画の「財政の見通し」の変更の機会が、従来の5か年計画に基づく5年毎の2回から、実施計画に基づく3・3・4年の3回に増え、より社会経済状況の変化に即した後期基本計画となる。

更に、行政評価システムによるPDCAサイクル（計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセス）に基づき毎年事業の見直しを行い、予算に反映させる仕組みを構築することとする。

▼総合計画の期間・枠組み

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
基本構想 20 年	←										
後期基本計画 10 年		←									→
実施計画 3 年		←									
実施計画 3 年					←						
実施計画 4 年								←			→

4 庁内の策定体制

後期基本計画の策定にあたっては、全職員がこの作業にあたるものとするが、効率的な作業を進めるために流山市庁議等の設置及び運営に関する規則（平成19年3月30日規則第16号）に即した別添の流山市総合計画策定会議等設置要綱により流山市総合計画策定会議を設置する。

（1）策定会議（政策調整会議）

策定会議は、総合計画に関する基本的事項の調査、審議及び調整に関すること、その他総合計画の策定に必要な事項の事務を行う。委員は政策調整会議の委員をもって組織する。

（2）連絡会（市長、副市長、教育長、水道事業管理者、企画財政部長、総務部長）

策定会議の議長は、総合計画を策定するにあたり必要に応じて、連絡会に意見を求めることができる。連絡会は、市長、副市長、教育長、水道事業管理者、企画財政部長、総務部長とする。

（3）策定部会（施策主管課長会議）

計画策定会議の指示に基づき、総合計画に関する専門

的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次の6部門の計画策定部会を設置する。

- ・都市基盤部会
- ・市民生活・環境部会
- ・教育・文化部会
- ・保健・医療・福祉部会
- ・産業部会
- ・行財政部会

（4）策定分科会（課長補佐、係長等）

計画策定部会の指示に基づき、総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次の6部門の計画策定分科会を設置する。

- ・都市基盤分科会
- ・市民生活・環境分科会
- ・教育・文化分科会
- ・保健・医療・福祉分科会
- ・産業分科会
- ・行財政分科会

（5）正副会長会議（各策定部会・策定分科会）

策定部会及び策定分科会との連絡調整を図り、策定を円滑に推進するため、策定部会及び策定分科会にそれぞれ正副会長会議を設置する。

(6) 企画財政部会（秘書広報課、企画政策課、行政改革推進課、財政課）

企画財政部長の指示に基づき、総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、企画財政部会を設置する。

5 計画書の章立てや内容等について

後期基本計画の章立てや内容等についてはわかりやすさに配慮しつつ、次の事項を考慮するものとする。

(1) 計画の性格や内容等について、明確にするとともに、基本的なフレームである「人口の見通し」「財政の見通し」を作成する。

(2) 行政レベルの視点だけではなく、市民の生活レベルの視点で捉え、施策を横断的に推進する仕組みを取り入れる。

(3) 前期基本計画で定めた施策内の個別施策については、前期基本計画の総括等を十分精査したうえ、後期基本計画を策定する。

(4) 実施計画書の内容については、財源の裏付けのある計画であることなどを考慮した表記の方法を工夫する。

6 策定のスケジュール

後期基本計画は、平成20年度、21年度において策定するものとし、そのスケジュールは、別表*のとおりとする。

なお、スケジュールは、その進捗状況等から、適時、軌道修正を行いながら、平成22年4月から後期基本計画をスタートさせていくこととする。

*別表（スケジュール）は省略

大

流 企 第 239 号

平成20年11月13日

流山市総合計画審議会

会長 浅見 泰司 様

流山市長 井崎 義治



流山市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

流山市総合計画後期基本計画は、基本構想の目指す将来都市像の実現のため、後期10年間のまちづくりの基本的な方向を明らかにするためのものです。

その策定にあたっては、「後期基本計画策定に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき全庁的な取組みとして作業を進めています。

その策定過程における基本方針の反映について、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

記

1 審議の過程において意見をいただく事項

- （1） 前期基本計画の評価・総括について
- （2） 後期基本計画の重点施策について
- （3） 後期基本計画の財政の見通しについて
- （4） その他

2 答申として意見をいただく事項

- （1） 後期基本計画の素案について
- （2） その他

答申

流 総 計 審 第 1 1 号

平成21年11月 6日

流山市長 井崎 義治 様

流山市総合計画審議会

会 長 浅見 泰司



流山市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成20年11月13日付け流企第239号で諮問のあった流山市総合計画後期基本計画（素案）及び流山市総合計画後期基本計画説明書（素案）について、当審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり意見を集約したので答申します。

別紙

1 序論

後期基本計画は、流山市が今後10年間に進むべき方向を指し示す羅針盤とも言うべき計画です。「後期基本計画策定に関する基本方針」の基本的な考え方やプロセスにもあるように、基本構想における将来都市像を実現させるための実効性のある計画を策定されるよう望みます。

また、分権型社会を迎え、流山市自治基本条例や流山市議会基本条例に基づき「市民自治によるまちづくり」の理念が後期基本計画に反映され、市民との協働を進め、流山市の実情に合った施策を展開されることを期待します。

2 総論

(1) まちづくりの経過と課題、重点施策

前期基本計画、下期5か年計画重点プロジェクトの評価については、事業の実施状況だけではなく、成果や市民満足度がどうであったかを考慮すべきであり、その結果が後期基本計画の重点施策等に反映されるものと考えます。

また、重点施策については、前期基本計画における重点施策としての位置付けや市長マニフェストでの位置付け等を踏まえて選定されていますが、その時代における社会経済情勢や住民ニーズを踏まえて柔軟な対応も必要です。

さらに、その実施に当たっては、選択と集中の観点から、予算配分等において重点化を図る必要があります。

(2) 将来都市像の具体化

基本構想で定める将来都市像の実現に向けて、後期基本計画で定める「都心から一番近い森のまち 流山」という都市のイメージは、流山の魅力向上を目指すイメージとして、時代の潮流にマッチした素晴らしいものです。魅力を高め、まちの価値が上がることで、観光や商業などの隆盛と合わせ、新たな人口の流入を期待します。

それには、一番近い森は、どこに、どんな森があるのかなどの具体的・裏付け的な説明が必要です。

さらに、生態系に配慮した、地球温暖化防止、生物多様性地域戦略などの施策があることから、生物という視点を物差しに加えた森や緑の定義あるいは概念を示し、実態調査を行い自然環境の現状と、今後、どこに、どのくらいの森や緑が残るのかを把握すべきです。そして、その上で、数値目標（森林面積の見通しなど）を定めて、市民や企業等の協力を得て、森や緑の保全のみならず復元、創出のための対応を図る必要があります。

また、市民憲章に「江戸川の流れも清く」と定めがあるように、歴史を伝える江戸川などの豊かな水辺についても触れるべきです。

(3) 時代潮流とまちづくりの基本方針

「長寿・人口減少社会の到来」、「深刻化する地球温暖化」、「地方分権の進展」の3つの時代の潮流を踏まえて、いかに、まちづくりの基本方針を取りまとめたのかについて、市民に分かりやすく説明することが必要です。

特に、現在の社会経済情勢下では、生活に不安を感じる市民も多いことから、その時代の潮流に合った施策の展開を望みます。

また、まちづくりの基本方針とそれを具現化するリーディング事業の関連についても、実施計画にどのように位置付けるのか市民にも分かりやすく説明することが必要です。

(4) まちづくりの基本的なフレーム

「財政の見通し」については、財源の裏付けのある計画とする点で特徴的ですが、上下に幅を持たせるような「財政の見通し」として、選択の余地、余裕を持たせることも必要です。

また、財源についても、流山独自の基金の創設など、身の丈を大きくすることの検討も重要です。

一方、「人口の見通し」については、全国的に人口減少時代に突入する中で、TX沿線開発等による効果で、平成32年4月1日の人口を18万1千人と見込み、当面、人口増が続く推計となっています。今後も、マーケティング活動等による企業の誘致も含め、さらなる人口の誘導施策の展開を望みます。

(5) 事務事業の選択

「財政の見通し」に基づく事業の選択と集中には、プライオリティを付けたり、場合によってはスクラップする必要があります。有効性の高い事業選択を行うために、どこまで踏み込んでいくのか、そのプロセスが重要であり、全国に先駆けた優れた仕組みの構築を望みます。

また、事務事業の選定方法については、様々な観点から定量的な評価や優先度評価で行われていますが、重点施策の選定では、政策面での評価が高いものが上位となっています。市民満足度の評価をより重視するなど、市民参加に基づく意思決定、市民重視というスタンスにより重きをおくことが必要です。

(6) 計画の改訂

計画期間中に社会経済情勢が大きく変化し、計画内容との間に乖離が生じた場合は、速やかにこれを見直すことが必要です。

特に、まちづくりの基本的なフレームとしての「財政の見通し」、「人口の見通し」などは、社会経済情勢によって大きく変動することが予想されることから十分な配慮が必要です。

計画の体系として、実施計画を上期、中期、下期の3期に分けて策定されることから、その時期に応じた施策の展開を望みます。

3 各論

1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

- ・土地区画整理事業では、事業計画の中で、森を残すことで周辺の価値を高めるということを検討してください。
- ・みどりの多い住環境に配慮しつつ活力ある流山市の都

市形成を促進し、人口増加をより促進するため、ＴＸ沿線地域の土地区画整理事業を進めるとともに、若い世代の定着を誘導して税収を拡大し、活力ある文化都市・魅力ある森のまち流山を構築することを強く望みます。

- ・都市計画の変更・見直しなどは現状追認ではなく、積極的に政策的誘導を行ってください。
- ・水洗化率と下水道普及率をセットにして、目標指標に設定してください。
- ・住んでみていいまちだと思えるかどうかは、安心して歩ける生活道路があるかどうかです。子どもたちの通学路の整備など、いいまちになるのだという期待感が持てるよう表現を工夫してください。
- ・道路整備に関しては、自転車道や歩行者道が、今後の道路行政の中で重要性が増しているの、目に見える計画を作ってください。特に、独立した自転車歩行者道で、市内全域を自転車歩行者道網として有効的に整備してください。
- ・台風や大雨などの対策は、ハザードマップをもとに、被害の未然防止に努めてください。
- ・流鉄活性化支援事業については、市民の誇りになるような活性化の方針を流鉄とともに考えていくべきです。
- ・ぐりーんバスは、収益面は赤字でも、市民、特に高齢者などの交通弱者が安心して便利に移動できることがあるべき姿と考えます。理想的な便数や収益性を考え、あるべき姿を目標として、行政サービスとして戦略的に行うべきですが、市民の利用義務という発想も検討してください。

2節 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄からの脱却は聞き慣れている言葉ですが、「大量リサイクルからの脱却」は、recycle より reduce、reuse に力をいれるべきという方針であれば、そのような説明を追加してください。
- ・大地震が予想される中、一般の戸建て住宅の耐震化の促進については、昭和56年以降の建物（既に28年経過している）は安全とされていることなどから、耐震改修ではなく建替え誘導への施策の転換、補助期間の時限化とともに補助率を増額し、耐震化の実績率を上げる方策も必要です。
- ・住宅の建替え時に併せて省エネ化も推進するよう検討してください。
- ・小学校区を単位とした、地域まちづくり協議会の推進を図り、市民自治によるまちづくりの推進を進めてください。
- ・地域まちづくり協議会の数を目標・指標とするように修正してください。

3節 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

- ・教育の充実向上のためには、「教育環境」だけではなく「教育内容」も重点的に整備していく必要があります。「環境」に「内容」が含まれるという認識ではなく、「個性を生かす教育内容・環境の充実向上」と文言で明記してください。

- ・「個性を生かす」という施策名が、5つの基本方針のどこにも明記されていないので考慮すべきです。
- ・青少年を取り巻く環境が、時代の変遷とともに変わってきており、次代を担う青少年の健全育成に配慮してください。
- ・歴史ある流山市にあって、芸術・文化の発展と合わせ、伝統文化の保存と継承に努めてください。
- ・総合体育館の建替えについては、従来の手法ではなく、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用した手法を用いるべきです。
- ・真の国際化を図るため、外国人の方が安心安全に生活していくための生活情報の提供を進めてください。

4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）

- ・生活保護受給者数が増えていることから、減らすような対策が必要ではないでしょうか。
- ・「健康都市宣言のまち」として、健康を維持することにより医療費の節減に向けた事業を推進してください。
- ・福祉会館については、施設の維持管理だけではなく、学習機能や情報機能、あるいは相談事業の充実を図るなど、多様な形態についても検討してください。
- ・市内の道路を問わず、あらゆる施設でのバリアフリー化に向け、バリアフリーだと感じる市民の割合が上昇するよう努力してください。
- ・学童クラブは共働きの増えてきているため、定員が厳しく入れない子どももいます。施設をもっと増やすということも必要ですが、他市町村ではNPOの方たちが、マンションの一室で預かったりするような運営形態もあることから、多様な運営形態についても検討するとともに、学童保育の中身に力を入れてください。

5節 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）

- ・既成市街地における既存の商店街の充実活性化に努めてください。
- ・企業誘致については、東京とつくばの中間に位置する地の利を活かし、知識集約型の企業誘致に努めるべきです。
- ・現在の経済情勢を反映し、リストラ、終身雇用制の見直し、さらにはフリーター・非正規雇用者の増加など労働環境に不安を感じる市民の声に応え、働く場の提供、環境の改善を図ってください。
- ・「都心から一番近い森のまち」については、単に森だけを指しているのではなく、流山の特徴、魅力は、森と水田と斜面林、谷津田の組み合わせであると思います。したがって、そこで農業が維持されなければ、水田は失われてしまうため、農業は大変重要です。
- ・生業としての農業振興だけでなく、農地本来の持つ保水機能、農家にホームステイして農作業を体験するグリーンツーリズム、新川耕地における遊休農地の水田型市民農園化など、観光分野とも十分な連携が必要です。また、お米を学校の給食で使う食育、教育部門、健康や福祉とも関係するので、さらに表現を工夫してください。
- ・利根運河については、長期的展望に立ち自然環境も保

全しつつ観光資源の拡張を早期かつ具体的に推進することを検討してください。

- ・新川耕地北部の運河沿いのヨシ・ガマの草地には、ヨシゴイという貴重な鳥が生息しています。市民団体と国土交通省が連携して調査を行っているので、観光情報として、そのような調査の活かし方を検討してください。

施策の推進方策 公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）

- ・市民参加の地域社会づくりに関しては、市民参加が大きな流れになっており、協働を進めていく場合には、行政と市民、議会がどのような役割分担でまちづくりを進めていくかが大切です。制定された流山市自治基本条例の基本原則や約束事を明確にした上で、まちづくりを進めてください。
- ・行政文書の電子化の完全実施は、利用者にとっては便利ですが、文書の現物が無くなることはきわめて高いリスクも考えられます。情報公開に関わる部分、行政運営の効率化、コストの削減、リスクなど、そのバランスをよく考慮して検討してください。

- ・やる気と能力ある人材を多く育成し、併せて適正な評価と処遇を行うことが、地方自治体には強く求められていることから、「業績評価システムと成績給導入」や「幅広い行政視野をもつ、職員育成」、「施策形成能力の向上」、「プレゼン能力の向上」等を記述し、今後ますます高度化・複雑化する行政需要に対応できる職員を育成することを計画で明らかにしてください。
- ・素案での権限委譲事務の選定については、財源との一体化、人材の確保等の難題がありますが、地方分権は、基礎的自治体職員のやる気、新たな権限を受け入れる勇気、頑張る元気がなければ実現できませんので、表現方法については再考してください。
- ・男女共同参画社会基本法が策定されてから10年が経ち、施策は啓発のみでなく、男女共同参画ができる環境整備の時代に入ったと言えることから、基本方針について、次の文章を加えてください。「男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランの改定、推進を図り、人権の尊重や男女が対等な立場であらゆる分野で持てる能力を十分発揮できる社会的環境の整備を進めます。」

流山市附属機関に関する条例（総合計画審議会部分）

流山市附属機関に関する条例

昭和 46 年 3 月 16 日
条例第 6 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置及び組織）

第 2 条 市に別表左欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第 3 条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によって定める。ただし、法令等により規定されているものは、この限りでない。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第 4 条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第 6 条 附属機関は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該附属機関の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議の運営等）

第 7 条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（規則への委任）

第 8 条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

（市長への委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（略）

別表

附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
流山市総合計画審議会	流山市総合計画及びその実施に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 委員	1 学識経験を有する者 2 教育委員会の委員 3 農業委員会の委員 4 公共的団体等の職員 5 市民公益活動団体を代表する者 6 市民を代表する者	5 人 1 人 1 人 4 人 2 人 5 人	2 年

流山市総合計画審議会議事運営規定

流山市総合計画審議会議事運営規程

制定 平成20年4月1日

(総則)

第1条 流山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、流山市附属機関に関する条例（昭和46年条例第6号）に規定するもののほか、この規程で定める。

(議事日程)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）に付すべき事案及びその順序等を記載した会議日程を定め、委員に通知する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議日程の順序を変更することができる。

(会議の公開及び公開の方法等)

第3条 会議の公開及び公開の方法等は、「流山市審議会等の会議の公開に関する指針（平成13年4月1日施行）」（以下「公開指針」という。）の例により行うものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者の遵守事項は、公開指針の例により行うものとする。

(議事録の作成及び議事録の公表)

第5条 議事録の作成及び議事録の公表については、公開指針の例により行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程を施行するため必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月22日から施行する。

流山市総合計画審議会委員名簿

任期 平成20年4月22日～平成22年4月21日

氏 名	摘 要	備考
◎浅見 泰司	東京大学 空間情報科学研究センター副センター長	
木下 剛	千葉大学園芸学部 准教授	
内山 久雄	東京理科大学理工学部土木工学科 教授	
久保 悌二郎	江戸川大学メディアコミュニケーション学部 学部長	
加藤 良則	東洋学園大学人文学部 教授 英語教育、学校教育	
松浦 尚二	教育委員会委員長	平成21年10月1日就任
奥田 富子	教育委員会委員長	平成21年9月30日退任
大塚 侃	農業委員会委員長職務代理者	
海老原 新蔵	流山市商工会	
中山 文男	とうかつ中央農業協同組合(経営管理委員)	
山崎 秀雄	流山市社会福祉協議会会長	
田井 慶一郎	流山青年会議所副専務理事	
新保 國弘	利根運河の生態系を守る会	
山口 文代	流山パートナーシップ	
大澤 信弘	公募市民	
石井 主税	公募市民	
島田 直幸	公募市民	
村瀬 義夫	公募市民	
○増岡 信男	公募市民	

◎会長 ○会長代理

※敬称略

策定会議設置要綱

流山市総合計画策定会議等設置要綱

(目的及び設置)

第1条 流山市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第5項に規定する基本構想並びに基本計画及び実施計画(以下「総合計画」という。)を策定するにあたり、流山市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定会議は、流山市庁議等の設置及び運営に関する規則(平成19年3月30日規則第16号。以下「庁議規則」という。)8条に規定する政策調整会議の構成員をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 策定会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 総合計画に関する基本的事項の調査、審議及び調整に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項
- (3) 総合計画案を庁議規則第2条第1項に規定する庁議に付議すること。

(議長及び副議長)

第4条 策定会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長は、副市長とし、副議長は、議長が指名したものとする。

3 議長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定会議の招集)

第5条 策定会議は、議長が招集する。

(連絡会)

第6条 策定会議の議長は、総合計画を策定するにあたり必要に応じて、連絡会に意見を求めることができる。

2 連絡会は、市長、副市長、教育長、水道事業管理者、企画財政部長、総務部長とする。

(策定部会)

第7条 策定会議に、策定会議の指示に基づき総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次に定める6部門の計画策定部会(以下「策定部会」という。)を設置する。

- (1) 都市基盤部会
- (2) 市民生活・環境部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 保健・医療・福祉部会
- (5) 産業部会
- (6) 行財政部会

(策定部会の組織)

第8条 策定部会の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(策定部会の任務)

第9条 策定部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 策定会議の指示命令に基づく部門別計画案の審議・検討に関すること。
- (2) 総合計画原案の作成及び策定会議への報告に関

すること。

(部会長等)

第10条 策定部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、各策定部会毎に委員の互選により選出する。

3 部会長は、策定部会の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定部会の招集)

第11条 策定部会は必要に応じて部会長が招集する。

(策定分科会)

第12条 策定部会に、策定部会の指示に基づき総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次に定める6部門の計画策定分科会(以下「策定分科会」という。)を設置する。

- (1) 都市基盤分科会
- (2) 市民生活・環境分科会
- (3) 教育・文化分科会
- (4) 保健・医療・福祉分科会
- (5) 産業分科会
- (6) 行財政分科会

(策定分科会の組織)

第13条 策定分科会の構成員は、策定会議の議長が指名する。

(策定分科会の任務)

第14条 策定分科会は、次の事務を所掌する。

- (1) 策定部会の指示命令に基づく部門別計画案の審議・検討に関すること。
- (2) 総合計画原案の作成及び策定部会への報告に関すること。

(策定分科会長等)

第15条 策定分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

2 策定分科会会長及び副分科会長は、策定分科会毎に委員の互選により選出する。

3 分科会長は、策定分科会の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときはその職務を代理する。

(策定分科会の招集)

第16条 策定分科会は必要に応じて分科会長が招集する。

(正副会長会議)

第17条 策定部会及び策定分科会との連絡調整を図り、策定を円滑に推進するため、正副会長会議を設置する。

2 正副会長会議の構成員は、各策定部会の部会長及び副部会長並びに各策定分科会の分科会長及び副分科会長とする。

3 正副会長会議は、必要に応じて企画財政部長が召集する。

(正副会長会議の任務)

第18条 正副会長会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 策定部会及び策定分科会の進行管理に関すること。

(2) 策定部会及び策定分科会の連絡調整に関すること。

(企画財政部会)

第19条 策定会議に、企画財政部長の指示に基づき総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、企画財政部会を設置する。

2 企画財政部会の構成員は、秘書広報課、企画政策課、行政改革推進課及び財政課とする。

3 企画財政部会は必要に応じて企画財政部会長が招集する。

(企画財政部会長等)

第20条 企画財政部会長は、企画政策課長の職にある者をもって充てる。

2 企画財政部会長は、企画財政部会の事務を総理し、会議の議長となる。

(企画財政部会の任務)

第21条 企画財政部会は、次の事務を所掌する。

(1) 総合計画策定に係る総括的な仕組みに関すること

(2) 財政見通しの作成に関すること

(3) 行政評価と予算の連携の仕組みに関すること

(4) 市民からの意見聴取に関すること

(5) その他総合計画策定の推進に関すること

(事務局)

第22条 策定会議に、事務局を設置する。

2 事務局の総括は、企画財政部長とする。

3 策定会議、策定部会、策定分科会、正副会長会議及び企画財政部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年8月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

庁内組織

■策定会議委員名簿

◎議長 ○副議長 ()は前任者

副市長	◎石原 重雄
教育長	鈴木 昭夫
水道事業管理者	(菊池 允臣) 戸部 幹夫
企画財政部長	○染谷 郁
総務部長 兼)選挙管理委員会事務局長	(戸部 幹夫) 石井 泰一
市民生活部長	吉田 康彦
健康福祉部長	高市 正高
子ども家庭部長	沼沢 輝義
産業振興部長 兼)農業委員会事務局長	池田 孝
環境部長	宇仁菅 伸介
都市計画部長	山下 義博
都市整備部長	阿曾 弘
土木部長	志村 誠彦
会計管理者	(宇佐見 憲雄) 櫻井 範子
議会議務局	秋山 純
監査委員事務局	高橋 道秋
学校教育部長	渡邊 哲也
生涯学習部長	(石井 泰一) 海老原 廣雄
消防長	大越 一夫

■策定部会

◎部会長 ○副部会長 ()は前任者

(1) 都市基盤部会

都市計画課長	小瀧 邦昭
建築住宅課長	石本 秀毅
宅地課長	(窪園 弘治) 山岸 勇二
まちづくり推進課長	(伊藤 昌男) ○林 雅己
西平井・鰐ヶ崎地区区画整理事務所長	吉岡 郁雄
みどりの課長	菅原 智夫
道路管理課長	須賀 哲雄
道路建設課長	(海老原 義昌) ◎嶋田 隆一
河川課長	吉田 光宏
下水道業務課長	(栗田 徹) 大竹 晴樹
下水道建設課長	(嶋田 隆一) 南雲 嘉弘
(水道局庶務課長)	(海老原 敦男)
(水道局業務課長)	(福田 良恵)
経營業務課長	海老原 敦男
工務課長	(高梨 寛) 伊藤 昌男

水道局庶務課、水道局業務課は平成 21 年 3 月 31 日に廃止

経營業務課は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(2) 市民生活・環境部会

コミュニティ課長	(海老原 廣雄) ◎倉田 繁夫
安心安全課長	片桐 正男
環境政策課長	飯泉 貞雄
リサイクル推進課長	宮崎 浩
クリーン推進課長	岡田 稔
道路管理課長	須賀 哲雄
消防総務課長	○高市 豊勝
予防課長	清水 彰
消防防災課長	小菅 康男
消防本部次長	鈴木 平
中央消防署長	(鈴木 平) 戸部 富雄
東消防署長	久保 明
南消防署長	染谷 広美
北消防署長	野口 博一

東消防署、南消防署は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(3) 教育・文化部会

企画政策課長	(加藤 正夫) 水代 富雄
教育総務課長	◎高橋 茂男
学校教育課長	(北口 倫也) 田村 正人
指導課長	(亀田 孝) 寺山 昭彦
生涯学習課長	○友金 肇
公民館長	直井 英樹
(図書館長)	(松本 好夫)
(博物館長)	(川根 正教)
図書・博物館長	川根 正教

図書館、博物館は平成 21 年 3 月 31 日に廃止

図書・博物館は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(4) 保健・医療・福祉部会

国保年金課長	福島 明
社会福祉課長	(眞田 朝光) 村越 友直
健康福祉政策室長	友野 哲雄
高齢者生きがい推進課長	(豊田 和彦) 栗田 徹
介護支援課長	上村 勲
障害者支援課長	◎小笠原 正人
健康増進課長	(須賀 博宣) 加藤 正夫
子ども家庭課長	針ヶ谷 勉
保育課長	(櫻井 範子) ○宮島 芳行
建築住宅課長	石本 秀毅
道路建設課長	(海老原 義昌) 嶋田 隆一

(5) 産業部会

マーケティング課長	(西田 良三) 間瀬 範幸
商工課長	◎岡田 一美
農政課長	(秋元 英雄) 福田 良恵
農業委員会事務局次長	○岡田 敏夫

(6) 行財政部会

秘書広報課長	加茂 満
企画政策課長	(加藤 正夫) 水代 富雄
行政改革推進課長	遠藤 幹夫
工事検査室長	石野 一男
財政課長	◎菅原 治
総務課長	○小林 博
人事課長	井上 透
管財課長	河原 智明
税制課長	藍川 政男
市民税課長	岩橋 正美
資産税課長	(荒井 秀男) 豊田 和彦
市民課長	小野寺 孝吏
コミュニティ課長	(海老原 廣雄) 倉田 繁夫
会計課長	(鈴木 洋子) 安蒜 秀一
議会事務局次長	(倉田 繁夫) 福留 克志
選挙管理委員会事務局次長	小川 昇
監査委員事務局次長	市川 充宏

■策定分科会

◎分科会長 ○副分科会長 ()は前任者

(1) 都市基盤分科会

都市計画課	課長補佐	齊藤 一男
都市計画課	室長	秋元 弘之
建築住宅課	課長補佐	亀山 和男
宅地課	課長補佐	海老原 直利
まちづくり推進課	室長	(林 雅巳)
	課長補佐	◎武井 厚
西平井・鰯ヶ崎地区 区画整理事務所	次長	染谷 則道
みどりの課	課長補佐	沢柳 順二
道路管理課	係長	宮崎 渉
道路建設課	課長補佐	久保田 惣一
河川課	課長補佐	○川崎 一也
下水道業務課	課長補佐	(大竹 晴樹)
	課長補佐	小笠原 正博
下水道建設課	課長補佐	小谷 克己
(水道局庶務課)	主査	(深津 博樹)
(水道局業務課)	課長補佐	(吉岡 進)
経営業務課	主査	深津 博樹
工務課	課長補佐	白川 敬章

水道局庶務課、水道局業務課は平成 21 年 3 月 31 日に廃止
経営業務課は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(2) 市民生活・環境分科会

コミュニティ課	課長補佐	(兼子 潤一)
	課長補佐	高橋 とし子
安心安全課	課長補佐	大谷 守
環境政策課	主査	寺門 宏晋
リサイクル推進課	課長補佐	(南雲 嘉弘)
	課長補佐	◎吉岡 進
クリーン推進課	主査	金子 佳久
道路管理課	係長	山田 雄司
消防総務課	課長補佐	(秋谷 哲夫)
	課長補佐	○北野 浩一郎
予防課	課長補佐	鴻丸 正雄
消防防災課	課長補佐	伊藤 勝
中央消防署	係長	須郷 正彦
東消防署	係長	寺島 清
南消防署	係長	秋谷 敏之
北消防署	係長	(杉浦 清)
	係長	根本 辰夫

東消防署、南消防署は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(3) 教育・文化 分科会

教育総務課	課長補佐	(近藤 広)
	課長補佐	◎佐藤 宣治
学校教育課	課長補佐	古川 和正
指導課	課長補佐	(寺山 昭彦)
	課長補佐	田嶋 久美子
生涯学習課	課長補佐	○戸部 孝彰
生涯学習課	所長	奥山 拓央
公民館	次長	岡田 早智男
(図書館)	主任司書	(須田 英男)
(博物館)	係長	(黒坂 勝克)
図書・博物館	係長	須田 英男
図書・博物館	係長	佐藤 成雄

図書館、博物館は平成 21 年 3 月 31 日に廃止

図書・博物館は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(4) 保健・医療・福祉 分科会

国保年金課	課長補佐	山田 聡
社会福祉課	課長補佐	中野 修二
高齢者生きがい推 進課	課長補佐	(岩永 正秋)
	課長補佐	今野 忠光
介護支援課	課長補佐	(清水 芳明)
	課長補佐	佐々木 正明
障害者支援課	課長補佐	(村越 友直)
	課長補佐	◎山口 隆
健康増進課	主任保健 師	加藤 奈緒美
子ども家庭課	室長	(宮島 芳行)
	室長	○矢野 和彦
保育課	係長	伊藤 静章
建築住宅課	室長	(齊藤 實)
	室長	高梨 寛
道路建設課	係長	高橋 秀壽

(5) 産業分科会

マーケティング課	課長補佐	松本 孝子
商工課	課長補佐	○斉藤 恒夫
農政課	課長補佐	◎小磯 四郎

(6) 行財政分科会

秘書広報課	課長補佐	亀山 隆弘
秘書広報課	係長	今井 隆明
企画政策課	室長	松井 かづ子
行政改革推進課	課長補佐	○増田 恒夫
行政改革推進課	係長	染谷 忠美
工事検査室	主査	前田 健三
財政課	課長補佐	◎倉井 操
財政課	係長	秋元 悟
総務課	課長補佐	(矢野 和彦)
	課長補佐	鹿間 慎一
人事課	課長補佐	鈴木 忠
管財課	課長補佐	山崎 哲男
税制課	課長補佐	坂巻 隆夫
市民税課	課長補佐	秋谷 雅彦
資産税課	課長補佐	根本 富夫
市民課	課長補佐	斉藤 勇
コミュニティ課	課長補佐	(金子 孝行)
	課長補佐	兼子 潤一
会計課	課長補佐	嘉瀬 哲夫
議会事務局	次長補佐	仲田 道弘
選挙管理委員会事務局	係長	西村 英俊
監査委員事務局	次長補佐	松尾 研彦

■部会・分科会正副会長

策定部会 () は前任者

部会名	部会長	副部会長
都市基盤部会	道路建設課長 嶋田 隆一 (同課長 海老原 義昌)	まちづくり推進 課長 林 雅己 (同課長 伊藤 昌男)
市民生活・環境部会	コミュニティ課長 倉田 繁夫 (同課長 海老原 廣雄)	消防総務課長 高市 豊勝
教育・文化部会	教育総務課長 高橋 茂男	生涯学習課長 友金 肇
保健・医療・福祉部会	障害者支援課長 小笠原 正人	保育課長 宮島 芳行 (同課長 櫻井 範子)
産業部会	商工課長 岡田 一美	農業委員会事務局次長 岡田 敏夫
行財政部会	財政課長 菅原 治	総務課長 小林 博

策定分科会

分科会名	会長	副会長
都市基盤分科会	まちづくり推進課 課長補佐 武井 厚 (同室長 林雅己)	河川課課長補佐 川崎 一也
市民生活・環境分科会	リサイクル推進課 課長補佐 吉岡 進 (同課長補佐 南雲 嘉弘)	消防総務課課長補佐 北野 浩一郎 (同課長補佐 秋谷 哲夫)
教育・文化分科会	教育総務課課長補佐 佐藤 宣治 (同課長補佐 近藤 広)	生涯学習課課長補佐 戸部 孝彰
保健・医療・福祉分科会	障害者支援課課長補佐 山口 隆 (同課長補佐 村越 友直)	子ども家庭課課長補佐 矢野 和彦 (同課長補佐 宮島 芳行)
産業分科会	農政課課長補佐 小磯 四郎	商工課課長補佐 斉藤 恒夫
行財政分科会	財政課課長補佐 倉井 操	行政改革推進課課長補佐 増田 恒夫

■企画財政部会

◎部会長 () は前任者

秘書広報課長	加茂 満
秘書広報課課長補佐	亀山 隆弘
企画政策課長	(加藤 正夫)
	◎水代 富雄
企画政策課課長補佐	(水代 富雄)
	安井 彰
行政改革推進課長	遠藤 幹夫
行政改革推進課課長補佐	増田 恒夫
財政課長	菅原 治
財政課課長補佐	倉井 操

■部会・分科会事務局担当者

() は前任者

総括	部長	染谷 郁
	次長	(加藤 正夫)
	課長	水代 富雄
	課長補佐	安井 彰
都市基盤	主査	(大津 真規)
	主査	大塚 昌浩
市民生活・環境	主査	(渋谷 俊之)
	主査	大津 真規
教育・文化	課長補佐	(水代 富雄)
	主任主事	大塚 健
保健・医療・福祉	主任主事	富樫 聡
産業	主査	(安井 彰)
	主査	渋谷 俊之
行財政	主事	(青野 元)
	事務員	近藤 英之

*なお、名簿は、平成21年12月
議会議決時点のものです。

基本構想

1 章 総論

1 基本構想の性格

基本構想は、地方自治法第2条第5項の規定により、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て策定される重要な計画で、その計画期間は20年とします。

この基本構想は、本市の市政運営の総合的な指針となるものです。

また、市民をはじめ各種団体等に対して、市政の運営方針を明らかにすることにより、広く市民の諸活動の指針ともなるものであり、まちづくりへの積極的な参加と行動を期待するものです。

さらに、まちづくりの方向を示すことにより、国・県に対して積極的な支援協力を期待するものです。

2 基本構想の背景

本市は、これまで『流山市長期構想』（昭和59年9月策定）と、これを補完する『流山“ふるさと21”計画』（昭和62年3月策定）により、計画行政を進めてきました。

この間、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しました。常磐新線の路線決定及びこれに伴う沿線整備、常磐自動車道流山インターチェンジの開設、少子・高齢化、国際化、高度情報化などにより人々の意識・意向も変化しております。このため、市民と行政が一体となったまちづくりの展開が必要となっています。

そこで、これまでの計画を継承しつつ、これまでの歩みをさらに確かなものとし、今後の本市の進むべき基本的な方向性について明らかにするため、ここに新たな基本構想を策定します。

3 基本構想の内容

本構想の内容としては、21世紀に向けての展望と課題を踏まえ、市政運営の「基本理念」と「将来都市像」を明らかにし、これを実現するための「施策の大綱」を定めました。

基本理念としては、「価値あるまちづくり」を掲げ「人間の価値」「自然の価値」「文化の価値」を高めながら開かれた市政のもとに、市民と行政がともに手を取りあって、真の豊かさを実感できるまちを創造します。

「将来都市像」としては、『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなであつこう価値ある流山」』と定めます。

4 基本構想の主要政策課題

21世紀初頭の本市の最重要課題は、常磐新線建設とそれに伴う沿線整備の推進です。市内4地区、約640ヘクタールの区画整理事業により、三つの新駅を含む新市街地が計画され、既成の市街地を有機的に結びつけます。

その実現のためには、財政・環境などの点で、大きな課題がありますが、地権者の合意形成をはじめとし関係者が力を合わせた参加型まちづくりの方策を追求し、21世紀の流山市が誇りうる市街地を形成したいと考えています。

また、ごみ焼却場等の用地を含む新川耕地については、

環境に配慮しつつ開発（農業的土地利用を含む。）と保全のバランスのとれた土地利用に努める必要があります。

さらに、介護保険制度の導入など、少子・高齢化に対応した福祉の充実、ライフステージに応じた生涯学習の充実、活気に満ちた流山をつくるための産業の振興など、行政の課題は多岐にわたります。そのため、各種の施策が包括的に計画に盛り込まれています。

5 基本構想の実現

基本構想は、公・民パートナーシップにより、その実現に努めることが必要です。

「市民参加による計画づくり」という今回の成果を、単に一時的な市民参加で終わらせることなく、「市民参加による計画の実現」の過程も含み、今後長期にわたる「継続的な市民参加」にするために、いろいろな創意工夫も必要です。

この構想を実現するためには、多くの財政負担を伴うことから、厳しい財政状況下、市民の理解を得ながら、一層の行財政改革を推進するとともに、国・県をはじめ関係機関に財政的な支援を求めていくことも必要となります。

6 基本構想の改訂

技術革新が激しく、人々の考え方が大きく変化する現在、計画は将来の不確定要素に的確に対応する必要があります。

将来、基本構想の前提となる社会・経済情勢等が大きく変化し、その内容との間にかい離が生じたときは、これを見直します。

2 章 まちづくりの経過と21世紀への展望

1 前基本構想からの経過とその評価

前基本構想の計画期間内では、経済の成長期（バブル経済）と低迷期を経験し、また、人・物などの東京への一極集中は、周辺都市をも含めた活性化にもつながる反面、様々な課題も投げ掛け、市民の暮らしや生活環境・医療・保健・福祉・防災・教育などに対する多種多様な要望として現れてきました。

本市においてもその影響は同様であり、このため道路網や、公共下水道、公園の整備など社会資本の充実に努めるとともに、北部地域図書館やケアセンターの建設など、いわば市民生活に密着した事業を優先的に推進してきました。

しかし、この間、社会経済情勢の変化により、策定時の背景等が大きく変貌したため、緊急性を要し新たに追加された施策、事業内容を変更した施策、先送りせざるを得なかった事業などもありましたが、長期構想で掲げた施策は概ね達成できたと評価しています。

2 21世紀への展望

これからの本市のまちづくりを考えるには、21世紀へ向けた時代潮流を的確に捉え、それに対応する施策が求められています。

（1）少子・高齢化

日本の総人口は21世紀初頭には人口減少局面に入り、同時に高齢化が進行し、地域の担い手の減少による地域社会の変容、経済成長の低下、都市的土地利用への転換が落ち着きをみせるなどの現象が起ってくると予想されます。

一方で、長期的な視点での都市づくりの可能性が高まり、また高齢者の社会参加による自由度の高い生活の享受など積極的な側面も期待されます。

(2) 地方分権への対応

今日、地方自治体は、集権型行政システムから脱却し、住民の選択を最大限に生かせるよう、地域の文化や経済力のもとで、その個性や主体性を発揮しつつ、自らの責任によって行政を推進していく、いわゆる、「地方分権」が時代の大きな流れになっています。

この地方分権を推進することにより、市民参加による地域の特性を活かした、市民の身近な、かつ、個性豊かなまちづくりを展開することができます。このため、国から地方への権限委譲とともに、財源確保を図るなど、地方行財政の充実強化が求められています。

(3) 地球環境時代と持続可能なまちづくり

急速な経済発展により国民生活は大きく向上した反面、大気汚染、水質汚濁、森林、農地等の減少、地球温暖化、酸性雨、フロン類等によるオゾン層の破壊といった自然環境問題が地球的規模で起きています。

このため、人々の自然環境への関心は高まっており、優れた景観や自然生態系への配慮を求めています。

また、私達の作り出した大量生産、大量消費、大量廃棄といった仕組みから脱却し、廃棄物の再利用を促進する資源循環型社会の構築が求められています。

一方、都市の中に自然を保全し、創出し、生態系に準じたシステムを構築することにより、自立的・安定的な生態循環を取戻し、良好な都市環境を形成することが重要であり、開発と保全を調和させ、生活をしながら子々孫々まで連綿とつながっていく、持続可能なまちづくりが求められています。

(4) 多様性に富んだ生活と社会

ふれあいなどの心の豊かさを重視する価値観、消費者や事業者による選択の幅を広げる方向での規制緩和、ボランティアやNPO(ボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的とすることなく、社会に対するサービスを提供する組織)を支援するための制度の検討、個性や得意分野を尊重する教育、性別にこだわらない多様な生活様式へのニーズなど、個性の尊重と多様性の重視という観点に立った、社会システムの構築が必要となります。

(5) 情報化社会への対応

情報処理・通信技術の発達により、インターネットやケーブルテレビ、さらにはデジタル衛星放送などに代表される新しいメディアが出現し、国家や民族の枠を越えた世界的な規模で、市民生活や社会経済活動における新たな需要と変革をもたらしています。

情報は、その役割と価値が飛躍的に高まり、社会の活力を高める有力な資産であり、活動の機会を広げるために不可欠なものとなっています。

このため、行政情報の電子化や、総合的利用などに積極的に取り組むとともに、情報化の進展に伴い、発生が予測

される個人のプライバシーの侵害やコンピュータ犯罪など新たな問題への対応も必要となります。

3 基本構想の視点

総合的かつ計画的な行財政運営を推進するにあたり、次の事項を基本構想の視点として捉えます。

(1) 必要な開発と適正な保全

活力のあるまちづくりのためには、開発も必要になります。

また、一方では住みよい環境のためには、保全、創設も当然必要となります。

そこで、新しいまちづくりに当たっては、開発と保全のバランスのとれたものとする必要があります。

(2) まちづくりのプロセス共有

市政運営の意思決定の過程の中で、いかにその事柄を決定していくか、市民の意向はどんな形で反映してきたか、行政への市民のかかわり方などについて、さらなる研究が必要となります。

また、公・民パートナーシップによるまちづくりを推進するためには、市民に対して行政の持つ情報を公開し、その事柄を説明する義務(説明責任)が生じてきますので、その検討も必要となります。

(3) 民間活力の活用

市民は多くの経験と技術を持っています。社会の中で活躍している方が大勢います。その市民の力をはじめ、NPO(別掲のとおり)、NGO(貧困、飢餓、難民、環境などの地球的規模の問題に、非政府、非営利の立場から取り組む市民レベルの国際協力組織)、PFI(社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に際して、可能な限り民間の資金や経営ノウハウを使うというもの)などの組織や制度を行政運営のあらゆるところに活かすと同時に、各種の審議会や委員会などへの積極的な参加を求め、行政はスリム化を図る必要があります。

(4) コスト感覚の醸成と投資の効果的配分

財政的に厳しい中でいかに支出を抑制し、効率的かつ効果的な財政運営をしていくかが問われています。常に経費や単価に気を配り、最少の経費で最大の行政効果を上げるよう、費用対効果を検討していく必要があります。

公共施設の整備には、初期投資が大きく財政圧迫の要因となることから、これを改善するためにPFI(別掲のとおり)の活用についても積極的に取り組む必要があります。

(5) 状況の変化への的確な対応

我が国の経済状況はもとより、市財政が極めて厳しい状況にある中で、市民の生活を守り、明日への展望を開くための事業を着実に進めるためには、あらゆる状況の変化に的確な対応をする必要があります。

3章 基本理念と将来都市像

1 まちづくりの基本理念

価値あるまちづくり

「人間の価値」… 住んでいる人を知り、

「自然の価値」… 住む人の環境に配慮し、人と自然の共存を図り、

「文化の価値」… 郷土の歴史を知り、文化の創造を目指し、

開かれた市政のもとに、市民と行政がともに手を取りあって真の豊かさの実感できるまちを創造していきます。

2 将来都市像

本市の将来都市像を、『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくる価値ある流山」』と定めます。

なお、地域区分及び都市構造図は次のとおりです。（略）

各地域には、地域活動拠点となる地域核を形成します。それぞれの地域は特性に応じた土地利用や景観形成・環境保全を図りながら、相互の機能分担と人と人との有機的な連携を図り、地域間ネットワークを強化し、市域全体としてバランスのとれた都市空間を形成します。

本市の都市構造の再編ともいうべき役割を担う常磐新線の建設促進と沿線整備を推進し、市の新たな中心核を育成して商業業務・文化機能を充実します。

さらに、新川耕地の恵まれた自然環境を適正に保全しつつ、当該地域にある常磐自動車道流山インターチェンジの持つポテンシャルを生かした整備・開発・保全のバランスのとれた土地利用を推進します。

3 社会・生活像

市民が安心して暮らすための生活基盤やノーマライゼーション（障害者が障害のない市民と同様に生活し、活動することができること）に配慮した社会生活環境の確保が望まれ、自己責任に基づく自立的な生活を送ることができる社会づくりが求められています。

また、男女がお互いに認め合い、全ての市民が生涯にわたって学び合う社会づくりにも必要です。

さらに、市内各地域で緑化への取り組みや地域の清掃など市民自らの意思決定がある程度可能であり、そこに団体・企業なども参加できる仕組みづくりが大切です。しかもこのような仕組みづくりは、各地域間がお互いに連携し、拡充していかなければなりません。

このようなことから、健全なコミュニティの育成、生涯学習のニーズの高まり、男女共同参画社会づくりなど、次の点に留意しながら施策を展開します。

（１）健全なコミュニティの育成

流山をふるさととして慈しみ、自らのまちは自らの手で良くしていくという、参加意識の醸成が必要です。この観点から市民参加を基調とした全市コミュニティ施策の推進に努めてきました。今後は、地域社会における市民主体の連帯に支えられたコミュニティの健全な育成に努めます。

また、地域には、自治会、文化団体、スポーツ団体等の各種団体が活動しており、とかくそれぞれの組織内だけに限定されがちな活動を福祉や防災、環境問題等、地域というスケールの中でどのように反映させるかが課題です。

さらに、常磐新線沿線整備により新たなまちづくりによって、地域区分や住区が大きく変わることが予想されるためコミュニティ地区の再構築を行ないます。

（２）生涯学習のニーズの高まり

私たちを取り巻く社会環境は、科学技術の進歩、産業構造や就業構造の変化、情報化や国際化など大きく変化しています。それに伴い、今まで学んできた知識や技術だけでは急激な社会変化に追いつけず、新しい知識や技術の習得

が強く求められています。

また、余暇時間の増加や所得水準の向上、少子・高齢化の進行や市民の知識の豊かさ、男女共同参画社会やリサイクル社会の到来により、生涯にわたって学習するというニーズが高まっています。

（３）男女共同参画社会づくり

1975年の国際婦人年を契機とした、女性の人権の確立に向けた国際的な取り組みを受けて、わが国においても女性に社会的地位の向上と真の男女平等の達成を目指し、法律、制度面の整備を始めとした取り組みが進みつつあります。

男女平等は、憲法に保障されているものの、人々の意識や行動、社会の慣習、慣行のなかに、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が存在しており、女性の社会参画を阻み、男性の多様な生き方の選択を困難にしています。

将来にわたって、豊かで安心できる社会を築くうえで女性と男性が主体的に家庭、地域、職場などあらゆる分野に対等に参加できる男女参画社会の実現が求められています。

（４）バリアフリーのまちづくり

誰もが高齢を迎え、また、障害を有することになるかもしれないとの考えのもとに、高齢者や障害者、妊産婦など、すべての市民が安心して生活するうえで妨げとなっているバリア（障壁・邪魔）をフリー（なくす）にするまちづくりが求められています。

また、心の垣根や生活の垣根をなくし、すべての市民がお互いを理解し合い、共に支え合いながら豊かに生きていくために、ノーマライゼーション（別掲のとおり）の理念の定着を図る必要があります。

（５）市民参加

余暇時間の増加に伴い、自己実現の場としてボランティア活動への関心が高まるなど、さまざまな分野で市民の社会参加に対するニーズが高まっています。

まちづくりにおいても、市民の役割が重要になってきており、計画づくりの段階から施設管理まで市民主体によるまちづくりが全国各地で進められています。

このような市民参加のまちづくりにおいては、福祉や環境分野など様々な分野の市民団体やNPO（別掲のとおり）との連携も重要です。

本市においても、市民・企業・行政の役割分担と連携によるまちづくりを推進していく必要があります。

（６）国際化の進展

情報化と経済のグローバル化の進展により、国や企業交流にとどまらず、市民各階層の交流も活発化しており、その協力関係が深まると考えられます。

一方では、環境、食糧など地球規模での問題も深刻化しており、国際的な協調・協力体制の確立が求められています。

こうした人的交流や物的交流、更には文化の交流などの国際化に対応したまちづくりが求められています。

4章 まちづくりのフレームと横断的課題

1 人口

本構想の目標年次、平成32年（西暦2020年）の将来人口を20万人と想定し、本市の将来都市像の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進します。

2 土地利用

市域の土地は、現在および将来における市民のための限られた貴重な資源であり、市民生活や生産等の諸活動をする上で共通の基盤です。

また、土地利用にあたっては公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保に努めます。

（１）土地利用の基本的な方向

本市の土地利用の基本的な方向は、都市的利用と自然的利用の量的なバランスを図りつつ、低未利用地の有効利用を進め、秩序ある土地利用の形成に努めていくことです。

都市的な利用を図るべき地域においては、住宅地、工業地、商業・業務地の適正な配置に努め、良好な市街地環境の維持形成を図ります。

一方、自然的な利用を図るべき地域においては、生産機能のみならず、環境維持など公益的機能に着目し、農用地や森林等の適正な保全に努めます。

また、土地利用の転換に際しては、その不可逆性などを十分に認識しつつ、計画的かつ慎重に行います。

そして、市域全体にわたってゆとりある環境や個性ある景観が保持され、自然と共生する土地利用の実現が図られるように努めます。

ア 住宅地

常磐新線沿線整備地域にあつては、高品質な住宅地の形成に努め、ライフスタイルの多様化、高齢化等に配慮した住宅地の計画的な配置により、魅力ある市街地形成に努めます。一方、既存の住宅地にあつては、農業など他の土地利用との調和を図りながら、都市的土地利用の高度化と、都市内低未利用地の有効利用を進め、オープンスペースの確保を図り、ゆとりある環境、個性ある景観の形成に努めます。

イ 工業用地

産業の高付加価値化と産業構造の変化に的確に対応するとともに、就業の場の拡大と安全性の確保を目指しつつ、自然環境の保全に配慮し住工混在の解消に努めます。このため適正な誘導による土地利用の転換を図りながら用地の確保に努めます。

ウ 商業・業務用地

商業・業務機能の向上・充実を図り販売力や就業の場の拡大強化を推進しつつ、都市的サービス機能や生活文化を中心とした都市的機能が総合的に発揮できるように努めます。

特に常磐新線沿線整備地域の市新街地地区にあつては、都市機能の集積を進め、名実ともに本市の中心核として、役割を果たすための土地利用を図ります。

エ 農用地

農業生産基盤としての役割と、保水機能や緑地機能など公益的機能の発揮や遊休農地等の適切な利用促進、農地の集団化や高収益化を図り、農業生産活動と地域住民との調和を図り、自然環境への負荷の軽減に配慮した土地の高度利用と保全に努めます。

オ 森林・緑地

市街地周辺の平地林の整備による緑地は、防災機能の発揮と市民の潤いの場の創造につながり、住む人々に安心と安らぎを与える重要な資源です。また、貴重な生態系等の

保護のため、適切に配慮しながら森林等の整備・保全に努めます。

3 施策展開にあたっての横断的テーマと課題

施策の展開にあたって、市民から見た時代潮流とその課題を次のとおり設定します。

（１）人と地域と社会の多様性が尊重され、協調性が確保された豊かなまちづくり

世代や性別、あるいは地域や社会の特性が尊重されるとともに、それぞれに共同作業やネットワーク化により協調性ある豊かなまちづくりの実現が課題です。

また、本市内の各種の組織と連携し、活力を導入できるまちづくりの実現が課題です。

● 横断的課題—1

個性豊かな地域とその地域間のネットワークを流山はどう築くのか

4つの地域は、人・物の交流基盤として道路・鉄道による交通ネットワークを強化していくことが課題です。

情報の交流とともに、地域間のコミュニティ・市民活動・福祉団体等の各種組織が交流・触発・協働等によって、さらに活動を活発化していくことが課題です。

農業、流通、工業、商業等についても、技術交流、あるいは情報の交流や市民との接点を持つことにより、新しい展開を作り出していくことが課題です。

● 横断的課題—2

男女共同参画社会の実現を流山はどう担保するのか
個人の人權を尊重し、男女平等の意識を広く根づかせ、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野に男女が対等に参加できることや、そのための環境整備が課題です。

審議会等への女性の登用や行政のなかでの取組みも重要な課題です。

● 横断的課題—3

外部の活力を活用し、それらとの相互関係を流山はどう築くのか

市政展開において、職員のみならず、市民、市民団体、市内企業、開発事業者の活力と能力を活かしていくことが課題です。

隣接市町、県、国との協力関係を強化し、外部学識経験者や専門家との連携強化が課題です。

（２）安全と安心に立脚した、快適な都市づくり

あらゆる分野において安全性が優先され、それによって安心した生活を享受することができます。その上にたつて、快適な生活を送ることのできる都市の実現が課題です。

● 横断的課題—4

危険を未然に防ぐ安全な流山をどう築くのか

自然型災害・都市型災害を抑止し、防犯強化のために、市民や各種団体の協力を得ながら情報の収集と的確な対応が課題です。

本市のみでは十分な対応が図れないものについては、広域的な連携により対応を図っていくことも課題です。

● 横断的課題—5

安心して住み続けられる流山をどう築くのか

地域内での相互扶助や協力体制によって日常の安心の度合いを高めるとともに、緊急時での連絡や対応時での各種連携が速やかに行われる地域づくりが課題です。

高齢者や障害者等に対して、施設のバリアフリー化により、利用時、移動時での安心・安全の確保が重要な課題です。

大気、水質、土壌汚染等をチェックし、情報公開していくことも市民の健康維持の点で課題です。

● 横断的課題—6

生活のゆとりを実感し、快適に過ごせる流山をどう創出するのか

自然と生活の調和を重視し、効率性のみ観点ではなく、人と自然に優しい物的整備を図っていくことが課題です。

市民ニーズを的確に把握し、サービスの多様化・高度化を図り、情報の提供機会を拡大していくことにより、豊かな市民生活を実現していくことが課題です。

(3) 自然生態系を保全しつつ、社会・経済的にも持続的な成長を図るまちづくり

本市には豊かな自然生態系が残り、掛替のない財産となっています。経済成長による都市の活性化とこの環境の保全を図ります。将来にわたって質の高い成長が確保されるまちづくりが課題です。

● 横断的課題—7

地形・水質・土壌・大気・生態系を、流山はどう活かすのか

自然環境の保全と開発とのバランスを念頭に、環境負荷の少ない施設整備や再生不可能な湧き水のある環境等の保全を図り、次代に継承していくことが課題です。

環境に関する基礎学習や体験学習の場をつくり出していくことが課題です。

● 横断的課題—8

環境の維持と開発のバランスを、流山はどうとるのか

本市独自の開発指導や規制措置等、開発に伴う自然環境の質の悪化を緩和する具体的な措置・仕組みをどう築くかが課題です。

● 横断的課題—9

持続的成長をし続ける流山をどう築くのか

産業基盤の充実に努め、商工業者の育成・雇用の場の確保など、経済活力の維持と強化を図ることが課題です。

次代を担う人材育成を強化するとともに、行政にあっては、事業評価制度の確立など効率的・効果的な施策展開を図っていくことが課題です。

(4) 自己責任と自主的展開を兼ね備えた、自立性あるまちづくり

規制緩和と地方分権の潮流は、都市づくりの独自性を確保するとともに自主性や自己責任を合わせて必要としています。これらを積極的に受け止め、個性豊かで自立性ある都市づくりが課題です。

● 横断的課題—10

常磐新線及び東葛地域における流山の役割をどう考えるのか

首都圏30キロメートルの地の利と緑の豊さを生かし、新市街地地区や運動公園周辺地区での特色ある機能集積により、東京のベッタウン的性格に新たな性格、要素を加えていくことが課題です。

沿線諸都市及び東葛地域との分担を考慮した機能強化を図るとともに、一方で医療などの広域対応の仕組みを検討し、また他都市職員との交流・情報交換も積極的に進めることが課題です。

● 横断的課題—11

地方分権の流れを受け、流山は行政基盤をどう強化するのか

規制緩和・透明性を視野に入れた条例・規則等の整備と補助金等を含めた財源確保が課題です。

地方分権後の行政実務に対応できるような行政機構の改革、政策形成や政策法務に関する職員の能力開発が課題です。

情報公開を推進し、公民パートナーシップによる行政展開の基礎づくりが課題です。

● 横断的課題—12

市民の能力と協力を生かし、地域の自立性を流山はどう高めるか

地域自治会等のコミュニティ団体との連携を強化し、コミュニティ施策を推進するなかで、市民と行政が共有できる個別のビジョンづくりを進め、具体的な行政施策展開への参加を確保することが課題です。

地域活動を公表し、地域住民が自ら選択した自主的な取り組みへの行政支援を図り、地域の自立性を高めることが課題です。また、人材発掘・育成も課題です。

(5) プロセスと意思決定に際して、透明性の確保された行政運営づくり

情報公開と積極的な市民参加は、21世紀の行政運営の基本です。そのプロセス・情報の公開と意思決定時の透明性を確保し、市民・企業・行政による公・民パートナーシップ型のまちづくりが課題です。

● 横断的課題—13

市民の公平公正のため、流山は行政手続きをどう明らかにするのか

各種データの開示や計画段階から情報の開示などを進め、情報公開制度の拡充を図っていくことが課題です。市民の意見が計画に反映される場がオープンに確保されること、及び手続きの簡素化が課題です。

● 横断的課題—14

効果的な市民参加のためのノウハウを、流山はどう蓄積するのか

直接の利害関係者の意向を尊重することはもとより、各種市民団体・企業との連携強化、まちづくりのための組織構築など、市民参加方式のルールを確立することが課題です。その際、情報公開・交流や学習の場の提供や、専門家による助言・指導が受けられるような仕組みを作っておくことが重要です。

市民参加と行政との協議により決定された事項は、確実に具体化するとともに、その結果を市民に公表していく仕組みを作っておくことが課題です。

● 横断的課題—15

情報網を作りあげ活用しながら、流山は情報をどう公開していくのか

人権やプライバシーに配慮しつつ、民間マスメディアとの協力や市広報紙の活用など、複数の情報入手経路を確保し、市民の情報のアクセス性を高めることが課題です。

公的施設等では、情報端末の設置など公的情報のアクセス性を高め、また相互に情報交流のできる仕組みを構築することが課題です。

5章 施策の大綱

将来都市像の実現に向けて、次の5つの施策大綱を設定します。

1節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山

本市は、江戸川や利根運河などの水辺空間をはじめ緑豊かな自然環境の恵みを享受しながら着実に発展してきましたが、市街地が鉄道沿線の駅を中心として三極化し、核となる中心市街地が形成されていない都市構造となっているため、都市としての「利便性」、「賑い」、「活力」等に欠けるなど様々な都市問題を抱えています。

こうした状況のもと、常磐新線及び常磐自動車道流山インターチェンジを基軸として、そのポテンシャルを有効に活用しつつ、本市の地域特性である自然環境との調和を図りながら、良好な都市基盤の形成と「流山らしさ」をアピールできる個性ある魅力的なまちづくりを展開する必要があります。

このため、常磐新線の早期開業や沿線整備の円滑な推進により、本市の核となる中心市街地の形成と既成市街地との有機的な結合を図り、災害に強い「安全」、「健康」、「快適」な都市環境の創出を目指します。

また、新川耕地は一回として土地利用のできる地域であり、常磐自動車道流山インターチェンジ周辺地区は、インターチェンジのもつポテンシャルを活かした土地利用を図ります。その他の地区については、農業としての土地利用と農業以外（市民農園等の農業的土地利用を含む。）の土地利用を図ります。

一方、地域に受け継がれてきた歴史・環境を保全・活用し潤いのある都市景観の形成に努めるとともに、市民が共同して主体的にまちづくりに参画できる仕組みや支援策を構築し、豊かさを実感できる「整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に推進します。

1 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理

市民が憩いと潤いのある快適な日常生活を営むため、生態系に配慮した公園・緑地の充実、街中の緑化推進を今後の重点事業として位置づけ、水辺・緑・歴史等流山の魅力を活かした近自然型の都市公園や市民の森などを整備します。

また、草花や生垣など身近な緑化を行うとともに、市民とのパートナーシップにより「緑をまもり、つくり、育てる」仕組みづくりを推進し、自然の『緑の風』が息づくような、水と緑のネットワークづくりに努めます。

2 地域特性に合った良好な市街地整備

個性豊かな魅力ある市街地を形成するため、既成市街地の良好な住環境の維持増進に努めるとともに、地域の持つ特性や周辺環境を生かした良好な市街地の整備改善を図ります。

また、常磐新線沿線整備地域は、鉄道整備と一体の土地区画整理事業により、各施行地区の特性を生かし、新たに本市及び東葛北部地域の核となる中心市街地の形成を図り、自然環境に配慮した良好な住環境の整備を進め、周辺の既成市街地と有機的な結合を図ります。

一方、常磐自動車道流山インターチェンジ周辺地域は、新川耕地の地域特性に配慮し、ポテンシャルを有効に活用した土地利用を図ります。

3 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全

魅力あるまちには個性があり、そこに住む人々は、愛着や誇り、ふるさとも感じています。まちの「景観」や「歴史環境」は、「まちの個性」を醸し出す主な要素となっています。

そこで、市民が生活空間に潤いや愛着と誇りを感じるまちを形成していくために、良好な都市景観の形成と地域の歴史、自然、文化等の資産の保全や活用を市民の理解と協力を得ながら推進し、「流山らしさ」の醸成に努めます。

4 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進

市民の快適な生活環境を確保するため、江戸川左岸及び手賀沼両流域関連公共下水道の整備を推進し、併せて公共用水域の水質保全に努めます。

このため、中長期的な整備計画に基づき污水处理及び雨水排水施設等の効率的な整備を推進します。

5 土地利用・生活環境に配慮した道路整備

円滑な都市活動の支援と生活環境の保全を図るため、都市計画道路や身近な生活道路を体系的に整備するとともに、市民が安全で快適に利用できるよう、ゆとりと潤いのある道路空間の整備を推進します。

6 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備

市民の身近な自然空間である河川・排水路を整備改善し、災害の未然防止を図るとともに、安全性と快適性を兼ね備えた市民生活の向上を目指します。

7 水需要に応じた水道事業の展開

市民への安全な水の安定供給を確保するため、将来の水需要を踏まえた水源の確保や、湧水・地震などの災害に対応した水道施設を整備し、給水体制の充実を図ります。また、経営の合理化に努めるとともに、市民サービスの向上を目指します。

8 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実

市民の通勤、通学並びに日常生活における足として重要な交通機関の確保、利便性の向上を図るため、常磐新線の早期開業を促進するとともに、これを公共交通機関の骨格として、既存鉄道やバス路線の整備、充実を図りつつ、常磐新線沿線整備と合わせた公共交通機関の整備や再編成により、有機的な交通体系の推進に努めます。

また、事業者の理解を得て、利用者の快適性を重視し、高齢化社会に対応した公共交通機関のバリアフリー化などを促進します。

2節 生活の豊かさを実感できる流山

市民が生活の豊かさを実感し、健康で充実した市民生活を送るには安全の確保や生活基盤の整備に加え、地域に根ざした連帯意識の醸成と市民と行政が一体となった生活環境づくりが必要です。

また、市民生活を取り巻く社会環境が大きく変化する中で物質の豊かさや多様な生活関連施設の整った居住環境を望む一方で、省エネルギーやリサイクル活動等、環境にやさしい生活を求める市民が増加しています。

このため、市内に残された自然環境を守り、まちづくりに生かしながら、より自然の恵みを享受できる快適な生活環境の整備に努めるとともに、減量、資源化を重視した廃棄物処理や施設整備に努め、廃棄物ゼロ社会を目指します。

さらに、市民の生命や財産を守るため、本市の特性を踏まえた防災対策や消防体制の充実、交通安全、防犯、消費者対策の推進等、積極的な行政施策を展開します。

また、市民が互いに信頼しあい隣人愛や連帯意識をもって、より良い環境、より豊かな生活を求めて協力しあえるような地域社会を形成し、「生活の豊かさを実感できる流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に推進します。

1 豊かで美しい生活環境の創造

市民が清潔でうまい生活を送れるように、市民参加による環境美化運動や一日清掃運動を更に推進するため、市民団体、環境ボランティア団体等の育成強化を図るとともに、環境美化に関する意識の啓発を積極的に行います。

また、市民生活に影響を及ぼす公害の未然防止を図るとともに、日常生活や通常の事業活動が起因となっている都市・生活型公害、地球環境問題に地域の課題として取り組み、対応していくため、環境への負荷の低減に努めます。

2 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり

市民の文化的、健康的な生活を守るため、廃棄物の排出抑制を一層推進するほか、再資源化のための分別の徹底を進め、環境に負荷を与えている焼却量、埋立量の削減に努めます。合わせて最新技術を導入した廃棄物処理施設を整備し、環境に与える負荷の削減に努め、環境との共生を図ります。

また、資源の完全再資源化を目指すほか、廃棄物からの資源への転換を図り、焼却する場合は熱エネルギーの活用など、廃棄物循環型の都市づくりを目指します。

3 自然災害・都市災害への備えと予防

自然災害や複雑多様化する都市災害に起因する消防災害及び救急需要の増加に対応するため、消防施設、装備、人員等の消防力を充実強化するとともに、消防防災拠点施設の適正配置に努めます。

また、災害予防対策及び応急対策を確立するため、自主防災組織等への積極的な支援、防災教育等の展開による組織の充実強化、防災備蓄の促進、防災行政無線や気象情報システム等の防災総合情報システムの整備、各種ライフラインの確保に努めます。

さらに、災害時における飲料水等の確保及び安定供給については、防災井戸の設置、耐震性の高い水道施設の整備や緊急復旧の資機材の備蓄強化を図るとともに、広域的な水道復旧相互応援体制の一層の充実に努めます。

防災は、市民共通のテーマであり、災害における迅速かつ的確な予防対策、応急対策及び復旧対策が望まれることから、災害に強い安全なまちづくりの構築に向け、総合的な消防・防災体制を整備します。

4 日常生活での安全性と快適性の確保

社会生活に欠くことができない自動車も、一方で車社会がもたらす弊害も多く、市民生活の身近に起きる交通事故は、当事者にとっては大変悲惨な結果をもたらしています。

このため、交通事故の抑止と快適な交通環境の創出を目指し、更によりよい生活環境を確保するため関係機関と連携を強化し、歩行者や自転車に優しい安全な生活道路空間の確保に努めます。

また、環境に優しく手軽で便利な自転車は省エネルギーや健康増進・環境保護の観点から見直され、自転車を利用する市民は増加傾向にあります。

このため、需要台数に見合う新たな駐輪場の設置や既存駐輪場の整備充実に努めます。

一方、市民の生命財産の安全確保を脅かす犯罪は悪質化・広域化・スピード化の傾向を一層強め、市民生活の身近なところで発生しています。したがって、警察をはじめ自治会や各種防犯団体との連携をさらに密接に進めるほか、学校やPTAの「防犯協力の家」活動等の育成強化に努めます。

5 賢い消費者の育成

市民が消費者として安全で合理的な消費生活を送るため、商品や食品に対する知識や、消費者が契約する際の各種情報を提供して、主体的、合理的判断のできる消費者の育成に努めるとともに消費生活上のさまざまなトラブルに対応する相談業務の充実に努めます。

6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進

本市では心の通い合う地域社会づくりを目指し、市民参加を基調とした全市コミュニティ施策の推進に努め、市民の連帯と協調と奉仕の精神に支えられたコミュニティ活動によって地域ごとに特色あるコミュニティが形成されてきました。

しかし、常磐新線の建設による新たなまちづくりに伴って地域区分や住区が大きく変わることが予想されます。

このため、コミュニティ地区の再構築が必要になり、今後も市民一人ひとりの自治意識と連帯感に支えられた自立型の地域社会づくりを目指し、市民意識の多様化等に対応した新たなコミュニティ施策を推進するとともに、その基盤となる施設の充実に努めます。

3節 学び、受け継がれ、進展する流山

科学技術の高度化・情報化の進展により、社会情勢は大きく変化し、都市化や国際化が進み、人々の教育・文化に対する価値観は多様化しています。

学校教育においては、いかに社会が変化しようとも、自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康と体力など、「生きる力」を育むことが求められています。

また、余暇時間の増大や生活水準の向上、あるいは、少子・高齢化社会の到来により、人々は物質的な満足より精神的な充足を求めるようになっていきます。

このような観点から、人々が各々のライフステージに応じ、自己に適した方法・内容を見つけ生涯にわたる教育・文化活動を行うことにより、自然や文化に親しみ、趣味、

スポーツ、レクリエーションなどを楽しむことはもちろん、新しい知識や技術を習得し、生活の中に生かすことのできる教育環境を整備します。

また、ボランティア、福祉、環境保護、産業振興等、広い範囲での教育・文化活動を推進するための体制を整備し、「学校」「家庭」「地域」「行政」が連携して、積極的に取り組むことにより「学び、受け継がれ、進展する流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に推進します。

1 いつでも、どこでも、誰でもができる生涯学習の推進

高度で多様化する市民の学習ニーズに応じ、かつ、ライフスタイルや生活課題に応じた学習機会を提供するとともに、市民が主体となった推進組織の整備に努めます。

また、市民の生涯学習活動を支援するための施設の整備充実、事業の連携や施設利用の相互活用を推進するためのネットワーク化、学習情報提供システムの構築、学習相談体制の整備、専門的な知識や技術を持つ指導者の発掘と活用及びボランティア活動の支援等、生涯学習の推進に努めます。

2 個性を生かす教育環境の基盤充実

社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい幼児・児童・生徒の育成のため、家庭や地域社会との連携のもとに、創意工夫により特色ある教育、特色ある学校づくりを推進し、生涯学習の基礎となる「生きる力」の育成に努めます。

また、心を豊かにする体験活動やふれあい活動を重視し、幼稚園・小中学校・高等学校との連携を図り、個性を生かす教育環境の基盤充実に努めます。

3 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり

次代の担い手となる青少年が、少子・高齢化や、国際化・高度情報化等の社会変化に主体的に対応しながら、人格と識見の優れた社会人となるよう「生きる力」の基礎となる資質や能力を培う育成事業を推進するとともに、「学校」「家庭」「地域」「行政」が一体となり、青少年を育てるための地域環境づくりに努めます。

また、青少年を非行から守るための広報啓発活動、街頭指導活動、青少年ふれあい運動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

4 ながれやま市民文化の継承と醸成

芸術文化に対する市民ニーズを的確に把握し、情報提供ができる体制を整備するとともに、参加型、創造型の活動を積極的に育成・支援し、地域における自主的な芸術文化活動の促進に努めます。

また、既存施設のリニューアルを推進し、活動の場の提供に努めます。

さらに、市民の共有財産である文化財や伝統文化の保存・継承に努め、特色ある市民文化の醸成を図ります。

5 スポーツ活動の基盤づくり

市民の健康なからだづくりと健全な精神を増進するために、それぞれの目的に応じたスポーツ・レクリエーション活動に自主的・積極的に取り組める生涯スポーツ事業の

推進に努めます。

また、体育施設の整備充実を図るとともに、指導者の育成と活用を図るための体制を整備し、生涯にわたり個々の能力に応じて、手軽に楽しく、しかも継続的にスポーツ活動ができる基盤づくりに努めます。

6 国際社会への対応

本格的な国際社会の進展に対応したまちづくりや人材の育成を積極的に推進するために、青少年の海外派遣や、市内外の外国人との交流などの施策を積極的に展開し、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

また、庁内体制を整備し、庁内各部門の国際理解を深めるための機会の充実を図るとともに、関係団体の活動を支援し、地域に根ざした国際交流を推進し、国際理解や国際貢献の認識を高めながら国際社会への対応に努めます。

4節 誰もが充実した生涯をおくることができる流山

平均寿命の伸びと出生率の著しい低下による少子・高齢化社会の進展のなかで、地域で安心して生活できる社会の創造は、市民福祉の原点であり、全市民の願いです。

21世紀における急激な少子化・高齢化等の諸情勢に対応し、健全な社会保障制度の確立に向け、福祉的な措置制度からサービスの自主選択・契約方式への転換など社会福祉制度の基礎構造改革が進められています。

一方、核家族化等家族構成の変化や市民ニーズの多様化・高度化、女性の社会進出に伴い、育児や介護ニーズ等の社会福祉需要はますます高まる傾向にあり、福祉ニーズの社会化、普遍化が一段と進むものと思われます。

こうしたなか、今後の福祉施策は、自助・互助・公助の適切なバランスのとれた展開が基本と考えられており、地域に密着した福祉活動、施策の充実向上が求められています。

このため、今後の諸施策の推進にあたっては、自らが健康で明るい生活が送れるよう自立自助を基本に、障害や高齢等により要援護・要介護になっても地域で安心して暮らせるように、バリアフリーのまちづくりを推進し、公・民協働で多様なニーズに適切に対応した保健医療福祉のサービス供給体制の充実向上に努めます。

また、児童の健全育成や一人暮らし高齢者等の社会参加・生活支援の推進、さらにはボランティア、NPO、地区社会福祉協議会等の地域で支える福祉活動を推進するなど、「誰もが充実した生涯をおくことができる流山」の実現を目指し、諸施策を積極的に推進します。

1 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

女性の社会進出や核家族化の進行などにより、安心して子どもを生み育てる環境整備が望まれているため、今後の保育児童数の推移を見通しながら、民間活力の導入や保育・児童施設の整備・充実を図るとともに、保育内容等の充実あるいは民間活力のさらなる活用に努めます。

また、各地域ごとの相談支援活動の充実に努め、児童育成計画に基づき計画的に諸施策を推進します。

2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり

高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立し、いきいきと

暮らしを社会づくりが求められているため、充実した人生を送るための生きがい対策や健康づくりの諸施策を積極的に推進するとともに、高齢者・障害者の社会参加や、自立に向けての環境づくり、支援体制の整備に努めます。

また、介護が必要となった場合にも多様なニーズに対応できるよう保健・医療・福祉のサービス供給体制を整備します。

3 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり

母子・父子家庭等のひとり親世帯や生活困難者の社会的な自立促進に向け、各種扶助制度や援護措置あるいは法外援護の充実に努めます。

また、相談・指導体制の強化を図るとともに同じ悩みを抱えた人々の相互コミュニケーションの場づくりに努めるなど、社会的自立と安定した家庭生活を確保するために支援します。

4 健康で明るい暮らしづくり

市民の保健や健康に対する関心が高く、そのニーズも多様化、高度化しているため、保健・医療・福祉の施策の一体化を図り、より効率的で効果的なサービスの提供に努めます。

また、市民の疾病予防や健康づくりへの啓発、健康教育事業等の充実に努め、医療・介護等の保険運営の健全化に資するとともに医療体制を整備し、在宅ケアを推進します。

5 地域で支える福祉のまちづくり

高齢化、核家族化の進行により、地域福祉に対するニーズが高まり、市民がお互いに助け合う地域ぐるみの福祉の推進が求められていることから、地域に根ざした活動拠点の整備充実に努めます。

また、福祉団体やボランティア、NPO等の民間団体の育成などを積極的に推進し、地域の連帯感を根底においた地域で支える福祉のまちづくりを実現します。

6 バリアフリーのまちづくり

市民の誰もが住みやすく自立できるまちづくりの実現のため、公共施設や交通機関等のバリアフリー化の促進や住宅改造の支援をします。

また、誰もが主体的に社会参加できるよう情報提供体制を整備します。

さらに、防犯防災対策を充実させるとともに、障害者などに対する正しい理解を得るためにバリアフリー意識の啓発活動を推進します。

7 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり

介護保険制度の導入等により、市民自らが保健・医療・福祉に対するサービスを選択する時代となることから、多様な市民ニーズに適切に対応するため、相談窓口体制を整備するとともに、各種サービスの情報提供に努めるため情報網のネットワーク化を図ります。

また、サービスの質の向上を推進するため、事業者の立地誘導や事業者連絡会議等の設置に努めます。

5節 賑わいと活気に満ちた流山

本市の商業については、小規模な宅地開発により形成さ

れ、商店街としての経営基盤が弱く、大型店の進出等による影響が生じており、商業地の活性化と各商業地間の情報ネットワーク化を検討することが必要です。

工業については、小規模事業所が点在し、生産と生活の相互に環境問題が生じ、住工混在の解消策が課題となっています。

農業については、都市化の進展に伴う農地の減少や農業従事者の高齢化及び後継者不足等のほか、農住混在化による生産環境の悪化等が顕在化しており、地域と共栄できる農業の推進が必要となっています。

一方、誰もが安心して働ける就業の場の確保と福利厚生等の充実や市民の余暇時間の増大等に伴い、自然環境を生かした観光施設の整備等が求められています。

このようなことから、常磐新線沿線整備事業によって、新たに創出される新市街地駅周辺への商業・業務機能の形成を図るとともに、既存商業地の活性化と質的向上に努め、各商業地間の情報ネットワークを構築します。

さらに、地場産業の生産性の向上と集団化等による生産環境の整備改善を図り、雇用の場の確保と、勤労者の福利厚生事業の推進に努めるとともに、高齢者や障害者雇用の機会の拡大とバリアフリー化に努めます。

一方、農業生産基盤の整備を促進し、望ましい経営体の育成支援に努め、高生産高収益の都市型農業を推進します。

また、気軽に自然や遺跡、地域の伝統行事などに親しめる観光、レクリエーション施設等の整備に努め、「賑わいと活気に満ちた流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に展開します。

1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化

本市商業の活性化を図るため、常磐新線新市街地駅周辺にレクリエーション施設等を含む商業集積による中心商業核や業務核の形成を図り、購買力流出都市からの脱却を目指します。

また、既存商店街においては地域の特性を生かした商店街づくりと、市民が安心して楽しみながら買物ができる活気のある商店街の形成に努めるとともに、事業者の意識改革や個店の近代化を促進し、各商店街をつなぐ情報ネットワークの構築を確立します。

さらに、高齢者・障害者など誰もが安心して買物ができるよう、商店街のバリアフリー化を推進します。

2 工業の強化と新たな産業の創造

市街地に混在する工場の再配置及び生産環境を改善するため、市街地内の工場移転を促進し、新たな工業団地等の整備に努めます。

また、優良先端産業の誘致政策や東葛テクノプラザ及び周辺大学等を中心とした研究開発の場づくりに努め、技術指導、新たな事業創出の指導等を受けながら設備の近代化や生産技術の向上・情報化等を推進します。

3 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり

健康でゆとりある生活の実現のため、快適な職場環境づくり、福利厚生施設整備の促進、勤労者の余暇活動施設の充実に努めます。

また、勤労者に対する労働時間の短縮、中小企業退職金共済制度への加入を促進します。

一方、高齢者・障害者の就業は厳しい状況にあるため、公的機関等との連携を密にしながら、雇用対策の充実を図り就業機会の確保を促進します。

4 多様な方面からの農業の振興

個性豊かな農業の実現を図るため、地域の特性に合わせた生産性の高い近代的農業施設の整備の促進に努め、高生産・高収益の都市型農業を確立します。

また、市場至近性を活かした、生産性の高い快適な労働環境の確保のため土地集約型農業やハイテクノロジー、バイオテクノロジー等を活用した技術集約型農業を推進します。

さらに、東葛地域の農業の拠点となる施設の誘致等に努めながら、望ましい経営体を育成し、地域との共栄を基本とした農業の振興を図ります。

5 特色ある観光の育成と創設

市民の観光やレジャーに対する関心が高まるなかで、豊かな自然環境を利用した観光施設づくりに努めるとともに、数多くある歴史的遺産を観光資源として活用した魅力ある観光ルートの整備を図ります。

また、既存の観光施設の維持・管理や啓発を強化するとともに、新たな観光の創出に努めます。

さらに、東葛地域の観光資源をネットワークする「水辺廻道」等、広域の観光ルートの整備を推進するとともに、観光物産としてのふるさと産品の普及や創出に努めます。

6章 公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営

将来都市像の実現に向け、基本構想で定める施策を円滑に推進していくためには、価値あるまちづくりを念頭に置きつつ、市民ニーズを的確に把握し、かつ、地方分権社会の到来も踏まえ、時代の変化に迅速・的確に対応した主体性・透明性ある効率的・効果的な行財政運営の積極的な推進を図っていく必要があります。

また、個人の尊重と真の男女平等の実現を目指す、男女共同参画社会の構築及び生活行動圏の拡大や自治体の共通事務事業等に対応した広域的な相互協力を図っていくことも必要です。

施策の展開にあたっては、市民自らが自覚と責任をもって自主的にまちづくりに参加することのできる方策を検討しながら、市民の役割、行政の役割を認識し、これまで以上に市民と行政との信頼関係を構築し、推進していくことが肝要となります。

一方、今日は21世紀への橋渡しの時期にあって、行政を取り巻く社会経済情勢は非常に厳しい状況下であり、長期的展望に立った事務事業の簡素化、効率化、適正化を強力に推進した行財政運営が求められています。

また、市民の求める行政需要もますます複雑化、多様化し、より一層的確かつ柔軟な行政サービスの向上が求められてきています。

これらの状況を踏まえ、「公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」の実現を目指して、諸施策を積極的に展開します。

1 市民参加の地域社会づくり

市民の日常生活に密着した行政運営を展開していくため、地域、団体等の活動活性化への支援、市民各層及び団体等のリーダーの育成、市民等の間及び行政との相互交流を図り、公・民パートナーシップを構築し、相互協調、信頼関係のもとに市民活力を活用した地域社会づくりを推進します。

具体的には、目的、範囲、構成員など、市民参加がさらに発展、定着し、さまざまな市民の声が反映できるように公・民が協働してルールづくりに努めます。

また、市民の意思を行政に反映させ、行政運営の透明化を図るためには、行政の保有する情報を市民と共有する必要があり、積極的な情報提供、情報収集など情報交流の充実に努めます。

2 健全で効率的な行財政運営

将来都市像を実現するための政策企画の充実を図りつつ、進行管理機能の充実した組織機構の構築に努めます。

また、市民の満足度を視野に入れた事務事業の精査や市有財産の有効な活用を図るとともに、事業、予算、効果が総合的に評価できる新たな行財政システムを検討し、社会の要請に適合した評価重視型の行財政運営と事務処理体制を確立します。

このため、既存の組織や事務事業の見直しによりこれまで以上に公務効率の向上に努めます。さらに、職員は改めて全体の奉仕者としての自覚を持ち、真摯な執務態度で行政サービスが提供できるよう専門的能力、政策形成能力、創造的能力の向上に努めます。

3 地方分権・広域行政への取組み

地方分権による具体的な権限委譲に伴い、自治体における自己決定権が拡大し、自治体の政策法務機能がこれまで以上に求められることから、職員の政策形成能力、法制執務能力の向上を図るとともに、市民に対する説明責任の明確化に努めるほか、民間活力の活用を視野に入れた施策を展開します。

また、多種多様化する市民の要望は、市域を越えた広域的な対応が求められるものもあり、今後とも近隣自治体と連携した共同事業の実施や行政課題の調査研究に努めます。

4 男女共同参画社会づくり

人々の意識や行動、社会の慣習、慣行の中には、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が存在し、女性や男性の多様な生き方の選択に影響を与えていることから、人権尊重の視点に立った男女平等意識の定着を図り、固定的な性別役割分業意識の解消に努めます。

また、男女がともに社会のあらゆる分野に対等に参加し、その意思決定に参画できるよう啓発等に努めるとともに、育児、介護支援等社会環境づくりを推進します。

年表

年月日			できごと
昭和	42年	1月 1日	市制施行（千葉県下20番目の市となる、人口42,649人）
	44年	4月 5日	市の人口5万人を突破
		7月16日	文化会館がオープン 市民の文化・芸術の拠点に
	48年	4月 1日	武蔵野線開通で南流山駅が開設
	51年	11月 7日	市民総合体育館がオープン 総合運動公園とともにスポーツ振興の拠点に
	52年	1月14日	市制施行10周年を記念し、福島県相馬市と姉妹都市を締結
	53年	6月 1日	図書館・博物館が開館
	54年	2月17日	市の人口10万人を突破
	60年	1月24日	流山市域の常磐自動車道が開通
		4月 5日	流山市商工会館がオープン
		7月11日	運輸政策審議会で常磐新線（現つくばエクスプレス）の市内通過を答申
	61年	3月10日	流山警察署が開署
	62年	1月17日	市制施行20周年迎え、平和都市宣言を行なう
		3月27日	市役所新庁舎が落成
平成	2年	12月 1日	流山勤労者総合福祉センター（現コミュニティプラザ）がオープン
	3年	5月 3日	流山トーテムポール国際大会が開かれる、総合運動公園に高さ21mのトーテムポールが設置
		5月31日	本市初の工業団地が完成
		6月 1日	市民ふれあいセンター・相馬ユートピアがオープン
	4年	3月26日	常磐自動車道流山インターチェンジ・流山有料道路が開通
	8年	4月10日	森の図書館（北部地域図書館）が東深井にオープン
		10月 1日	流山市ケアセンターがオープン
	9年	5月17日	市制施行30周年を記念し、長野県信濃町と姉妹都市を締結
	11年	4月 1日	流山運転免許センターが業務開始
		7月 1日	市の人口15万人を突破
	16年	4月 1日	流山市クリーンセンターがオープン
		11月20日	新選組サミット in 流山が開かれる（この年、NHK大河ドラマで「新選組！」が放映）
	17年	8月24日	つくばエクスプレスが開通 市内に南流山駅、流山セントラルパーク駅、流山おおたかの森駅が開設
		11月21日	市内3路線（現在は6路線）で市のタウンバス「ぐりーんバス」が運行開始
	18年	4月16日	生涯学習センターがオープン ※旧流山青年の家が県から移譲されたことに伴いリニューアルオープンしたもの
		4月25日	ほっとプラザ下花輪（下花輪福祉会館）がオープン ※クリーンセンターの地域融和施設として整備。焼却施設の余熱を利用した温浴施設あり
	19年	1月27日	市制施行40周年を迎え、記念式典にて健康都市宣言を行う
		3月12日	おおたかの森出張所が開設
		7月 1日	おおたかの森送迎保育ステーションオープン
	20年	7月 1日	健康都市プログラム策定
		7月 1日	南流山に市内2つ目の送迎保育ステーションをオープン
		12月 1日	ぐりーんバス利用者100万人を達成
	21年	4月 1日	「流山市自治基本条例」及び「流山市議会基本条例」が同時施行
		4月 1日	PFIによる教育と福祉の複合施設・小山小学校がオープン
		4月30日	市の人口16万人を突破
		4月	つくばエクスプレスの1日平均乗客数が27万人を突破

用語解説

あ行

用 語	解 説
I S O	〔アイ・エス・オー〕 国際的な非政府組織である国際標準化機構が制定する規格のこと。環境マネジメントに関する規格はI S O14001。
I C T	〔アイ・シー・ティー〕 情報通信技術のこと。 Information and Communication Technologyの略。
アウトソーシング	外部への業務委託を指すが、本市では、市民参加の一環として、個人の市民、N P O※〔エヌ・ピー・オー〕（法人・ボランティアを含む）、自治会、民間企業を含め外部の機能や資源を活用することを指す。
アグリサポート	労働力が必要な農家と農家の手伝いをしたいという市民がそれぞれ登録を行い、条件の合った人と契約をした上で、農作業を手伝う制度。
安心メール	市民に、災害や火災、防犯に関する情報を提供するもので、メール機能を使い、携帯電話・パソコン・PHS〔ピー・エイチ・エス〕に送信するもの。
Y E Sプログラム講座	〔イエス・プログラム講座〕 企業が若年者の就職に際して特に重視している「コミュニケーション能力」「職業人意識」「基礎学力」「ビジネスマナー」などの就職基礎能力の修得を支援する、厚生労働省が創設した事業のこと。Youth Employability Support-Program（若年者就職基礎能力支援事業）の略。
異業種連携	業種の違う人々が集まって、交流・連携することであり、相互の強みを活かした商品開発やネットワークづくりを行う。
依存財源	歳入のうち、国庫支出金や県支出金、市債※などのように国、県などの意思決定に基づいて収入される財源。
井戸更生	井戸に水を送り込んでスクリーンの目詰まりを取り除いたり、水中ポンプを修繕したりするなどして、井戸の機能を回復すること。
ウォーターピクス	ウォーターエアロピクスの略語で、水泳以外の水中での有酸素運動をいう。
駅前保育	駅周辺で行う保育のこと。乳児を持つ共働き世帯を支援するために駅型保育所等において保育サービスが提供される。
エコアクション21	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した「エコアクション21 ガイドライン」に基づく、事業者のための認証・登録制度。
エコ農業	家畜排せつ物等を有効利用して得られるたい肥等を活用した土づくりに加え、化学肥料・化学農薬の使用を節減した農法。
S P C	〔エス・ピー・シー〕 企業の保有する不動産などの資産を企業から譲り受け、その資産を担保に資金を調達するための会社。 Special Purpose Companyの略。
N P O	〔エヌ・ピー・オー〕 政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命（ミッション）の精神を尊重して行う非営利組織・団体。 Non-Profit Organizationの略。
温室効果ガス	大気中にある二酸化炭素（C O ₂ ）やメタンなどの、赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる気体のこと。人の活動により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素（C O ₂ ）、メタンなどの6種類についての削減が定められている。

か行

用 語	解 説
カーシェアリング	自動車を個人ではなく、複数の人で組織的に共同利用する仕組みのこと。
学童保育	家庭の事情等によって、家庭保育の困難な小学校1年生から3年生までの児童の保育を行い、児童の健全育成と事故の防止を図るために行う事業。その施設を「学童クラブ」という。
課税客体	課税の対象のこと。

用 語	解 説
家族経営協定	農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。
学校サポートボランティア	保護者や地域の人材に、ボランティアとして児童・生徒の指導等を支援する活動をお手伝いいただき、学校教育活動の充実を図るもの。
環境家計簿	電気・ガス・水道・ガソリンの使用量やごみの排出量などを家計簿と同じように記録し、日常生活の環境への負荷を認識するための手法のこと。家計の節約にもつながる。
環境基準	環境基本法に基づき国が定めた政策目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされている。
環境基準達成率	あらかじめ定められたエリア内（日本国内、千葉 県内、江戸川流域とか）における測定地点（測定局等）で、環境基準※値をクリアした箇所（局）の割合のこと。
環境白書	環境基本計画をはじめとした環境施策の実施状況や目標の達成状況などを総合的にとりまとめた年次報告書のこと。
環境保全型農業	環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。
行政評価	行政全般の政策、施策及び事務事業について、どれだけの成果をもたらしたかの指標（アウトカム）等を用い、有効性または効率性を評価した結果を行財政運営に活用すること。
協働	市民・事業者・行政など異なる立場の者がそれぞれの特性と立場をお互いに理解・尊重し共有する地域社会の課題解決に向け連携協力することにより相乗効果の上がる行動をいう。
グリーンチェーン戦略	本市の豊かな緑と、住宅の庭先の緑をつなげることによって、緑豊かな環境を創り、街全体の価値を高めた、「都心から一番近い森の街 流山」を目指すもの。
ぐりーんバス	市が事業主体となり、路線バスが運行していない市街地と駅を結ぶ交通手段として運行しているタウンバスの名称。
景観計画	流山市のまちを美しく、快適で個性豊かな都市に育て、良好な景観の形成を推進する計画のこと。
景観形成作物	農業生産を目的とするだけでなく、地域の景観向上に寄与する作物。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、経常経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のこと。
健康都市宣言	市民の健康増進をまちづくりの中心に据え、健康を取り巻く環境づくりを推進するため、WHO〔ダブリュー・エイチ・オー〕（世界保健機関）憲章の精神を尊重して、市民一人ひとりが健康で楽しく、いきいきと暮らすことができることを願い、宣言した。
建築協定	地域住民が良好なまちづくりのため、地域の特性に応じ、建築基準法で定められた基準に上乗せする形で、建築物の建て方など一定のルールを設け協定する制度。
公債費	地方公共団体が借り入れた市債※の元利償還金及び一時借入金利子の合算額のこと。公債費の増加は財政の硬直化の原因となりかねない。
公債費負担比率	財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費※に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合のこと。
広聴機能	市民の意見・要望・苦情などを直接収集、聴取することによって自治体の行うべき計画策定や行政運営に対して、一定の指針を与え、よりよいまちづくり、共同生活の発展に努力しようとするもの。住民主体の施策づくりには必要不可欠であり、市民と行政のコミュニケーションをより円滑に行うための機能のこと。
高度処理型小型合併浄化槽	通常の合併処理浄化槽の機能に、窒素やリンを除去する機能を備えた浄化槽。
国民保護計画	他国からの武力による攻撃（武力攻撃事態）やテロ攻撃（緊急対処事態）時における、住民の避難や救援に関する措置、市の体制などを定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活等に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的として策定した計画のこと。

用 語	解 説
子育て支援センター	育児不安等についての相談指導、地域の子育てサークル等への育成・支援、乳児保育や特別保育事業の積極的実施、ベビーシッター等地域の保育資源の情報提供、家庭保育を行う者への支援などを行う施設のこと。
子どもショートステイ	子どもの養育が困難になった場合に、市が委託する施設で短期的に預かる制度。施設では、食事の提供・身の回りの世話・学習の援助・遊びの指導などを行う。
子ども専用いじめホットライン	いじめ問題の未然防止を目的に、保護者や児童・生徒などが気軽に「いじめ」に関する相談ができる専用電話のこと。
コミュニティ	地域社会。地域共同体。
コミュニティスポーツ	だれでもが気軽に参加でき、健康・体力増進と参加者の交流をめざすスポーツ活動のこと。

さ行

用 語	解 説
サーバ	一般的にはネットワークの中心となるコンピュータをサーバコンピュータと呼び、略してサーバと呼ぶ。
財政健全化判断比率	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定することが義務付けられた。 なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を指す。
債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事項・期間・限度額について、予算の内容のひとつとして定める必要がある。
産学官連携	企業・団体・NPO※〔エヌ・ピー・オー〕・学校・行政が目的を同じくし、連携して事業等を行うこと。
三位一体改革	国と地方の間において「国庫補助負担金の削減、地方交付税の縮小、税源の移譲」の3つを同時に進めようとする考え方（改革）のこと。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権の拡大が目的。しかし、税源の移譲が、地方交付税の縮小等に比べて少なかったため、地方財政はより厳しさを増している現状が懸念。
CO ₂ 吸収源	〔シー・オー・ツー吸収源〕二酸化炭素（CO ₂ ）の吸収源の種類としては、海洋、森林、土壌があるが、本計画では、公園・緑地・街路樹・グリーンチェーン認定宅地等の緑をCO ₂ 吸収源としている。
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。
市債	地方公共団体が事業を行うための財源調達のために行う借入金。返済は、一会計年度を越えて行われるものをいう。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、地方税、使用料、財産収入などがある。
市長マニフェスト	市長選挙の際に候補者が有権者に対して提示する政策集のこと。当選後に実現すべき政策について、目標や期限などを具体的に示したもの。
実質赤字比率	標準財政規模※に対する一般会計等の実質赤字の比率。
実質公債費比率	標準財政規模※に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率。この比率が18%を超えると、市債※の発行に際し総務省の許可が必要となる。
指定管理者制度	公の施設の管理運営を、民間事業者を含む幅広い団体が議決を経て、管理運営を代行できる制度。平成15年6月の地方自治法の一部改正により施行。
シティセールスプロモーション	シティセールスとは、都市や地域の魅力などを内・外に効果的にアピールすること。 シティセールスプロモーションとは、市の魅力などの周知を図り、企業誘致、住民誘致につなげるための活動のこと。

用 語	解 説
指定道路	道路法、都市計画法などの法律によらない宅地造成などにより造られた私道や古くから地域で利用されている4m未満の道で、特定行政庁から道路として指定された道路。
市民の森	市が借上げ、市民が自由に散策し、やすらぎを感じ、心身の健康を増進できるよう、貴重な樹林を良好な状態で保全する民有林。所有者の土地利用により、恒久的な借上げができない側面もある。
循環型社会	3R（リデュース、リユース、リサイクル）などを実践することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
将来負担比率	標準財政規模※に対する公営企業・出資法人等を含めた一般会計等が、将来負担すべき実質的負債の比率。
初期医療	かかりつけ医などの身近な診療所等での入院を必要としない診療。一次救急、一次医療などともいわれる。
シルバーサービス事業者連絡会	流山市で事業を行うシルバーサービス事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上等を図るために設置されている組織。
新型インフルエンザ	動物のインフルエンザが突然変異によりヒトにも感染するようになったものの総称。誰も免疫を持たないため短期間で感染が広がる恐れがある。21年春から流行の豚由来のH1N1型以外にも多くの型があり、鳥由来のH5N1型などが強毒性となる可能性が指摘されている。
新行財政改革実行プラン	平成17年度から21年度までの5年間に本市の行財政改革を推進するため、平成16年度に行財政改革の基本的な指針と改革項目を掲げた新行財政改革実行プランを策定した。
スクールガード・リーダー	学校や学区の巡回を定期的に行い、学校及び地域のボランティアと協力して子どもたちの安全を守るリーダーのこと。
生活排水対策推進計画	水質汚濁防止法に基づき生活排水対策重点地域を含む市町村が策定する生活排水対策の実施を推進するための計画。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第13条において、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めるもの。
セーフティネット	中小企業庁が行うセーフティネット保証制度を指す。この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度のこと。
全市コミュニティ推進委員会	地域まちづくり協議会※を支援・推進する組織。
送迎保育ステーション	保護者が出勤などの途中、市内の各保育園に通う乳幼児を送迎ステーションに預けた後、ステーションからそれぞれの保育園にバスで送迎するシステム。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ。子どもから高齢者まで、様々なスポーツに参加できる。
総合評価方式入札	価格のほか、技術提案などの要素も加味して落札者を決める入札方式のこと。

た行

用 語	解 説
タウンミーティング	事業や政策について、行政側が一方向的に説明するのではなく、市長や市幹部に対して直接意見を言うことができる討論会のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた法律のこと。

用 語	解 説
男女共同参画プラン	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法※第14条3項の規定により、市町村に策定の努力義務が課せられた計画。本市における施策の基本的な方向性を明示し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的・体系的に整理したもの。
地域の教育力	地域の人々、自然、文化あるいは歴史や伝統を通して、子どもたちに豊かな人間性や社会の構成員として規範意識などを育む機能。
地域まちづくり協議会	小学校区を単位として、地域内で活動する自治会・NPO※〔エヌ・ピー・オー〕・地区社会福祉協議会などの団体及び個人が一つの組織にまとまり、地域の課題は地域で協議し、協働して解決する地域住民自治組織。
地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定する温室効果ガス※排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画で、市町村の事務事業と区域施策に関するものがある。
地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性に応じて良好なまちづくりを行うために、地区の目標や建築物の建て方のルールなどを具体的に定め、住民などの意見を反映しながら、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かく定めるもの。
地産地消	地域で生産された産物を、その地域で消費することをいう。
知識集約型	労働集約型産業に比べ、知識や技術を多く投入する産業のこと。代表的なものとして、コンピュータ関連産業、バイオテクノロジー産業などがある。
千葉県消防広域化推進計画	千葉県では、平成20年2月に千葉県消防広域化推進計画を策定し、県内を7地域に区分することを計画している。流山市は、松戸市・柏市・我孫子市・野田市の東葛5市による広域化計画となっている。
地方分権一括法	機関委任事務制度（知事や市町村長を国の地方出先機関とみなして、国の事務を行わせる制度）の廃止や国の関与の縮減、地方への権限委譲など、地方分権を推進するために関係する法律（475本）を一括して改正した法律のこと。
T X	〔ティー・エックス〕つくばエクスプレスの通称。
定員適正化計画	コスト削減と同時に市民との協働を実践していくために、職員総数を削減する年次計画として策定した計画のこと。なお、別途策定するアウトソーシング※（市民による業務参加）計画は、職員数の削減と歩調を合わせ、市民との協働※が可能な業務を明確化し、実践するための計画と位置付けている。この両計画を連携させ、実践することにより、市民の英知を最大限に活かし、小さな組織で市民満足度の高い行政サービスを、提供することとしている。
低炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガス※の排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。
統合型地図情報システム	デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。
東大柏ベンチャープラザ	東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザに隣接する、独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）が運営する大学連携型起業家育成施設のこと。

な行

用 語	解 説
二次救急医療	入院治療を必要とする重症患者を診療すること。なお、三次救急医療は、二次救急医療で対応できない高度な集中治療を必要とする重篤な患者を診療すること。
乳幼児医療費（子ども医療費）助成制度	児童福祉の増進のために、小学校就学前の乳幼児及び小学生が、病院等で保険診療を受けた医療費（小学生は入院に限る。）の全部又は一部を助成する制度。
農地転用	農地を宅地や駐車場用地など農地以外のものにすること。

は行

用 語	解 説
パートナーシップ	協力関係、連携。ここでは、市民、事業者、行政などの協力関係を指す。
パイロットプラン 21	前期基本計画の施策の展開に当たり、市民の立場に立った視点で捉えた横断的な課題を、それぞれの行政分野において、関連する各種施策を有機的に連携させ、総合的な行政効果を挙げるために整理したもの。パイロットとは、水先案内人のこと。
パブリシティ	企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的に提供し、各種広報媒体（テレビ・ラジオ、新聞など）に、報道記事として取り上げられるように働きかける広報活動のこと。
パブリックコメント	重要な制度や政策などを作ろうとするときに、その趣旨や案を公表して市民等からの意見を求め、これを考慮して最終的な意思決定を行うこと。
パラダイム	ある時代における規範となる「物の見方や捉え方」のこと。
バリアフリー	障害者や高齢者が生活や行動する上で、妨げとなる障壁（バリア）を取り除き、安心して暮らせる環境をつくること。
PFI	〔ピー・エフ・アイ〕公共施設などの設計、建設、維持・管理及び運営に民間の資金やノウハウなどを導入し、民間主導により、効率的な公共サービスの提供を行う手法。Private Finance Initiativeの略。
BOD	〔ビー・オー・ディー〕生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。似たような指標にCOD〔シー・オー・ディー〕があり、湖沼と海域ではCOD が用いられる。これは、水の流れと滞留の違いによる。
PIO-NET	〔パイオネット〕国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積・活用する。集められた相談情報や危害情報は一元的に調査・分析され、マスメディアやホームページを通じて消費者に公開される。全国消費生活情報ネットワーク・システムのこと。 Practical Living Information Online Network Systemの略。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額*等に普通交付税を加算した額。 *標準税収入額とは、市税を標準税率で計算し、譲与税、交付税等の一般財源を加えた額のこと。 ⇒ 実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、連結実質赤字比率
フードマイレージ	「食料の(=food) 輸送距離(=mileage)」という意味。輸入相手国別の食料輸入量重量×輸出国までの輸送距離（たとえばトン・キロメートル）を表す。食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。
ファシリティマネジメント	市が保有、賃借する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動。
ファミリーサポートセンター	子どもを「預けたい人」と「預かる人」のネットワークをつくり、地域で子育てについて助け合う会員組織のこと。
扶助費	法令に基づいて支給する生活保護費や福祉手当のほか、法令外で支給する給付金。扶助される者の生活を維持するために支出される経費。
普通財産	地元自治会や関係団体、一般の市民へ貸付けたり、場合によっては売却したりできる財産。
ふるさと産品の認定	流山市ふるさと産品協会で会員が製造した商品（加工食品、観光土産品など）を推奨認定委員会に諮り、推奨認定基準に適合した商品とし、全体会で承認を得ること。
平和都市宣言	流山市が昭和62年1月1日の市制施行20周年を契機に、核兵器廃絶を訴え、世界平和確立のため、平和都市を宣言したもの。
ヘルスアップ事業	一人ひとりに適した運動プログラムを通して、生活習慣病の予防や体力年齢の維持・若返りを目指す事業。
保育ママ	保育士、看護師の資格を有する人などの中から市町村が保育を委託した在宅の保育者のことで、自宅で1～3人の乳幼児の保育を行う。

用 語	解 説
ポジティブリスト制	原則、すべての農薬等について、残留基準（一律基準：0.01ppmを含む）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止する制度。
保存樹林・樹木	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、市長が良好な環境を確保するため又は美観、風致を維持するために指定する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林という。

ま行

用 語	解 説
マタニティキーホルダー	妊娠していることをさりげなく周囲の人に理解していただけるようなマークをあしらったキーホルダーのこと。
まちづくり相談員	市民の自主的なまちづくり活動に対して支援をする、都市計画や建築などの豊富な知識のあるまちづくり活動の専門家のこと。
まちづくり達成度アンケート	まちづくりがどのくらい進んでいるのか、流山市総合計画の将来都市像や施策の達成度を評価し、予算の有効な使い方を検討するために、流山市民を対象に毎年実施しているアンケート。
緑のカーテン	へちまやゴーヤなどのつる性植物を窓の外に這わせることにより、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。葉の気孔からの蒸散（水分蒸発）により、体感温度も下がる（2～4℃）と言われている。
モニタリングガイドライン	指定管理者による日常的な施設の管理運営や、利用者に対するサービスの提供が、協定書等に基づき、適正に行われているか状況を確認し、施設における利用者へのサービス等の改善を図るために設けるガイドライン。

や行

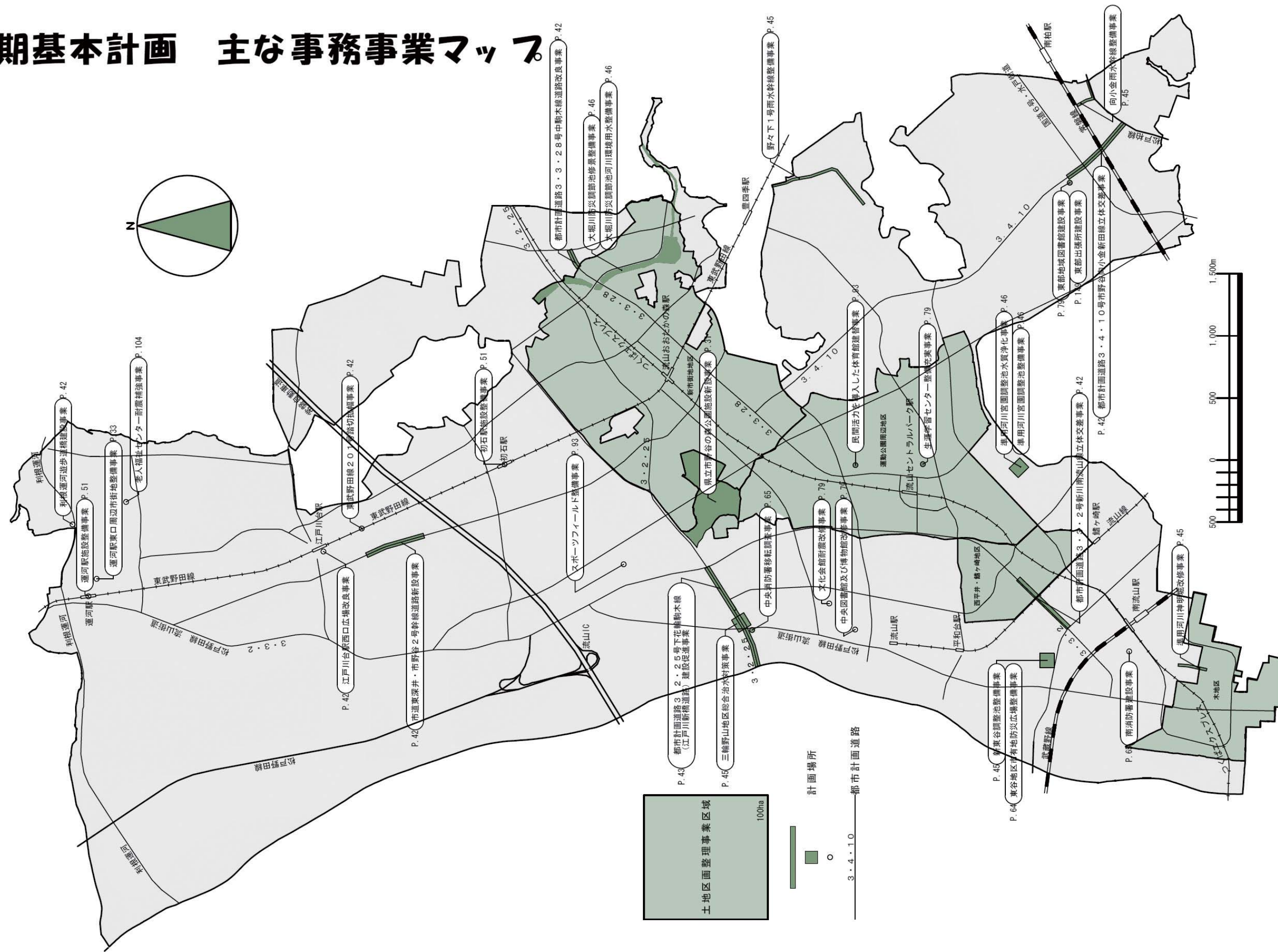
用 語	解 説
ユニバーサルデザイン	全ての人が使うことのできる製品や建物、空間のデザイン及びその考え方。
要保護児童	保護者がいない児童、または、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待）などにより、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

ら行

用 語	解 説
連結実質赤字比率	標準財政規模※に対する全会計に係る実質赤字の比率。

主な事務事業マップ

203



流山市総合計画・後期基本計画

発 行 平成 22 年 3 月

発行者 流山市

編 集 流山市総合政策部企画政策課
千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
電話 04-7158-1111



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

環境にやさしい紙とインクを使用しています





流山市